

一般対策編

第 1 章 総 則

第 1 節 方 針

1 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、輪之内町の地域にかかる災害の対策に関し、おおむね次の事項を定め、もって防災の万全を期するものである。

たとえ計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにし、これを効果的に活用することによって、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、町民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

- (1) 町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに町災害対策本部の組織
- (2) 防災施設の新設又は改良、防災教育及び訓練、防災上重要地域の調査・指定、その他の災害予防計画
- (3) 災害応急対策に関する次の計画
 - ア 防災組織の運用に関する計画
 - イ 災害輸送、通信及び災害対策要員に関する計画
 - ウ 自衛隊災害派遣要請に関する計画
 - エ 災害情報に関する計画
 - オ 災害防除に関する計画
 - カ り災者の救助保護に関する計画
 - キ 災害時における教育に関する計画
 - ク その他災害時における応急対策の計画
- (4) 災害の復旧に関する計画
- (5) その他必要な計画

2 計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

したがって、各機関は、毎年関係のある事項について町防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正案を町防災会議に提出するものとする。

3 県地域防災計画との関連

この計画は、岐阜県地域防災計画と一体をなすものであり、この計画に定めのない事項は、岐阜県地域防災計画に準ずるものとする。

4 計画の徹底

この計画は、各機関において平素から研究、訓練、研修その他の方法によって習熟に努めるとともに、その機関の対策に係る計画については、必要に応じ従事職員あるいは住民等に周知徹底を図るものとする。

5 持続可能な開発目標（SDGs）の観点を踏まえた計画の推進

この計画に基づく施策推進にあたっては、2015年9月の国連サミットで採択された、国際社会が一丸となって2030年までに達成すべき持続可能な開発目標（SDGs）の観点を踏まえながら、取り組んでいくものとする。特に、目標11「住み続けられるまちづくりを」及び13「気候変動に具体的な対策を」を目指した取組みを推進する。



第2節 用 語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 町本部とは、輪之内町災害対策本部をいう。
- (2) 県本部とは、岐阜県災害対策本部をいう。
- (3) 県支部とは、岐阜県災害対策本部西濃支部をいう。
- (4) 町計画とは、輪之内町地域防災計画をいう。
- (5) 県計画とは、岐阜県地域防災計画をいう。
- (6) 町本部長とは、輪之内町災害対策本部長をいう。
- (7) 県本部長とは、岐阜県災害対策本部長をいう。
- (8) 県支部長とは、岐阜県災害対策本部西濃支部長をいう。
- (9) 現地本部長とは、輪之内町災害対策本部現地本部長をいう。

なお、本計画中次の組織と名称は、災害対策本部の設置のいかんにより、それぞれ次のとおり読み替えるものとする。

災害対策本部設置時	災害対策本部不設置時（平常組織）
町本部	輪之内町
町本部長	輪之内町長
町本部〇〇部	輪之内町〇〇課
本部連絡員	本部連絡員の担当職
本部事務室・広報部	輪之内町総務危機管理課
県本部	岐阜県（危機管理部）
県本部長	岐阜県知事
県本部〇〇部〇〇班	岐阜県〇〇部〇〇課
県支部	西濃県事務所（振興防災課）
県支部長	西濃県事務所長
県支部〇〇班	西濃県事務所、西濃県事務所管内の県出先機関等

第3節 防災機関の業務の大綱

町、県、消防機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊、警察及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

1 町

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
町	1 輪之内町防災会議及び輪之内町災害対策本部に関する事務 2 防災に関する施設及び組織の整備と訓練 3 防災に関する物資及び資材の備蓄並びに整備 4 災害に関する予警報の連絡 5 被害の調査及び報告と情報の収集等 6 災害の防除と拡大の防止対策 7 救助、清掃、防疫等災者の保護対策 8 災害応急対策及び災害復旧資材の確保 9 り災者の生活確保 10 被災企業等に対する融資等の対策 11 被災町営施設の応急対策 12 災害時における保健衛生及び文教対策 13 災害対策要員の動員、雇上対策 14 災害時の交通、輸送対策 15 被災公共施設の復旧対策 16 管内の関係団体が実施する災害対策等の連絡調整 17 防災活動推進のための公共用地の有効活用 18 その他災害対策

2 県

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
県	1 岐阜県防災会議に関する事務 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練 3 災害による被害の調査報告と情報の収集等 4 災害の防除と拡大の防止 5 救助、防疫等災者の救助保護 6 災害復旧資材の確保と物価の安定 7 被災産業に対する融資等の対策 8 被災県営施設の応急対策 9 災害時における文教対策 10 災害時における公安の維持

	11 災害対策要員の動員、雇上 12 災害時における交通、輸送の確保 13 災害時における防災行政無線通信の防護と統制 14 被災施設の復旧 15 市町村が処置する事務、事業の指導、指示、あっせん等 16 防災活動推進のための公共用地の有効活用
--	---

3 消防機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
大 垣 消 防 組 合 消 防 本 部	1 災害の警戒、防御、救助 2 災害に対する広報 3 避難誘導 4 傷病者の救護、搬送

4 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東 海 農 政 局 岐 阜 県 拠 点	1 被害を受けた関係業者・団体の被災状況の把握 2 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置
岐 阜 地 方 気 象 台	1 気象、地象、水象の観測及びその結果の収集、発表 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 火山防災情報の発表・伝達 5 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 6 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
中部管区行政評価局 （岐阜県行政監視行政相談センター）	1 被災者への生活支援情報の提供 2 専用電話を備えた相談窓口の開設 3 特別行政相談所の開設

5 自衛隊

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸 上 自 衛 隊 第 1 0 師 団 航空自衛隊岐阜基地	1 防災に関する調査推進 2 関係機関との連絡調整 3 災害派遣計画の作成 4 防災に関する訓練の実施 5 災事情報の収集 6 災害派遣と応急対策の実施

6 警察

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
輪 之 内 交 番	1 治安、交通、犯罪の予防等の応急措置 2 災害広報並びに避難の指示及び誘導 3 り災者の救出、救護 4 警察通信の運用

7 指定公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
N T T 西 日 本 株 式 会 社 岐 阜 支 店 災 害 対 策 室	1 電気通信施設の耐震化 2 電気通信施設の整備と防災管理 3 電気通信の確保 4 災害時における緊急通話の取扱い 5 電気通信施設の災害復旧
日 本 赤 十 字 社 岐 阜 県 支 部 (輪 之 内 分 区)	1 医療、助産、保護の実施 2 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 3 義援金の募集配分
中部電力パワーグリ ッド 株 式 会 社 大 垣 営 業 所	1 電力施設の耐震化 2 電力供給の確保 3 電力緊急融通措置 4 電力施設の災害復旧
輪 之 内 郵 便 局 仁 木 郵 便 局	1 災害時における郵政事業の運営の確保 2 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施
岐阜県L Pガス協会 西 濃 支 部	1 ガス施設の整備及び防災管理 2 災害時のガス供給

8 指定地方公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
名 阪 近 鉄 バ ス 株 式 会 社	1 安全輸送の確保 2 災害対策用物資及び人員、輸送の確保 3 被災地の交通の確保
医 師 会 等 安 八 郡 医 師 会 岐 阜 県 薬 剤 師 会	1 医療及び助産活動の協力 2 防疫その他保健衛生活動の協力 3 医薬品の調剤、適正使用及び医薬品の管理

9 公共的団体

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
西美濃農業協同組合	1 町本部が行う農業関係の被害調査等応急対策への協力 2 農産物等の災害応急対策についての指導 3 被災農家に対する融資又はその斡旋 4 農業共同利用施設の災害応急対策及び復旧 5 飼料、肥料等の確保又は斡旋
病 院 等 管 理 者 社会福祉施設管理者	1 医療施設の不燃耐震化 2 避難施設の整備と避難等の訓練 3 災害時における病人等の収容及び保護 4 災害時における被災負傷者の治療及び助産 5 水、電気、ガス等必要なライフラインの確保対策
輪 之 内 町 社 会 福 祉 協 議 会	1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資 2 義えん金品の配分 3 県社会福祉協議会の設置する現地災害救援事務所への協力 4 ボランティア活動の推進
輪 之 内 町 商 工 会	1 町本部が行う商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、斡旋等についての協力 2 災害時における物価安定についての協力 3 救助用物資、復旧用資材の確保についての協力、斡旋
赤 十 字 奉 仕 団、 女 性 団 体	1 り災者の救助活動の協力 2 義えん金品の募集、受付及び配分の協力 3 炊き出しその他り災者の救助保護等についての協力 4 町その他防災機関の防災活動についての協力

10 防災上重要な施設の管理者

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
医 療 施 設 の 管 理 者	1 医療施設の不燃耐震化 2 災害時における病人等の収容及び保護 3 災害時における被災負傷者の治療及び助産 4 避難施設の整備及び避難訓練の実施
金 融 機 関	1 施設及び設備の不燃耐震化 2 業務運営の確保 3 被災事業者等に対する非常金融措置の実施 4 その他災害復旧資金の融通
学 校 法 人	1 避難施設の整備と避難等の訓練 2 災害時における避難その他児童・生徒の保護対策 3 被災時における教育対策 4 被災施設の災害対策 5 避難所開設についての協力

危険物、高圧ガス等 取扱い機関 給油所等ガソリン 取扱い機関	1 危険物、高圧ガス等の防災管理 2 LPガス等の供給確保 3 ガソリン等危険物の防災管理 4 災害時におけるガソリン等の供給
---	--

11 地域住民の自主防災組織

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
自 主 防 災 組 織	1 自主防災組織の整備 2 防災資機材の整備 3 防災思想・防災知識の普及 4 各種防災訓練への参加 5 地震予知情報等の伝達 6 組織的初期消火 7 負傷者等の救出救護 8 組織的避難 9 給食給水活動 10 その他の相互扶助
建 設 防 災 支 援 隊	1 自主防災組織、警察、消防及びその他行政機関等と連携し、倒壊家屋からのり災者の救出支援 2 社会基盤施設の災害の拡大防止

第4節 輪之内町の地勢と災害の概要

1 自然的条件

本町は、岐阜県の南部、濃尾平野の中心に位置し、東は羽島市に、西は養老町に、南は海津市に、北は大垣市及び安八町と接している。東経136度38分20秒、北緯35度16分52秒で、総面積は22.33平方キロメートルである。東の長良川、西の揖斐川の間に形成された沖積平野であり、平均標高2.4メートルの北高南低の平坦地である。周囲を輪中堤防で囲まれた、西濃の穀倉地帯となっている。

2 地質条件

沖積層の堆積した濃尾平野の中でも、本町の位置する羽島、大垣付近から下流の輪中地帯では、特に沖積層の堆積が厚くなっており、地盤は軟弱となっている。

3 気象条件

本町の気候は、冬期は北西の季節風の影響を強く受けるが、年間平均気温は15.8度と温暖である。年間平均降雨量は2,095.5ミリメートル、降雨日数は130日（以上平成21年～平成27年データ 観測地点大垣市 気象庁資料）と比較的雨が多く、特に5～9月に降雨量が多いのが特徴となっている。

4 災害条件

(1) 水害

揖斐・長良の二大河川に囲まれる本町では、河川整備により安全性が高まりつつあるとはいえ、常に水害の危険にさらされている。過去において本町は、堤防の決壊、溢水等による浸水の被害を幾度となく受けてきた。近年、堤防や護岸の整備が進み安全が保たれているものの、なお危険箇所があり、十分な警戒を要する。

(2) 火災

火災は、本町地域においては特記すべきものはなく、特に近年消防力の整備強化に伴い、大火災は過去に発生していない。しかし、最近では事業所、一般家庭においても少量ではあるが危険物の保有が増え、ガソリンスタンド、プロパンガス等危険物取扱所の増加が著しく、火災発生の危険性が高くなっているといえる。

(3) 震災

町は、近年においては、地震による被害を受けていないが、明治24年10月の濃尾地震（マグニチュード8.0）は、美濃地方全域に甚大な被害を与えた。この地震と同程度の地震が再び発生した場合、生活エネルギーの増大化、多様化により種々の災害要因が激増した現状では、激甚な被害の発生が予想される。

また、最近では平成7年の兵庫県南部地震、平成23年の東北地方太平洋沖地震や平成28年の熊本地震により大規模災害が発生しており、東海から九州沖を震源域とする南海トラフ巨大地震に関する研究がすすめられてきた結果、倒壊、火災、津波などによる家屋の喪失、多数の死傷者が出るなど被害が広域にわたって発生する恐れがある。本町の位置する輪中地帯は地盤が軟弱なため、特に警戒が必要である。

5 社会的条件

(1) 人口

本町の人口は、昭和45年の7,469人から一貫して人口増加が続き、平成22年には10,028人（国勢調査）と、40年間で約34パーセントの増加となった。しかしながらそれ以降は減少に転じ、平成27年10月の国勢調査では9,976人、令和2年10月の同調査では9,654人と大幅な減少となっている。

また65歳以上の老年人口比率の推移を「住民基本台帳人口（各年4月1日現在）」でみると、平成2年の1,184人、14.1パーセントから、平成7年には1,384人、16.0パーセントと微増し、平成12年には1,591人、17.2パーセント、平成17年には1,688人、17.7パーセント、平成22年には1,887人、19.3パーセント、平成27年には2,165人、21.8パーセント、令和2年には2,493人、25.8パーセントとなっている。このように本町においては、人口の高齢化が進行しているため、災害時の要配慮者対策を充実させる必要がある。

年	世 帯 数 (戸)	人 口	備 考
昭 和 45 年	1,558	7,469	10月1日国勢調査
50 年	1,636	7,820	〃
55 年	1,713	8,111	〃
60 年	1,757	8,295	〃
平 成 2 年	1,857	8,385	〃
7 年	2,004	8,669	〃
12 年	2,244	9,141	〃
17 年	2,527	9,419	〃
22 年	3,015	10,028	〃
27 年	3,137	9,976	〃
令 和 2 年	3,439	9,654	〃

(2) 土地利用

本町の総面積は22.33平方キロメートルであり、水田を中心とした農用地が過半数を占めている。近年の土地利用動向をみると、農用地から宅地や道路等公共用地への転換が目立ちつつある。

土地利用の現況

	総面積	田	畑	水面	道路	宅地	その他
面積(ha)	2,233	965	117	392	244	294	221
割合(%)	-	43.2	5.2	17.6	10.9	13.2	9.9

令和6年10月1日 県都市政策課

(3) 産業

ア 農業

本町は、総耕地面積の9割近くを水田が占め、県内有数の稲作地となっている。その他には、養鶏、肉用牛飼育の畜産や、トマト、イチゴ、キュウリ等の施設園芸、ケンガイ菊、ミニバラ等の花卉園芸が盛んである。

イ 工業

就業機会の拡充をめざし、企業誘致した大規模な企業8社と、多数の小規模企業とからなっており、地域の主要な産業と位置づけられる。

その構成では、電気機械器具製造業が目立っているが、特色ある地場産業は形成されていない。

ウ 商業

本町の商業は、平成10年に郊外型大型店舗の進出があり、それにより本町の商業販売額は飛躍的に増加した。

その一方で、多くの小売店の経営は厳しい状況となっている。現在、本町には商店街の充実した機能がないことから大型店と共存するショッピングエリアゾーンの整備を検討することが求められるところである。

(4) 交通

町域の道路体系は、町内部を走る一般県道4路線と主要地方道2路線、塩喰地区を通過する国道（1路線）が他地域と結ぶ主要幹線となっている。また、町道については、1・2級町道が31路線、ほか791の路線により構成されており、今後、渋滞の緩和や交通安全を重視しながら、円滑な交通を図る幹線道路の整備を促進していくことが求められている。

また、公共交通機関は、名阪近鉄バスと、自主運行バスやデマンドバスが運行されているが、以前に比べ利用が減少しつつある中で、その維持と運行形態等の改善が課題となっている。

道路・橋梁の現況

区分	国道	県道 (令和8年4月1日現在)			町道 (令和8年4月1日現在)			
		主要 地方道	一般	計	1級	2級	その他	計
路線数	1	2	4	6	9	20	802	831
改良	実延長(m)	666	7,140.3	19,779.4	26,919.7	16,257.4	13,670.4	277,791.5
	改良済(m)	666	7,140.3	18,957.9	26,098.2	15,518.1	10,198.8	141,216.8
	未改良(m)	0	0	821.5	821.5	739.3	3,471.6	136,574.7
	改良率(%)	100	100	95.8	96.9	95.5	74.6	50.8
舗装・未舗装別								
舗装	実延長(m)	666	7,140.3	19,779.4	26,919.7	16,257.4	13,670.4	277,791.5
	舗装済(m)	666	7,140.3	19,779.4	26,919.7	16,257.4	13,643.8	220,262.4
	未舗装(m)	0	0	0	0	0	26.6	57,529.1
	舗装率(%)	100	100	100	100	99.8	79.3	81.3
橋梁	橋梁数	0	9	21	30	14	28	308
	実延長(m)	0	462.0	198.0	660.0	80.4	134.3	1,254.5
	木橋数	0	0	0	0	0	0	0
	永久橋	0	9	21	30	14	28	308

国道:「道路現況調査」より、県道:「道路現況(安八郡輪之内町(3829))」、町道:「道路台帳調書」より

6 災害発生状況

本町域における過去の主な災害は、次のとおりである。

災害発生年月日	災害の種類別	主な被害地域	被害状況その他
明治24年10月28日	震災 (濃尾大地震)	町内一円	圧死56名、負傷者226名、全壊家屋1,556戸、半壊335戸
昭和34年9月26日	風水害 (伊勢湾台風)	町内一円	死者1名、負傷者2名、全壊52戸、半壊24戸、床上浸水42戸、田倒伏冠水1,100町歩、畑冠水90町歩
昭和36年6月24日	集中豪雨	町内一円	町内低地部に冠水箇所多数

第5節 輪之内町災害対策本部の組織

災害の予防、応急対策及び復旧等防災活動に即応する体制を確立するため、国、県、町及び関係防災機関相互の有機かつ効率的な連携を図るとともに、町民の協力により、総合的かつ一体的な防災体制を確立するものとする。

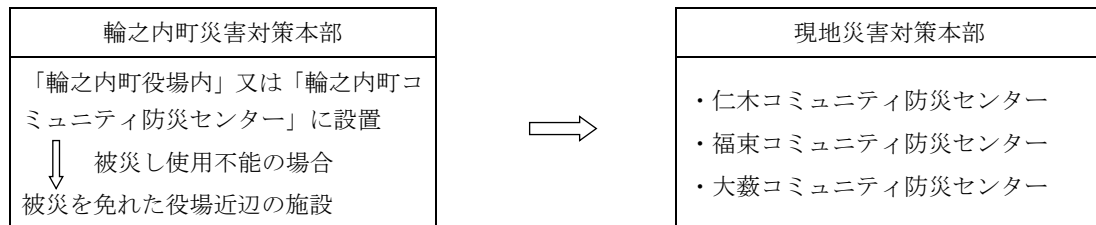
○輪之内町防災会議

災対法第16条の規定により、輪之内町の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため輪之内町防災会議を置く。（輪之内町防災会議条例（昭和38年条例第6号））

○輪之内町災害対策本部

災対法第23条に基づく輪之内町災害対策本部の組織は、輪之内町災害対策本部条例（昭和37年条例第17号）及び本計画に定めるところによる。

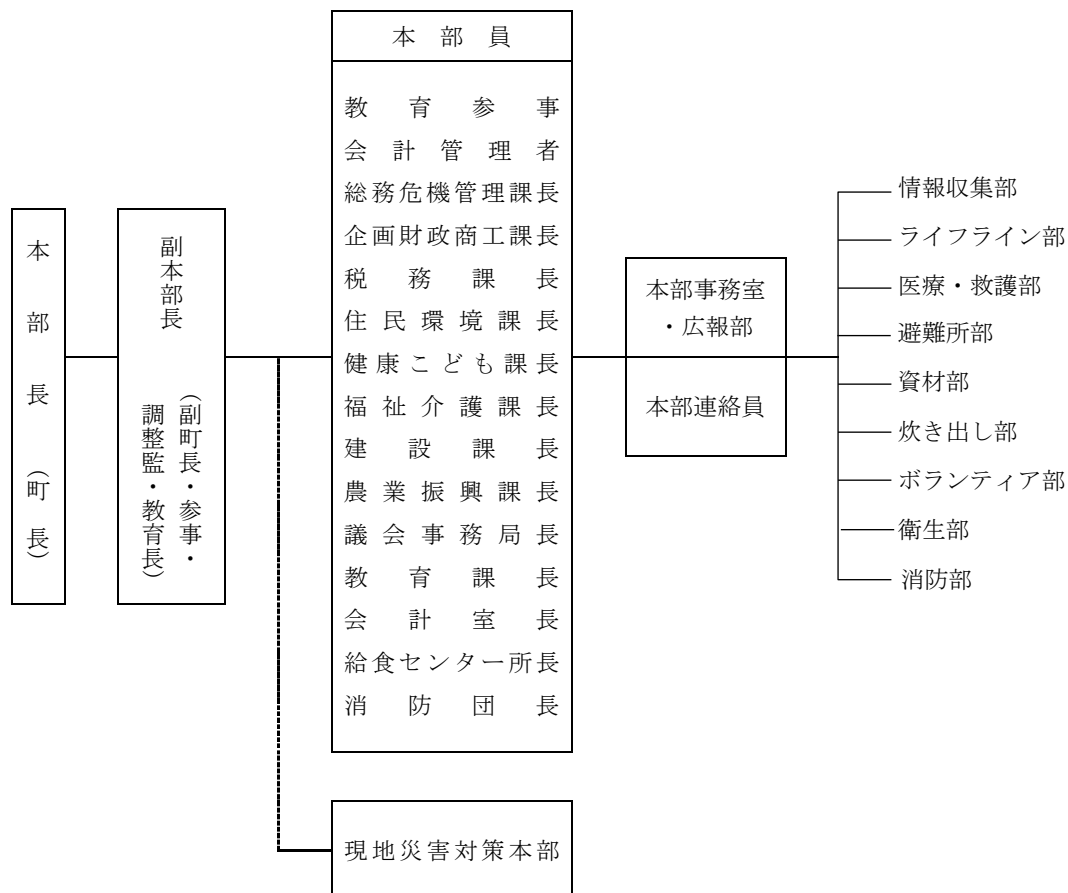
1 町本部の系統及び設置場所



2 本部編成

町本部、現地本部等の編成は、次のとおりである。

災 害 対 策 本 部 組 織 図



3 分担任務等

各組織の分担任務等は、次によるものとする。

(1) 本部員会議

本部員会議は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに開催し、災害対策本部に係る災害応急対策の基本的な事項及び各組織において実施する対策の方針を定めるとともに、各組織における実施事項の総合的な調整、推進に当たるものとする。

(2) 本部の各部

町本部の部別の分担任務並びに部長の担当者は、次のとおりとする。

災 害 対 策 本 部 の 分 担 任 務 表

担当職 部名	
本部長 町 長	町本部の統括
副本部長 副 町 長 参 事 調 整 監 教 育 長	本部長の補佐及び本部長不在時の代理
本部事務室 ・ 広報部 部 長 総務危機管理 課長	1 本部長の秘書に関すること。 2 準備体制、警戒体制、非常体制の指示伝達に関すること。 3 防災行政無線の管理に関すること。 4 災害時の通信の確保に関すること。 5 災害関係職員の動員、派遣に関すること。 6 災害現地との連絡に関すること。 7 県本部、県支部及び関係防災機関との連絡調整に関すること。 8 各種団体の協力要請及び連絡調整に関すること。 9 災害活動に協力する自治会との連絡調整に関すること。 10 自衛隊への災害派遣要請に関すること。 11 災害時における交通安全に関すること。 12 災害関係の広報に関すること。 13 報道機関に関すること。 14 災害資料の収集、統計業務に関すること。 15 災害関係文書、物品の受理、発送、印刷物等に関すること。 16 災害予算等町財政に関すること。 17 災害関係費の出納に関すること。 18 災害見舞い及び視察者等に関すること。 19 災害従事職員の公務災害に関すること。
情報収集部	1 町有財産（避難所施設及びライフライン部が所管する施設は除く。）の災害対策に関すること。

部 長 企画財政商工 課長	2 土木関係施設の被害調査及び応急復旧対策に関する事。 3 教育関係施設の被害調査及び災害対策に関する事。 4 水防全般の応急復旧対策に関する事。 5 交通の確保及び応急復旧対策に関する事。 6 災害用車両の確保に関する事。 7 舟艇の確保に関する事。 8 被害住宅等の調査に関する事。 9 災害状況の記録撮影及び情報の提供に関する事。 10 被害調査の統計に関する事。 11 内水排除対策に関する事。 12 応急復旧のための労働力の確保に関する事。 13 建設業者との災害対策のための連絡調整に関する事。 14 各学校との連絡調整に関する事。 15 災害輸送に関する事。 16 応急仮設住宅に関する協力に関する事。 17 被災児童・生徒の被害調査及び学用品、教科書等の支給計画に関する事。 18 災害時における児童・生徒の災害活動の指導及び協力計画に関する事。 19 児童・生徒の健康管理と学校その他教育施設の衛生防疫に関する事。 20 文化財の被害調査及び災害対策に関する事。
ライフライン部 部 長 建 設 課 長	1 上下水道施設の被害調査及び応急復旧対策に関する事。 2 災害時における飲料水の供給に関する事。 3 水道業者との災害復旧のための連絡調整に関する事。
医療・救護部 部 長 健康こども 課長	1 災害救助の全般的な計画実施に関する事。 2 り災者に対する救護に関する事。 3 救護所の開設に関する事。 4 災害時における医療、助産の実施に関する事。 5 災害時における医師会等の応援要請に関する事。 6 災害対策用薬品に関する事。 7 災害時における防疫に関する事。 8 その他災害時における保健衛生対策に関する事。
避難所部 部 長 会計室長	1 避難所施設の被害調査及び応急復旧対策に関する事。 2 避難所の開設に関する事。 3 避難所に関する総合対策に関する事。
資材部 部 長 農業振興課長	1 応急復旧、救助用資器材等の確保に関する事。 2 災害時における食料確保及び輸送に関する事。 3 生活必需物資の確保及び配給に関する事。 4 災害用物資の出納に関する事。 5 応急仮設住宅に関する事。 6 農業、畜産関係の被害調査及び災害対策に関する事。 7 農業関係団体との連絡調整に関する事。

	8 農業土木関係の被害調査及び応急復旧対策に関する事。 9 商工業関係の被害調査及び災害対策に関する事。 10 商工関係団体との連絡調整に関する事。 11 農業用共同施設の災害対策に関する事。 12 種苗、生産資材、肥料等の対策に関する事。 13 被災農家に対する融資の斡旋に関する事。 14 被災業者に対する融資の斡旋に関する事。
炊き出し部 部 長 教 育 課 長	1 給食施設の被害調査及び応急復旧対策に関する事。 2 炊き出し及び食料の給与に関する事。
ボランティア部 部 長 福祉介護課長	1 赤十字奉仕団の動員に関する事。 2 災害活動に協力する団体等の連絡調整に関する事。 3 災害時における義えん金等の受付保管に関する事。 4 被災住宅の総合対策の協力に関する事。 5 応急仮設住宅に関する協力に関する事。
衛生部 部 長 住民環境課長	1 災害時における清掃等の実施に関する事。 2 災害時における遺体の捜索・保護対策に関する事。 3 遺体処理及び火葬に関する事。 4 ゴミ処理及びし尿処理に関する事。 5 災害時の動物の保護に関する事。
消防部 部 長 消 防 団 長	1 町本部との連絡調整に関する事。 2 消防部内の連絡調整に関する事。 3 災害通信の確保に関する事。 4 消防施設の被害調査及び災害対策に関する事。 5 避難誘導に関する事。 6 傷病者の救護、搬送に関する事。 7 災害の警戒、防御、救助救出に関する事。 8 災害に対する広報に関する事。

(注)

- 1 各部は、この分担任務によるほか、必要に応じて他の部の行う実施事項の応援に当たる。
- 2 分担の明確でない対策は本部長（軽易な事項については、本部事務室・広報部）の指示する部において担当するものとする。

4 本部事務室の組織及び任務

本部事務室・広報部員及び本部連絡員は、次表に掲げる関係者をもって編成し、次の事項の処理に当たる。本部連絡員は、本部を開設したときは、本部に勤務するものとする。ただし、災害の規模、程度により本部事務室・広報部長がその必要がないと認めたときは、それぞれの所属部において待機し、又は所属部の任務に当たるものとする。本部連絡員は、あらかじめ各部において人選を行い、本部事務室・広報部に報告しておくものとする。

- (1) 本部員会議の記録に関する事。
- (2) 本部長の命令、指示事項等の関係各部、防災関係機関その他の団体等への連絡及び伝達

- (3) 気象情報、災害情報、通信情報、交通情報等災害に関する情報の収集、分析及び本部員会議への報告
- (4) 本部情報の伝達
- (5) 被害状況の総合把握
- (6) 災害応急復旧状況の把握
- (7) 避難の指示
- (8) 分担任務の明確でない事項の担当部の決定（軽易なものに限る。）
- (9) 各部の連絡調整及び関係機関に対する応援要請

本部事務室・広報部及び本部連絡員

担 当 者			分 担 任 務
部長 総務危機管理課長（兼本部員）	本部職員	本部事務室・広報部 （総務危機管理課職員）	1 本部員会議の庶務に関する事項 2 災害対策で分担任務の明確でないものの担当部の決定 3 災害救助について自衛隊の派遣要請 4 民間自動車の借り上げ、配車及び県本部へ配車幹旋の依頼 5 奉仕団の動員に関し担当班との連絡調整 6 各部が県に対して行う各種報告、申請事項の総合把握 7 2部以上にわたる災害対策の調整
本部連絡員		所 属 部	担 当 職
		情 報 収 集 部	企画財政商工課長補佐
		ライフライン部	建設課長補佐
		医療・救護部	保健センター主幹
		避難所部	税 務 課 主 幹
		資 材 部	農業振興課長補佐
		炊 き 出 し 部	教育課長補佐
		ボランティア部	福祉介護課長補佐
		衛 生 部	住民環境課長補佐
		消 防 部	消防団副団長
			連 絡 事 項
			情報収集部に関する事項の連絡 ただし、教育関係は、教育課職員が担当
			ライフライン部に関する事項の連絡
			医療・救護部に関する事項の連絡
			避難所部に関する事項の連絡
			資材部に関する事項の連絡
			炊き出し部に関する事項の連絡
			ボランティア部に関する事項の連絡
			衛生部に関する事項の連絡
			消防部に関する事項の連絡

（注）担当職のない場合は、その部において、事前に決定し本部事務室・広報部に連絡しておくこと。

5 現地本部

現地本部は、災害の規模、程度によって設置するものとする。町本部長は、その都度現地本部長を任命し、現地本部員は、現地本部長の要請に基づき、関係各部の長が所属部員の中から指名する。

現地本部長は、本部長の特命事項を処理するとともに、現地における関係防災機関等との連絡調整に当たる。

現地本部員は、現地本部長の指示に基づき、災害対策業務を分担する。

第2章 災害予防計画

第1節 総則

1 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。その際、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限り推進し、ハード・ソフトを組み合わせた防災対策を実施していくことが必要である。

最新の科学的知見に基づき、起こりうる災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。また、災害発生後の復旧・復興を円滑かつ迅速に進めるため、平時からそのために必要な事前準備を行うものとする。

また、自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、町民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるとともに、町、町民、県、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとする。

2 推進体制

(1) 「災害から命を守る岐阜県民運動」の推進

県及び町は、「想定外の常態化」ともいうべき事前災害の現状を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等様々な主体が連携して、たとえ大規模災害が発生したとしても町民の命を守り、命をつなげるためには、「自助」、「共助」によるソフトパワーの底上げが必要であり、ハザードマップを「知る・学ぶ」、防災訓練に「参加する」など具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定め、「災害から命を守る県民運動」として、全世代に向け展開していく

(2) 災害被害の軽減に向けた自発的な防災活動の推進

町は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努める。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

(3) 男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立

町は、多様な視点に配慮した防災を進めるため、地域防災会議の委員への任命など防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努めるものとする。

また、平時及び災害時における男女共同参画担当部局等の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局等が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

(4) 関係機関と連携した防災対策の整備

平時から町および県関係機関間や、企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。特に、災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、輪之内町防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時に行うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努めるものとする。あわせて、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き及び事業継続計画の策定状況等の確認を行う。また、新たに協定を締結する際には、協定を締結する団体に加盟又は構成する企業等についても事業継続計画の策定及び改正の推進を図る旨を項目に盛り込むなど、実効性の確保に留意するものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

加えて、町、県等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）について、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

その他に、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、町および県は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

(5) り災証明書の発行体制の整備

町は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

この際、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。

(6) 感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進

町は、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

(7) デジタル等新技術を活用した防災対策の推進

県及び町は、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努めるものとする。

また、限られた人員でも効率的に、激甚化・頻発化する災害に対応できるようにするため、災害時の情報収集、孤立地域対策、避難所の環境改善といった様々な場面においてデジタル等新技術の活用を推進するものとする。この際、ドローンや衛星通信を活用したインターネット機器や、高付加価値コンテナの活用による被災地支援など、災害対応上有効と認められるデジタル等新技術の活用場面や効果的な活用方法について、前向きかつ幅広くに検討を進めるとともに、実災害時に適切に活用できるよう、平時から職員の操作能力の向上や新技術を保有する関係団体・民間事業者等との連携強化を図る。なお、デジタル技術の活用に際しては、高齢者や障がい者など、その恩恵を受けられない人を生まないように、きめ細かな支援や取組みを一体で推進するものとする。

(8) 災害に強いまちづくりの推進

県及び町は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

また、気候変動による更なる水害リスクの増大に備え、流域全体で被害を軽減する「流域治水」を促進する。

県及び町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

県及び町は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や各種関連計画を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を推進するよう努めるものとする。

(9) 被災者支援の仕組みの整備

県及び町は、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する仕組み）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

(10) 避難生活支援体制の強化

県及び町は、国と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。

(11) 消防人材・消防団員等の確保・育成

県は、複雑・多様化する災害への対応能力を高めるため、消防職員及び消防団員等の教育環境の整備を図るものとする。また、地域防災力を維持するため、市町村と連携したキャンペーンの実施や地域ぐるみで消防団・水防団を応援する取組み等により、団員の確保を図るものとする。

町は、消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、実践的な教育訓練体制の充実、若者・女性をはじめとして団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

(12) 複合災害への対策

県及び町は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することによ

り、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。さらに、山間部や河川の沿岸など、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害について、町民に周知・啓発を図るものとする。

県及び町は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。県及び町は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

関	係	機	関
総務危機管理課		消	防
建設課		団	

第2節 災害危険地域調査等の計画

台風、洪水、地震その他の災害が発生した場合に災害の拡大を防止し、又は軽減するため、事前に町地域内において、災害による危険が予想される地域及び箇所の調査を次のとおり行うものとする。

1 調査

町は、単独又は関係機関と共同して、災害の予防と災害時の円滑な応急対策の実施を期するため、地域内において予想される単独で災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される程度の大規模災害について自然的、人工的災害条件の調査を行い、既往災害の経験を参考にして災害の種類ごとに各地域別の被害想定をするものとする。

2 計画の樹立

町は、単独又は関係機関と共同して、危険地域調査結果の想定被害に対処するため、災害危険箇所ごとに、災害時における応急対策を樹立するとともに、その内容を広報紙、説明会の開催など適宜の方法で住民に周知徹底するものとする。

3 調査及び計画の区域

火災、水害等についての危険区域の調査及び計画は、順次行うものとする。

4 災害危険地域（箇所）の調査方法

(1) 調査範囲

調査の範囲は豪雨、台風、地震等に伴う災害による災害危険区域、箇所及び設備物件を主として、毎年調査を行うものとする。

ア 水害発生の想定地域

イ 住宅密集地等の火災危険度の高い地域

ウ その他

(2) 調査事項及び対策

調査は、過去の被害の状況等危険区域（箇所）の実態調査を行う。実態調査終了後、危険区域の災害程度の判定、措置、方法その他必要事項の再検討、調整又は事前措置の対象となる設備、物件の選定などその後の対策等について検討し、その万全を期する。

(3) 調査結果の報告

調査結果は、担当課長を経て町長（災害対策本部長）に報告するものとする。

5 事前指定に関する対策

危険地域調査の結果、災害が発生した場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件があるときは、その占有者、所有者又は管理者に対して事前に口頭又は文書によって災害対策法第59条に基づく事前措置の対象となること、及び災害時の措置の方法等をあらかじめ通知し、指導しておくものとする。

6 危険箇所等の状況

町地域内において災害時に被害の危険があると予想される地域、箇所、あるいは災害の予想される場合に、特に重点を置いて防護活動を行う必要がある箇所の状況は、次のとおりである。

災 害 区 分	地 域、 箇 所	摘 要
火 災	_____	地域全域
水 害	揖斐川、長良川、大樽川、中江川、西江川 東江川、中西江川流域	関係地域全域

第3節 治水事業計画

関	係	機	関
総務危機管理課		消	防
建設課		団	

昭和34年、36年、51年の台風による水害は、本町にとって水害に対する防災体制の重要性を認識させた。水害の予防計画は、県計画第2章第10節「水害予防対策」によるが、今後さらに水害に対する警戒、非常、救助等の体制の強化を図り、町消防団及び住民が一体となった災害応急体制の確立を図ることはもとより、災害の拡大の防止又は軽減を図るため、国、県等と緊密な連絡のもとに、河川改修等の事業の推進に努め、適正な維持管理を行い水害の未然防止を推進するほか、河道の流下能力が確実に確保されるよう、航空レーザ等による効率的かつ高精度な測量を行い、計画的な維持管理を実施するとともに、老朽化が著しい大規模構造物の更新や予防保全型の維持管理を効率的かつ効果的に実施するものとする。なお、本町における重要水防箇所は「資料編3」のとおりとする。

第4節 道路施設整備計画

関係機関
総務危機管理課 建設課

道路、橋梁はライフラインとともに、住民の日常生活及び社会経済活動上欠くことのできないものである。また、災害復旧の根幹となるべき役割を担っているものである。

これら道路施設の被害は、災害時における避難、救護、復旧対策に大きな障害となり、災害の拡大を招いたり、災害復旧を遅らせる原因となりうる。

したがって、これらの道路施設については、速やかな災害復旧はもとより、事前の予防措置を講じることが必要かつ重要である。

1 道路の整備

災害時における道路は、避難者のための避難路として、また、応急物資の輸送路として極めて重要な役割を持っている。さらに、道路は、幅員を拓けることにより、火災の拡大を防止する役割を持っている。このため、町では、県及び関係機関と連絡を密にして、道路の維持管理及び整備に努める。

2 橋梁の整備

(1) 現況等

揖斐川と長良川のふたつの河川に囲まれた本町にとって、橋は必要不可欠なものである。

昭和47年に福東大橋、昭和61年に平輪橋、昭和63年には大藪大橋が完成し、さらに平成6年には国道258号羽島・養老間の養老大橋が完成、全線開通した。この4橋とも住民の生活において重要な役割を果たしているとともに災害時には貴重な交通路となるため、耐震性の確保について、県に要請を行っていく。

なお、町地域における橋梁の現況は、次のとおりである。

(令和7年4月1日現在)

区分 名称	事業主体	延長 (m)	車道幅員 (m)	歩道 (m)	備 考
福東大橋	岐阜県	329.0m	6.0m	3.0m	
平輪橋	岐阜県	90.0m	7.5m	3.0m	
大藪大橋	岐阜県	609.0m	6.5m	2.5m	
養老大橋	岐阜県	302.0m	6.5m	2.0m	

(2) その他橋梁の対策

洪水時における橋梁の保全を図るため、次により維持補修に努めるものとする。

ア 災害が予想される季節前に計画をたてて、次の事業を実施する。

(ア) 山側、側溝の掘削整備

(イ) 水抜、暗渠等の呑口の埋没を防ぐ掘削及び流木の防止措置

(ウ) 橋台石積の洗掘した箇所の補強（根固工を施す。）

(エ) 河川と関連する路側石積の基礎の洗掘防止（根固又は水利工を施す。）

イ 危険道路に補助板を設け、「路肩弱し」「冠水区間」等と表示する。

将来の小橋梁整備については河川、道路などの改良計画と密接な関連のもとに整備改良に努める。

第5節 緊急輸送網の整備

関係機関

総務危機管理課 建設課

大規模震災時には、道路・橋梁等の損壊、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多いため、災害応急対策を迅速に実施し、ネットワークとしての機能の回復を迅速に行うことが極めて重要である。そのためには、関係各所と円滑な連携を図るとともに、緊急輸送網の確保に向けた対策を進める。

1 県緊急輸送道路の指定

(1) 緊急輸送道路は、地震発生後の緊急輸送の確保の観点から広域的な役割を果たすもの、地区内の災害応急対策の輸送を果たすもの等、その役割から、県は次のとおり区分してネットワークを構築している。

区 分	内 容
第1次緊急輸送道路	県庁所在地及び地方生活圏の中心都市等の重要都市を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と県が指定する防災拠点※を相互に連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路
第3次緊急輸送道路	第1次・第2次緊急輸送道路と県が指定する防災拠点※を相互に連絡し、地区内の緊急輸送を担う道路

※県が指定する防災拠点

- ・第1次拠点…県庁舎、地方生活圏中心都市庁舎
- ・第2次拠点…市町村庁舎、県出先機関、警察署、消防本部、自衛隊、国土交通省関係事務所、その他省庁、ヘリポート、道の駅、災害医療拠点、物流拠点、広域防災拠点、河川防災ステーション、SA・PA等
- ・第3次拠点…広域避難場所

2 町における措置

町においては、今後、町本部、避難所、他市町への連絡道路、ヘリポート等を結ぶ道路を町の緊急輸送道路として指定を行うよう検討し、各緊急交通路を第一に啓開を図る道路として、あらかじめ業者等に周知し、円滑な要員、物資の輸送を行えるよう努める。

また、緊急輸送道路の指定に伴い、一般車を通行させる迂回ルートの指定を行うものとする。

3 道路被害状況の迅速把握

道路管理者は、自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）による道路啓開等を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開、応急復旧等（以下「道路啓開等」という。）に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進するものとする。

4 広域物資輸送拠点及び地域内輸送拠点の設置

県及び町は、地震による災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、被災地周辺に被災市町村へ搬入する食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として、県は広域物資輸送拠点、町は、地域内輸送拠点（以下、「広域物資輸送拠点等」という。）を設置するとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点までの物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送体制を確保するものとする。また、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を

図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

町は、県、関係指定（地方）公共機関と連携して緊急物資の広域物資輸送拠点等候補施設をあらかじめ指定しておくものとする。

県及び町は、広域物資輸送拠点等への非常用電源、燃料貯蔵施設及び非常用通信網の設置や、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等への環境整備を推進するものとする。

5 緊急通行車両の周知・普及

町は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付ができることについて、周知及び普及を図るものとする。

6 緊急輸送道路への電柱の新設禁止

地震等の災害が発生した場合において、緊急輸送道路の機能を確保するため、緊急輸送道路への新規の電柱占用を原則認めないものとする。

第6節 建築物災害予防計画

関	係	機	関
総務危機管理課 建設課		大垣消防組合	

災害による建築物に関連した被害の防止あるいは被害の拡大を防止するための平時における建築物の予防対策は、次によるものとする。

1 建築物防災知識の普及

町は関係機関の協力を得て、次のとおり印刷物及び各種展示会等により建築物防災知識の普及を図る。

(1) 既存建物の保全対策

災害時に住宅等建物の保全を期するため、一般住民に対して火災、台風等に対する既存建築物の平時や台風来襲時等における維持補修や補強の方法等を普及する。また、地震災害に備えて昭和56年6月以前の旧建築基準法で設計された木造住宅については耐震診断を実施することを推奨し、その結果に基づき建物の耐震補強や耐震シェルターの設置を推進する。

(2) 建築基準法等の遵守

建築物の敷地、構造及び用途等が建築基準法（昭和25年法律第201号）に適合するよう、住民に対して法の遵守の広報を行う。

2 公共施設災害予防の推進

災害時の応急対策の拠点ともなる公共施設の老朽建物の改築促進及び補修等を次により実施する。

(1) 老朽度の著しい建物については、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火構造建物へ改築を図る。

(2) 建物の定期点検などを実施して破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

3 防災査察

不特定多数の人の用に供する特殊建築物へ定期的に防災査察を実施し、建築物の安全性の維持と災害予防を図る。

4 空家等の対策

(1) 空家等の状況の確認

町は、平時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

(2) 空家対策の推進

町は、大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞などを防止するため、県等と連携して空き家の活用や除却を進めるとともに、空き家所有者への意識啓発や相談体制の整備等、大規模災害に備えた空き家対策を推進するものとする。

第7節 火災予防計画

関	係	機	関
総務危機管理課	建設課	消防団	健康こども課 教育課 大垣消防組合

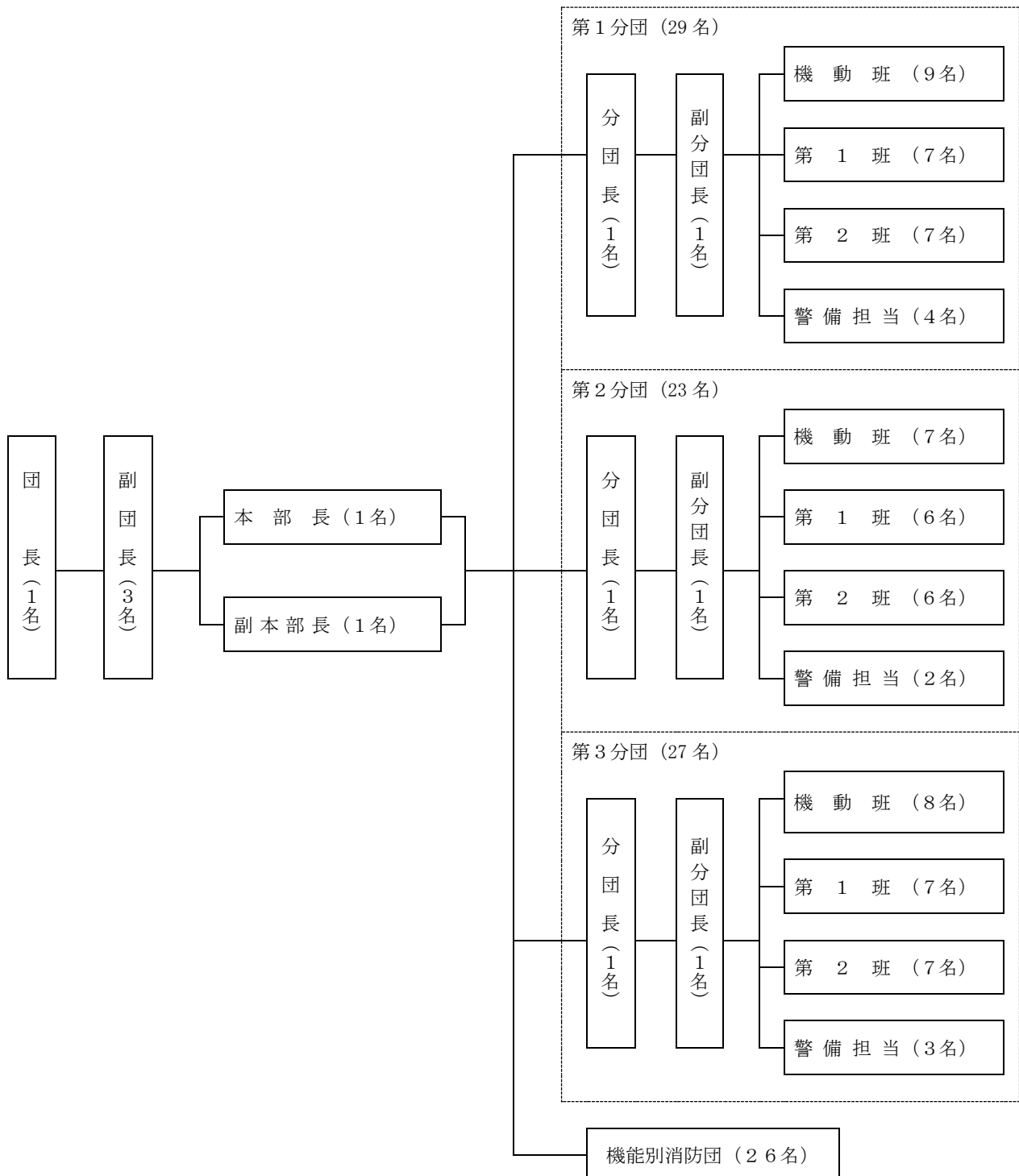
町内における火災その他消防に係る平時の予防に関する計画は、次によるものとする。

1 消防組織

- (1) 大垣消防組合消防本部中消防署南分署を常備消防として、本町域を管轄している。
- (2) 輪之内町消防団

本町における消防団の組織は、次のとおりである。

輪之内町消防団組織図 (111名)



2 消防力の整備強化

(1) 消防力の強化

町は、消防組織の充実強化及び消防施設の整備増強を図ることはもとより、地震等が発生した場合の道路交通の障害、同時多発災害の発生等に対応できるよう次の消防力の整備に努める。その際、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合等も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

ア 消防団員の確保と質の向上に努める。

イ 大規模地震及び火災が発生した際の連絡手段、指揮系統の確立を図る。

ウ 災害時の大垣消防組合消防本部（中消防署南分署）との連携方法の確立を図る。

エ 消防団、自主防災組織等への小型動力ポンプ、救助用資機材（鋸、バール、ジャッキ、タンカ等）等の整備に努める。

オ 近隣住民による初期救出活動を促すため、災害時には消防署、事業所等による資機材の放出を行い、より迅速な救出活動が行えるようにする。

カ 救出活動を阻害する瓦礫、土砂、コンクリート等の除去のため、大型建設機械の要請について、町内建設業者（法人及び個人）との協力体制を確保しておく。

キ 同時多発災害時には町の消防力だけでは対応できないので、住民による自主防災組織等の育成強化に努める。

（ア） 各自主防災組織の活動強化及び防災資機材の配備

（イ） 消防職員、消防団員ＯＢを活用した「地域防災活動協力員」等指導者の育成

本町における消防機械整備状況

・消防団指揮者	—————	本部	1 台	
・消防ポンプ自動車	—————	各機動班	1 台	計 3 台
・小型動力ポンプ（積載車付）	—————	機動班以外各班	1 台	
	—————	機能別消防団（役場）	1 台	計 8 台

(2) 消防水利の確保

町は、消防水利の基準に適合するよう適正配置と同時多発災害、消火栓使用不能事態等に備えた水利の多様化を図る。

ア 防火水槽等の整備を図る。

イ 緊急水利として利用できる河川、池、プール等を把握しておき、水利の多様化を図る。

消 防 水 利 の 現 況

（令和 8 年 4 月 1 日現在）

消 火 栓	防 火 水 槽	井 戸	耐 震 性 貯 水 槽	そ の 他
3 1 6	5 8	1 0 3	3	1 7

3 予防査察の強化

町及び大垣消防組合消防本部は、常に当該区域内の防火対象物並びに地域の環境の変化を把握し防火対象物の定期的な査察を行うとともに、新築又は改築時等の臨時査察、さらに特殊対象物（工場、学校、旅館、危険物等関係施設、文化財等）の特別査察等を計画的に行う。

4 防火管理者の育成指導

一定規模以上の対象物（旅館、マーケット等で収容人員30人以上、その他の防火対象物で同じく50人

以上)には、消防法施行令(昭和36年政令第37号)に定める資格を有する防火管理者を選任させ、訓練、講習会等を実施し、自主防災体制を確立させるものとする。

また、防火管理者に対して消防計画の作成、防火訓練の実施、消防用設備等の整備点検及び火気使用等について指導を行い周知徹底を図るものとする。

5 建築物の不燃化・耐震化

- (1) 建築基準法、消防法(昭和23年法律第186号)等に基づく構造・設備、防火対象物の位置・消防用設備等の規制により、防災的建築物への誘導を図る。
- (2) 老朽度の著しい又は構造上危険と判定される建築物は、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火構造建物へ改築を図る。
- (3) 建築物の定期点検及び臨時点検を実施して破損箇所等は補修又は補強し、災害の防止に努める。

6 訓練の実施

- (1) 学校における訓練等

児童、生徒の避難その他災害時における円滑な対策実施のため、施設の整備に努めるとともに、毎学期1回以上その訓練を実施するものとする。

- (2) こども園における訓練等

幼児の避難その他災害時における円滑な対策実施のため、施設の整備に努めるとともに、毎月1回以上その訓練を実施するものとする。

- (3) 総合防災訓練

町は、災害時の各種応急対策の円滑を期するため、総合的な防災訓練を毎年1回実施するものとする。

実施する訓練は、おおむね次の種別とする。

ア 職員、奉仕団等の動員訓練

イ 水防、消防等防除訓練

ウ 災害救助その他保護訓練

エ 住民(自主防災組織)による初期消火、応急救護、防災資機材の取扱訓練

7 消防(団)員教養訓練計画

消防(団)員の資質の向上と学術、技能の修得並びに体力等の練成を図り、迅速、的確な消防活動を遂行し得るような教養訓練を実施するものとする。

消防団員の一般教養訓練は、消防団長が別に定めるものとする。

8 住民に対する火災予防等の徹底

- (1) 方針

災害の発生防止及び被害の軽減を図るため、住民に対し、出火の防止、初期消火等の一般的な技術の修得及び心得等を周知し、防災知識の普及に努める。

- (2) 関係機関の協力

地域住民に対する火災予防の普及及び初期消火体制の万全を期するため、女性防火クラブ、少年消防クラブ、幼年消防クラブ、自主防災組織等の養成を促進するとともに、消防機関等が行う訓練に参加を求め、火災予防の普及徹底を図るものとする。

ア 輪之内町女性防火クラブ(令和8年4月1日現在)



イ 少年消防クラブ（令和 7 年 4 月 1 日現在）

- （ア） 仁木小学校少年消防クラブ……委員長——委員（若干名）—— 5、6 年生
- （イ） 福束小学校少年消防クラブ……委員長——委員（若干名）—— 5、6 年生
- （ウ） 大薮小学校少年消防クラブ……委員長——委員（若干名）—— 5、6 年生
- （エ） 輪之内中学校少年消防クラブ 全生徒

ウ 幼年消防クラブ（令和 6 年 4 月 1 日現在）

- （ア） 仁木こども園幼年消防クラブ
- （イ） 福束こども園幼年消防クラブ
- （ウ） 大薮こども園幼年消防クラブ

(3) 火災予防広報

- ア 輪之内町の広報紙に防火等に関する知識を掲載する。
- イ 「火災予防チラシ」、「火の元点検表」等を各戸に配布する。
- ウ 自主防災組織、女性団体に消火器取扱訓練等の実施を要請する。
- エ 異常気象時、その他必要の都度消防車等により防火パトロールを適宜実施する。
- オ 春秋 2 回の「全国火災予防運動」を効果的に推進する。

第8節 危険物等災害予防計画

関 係 機 関	
総務危機管理課 消 防 団	大垣消防組合

危険物、ガス、毒劇物及び火薬類は、その取扱いを誤ると、火災、爆発、中毒等の特殊な災害の要因となり、災害を誘発するおそれがあるため、危険物等の施設管理者、占有者又は所有者は、災害の予防についてその責務を十分認識するとともに、大垣消防組合、大垣警察署等の防災関係機関と協力し、必要な措置を講ずる。

1 危険物

(1) 町及び大垣消防組合消防本部の措置

ア 危険物施設に対する指導

消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）に対し、立入検査、保安査察等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともに、主に次に掲げる災害予防上必要な指導を行う。

- (ア) 施設の耐震性の確保
- (イ) 各種の講習会及び研修会の開催
- (ウ) 防災訓練の徹底

イ 事務所、一般家庭への啓発

その他石油ストーブ、ボイラーを使用している事務所、一般家庭には灯油の適正な保管及び取扱い方法の指導啓発を行う。

(2) 危険物施設における措置

危険物施設の所有者、管理者及び占有者は、災害予防のため、次の対策等を行う。

- ア 消防法に基づく安全確認のための定期点検
- イ 防災資機材、危険物流出防止資機材の整備及び化学消火薬剤の備蓄等
- ウ 危険物施設の整理、清掃及び点検

2 毒物及び劇物

毒物及び劇物を保管又は取り扱っている事業所に対しては、検査等を通じ県が指導を行うが、毒物及び劇物を取り扱う事業者は、次の対策等を行うものとする。

- (1) 部門責任者（保管、販売、保安）の設置と管理部門の明確化
- (2) 従業員に対する安全教育
- (3) 事故時の通報体制の確立（町本部長、大垣消防組合、大垣警察署及び西濃保健所に通報）
- (4) 転倒防止対策等施設の整備点検
- (5) 事故拡大防止及び被災防止体制の確立（周辺住民の避難誘導、警戒区域等の設定）
- (6) 消火、吸着剤、化学処理剤等の整備
- (7) 地震防災教育及び訓練の実施

3 高圧ガス

高圧ガス事業者は、次により、自主保安体制の確立に努める。

- (1) 高圧ガス施設の整備・日常点検等の実施
- (2) 応急措置等についての保安教育
- (3) 緊急連絡体制の整備、緊急対応マニュアルの策定
- (4) 防災協定などによる地域応援体制の確立
- (5) 防災訓練の実施等（周辺住民の避難誘導）

第9節 防災思想の普及計画

関係機関

各課共通

災害の発生防止及び軽減、あるいは災害時の円滑な応急対策の実施を図るため、住民に対する防災知識の普及と防災業務従事職員に対する知識、技術の修得及び訓練を実施する。

また、町は住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門機関（気象庁等）や専門家（気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

1 町地域防災計画の周知

(1) 町地域防災計画書を作成あるいは修正したときは、次の機関あるいは関係者に配布し、その内容の徹底を図る。

町内各機関、防災関係団体、町内の公共的機関及び防災上重要な施設の管理者、近隣市町

(2) 説明会の開催

毎年度計画の検討をし、修正をしたときは、直ちに関係機関に対し説明会を開催し、特に総合的実施を要する対策に重点をおいてその徹底を図るものとする。

2 「岐阜県防災点検の日」の設定と点検事項

毎月28日（明治24年10月28日発生の濃尾大震災にちなむ。）を「岐阜県防災点検の日」と定め、個人、家庭、学校、職場それぞれで防災点検を実施する。

防災点検実施の例（10ヶ条）は、次のとおりである。

災害に備える防災点検10ヶ条の例

＜個人＞	＜家庭＞	＜地域＞
1 消火器の操作方法	1 家族の役割の確認	1 地域の自主防災体制の確認
2 応急手当の処置方法	2 非常持ち出し品の点検	2 地域住民の把握
3 緊急避難カードの作成	3 火災防止対策の確認	3 お年寄り・障がい者等の要配慮者の避難対策
4 非常持ち出し品の点検	4 家具等の落下・転倒防止の点検	4 地域住民への道路系統の確認
5 災害情報の入手方法	5 灯油等危険性物質の確認	5 防災資機材の点検
6 緊急時の連絡先の確認	6 家族間の連絡方法・集合場所の確認	6 警察・消防への連絡系統の確認
7 災害が発生した時の行動の確認	7 お年寄り等の避難対策	7 消防水利・施設の点検
8 家具等の落下・転倒防止の点検	8 家の外回りの点検	8 物資等の搬送場所の確認
9 避難場所の確認	9 避難場所までの危険箇所の確認	9 危険箇所の確認
10 避難路の確認	10 避難場所・避難路の確認	10 避難場所・避難路の確認

3 「岐阜県地震防災の日」の設定と点検事項

岐阜県では、毎年10月28日を「岐阜県地震防災の日」と定め、家庭、事業所における地震対策と防災意識の向上を行う。

【家庭】

- ・家の周りの地形や家具の固定の状況の確認
- ・食料、飲料水、医薬品などの備蓄

- ・ブロック塀、防災用具の点検
- ・避難所の位置や避難経路、災害時における家庭間の連絡方法の確認

【事業所】

- ・事業所の周りの地形や事業所などの耐震性の点検
- ・事業所の防災組織の整備状況や従業員の防災訓練
- ・研修などへの参加状況の確認
- ・保有する地震防災のための資機材の点検実施

4 住民に対する教育

県、町及び防災関係機関等は、住民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等の配布、県広域防災センターの展示教育設備の利用、防災に関する講演会、展覧会、研修会等の開催、ラジオ、テレビ、新聞、広報紙等を通じた広報や災害図上訓練の普及推進等により、災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進する。

また、防災知識の普及にあたっては、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。なお、その際には乳幼児、重篤な重病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

さらに、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

(1) 教育内容

- 共通事項 ⇒ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、各個人にとって最も重要なもの（常備薬、コンタクトレンズ、インシュリン、医療器具など）のとりまとめ。自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点から家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備。保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策。避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認。様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動。災害時の家族内の連絡体制等（避難方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと。広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方。家屋が被災した際に片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行為。
- 一般災害等 ⇒ 火災の予防、台風時における家屋の保存方法、過去の災害事例、危険地域等に関する知識、気象予警報の種別と対策、避難する場合の携行品、避難場所と経路等。
- 地震関連 ⇒ 上記共通事項の他、地震に関する一般知識及び心得、建物の点検と補強方法、家具等の固定方法、自主防災組織充実の必要性、応急救護の方法、避難行動要支援者を守るための防災知識、情報入手の方法、防災関係機関が講ずる地震対策。

- 原子力関連 ⇒ 上記共通事項の他、放射性物質・放射線及び災害の特性、原子力施設の概要、健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方、放射線防護の方法、コンクリート屋内退避所に関すること、緊急時にとるべき行動。

(2) 教育方法

- ア 町広報紙による普及
- イ 講習会の開催及び町内会、PTA等の会合等の利用
- ウ 災害関連の手引書、パンフレットの作成

5 職員等に対する教育

迅速かつ的確な災害対策の実施を図るため、それぞれ防災業務に従事する職員等に対し、次のとおり必要な教育を行う。

- (1) 災害に関する一般的・専門的知識
- (2) 現在講じられている災害対策
- (3) 今後取り組むべき課題
- (4) 組織の防災体制
- (5) 職員のとるべき行動（事前、発生後）
- (6) 防災活動に関する基礎的知識（防災資機材の使用法、応急手当等）

6 学校教育における防災教育

町は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実及び消防団員や防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

7 災害伝承

地域住民や児童生徒等に防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるとともに、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第 10 節 防災訓練計画

関係機関

各 課 共 通

計画に基づく応急対策の円滑な実施を期するため、次により防災訓練を継続的に行うものとする。

1 本町の災害特性を考慮した訓練の実施

町及び町地域内の防災関係者、防災上重要な施設の管理者は、水害、火災、震災等それぞれ地域において発生が予想される災害の具体的な想定に基づき、災害予防責任者、防災業務従事職員あるいは地域住民の処置すべき応急的な対策について実地又は図上において、それぞれ機関別にあるいは2以上の機関が合同して行うものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。あわせて、医療コンテナやトイレコンテナなど高付加価値コンテナやデジタル等新技術の活用など、災害対応上有効と認められるものの効果的な活用方法について訓練を通じて検討を進めるものとする。

本町において予想される災害種別に対応した訓練の実施を、次のとおり図るものとする。

- (1) 火災の発生 ⇒ 消火器・消火栓・可搬ポンプ等の取扱訓練、避難訓練等
- (2) 水害の発生 ⇒ 水防訓練、避難訓練等
- (3) 地震の発生 ⇒ 倒壊家屋からの救出訓練等

非常時に有効な実践的訓練例

① 消火器、消火栓、可搬ポンプの取扱訓練
② 倒壊家屋等からの救出訓練
③ 負傷者の手当て及び救命訓練
④ 避難行動要支援者の参加する避難訓練
⑤ 飲料水の確保訓練（浄水器の使用）
⑥ 炊き出し訓練

2 総合訓練

町は、各部門別応急対策実施機関と合同して毎年1回災害が予想される季節前において、おおむね次の対策を総合して訓練を実施するものとする。

訓 練 科 目	実 施 機 関	訓 練 科 目	実 施 機 関
気象警報等伝達訓練	町、関係機関、住民	医 療 訓 練	町、民間医療機関
通 信 訓 練	町、防災機関	炊き出しその他、 救 助 訓 練	町、自主防災組織
避 難 訓 練	警察、消防、学校等	消 防、水 防 訓 練	町、消防機関
救 出 訓 練	消防	そ の 他	関係機関

3 水防訓練

町及び消防機関は、水防計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により訓練を実施するほか、関係団体が合同して行う訓練に参加して実施するものとする。

(1) 実施の時期

洪水が予想される季節前の最も訓練効果のある時期に実施するものとする。

(2) 実施地域

重要水防箇所等洪水その他による大災害の発生するおそれのある地域において実施するものとする。

(3) 方法

地域ごとに定例訓練を実施するほか、随時幹部の水防工法その他関連する訓練と併せて講習会等を実施する。

(4) その他

ア. 浸水想定区域内に位置し、町防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

イ. 浸水想定区域内に位置し、町防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、遅滞なく、これを町長に報告するものとする。また、作成した計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するとともに、その結果を町長に報告するものとする。

ウ. 浸水想定区域内に位置し、町防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

4 消防訓練

町及び消防団は、消防計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ、県その他の団体、市町と合同して大規模な機動連合演習を実施するものとする。

5 地震を想定した防災訓練

町は、適宜大規模地震の発生を想定した訓練の取入れを図るものとする。

訓練例としては、次のようなものがある。

(1) 通信連絡訓練

有事の際における情報の収集伝達方法、通信設備の応急復旧等についての訓練

(2) 動員訓練

初動体制を確保するための職員の動員訓練

(3) 図上訓練

的確なとっさの対応を確保するため、多様な想定による図上訓練

(4) その他の訓練

ボランティアの受入れ活用訓練、地域毎に避難行動要支援者の参加する訓練

6 避難救助訓練

町及び消防団は、避難救助等の関係機関と連携を保ちつつ、それぞれ関係の計画に基づき避難救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せて、又は単独で訓練を実施するものとする。

なお、学校、病院、社会福祉施設、工場その他多数の者が出入りし、勤務又は居住する施設にあっては、人命保護のため次の訓練を実施するものとする。

(1) こども園の避難訓練を毎月1回以上行う。

(2) 病院、入院患者の避難等の訓練を定期的実施する。

(3) 小中学校の児童・生徒の避難訓練等を每学期1回行う。

(4) その他にあつては、随時実情に応じて実施する。

7 図上演習の実施

町は、少なくとも3年毎に1回以上消防機関、学校、福祉関係機関等の協力を得て、広域災害を想定した図上演習を実施するものとする。

8 感染症対策への配慮

感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓練を積極的に実施するものとする

9 訓練の検証

町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図り、訓練成果を取りまとめ、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第 1 1 節 文教関係の予防計画

関係機関
教 育 課

学校その他文教施設の災害予防あるいは児童・生徒の安全避難の訓練等文教関係の災害予防対策は、別に定める計画のほか、本計画に定めるところによるものとするが、各施設の経営者又は管理者は、それぞれの災害条件を考慮し、施設別にその計画を作成して実施の推進を図るものとする。

1 不燃化、耐震化の促進

学校その他教育施設は、児童・生徒等の安全のほか避難所として使用されることも想定し、不燃・耐震構造とするように努める。

2 施設の予防対策

学校その他文教施設を管理しているものは、常に施設の保安全管理に努め、特に次の事項には十分に留意して施設災害の予防に当たるものとする。

(1) 組織の整備

施設の補強、補修等（台風時における準備作業等）が迅速、的確に実施できるよう、職員の任務の分担あるいは作業員の配置等平時からその組織を整備しておくこと。

(2) 補修、補強

平時から施設の点検、調査を実施し、危険箇所あるいは不備施設（避難施設等）の早期発見に努めるとともに、これの補修、補強あるいは整備に当たること。

(3) 資材等の整備

災害時の施設等の補修、補強に必要な資材、器具等を整備しておくこと。

(4) 文化財施設

指定文化財等を火災等の災害から防護するため、建造物等には消火栓、消火器等を設置し防災に努めるとともに、文化財施設等での火気の使用制限、施設内の巡視等を行い、災害予防に努めるものとする。

3 危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取扱いあるいは保管する学校及び教育関係機関にあつては、関係法令の定めに従って厳重に保管管理するとともに、適切な取扱いに努めなければならないが、特に災害時における安全の確保について適切な予防措置を講じておくものとする。

4 防災教養

教育課は、関係職員に対して防災指導資料を作成配布し、あるいは講習会、研究会等を開催して防災に関する知識のかん養及び技術の向上に努めるものとする。また、各学校においては、全職員の協力を得て、常に児童・生徒の防災知識の普及に努めるとともに、児童・生徒を通じてその地域における防災意識の普及徹底を図り、あわせて災害の未然防止と災害時の応急対策についても十分周知させるものとする。なお、このため各学校は、次の諸点に留意してその普及に努めるものとする。

(1) 防災知識の普及は、正常な教育課程に位置づけて実施すること。特に、学校行事等において実施される講和、避難訓練、消火訓練、水泳指導等の場合においては、事前の指導として防災知識の普及に努めること。

(2) 災害時においては、児童・生徒の生命尊重、安全退避を第一義とし、火災、風水害、地震、雪害等それぞれの場合における生命の安全確保について万全を図るため、施設、設備の状況、気象条件、地形条件等を十分考慮して、それぞれの災害の場における適切な退避計画を樹立し、事前に児童・生徒に周知を図ること。この場合、特に低学年の児童や身体的障害のある児童・生徒にはよく理解させ徹

底しておくものとする。なお、町は、学校が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

- (3) 学校災害の未然防止を図るため、火気取扱いの注意、危険薬品の管理、配電施設の安全、老朽危険箇所の補修等に細心の注意を用い、児童・生徒に対しても火遊び等をしないよう指導すること。
- (4) 児童・生徒の通学路に沿う危険箇所については、学校は、事前に調査し、登下校の指導や災害予防の知識について理解させ、徹底しておくこと。
- (5) 児童・生徒が消火作業や搬出作業等の救援活動に従事する場合は、まず身体生命の安全を確保した上で考えること。この場合、学校の施設・設備の状況や作業活動の組織等について十分検討を加え、無理な活動を要求しないよう慎重を期すること。
- (6) 指定文化財等の所有者又は管理者は、毎年防火管理、防火知識の普及を図るため、施設職員に対して講習会等を開催して、火災予防の徹底を期するものとする。

5 避難その他の訓練

学校その他文教施設を管理しているものは、関係職員に対して職員自身の防災に対する心構えを確認し、災害時に適切な処置がとれるよう災害の状況を想定し、警報の伝達、児童・生徒の避難、誘導等防火上必要な計画を樹立するとともに、訓練を実施するものとする。なお、訓練計画の樹立及び訓練の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 計画及び訓練は、学校規模、施設設備の状況、児童・生徒の発達段階等それぞれの実情に応じた具体的かつ適切なものとする。
- (2) 訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、全職員の協力と、児童・生徒の自主的活動とあいまって十分な効果を収めるように努めること。
- (3) 火災、風水害、震災等それぞれの場合における計画を樹立し、訓練を実施すること。なお、この場合それぞれの災害の特色や災害状況の相違等を検討し、形式的なものにならないよう注意すること。
- (4) 訓練は、毎学期1回実施すること。
- (5) 訓練の実施に当たっては、事前に施設設備の状況、器具、用具等について点検し、常に十分活用できるよう充足するとともに、訓練による事故防止に努めること。
- (6) 平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員及び児童・生徒等の活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底しておくこと。
- (7) 指定文化財等の所有者又は管理者は、毎年1月26日を「文化財防火デー」と定め、文化財防火訓練を実施するよう努めること。
- (8) 計画の樹立及び訓練の実施に当たっては、関係機関と事前に連絡を密にし、専門的な立場から助言、指導を受けること。
- (9) 訓練実施後は、十分な反省を加え、関係計画の修正整備を図ること。

6 気象予警報等の把握、伝達

各学校における災害に関する注意報、警報並びに情報等の把握及び伝達については、次により徹底を期し、事故防止に努めるものとする。

教育課及び各施設管理者は、小・中学校教育施設における災害対策実施のための気象状況に留意し、災害に関する注意報、警報及び東海地震の予知に係る情報等各種の情報の把握に努めるものとする。なお、気象警報等の伝達は、本編第3章第4項第1節「気象予警報伝達等の計画」に基づき、町本部に伝達されるので、情報収集部は、各学校長に対し、伝達するものとする。

7 臨時休業

災害の発生が予想される場合の学校の休業等については、災害本部が決定して行うものとする。

第 1 2 節 自主防災組織の育成と強化

大規模な災害が発生した場合は、防災関係機関の活動の遅延・阻害が予想され、「自分達の地域は自分達で守る。」という住民のコミュニティ連帯意識に基づく防災活動が不可欠であり、同時に事業所の自主防災組織による活動も欠かせないものとなってくる。

したがって、町は地域住民、事業所等の自主防災組織の整備、育成を図り、訓練等の実施により災害時の住民、事業所等の自主的な活動を促すように努めるものとする。その際、女性の参画の推進に努めるものとする。

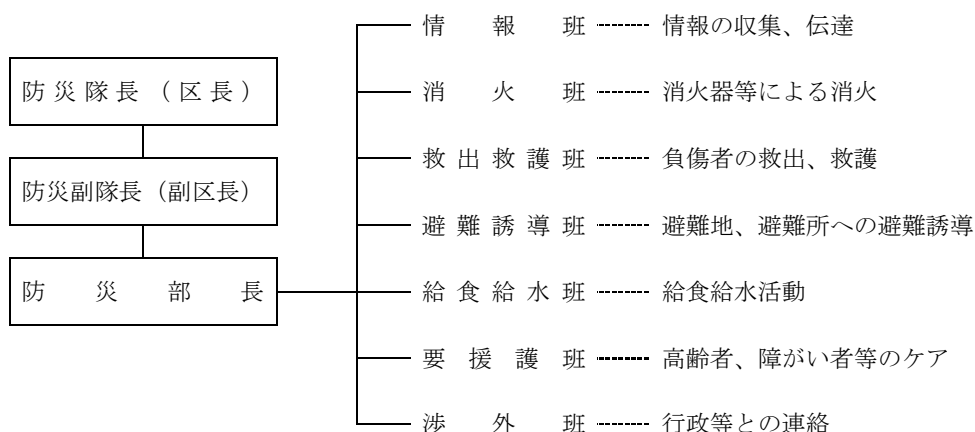
1 地域住民の自主防災組織

(1) 防災士又は消防ＯＢ等のリーダー的役割による自主防災組織の育成、強化

町は、防災士又は消防職団員ＯＢ等が、その専門知識を生かした、地域に密着した指導により、区単位の自主防災組織の活動の充実を図るため必要な支援を行う。

(2) 組織及び活動の内容

ア 組織編成



イ 平時又は非常時の活動内容

（ア） 日常の活動例

対 策	内 容	担 当
消 火 対 策	1 火災予防の啓発 2 延焼危険地区、消防水利等の把握	消 火 班 〃
救 出 対 策	1 救出用資器材の整備計画の立案 2 建設業者などへの重機の事前協力要請	救 出 救 護 班 〃
救 護 対 策	1 各世帯への救急医薬品の保有指導 2 応急手当講習会の実施 3 負傷者収容についての医療機関との協議	救 出 救 護 班 〃 〃
情 報 対 策	1 情報の収集、伝達方法の立案 2 地震等の災害についての知識の収集及び啓発	情 報 班 〃
避 難 行 動 要 支 援 者 対 策	1 自力で避難困難な避難行動要支援者のリスト アップ 2 避難行動要支援者の避難計画の作成	要 援 護 班 〃 〃

	3 防災知識の普及	
他 組 織 と の 連 携 対 策	1 町本部との連絡体制の確立 2 町内防災関係機関や隣接町内会、事業所との 連絡方法の確立	渉 外 班 〃
避 難 対 策	1 避難対象地区の把握 2 避難路の決定と周知	避 難 誘 導 班 〃
給 食 給 水 対 策	1 各世帯への備蓄の徹底 2 飲料水が確保できる場所の把握 3 炊き出し、配分計画の立案	給 食 給 水 班 〃 〃
防 災 訓 練	1 個別訓練の随時実施 2 町が行う防災訓練への参加	各 班 〃
備 蓄	1 各班の活動に必要な資機材、物資を順次備蓄 2 備蓄資機材、物資の管理、点検	各 班 〃

(イ) 災害時の活動例

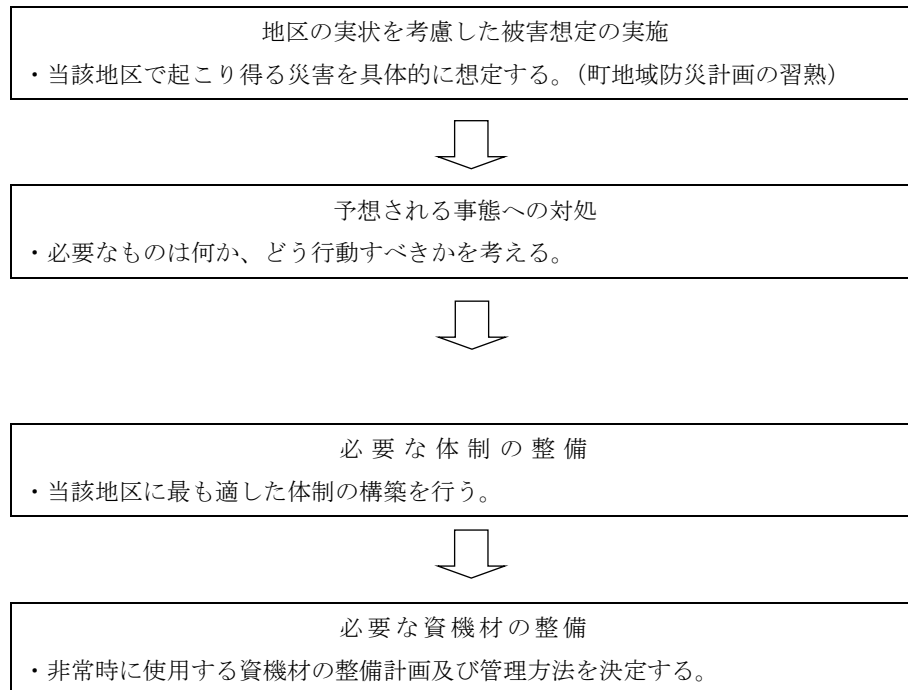
対 策	内 容	担 当
消 火 対 策	1 各自家庭における火の始末 2 初期消火の実施 3 延焼の場合は消火班出動	全 員 〃 消 火 班
救 出 対 策	1 初期救出の実施 2 建設業者への応援要請	救 出 救 護 班 〃
救 護 対 策	1 軽傷者は各世帯で処置 2 各世帯で不可能な場合は救護班が処置 3 重傷者などの医療機関への搬送	各 世 帯 救 出 救 護 班 〃
情 報 対 策	1 各世帯による情報班への被害状況報告 2 情報の集約 3 重要情報の各世帯への広報 4 地域住民の安否、入院先、疎開先等の情報収集	各 世 帯 情 報 班 〃 〃
避 難 行 動 要 支 援 者 対 策	1 避難行動要支援者の避難救護 2 避難所における避難行動要支援者への協力	要 援 護 班 〃
他 組 織 と の 連 携 対 策	1 被災状況等の町本部への報告 2 町内防災機関や隣接町内会、事業所との情報交換 3 安否等住民に関する情報の町への提供	渉 外 班 〃 〃
避 難 対 策	1 避難路の安全確認 2 避難者の誘導（組織的避難の実施）	避 難 誘 導 班 〃
給 食 給 水 対 策	1 飲料水の確保 2 炊き出しの実施 3 飲料水、食料などの公平配分	給 食 給 水 班 〃 〃

2 防災マニュアルの作成

災害は、種類、規模、発生場所及び発生時期、時刻等により、その態様が全く異なるため、1「地域住民の自主防災組織」で定めた班編成及び役割については地区毎に協議を行い、必要により改正を行うものとする。その際、職員及び消防団員は、積極的に協力することで迅速、的確な自主防災活動を推進するとともに、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

また、地区毎に地区の実状に合った防災マニュアルの作成を図るものとし、作成については、地区内

に消防団、医師、看護師等の専門家（若しくはOB）が在住しているかを確認の上、おおむね次のような段階を重ね、協議を行う。



3 施設の自主防災組織の設置

法令により防火管理者等を置き、防災計画を作成し、自主防災組織を設置している施設については、その組織による防災活動の充実強化を図って、自主防災体制を整備する。

4 事業所における自主防災組織

自主防災組織を設置していない多数の従業員がいる事業所で、組織的に防災活動を行うことが望ましい施設については、事業所の規模、形態によりその実態に応じた組織づくりをし、それぞれに適切な規約及び防災計画を作成する。

5 地区防災計画の策定

各地区の自主防災組織及び事業所は、必要に応じて、自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として、町防災会議に提案することができる。

町は、町防災計画に地区防災計画を位置付けるよう自主防災組織及び事業所から提案を受け、必要があると認めるときは、町防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

6 地域コミュニティ等を活用した訓練の実施

町は、機能別消防団員を含む消防団や地域コミュニティを活用し、避難の「声かけ訓練」を実施するよう努めるものとする。

第 13 節 ボランティア活動の推進

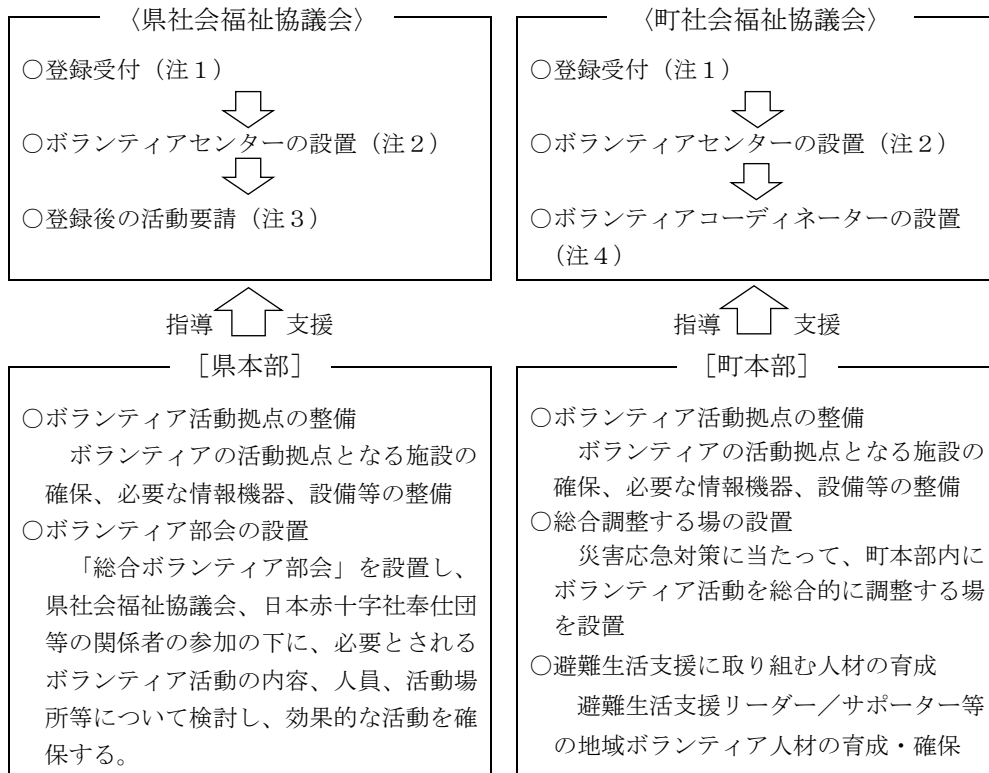
関 係 機 関
総務危機管理課 社会福祉協議会 福 祉 介 護 課

町は、輪之内町社会福祉協議会が行うボランティアセンターの設置や、その運営について指導、支援し、災害時にボランティアの効果的な活用が行えるように努めるものとする。

1 災害救援ボランティアの登録及び育成

災害時にボランティアを効果的に活用するため、町をはじめとする各機関は、次のとおりボランティアの登録及び養成を行う。

ボ ラ ン テ ィ ア 活 動 に お け る 分 担



（注） 1：登録受付（県社会福祉協議会）

次の者を対象として、登録を行う。

- (1) 18 歳以上で災害救援ボランティア活動が可能な者
- (2) 15 歳以上 18 歳未満で次の条件を満たす者
 - ア グループの活動であること。
 - イ グループに 20 歳以上の指導者がいること。
 - ウ 県内の活動に限ること。
- (3) 災害救援活動を希望するグループ又は団体

（注） 2：ボランティアセンターの設置（県及び町社会福祉協議会）

県社会福祉協議会及び町社会福祉協議会はそれぞれボランティアセンターを設置し、広報啓発、福祉教育、養成・研修、受入れ側との連絡調整等を行い、ボランティア活動の推進を図る。町はボランティアセンターの運営に積極的に参画する。

（注） 3：登録後の活動要請（県社会福祉協議会）

県社会福祉ボランティアは、次の場合にボランティア活動を要請する。

- (1) 災害が発生し、関係機関から派遣の要請があった場合
- (2) 災害が発生し、災害救援ボランティア活動が必要と認められる場合

(注) 4：ボランティアコーディネーターの設置（町社会福祉協議会）

町社会福祉協議会は、震災時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようボランティアコーディネーターを設置し、その育成に努める。

ボランティアコーディネーターの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) ボランティアと要援護者との調整・連絡
- (2) ボランティア活動に関する助言・相談
- (3) ボランティアの発掘、登録、斡旋等

2 県社会福祉協議会（ボランティアセンター）の連絡先

岐阜市下奈良 2-2-1	県福祉・農業会館内
T E L 058-274-2940	F A X 058-275-4858

3 ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり

県及び町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、県及び町の社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びにNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行うものとする。

また、国が進める被災者援護協力団体の登録及びそのデータベース整備の取組みを踏まえ、これら登録団体との平時からの連携強化に努め、災害時における防災ボランティア活動の環境整備を図るものとする。加えて、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び県民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への町民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、災害ボランティア支援協議会等を活用し、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、町防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（町社会福祉協議会等）との役割分担を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

県及び町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

4 廃棄物等に係る連絡体制の構築

県及び町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、町及び県は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第14節 避難対策

関係機関
各課共通

1 方針

災害が発生し、又は発生する恐れのある区域の住民等は、速やかに危険な場所から避難することが何よりも大切であり、安全、迅速な避難のための方策を講ずる必要がある。また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測され、質的にも、量的にも整備された避難所を確保しておくことが必要であるため、避難路の安全を確保し、避難誘導体制を整備するとともに、避難所における良好な生活環境の確保に努める。

2 実施内容

(1) 避難計画の策定

町は、避難情報の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。その際、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、計画に沿った避難支援を行うものとする。また、防災訓練の実施や各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成にあたっては子どもを含む住民も参加する等の工夫をするとともに、住民が防災訓練等において直接活用できるように配慮することにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

また、町は、子どもを含む住民等が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」などの作成の促進に努めるものとする。「災害・避難カード」は紙媒体のほか、デジタル版も活用し、その普及に努めるものとする。

町計画に名称及び所在地を定められた主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画を作成又は変更し、公表するとともに、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成又は変更した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について町長に報告するものとする。

町は、避難確保計画の作成等の報告を受けた際は、当該施設の所有者又は管理人に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言を行うものとする。

(2) 行政区域を越えた広域避難の調整

県及び町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、平時から広域避難等の実施に係る検討をするとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう、また、住民へ周知するよう努めるものとする。加えて、他都道府県からの避難者や観光客の受入を想定した避難対策を検討するものとする。

県及び町は、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

町は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

県及び町は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(3) 避難場所・避難所

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル等を活用することに加え、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。指定避難所が使用不能となった場合に備え、町外のホテル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施設など民間施設等で受入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結しておくよう努めるものとする。

なお、指定緊急避難場所及び指定避難所は、資料編 9 のとおりとする。

指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等に当たっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておくものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

ア 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所については、町は、災害種別に応じて、災害及び二次災害のおそれのない安全区域内に立地する施設、または構造上安全な施設であって、災害時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定するものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

イ 指定避難所の指定

指定避難所については、町は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進めるものとする。

町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

県及び町は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、貯水槽・給水タンク、非常用電源、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機等の整

備に加え、排水経路を考慮した災害に強いトイレの確保や活用を図る。また、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

また、感染症対策のため、平時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

町は、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努め、特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとし、県は、研修会開催などを通じて、福祉避難所の充実・強化に向け市町村への支援を行う。

町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

ウ 避難所運営マニュアルの策定

町は、指定避難所の運営を確立するため、「岐阜県避難所運営ガイドライン」の内容も踏まえ、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を含む避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

避難所における感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努めるものとする。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

エ 避難所開設状況の伝達

町は、避難所が開設されていることを住民に伝達する手法について、あらかじめ定めておくものとする。

(4) 在宅避難者等の支援

町は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

(5) 車中泊避難者の支援

町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

(6) 避難路及び避難先の指定

町は、避難路及び避難先をあらかじめ指定し、日頃から住民へ周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

(7) 避難場所、避難所及びその周辺道路の交通規制

県警察は、平時から避難場所、避難所及びその周辺道路について、災害時の安全かつ迅速な避難に配慮した交通規制を実施するものとする。

(8) 高齢者等避難、避難指示等の基準の策定

町は、高齢者等避難、避難指示等について、国、県、水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、国の「避難情報に関するガイドライン」に沿ったマニュアル等を整備し、住民への周知徹底に努めるものとする。また、マニュアル等に基づき、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達するものとする。

また、気象警報、避難情報を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくとともに、町長不在時における避難情報の発令について、その判断に遅れを生じることがないように代理規定等を整備するように努めるものとする。

町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、レベル3氾濫警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、水位情報、レベル3氾濫警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。

躊躇なく、避難情報を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

県は、実効性のある避難のあり方を検討し、町に対し、避難情報の基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

(9) 避難情報の助言にかかる連絡体制

町は、避難情報の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

国及び県は、市町村から土砂災害に関する避難情報解除に関して求めがあった場合には、必要な助言をするものとする。また、大規模な土砂災害発生後には、必要に応じて国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や専門技術者等を派遣して、二次災害の危険性等について市町村に助言を行うものとする。

(10) 浸水想定区域における避難確保のための措置

国及び県は、洪水予報を実施する河川又は洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川等として指定した河川に加え、当該河川の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の洪水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物または避難施設、避難路その他の洪水時における避難の用に供する施設が存在し、かつ、当該周辺地域の市町村長が当該周辺地域における洪水の発生のおそれに関する雨量、当該河川の水位その他の情報を入手することができる河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間（長時間にわたり浸水するおそれのある場合に限る。）を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

町は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等に加え、当該排水施設の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他雨水出水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建造物または避難施設、避難路その他の雨水出水時における避難の用に供する施設が存在し、かつ、町長が当該周辺地域における雨水出水の発生のおそれに関する雨量、当該排水施設の水位その他の情報を入手することができる排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するものとする。

町は、洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、町計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。また、浸水想定区域内に要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について町計画に定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設については、町は、町計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

町長は、町計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

下水道管理者は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進するものとする。

(11) 避難に関する広報

町及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所、避難所、災害危険地域等を明示した防災マップや各種災害におけるハザードマップ、広報紙、PR紙等を活用して広報活動を実施するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。併せて、デジタル技術等を活用した災害リスクの可視化や災害の疑似体験等、リアリティ、切迫感のある広報・啓発に努めるものとする。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が異なること、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとし、町及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

また、避難情報が発令された場合の避難行動としては、安全な場所に移動する「立退き避難」が基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると住民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことができることについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

なお、住民への周知にあたっては、災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまった場合、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等するよう促す「緊急安全確保」が発令されることがあるが、これは避難し遅れた住民がとるべき次善の行動であり、必ずしも身の安全を確保できるとは限らないことから、そのような状況に至る前の警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難すべきことを強調しておくものとする。

(12) 帰宅困難者対策

県及び町は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等を推進するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促したりするな

ど、帰宅困難者対策を行うものとする。

(13) 避難所等におけるホームレスの受け入れ

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

(14) 避難情報の把握

県及び町は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努めるものとする。

また、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組みを円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

(15) 広域避難

国、県及び町は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、平時から広域避難の実施に係る検討、他市町村や事業者等との協定締結、住民への周知に努めるものとする。

ア 町の役割

町は、災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、住民等の生命又は身体を災害から保護するため、他の町の区域に滞在させる必要があるときは、その住民等の受入について、県内の他の市町村に協議するものとする。なお、他の都道府県の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、県に対し、他の都道府県と協議するよう求めるものとする。

町は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

イ 県の役割

県は、町から協議の要求があったときは、他の都道府県と協議を行うものとする。また、町からの求めにより、協議の相手方その他広域避難に関する事項について助言するものとする。

県は、災害が発生するおそれがある地域の住民等を災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、運送を要請するものとする。なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があるときに限り、当該機関に対し、運送を行うべきことを指示するものとする。

ウ 国の役割

国は都道府県から要請があった場合、協議の相手方その他都道府県外広域避難に関する事項又は広域避難に関する事項について助言するものとする。

(16) 感染症の自宅療養者等の避難

県及び岐阜市の保健所等は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発

生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、防災担当部局（県の保健所等にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、自宅療養者等に対し、居住地が危険エリアに該当するかを事前にハザードマップ等により確認するよう周知するとともに、避難予定先の把握に努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

（17）デジタル技術を活用した被災者支援

県及び町は、被災者の生活再建に必要な罹災証明書の迅速かつ効率的な発行も含め、被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施できるよう、マイナンバーカードを使用したシステムや専用アプリの活用による避難者の把握・管理などのデジタル技術を活用した取組みについて、国の動向も踏まえつつ、導入に向けた調査・研究に努めるものとする。

県及び町は、指定避難所以外への避難者の人数や必要物資等の把握が可能となる「分散避難システム」等を活用し、指定避難所以外への避難者に対しても、迅速な支援を行うことができる体制を構築するものとする。また、地域における防災訓練や研修の場などを通じ、町民に対して「分散避難システム」を広く周知し、災害時における活用を推進するものとする。加えて、国が構築している「クラウド型被災者支援システム」など、被災者支援に資するシステムの調査・研究に努めるものとする。

第15節 避難行動要支援者対策計画

関	係	機	関
総務危機管理課	社会福祉協議会		
福祉介護課			

近年の災害においては、乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者が災害時に犠牲となるケースが多くなっており、今後、高齢化によって要配慮者は益々増加することが予想される。町及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者等は、関係団体、住民等の協力を得て、要配慮者の状況、特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう、個別かつ専門的な支援体制を調整する。

1 本町における避難行動要支援者

本町においては、65歳以上の老年人口の比率が、平成2年には1,184人、14.1パーセントであったものが、平成7年には1,384人、16.0パーセント、平成12年には1,591人、17.2パーセント、平成17年には1,688人、17.7パーセント、平成22年には1,887人、19.3パーセント、平成27年には、2,185人、21.8パーセントに増大している。このことは、避難行動要支援者が確実に増加している傾向を示すものである。

2 個別計画の策定及び支援施策

本町の避難行動要支援者対策においては、個別計画として避難行動要支援者対策マニュアルを作成し、平時、災害時及び災害復旧時におけるきめ細やかな支援施策を行う。

3 避難行動要支援者名簿の作成

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。なお、必要に応じて支援者に提供する。

以下の点については、避難行動要支援者名簿作成にあたっての必須事項として、当計画に定める。

(1) 避難行動要支援者に該当する者

避難行動要支援者に該当する者は以下の者とする。

ア ひとり暮らしの高齢の者

イ 高齢者のみの世帯の者

ウ 在宅で要介護度3以上の認定を受けている者

エ 在宅で障がい者手帳の交付を受けており、下記の等級にあたる者

(ア) 身体障害者の場合…1級～3級

(イ) 知的障害者の場合…B1以上

(ウ) 精神障害者の場合…1級・2級

上記に用件に該当する者の他、妊産婦、若年児童、外国人、日中の時間帯のみ独居になる老人等、自ら援護を受ける目的で名簿への登録を希望する者についても受け付けるものとする。

(2) 支援者となる者

支援者となる者は、消防署、警察署、民生委員児童委員、社会福祉協議会及び個別に指定された地域の支援者とする。

(3) 避難行動要支援者名簿に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報及びその入手方法は次のとおりとする。

ア 情報提供に関する承諾の署名（署名のない場合は承諾を得られていないこととする。）

イ 固定情報 …要配慮者氏名、生年月日、性別、血液型

ウ 変動情報 …住所、自宅電話番号と緊急時連絡先、避難支援等を必要とする登録区分

隣人等地域の支援者や地域の民生委員に関する事項

エ 個別支援計画（避難行動や避難所支援を行う上で、特に留意する事項）

… かかりつけの医療機関や保健福祉サービスの受給状況

要配慮者の身体の状態、医療状況、持病、使用薬、必要補装具

オ 個人情報の入手方法

a 町は、避難行動要支援者名簿の作成にあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、町関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者の情報を集約する。

なお、情報の集約に際しては、要介護状態別区分や障がい種別、支援区分別に把握する。

b 難病患者に係る情報等は、町で把握していない情報の取得が名簿作成に必要な場合は、県知事その他の者に対して、情報提供を求める。

(4) 名簿情報の取り扱い及び漏えいの防止

町は、あらかじめ同意を得られた要配慮者に限り、必要に応じて支援者に避難行動要支援者名簿を提供する。

なお、災害時において、輪之内町個人情報保護条例における、「個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつ止むを得ないと求められるとき」にあたりと判断した場合は、情報提供についての同意を得られた者のみならず、全ての要配慮者の情報について、支援者となり得る関係機関への情報提供を行うこととする。

要配慮者の個人情報の漏えい防止措置に関しては、避難行動要支援者名簿を提供する者に、輪之内町個人情報保護条例及び災害対策基本法に基づき、関係機関に所属する支援者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。その上で、団体の場合は団体内部で名簿を取り扱う者を限定することや、受け取った名簿を必要以上に複製しないこと等、利用に関しての取り決めを行う。

(5) 名簿の更新

要配慮者の状況は常に変化しうることから、町は、民生委員や福祉サービス提供者等と連携を強め、避難行動要支援者名簿の登録を要する者や削除を要する者を逐一把握するよう努め、名簿情報を最新の状態に保つ。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、避難行動要支援者名簿の情報は、少なくとも年1回点検を実施する。

(6) 円滑な避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

町は、災害時に要配慮者が円滑かつ安全に避難することができるよう、災害時において適時適切に高齢者等避難、避難指示等の避難情報を発令する。この場合、要配慮者に関しては、使用できる情報伝達の方法は異なること、必要な情報さえ入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることに留意する。

町は、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できよう、複数の伝達手段による迅速な情報発信に努める。また、関係機関と協力して、年一回以上要配慮者の住居を訪問し、災害時に利用可能な情報機器の確認を行う。

(7) 二次避難の検討

県及び町は、二次避難を行うべき場合やその対象者を整理し、被災者を受け入れ可能なホテル・旅館等の確保に努めるものとする。また、バスなど被災者の移送手段を確保し、二次避難についての被災者の意向を把握するよう努める。

さらに、被災者の希望を踏まえたホテル・旅館等のマッチング、ホテル・旅館等への移送、二次避難先での継続的な支援等についても検討するものとする。

(8) 避難支援者の安全確保

避難支援は避難しようとする者を支援することであり、避難することについての要配慮者の理解は、平時に避難行動要支援者名簿の提供に同意を得る段階で得るようにする。その際には、支援者は助けるために全力を尽くすが、支援者自身の生命の危機が差し迫った場合等、名簿に登録された支援者からの援護が行えない可能性があることにも理解を求める。

(9) 外国人等に対する防災対策

町及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

- ア. 避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進
- イ. 地域全体で要配慮者への支援システムや救助体制を整備
- ウ. 多言語による防災知識の普及活動を推進
- エ. 外国人を対象とした防災教育や防災訓練の普及
- オ. 外国人防災リーダーを防災講座等に講師として派遣するなど、地域の外国人に対する防災啓発の強化を推進
- カ. 多言語による災害時の行動マニュアルの作成及び配布
- キ. インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など多様な手段を用いた、多言語による災害情報等の提供

4 個別避難計画の作成

町は、計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めなければならない。また、避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成するものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。

町は、個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、関係者と連携して、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するものとする。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

町は、計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる担当者に対し、当該計画に係る避難行動要支援者本人及び避難支援等を実施する者の同意を得ることにより、または、条例等の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難行動が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・

調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

県は市町村における個別避難計画に係る取組みに関して、事例や留意点などの提示、研修会や訓練の実施等の取組みを通じた支援に努めるものとする。

県及び町は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

5 要配慮者・避難行動要支援者対策

町は、災害時には、避難行動要支援者本人や避難支援等を実施する者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。

避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。

県及び町は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

県及び町は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第16節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

関	係	機	関
総務危機管理課	建設課		
健康こども課	福祉介護課		

当町における浸水想定区域については、国土交通省中部地方整備局及び岐阜県が水防法第14条の規定に基づき、指定した木曽川水系5河川（揖斐川、長良川、牧田川（平成28年12月22日浸水想定区域図公表）、大樽川（令和5年2月1日浸水想定区域図公表）、水門川（令和8年3月27日浸水想定区域図公表））における洪水浸水想定区域とする。

1 揖斐川における浸水想定区域

（1）避難の確保を図るための措置

町は、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するため、水防法第15条の規定に基づき、次に掲げる措置を実施する。

ア．洪水予報の伝達

町は、円滑かつ迅速な避難を確保するため防災行政無線等を活用して洪水予報の伝達を行うものとする。

なお、洪水予報の具体的な伝達方法については、「第3章 災害応急対策 第4項 災害情報計画」、「輪之内町水防計画 第4章 予報及び警報とその措置」に定めるところによるものとする。

イ．避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置

町は、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難情報の発令及び伝達を的確に行い、防災関係機関等の協力を得て避難誘導等を実施するものとする。

なお、具体的な措置については、「第3章 災害応急対策 第6項 第2節 避難計画」に定めるところによる。

ウ．浸水想定区域内に地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（以下「地下街等」という。）または主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者施設」という。）で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地等について把握し、洪水時に適切な対応ができるよう、要配慮者施設の所有者等に対し、電話、FAX、メール等により洪水予報等を的確かつ迅速に伝達する。

町内の要配慮者施設は、17施設あり、全部が浸水想定区域内に存在している。また町内には、浸水想定区域内にある地下街等は存在しない。

町は、水防法第15条第2項の規定に基づき、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう施設管理者と洪水予報の伝達方法や避難方法等について協議をすすめる、定めるものとする。

（2）避難確保計画の作成及び公表

1（1）ウにおいて施設の名称及び所在地を定められた所有者又は管理者は、水防法第15条第3項の規定に基づき、関係機関の協力を得て、次に掲げる事項を定めた当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成するほか、洪水時に係る避難確保計画に基づく自衛水防組織の設置に努める。作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町に報告するとともに、公表しなければならない。また、計画に基づき、職員、入所者等に対し、要配慮者を災害から守るため、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、避難誘導等の訓練や防災訓練、防災教育等を行うものとする。要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、町は定期的に確認するよう努めるものとする。

ア 施設における洪水時の防災体制に関する事項

イ 施設利用者の洪水時の避難の誘導に関する事項

ウ 洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

エ 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

オ その他、施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

2 長良川における浸水想定区域について

対象区域が揖斐川と共通するため、避難の確保を図るための措置及び避難確保計画の作成及び公表については、1（１）、（２）に準じて実施する。

3 牧田川における浸水想定区域について

塩喰川西区を対象区域とする。なお、要配慮者施設が対象区域内にないため、避難の確保を図るための措置を1（１）に準じて実施する。

4 大樽川における浸水想定区域について

福東新田区、中郷新田区、藻池新田区、海松新田区、大吉新田区、松内区、下大樽新田区、下大樽区及び四郷南部区を対象区域とする。なお、浸水が想定されるエリア内には要配慮者施設がないため、避難の確保を図るための措置を1（１）に準じて実施する。

5 水門川における浸水想定区域について

福東南部(福東川西)区を対象区域とする。なお、要配慮者施設が対象区域内にないため、避難の確保を図るための措置を1（１）に準じて実施する。

【浸水想定区域（L2）内の要配慮者施設数】

区 分	揖斐川・長良川最大
浸水深が0.5m未満の区域内	—
浸水深が0.5m以上3.0m未満の区域内	—
浸水深が3.0m以上5.0m未満の区域内	9
浸水深が5.0m以上10.0m未満の区域内	7
浸水深が10.0m以上の区域内	—

【施設の名称及び所在地】

施設名称	所在地	電話番号
デイサービス リハスル	輪之内町楡俣666-2	69-5688
グループホーム ナンウェーブ	輪之内町南波380-1	68-2775
介護老人保健施設 輪之内ビラ	輪之内町四郷1330	68-1008
特別養護老人ホーム ハビネスビラ	輪之内町中郷新田2408	69-5551
輪之内町デイサービスセンター	輪之内町四郷2537-1	69-4433
一休	輪之内町楡俣484-1	69-5525
ショート なごみの	輪之内町南波379-1	69-5580
グループホーム さくら悠輪苑	輪之内町四郷288	69-5561
有料老人ホーム あみーごクラブ輪之内	輪之内町南波150-1	69-5188
仁木こども園	輪之内町下大樽新田261-2	69-3757
福東こども園	輪之内町里983-1	69-3723
大藪こども園	輪之内町大藪1117	69-3029
輪之内町ふれあいセンター	輪之内町中郷新田2201-1	69-2816
輪之内町児童センター	輪之内町中郷新田1492-1	69-5411
輪之内町障害福祉サービス事業所たんぽぽの里	輪之内町四郷2530-1	38-7094
エフピコ愛バック(株) 岐阜選別センター	輪之内町南波511-5	68-2076

第 17 節 情報体制の確立

関係機関
総務危機管理課

災害時において、災対法、水防法（昭和24年法律第193号）、消防組織法（昭和22年法律第226号）、災害救助法、気象業務法（昭和27年法律第165号）等の諸法令に基づく、町地域における防災、応急、避難、災害復旧対策等に対する業務を遂行する上で各関係防災機関相互間、町と住民と情報連絡体制を確保することは、迅速かつ的確な業務活動を行ううえで不可欠である。

特に、大地震時には破壊により局地的又は全域的に有線電話が途絶することが予想され、関係防災機関相互の情報連絡網として無線通信施設の役割は、極めて大きい。さらに、災害時におけるパニックの防止、町民の安全確保のためにも、地域住民に対し、迅速、的確な情報の伝達を図ることが必要である。

このため、町は、防災行政無線を活用し、通信連絡を円滑に行うものとする。

1 本町の通信施設の現況

本町の通信施設については、整備計画を樹立し、これに基づき整備を推進するとともに、万一これらの施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め、通信連絡機能の維持を図る。

本町において利用可能な通信施設及び関係機関との連絡方法は、次のとおりである。

(1) 利用可能な通信施設

- ア 岐阜県防災行政無線
- イ 輪之内町防災行政無線

(2) 関係機関との連絡方法

町 ◀————▶ 大垣消防組合消防本部	電話、県防災行政無線、消防無線（受令機）、町防災行政無線（同報系）
町 ◀————▶ 中消防署南分署	電話、県防災行政無線、町防災行政無線（移動系）、徒歩（伝令）
町 ◀————▶ 大垣警察署	電話
町 ◀————▶ 輪之内町消防団	電話、町防災行政無線（同報系、移動系）
町 ◀————▶ 住民（自主防災組織）	電話、町防災行政無線（同報系、戸別）

2 通信施設

(1) 町防災行政無線

ア 同報系、イ 移動系及び ウ 消防無線傍受機の配備状況は「資料編4」のとおり。

(2) 岐阜県防災行政無線

県は、県防災情報通信システム（平成7年4月供用開始）により、県本部、県支部、市町村、国や他の都道府県の関係機関、その他防災関係機関及び災害現場等との間の通信を確保している。

ア 県防災情報通信システムの概要

(ア) 県庁の通信システム構成

a 地上系多重無線回線	総合庁舎、岐阜地方气象台、古川土木事務所、犀川管理事務所
b 衛星通信回線 (地域衛星通信ネットワーク)	市町村、消防本部、総合庁舎、古川土木事務所
c 単一无線回線	自衛隊、放送機関（NHK岐阜、G B S）、県航空隊
d 有線専用回線	県現地機関、日赤岐阜県支部、岐阜農政事務所
e 移動系無線回線	車載型 86 台、可搬型 120 台
f 県被害情報集約システム	市町村（平成 22 年 4 月 1 日運用開始）

(イ) 機能（特徴）

- a ファクシミリ通信……市町村、消防本部等全端末局とファクシミリ通信可能
- b データ通信……県庁と総合庁舎間にコンピュータオンライン回線使用可能
- c 画像通信……地上系多重無線回線によるテレビ会議
県庁と衛星車載局から動画による映像情報発信可能（全局）
地域衛星通信ネットワークからの動画による映像の受信可能（全局）
- d 一斉通報……通話中の回線を切ることなく一斉指令可能

(ウ) 安全性の確保

- a 地上系無線の中継回線のループ化
- b 衛星通信回線のバックアップ回線としての専用有線回線設置（2ルート化）
- c 非常電源の整備……県庁庁舎用発動発電機、無線設備専用発動発電機、地上系無線用蓄電池

3 非常通信の利用

町は、災害時等に、加入電話又は自己の所有する無線通信施設等が使用できない場合又は利用することが困難となった場合に対処するため、岐阜地区非常通信協議会の協力を得て電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定に基づく非常通信の活用を図る。

(1) 非常時の通信体制の整備

県、町及び防災関係機関は、災害時に、加入電話や自己の所有する無線通信施設等が利用できない場合又は利用することが困難となった場合に対処するため、東海地方非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の総点検、非常通信の円滑な運用に努めるものとする。

※非常通信（電波法第52条）

地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

県、町及び防災関係機関は、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるものとする。

(2) 情報システムの高度化等

町および県は、防災情報モバイルネットワーク、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、電子メール（緊急速報メールを含む。）、インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等、情報収集や連絡のシステムの整備に努め、伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

町および県は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

県は、国の総合防災情報システム（SOBO-WEB）と県被害情報集約システムとのデータ連携に向け、必要な改修などの機能強化に取り組むものとする。

町、県及び指定公共機関は、国が整備する災害対応基本共有情報（EEI）を踏まえ、災害時に関係機関との迅速かつ的確な情報連携が図れるよう、平時から関連システムの整備に努めるものとする。

(3) その他通信網

県及び町は、通信の途絶を回避するため、次の通信手段の確保に努めるものとする。

ア 移動体通信（衛星携帯電話等）

関係機関と連携を図り、整備促進に努める。

イ アマチュア無線

関係団体等によるアマチュア無線の協力を得て情報の収集、伝達体制を整備する。

ウ インターネット等

被災情報、支援情報等をインターネット等により提供する体制を整備する。

エ 公共安全モバイルシステム

平時は携帯電話として使用でき、災害発生時等には、機関の内部や、自機関と他機関との間で連絡・情報共有手段となる公共安全モバイルシステムを活用した情報収集体制の整備を図るものとする。

4 災害時における避難者の情報収集手段の確保

災害時において、必要な情報を確実に入手するため、災害対策本部及び指定避難所に公衆無線LAN（Wi-Fi）環境を整備し、避難者の生活環境の改善を図る。

第 18 節 防災拠点施設の整備

関係機関
総務危機管理課

1 町広域防災拠点施設の指定

町は、大規模災害時に町内の迅速な災害対策活動のため、次の機能を有する市町村広域防災拠点施設の指定を行う。なお、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。町本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。

(1) 救助活動拠点

県外から派遣される多数の警察、消防、自衛隊等の救助部隊を受け入れるための拠点

(2) 地域内輸送拠点

県外から、又は町域を越えて届く多種・大量の支援物資を被災地に効率的に配分するための拠点

(3) ライフライン復旧活動拠点

電気、ガス、上下水道等のライフラインの寸断が広域になった場合、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域応援体制等）の確保のための拠点

2 県広域防災拠点施設の指定

県は、大規模災害時に圏域内での災害対策活動を支援するため、圏域ごとに県広域防災拠点施設の指定を行う。

3 県域を越える災害に備えた広域防災拠点施設

県は、「超」広域災害に備え、県境を越える広域的な災害対策活動のために必要となる国の広域防災拠点施設の整備について、周辺県や国と連携を図っていく。

4 河川防災拠点の整備

町は、洪水、地震等災害時の指定緊急避難場所としての利用の他、防災資機材等の備蓄や災害対策本部機能の移転、現地対策本部の設置等により応急・復旧活動を効率的に行うための施設として、国と連携して、輪之内町大吉新田地内への河川防災拠点施設の整備をすすめる。

第 19 節 行政機関の業務継続体制の整備

関係機関
各課共通

大規模災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤等が失われ、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。

こうしたことから、大規模災害時の被害を最小限にとどめ、行政にとって災害時に必要な業務の継続、あるいは早期に立ち上げるための業務継続計画の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

1 町における業務継続計画の策定

町は、災害時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

特に、町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、町における事務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定める。

2 行政機関における個人情報等の分散保存

町における業務継続のために重要な個人情報を含むデータ（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等）の分散保存の促進を図るとともに、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じる。

第20節 放射性物質災害対策

関	係	機	関
県		大垣消防組合	
総務危機管理課			

放射性物質（次項に記載する「核燃料物質等」を除く。以下、本項において同じ）の取り扱いに係る災害の発生及び拡大を防止するため、災対法及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号。以下「放射線障害防止法」という。）に基づき、必要な予防対策を進める。

1 施設等の防災対策

放射性物質を取り扱う事業者は、関係法令を遵守するとともに、安全管理に万全を期する。

- (1) 施設の不燃化等の推進
- (2) 放射線による被ばくの予防対策の推進
- (3) 施設等における放射線量の把握
- (4) 自衛消防体制の充実
- (5) 通報体制の整備
- (6) 放射性物質を取り扱う業務関係者への教育の実施
- (7) 防災訓練等の実施

2 防護資機材の整備

予防対策を実施する各機関は、必要に応じ、放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む。）、放射線防護服等の整備を図る。

3 防災対策資料の整備

県及び町は放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質を保有する事業者、放射線防護資機材の保有状況等の把握に努める。

4 放射線被ばく者診断医療機関（専門医）の確保

放射性物質を取り扱う事業者は、放射線被ばく者の措置について放射線に関する専門医の診断が必要とされるので、あらかじめ専門医を置く医療機関の把握に努めるものとする。

5 災害に対する知識の習得及び訓練等

大垣消防組合消防本部は、放射性物質や放射線に関する基礎知識、参考資料等を収集するとともに、災害時の状況に即した訓練及びシステム維持等に努める。

第 2 1 節 企業防災の促進

関係機関

各 課 共 通

1 計画の方針

町、商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、業務継続計画の策定・運用等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

2 実施内容

(1) 企業の取り組み

企業は、大規模災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための業務継続計画を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（Business Continuity Management（以下、「BCM」という。））の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

ア 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に來たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、顧客の安全、企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保する。

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

イ 二次災害の防止

製造業などにおいて、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止を図る。

ウ 事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、業務継続計画を策定し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等、平時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方針、手段等を取り決めて、継続的に事業継続の取り組みを実施する。

エ 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、町民、行政、取引先企業等と連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。

その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特色を活かした活動が望まれる。また、平時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。

(2) 企業防災の促進のための取り組み

町、商工団体等は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、町は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる BCP 策定支援及び BCM 構築支援等の高度なニーズにも的確に答えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

町、商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の推進を図るものとする。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

町及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

ア 業務継続計画の策定促進

a 普及啓発活動

企業防災の重要性や業務継続の必要性について積極的に啓発していく。

b 情報の提供

企業が業務継続計画を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、県及び町はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表する。

イ 相談体制の整備

町は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口、相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておく。

浸水想定区域内に位置し、町防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難確保を図るための施設整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自営水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自営水防組織の構成員等について町長に報告するものとする。

浸水想定区域内に位置し、町防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について町長に報告するものとする。

第 2 2 節 大規模停電対策

1 方針

大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るため、事前の防止対策や代替電源の確保等を行う。

2 実施内容

(1) 事前防止対策

県、町及び電気事業者は、倒木や電柱の倒壊に伴う断線や道路の不適箇所の発生等により停電が長期間にわたることを防止するため、危険木の伐採等の対策を実施するものとする。

(2) 代替電源の確保

県、町及び電気事業者は大規模停電に備え、自ら管理する施設等において非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや燃料供給体制を構築するものとする。

県及び町は、重要施設等の停電等に優先的に電源車や電気自動車等を配備できるよう関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図るものとする。

第23節 ライフライン施設対策

1 方針

ライフライン施設は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであることから、災害発生時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずる。

ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

2 実施内容

(1) 上下水道施設の災害対応強化

町は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。

(2) 水道施設

ア 県は、災害発生時における水道水の安定供給と二次災害の防止のため、水道事業者へ次の指導等を行う。

- a 水道施設の安全性の確保
- b 緊急時給水拠点の設定
- c 水道施設整備への財政支援

イ 町は、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備等を行うものとする。

- a 水道水源の多元化による災害時の水道水の安定確保
- b 浄水場施設等の安全性の確保
- c 管路施設の整備
- d 電力設備の確保
- e 緊急時給水拠点の設定
- f 資機材の備蓄等
- g 広域的相互応援体制の整備

(3) 下水道施設

町は、災害発生時の下水道施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策を行うものとする。

国及び町は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進するものとする。

- a 下水道施設点検の定期的実施による危険箇所の把握
- b 下水道施設設備の安全性の確保
- c 下水道施設が損傷した場合においても、最低限の処理機能が確保されるよう施設の弾力的運用

(雨水貯留池の沈殿池への転用)

- d 下水道施設が損傷した場合においてもその機能を代替できるよう、管きょ、ポンプ場、処理場のネットワーク化について検討
- e 管きょ内に光ファイバー等下水道管理用通信網の整備
- f 下水道台帳の整備
- g 中部ブロック災害応援体制の整備

(4) 浄化槽施設

町は、災害発生時における浄化槽の処理機能の低下又は停止を未然に防止するとともに、被害が発生した場合においても必要な衛生機能を維持するため、次の対策を行うものとする。

- a 浄化槽の設置状況の把握
- b 平時からの適切な維持管理（保守点検、清掃、法定検査）の徹底
- c 災害時における浄化槽の迅速な点検体制の整備
- d 停電・断水時においても必要な処理機能を確保するために必要な設備（非常用電源等）の確保

(5) 電気施設

電気事業者は、災害発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策を行うものとする。

- a 電力供給施設の安全性の確保
- b 防災資機材及び緊急資機材の整備
- c 要員の確保
- d 被害状況収集体制の整備
- e 広域的相互応援体制の整備

県及び電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

(6) 電話（通信）施設

電気通信事業者は、災害発生時に電話通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の電話通信の混乱を防止するため、次の対策を行うものとする。

- a 非常用電源の整備等による電話通信施設、設備の安全性の確保
- b 地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保
- c 応急復旧機材の配備
- d 通信輻輳対策の推進
- e 重要通信の確保
- f 要員の確保

(7) ライフラインの代替機能の確保

県及び町は、ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、代替機能（ライフラインからの自立機能）の確保に努めるものとする。

- a 避難所その他公共施設での井戸の掘削
- b 飲料水の貯留が可能な貯水槽の設置
- c 避難所その他公共施設への自家発電装置の設置
- d 避難所へのプロパンガス及びその設備の備え付け
- e 仮設トイレ、バキュームカーの配備（業者との協定）

- f 各種通信メディアの活用…アマチュア無線、タクシー無線、インターネット
- g 新エネルギーシステムの導入
- h 町による、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害時に活用可能な水源として位置付けるための、災害用井戸・湧水の登録制度の整備

第3章 災害応急対策

第1項 町本部活動体制

第1節 災害対策本部運用計画

活 動 の ポ イ ン ト			関 係 機 関
1 配備体制			各 部 共 通
(基準)	(配備)	(本部設置の有無等)	
レベル2大雨注意報、 レベル2氾濫注意報	⇒ 防災担当職員(必要により 総務危機管理課・建設課)	⇒ 情報収集活動	
暴風警報、レベル3大雨警 報、レベル3氾濫警報	⇒ 総務危機管理課・建設課	⇒ 情報収集活動	
上記の警報が同時に発 表されたとき	⇒ 本部員 本部事務室・広報 部 情報収集部 ライフラ イン部 避難所部 消防部	⇒ 必要に応じ本部設置	
レベル4大雨危険警報、 レベル4氾濫危険警報 災害発生若しくは大規 模な被害を予想 特別警報が発表された とき	⇒ す べ て の 部	⇒ 本部設置	
2 本部設置場所			
役 場 輪之内町コミュニティ 防 災 セ ン タ ー	⇒ (被災し使用不能)	⇒ 近隣の町有施設を指定	
3 本部長不在時の代理者			
副町長 → 参事 → 調整監 → 教育長 → 総務危機管理課長			
4 現地災害対策本部			
必要により設置。現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員は本部長が指名			

1 計画の方針

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合の町本部の運用計画は、次による。ただし、地震災害については、地震対策編第3章第1項第1節「防災活動体制の整備計画」によるものとする。

2 体制等

注意報、警報等が発表されたとき、あるいは町本部が設置されたときの体制等は次によるものとする。

種 別	基 準	配 備	摘 要
準 備 体 制	1 次の注意報のうちいずれか が発表されたとき。 (1) レベル2大雨注意報 (2) レベル2氾濫注意報 2 水害対象河川が水防団待機水位を 超えることが確実になったとき。 3 その他町長がこの体制を命じたとき。	防 災 担 当 職 員 (必要により総務危 機管理課、建設課)	1 災害警戒・対策本部は設置されない。 2 各種情報の収集及び連絡活動を行う。

警戒体制	I	1 次の警報のうちいずれかが発表されたとき。 (1) 暴風警報 (2) レベル3大雨警報 (3) レベル3氾濫警報 2 水害対象河川が、はん濫注意水位を超え、更に上昇するおそれがあるとき。 3 輪之内町及び輪之内町周辺で、局地的集中豪雨が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 4 その他町長がこの体制を命じたとき。	総務危機管理課 建設課	1 災害警戒・対策本部は設置されない。 2 各種情報の収集及び連絡活動を行う。
	II	1 次の警報が同時に発表されたとき。 (1) 暴風警報 (2) レベル3大雨警報 (3) レベル3氾濫警報 2 水害対象河川が、避難判断水位を超え、更に上昇するおそれがあるとき。 3 高齢者等避難を発令する可能性が高いとき。 4 その他町長がこの体制を命じたとき。	本部員 本部事務室・広報部 情報収集部 ライフライン部 避難所部 消防部	1 災害警戒本部が設置される。 2 町長が必要と認めるときは、災害対策本部に切り替える。
非常体制		1 次の警報のうちいずれかが発表されたとき。 (1) レベル4大雨危険警報 (2) レベル4氾濫危険警報 2 洪水予報河川が、はん濫危険水位を超え、更に上昇するおそれがあるとき。 3 災害が発生し大規模な被害が予想されるとき。 4 災害救助法を適用する災害が発生したとき。 5 特別警報が発表されたとき。※1	すべての部	災害対策本部が設置される。
救助体制		災害救助法が適用されているが、救助関係以外の部が体制をとる必要がないとき。	関係各部	1 災害対策本部が設置される。 2 災害救助法が適用される。

※1 気象庁は、3時間降水量であれば50年に一度の値を超過した5km格子が10か所以上出現したときを特別警報の発表目安としている。しかし、県では「50年に一度」の値を超過した5km格子が1か所でも出現した場合（大雨特別警報の基準値以上となる格子が出現した場合）は岐阜地方気象台より情報を受け、

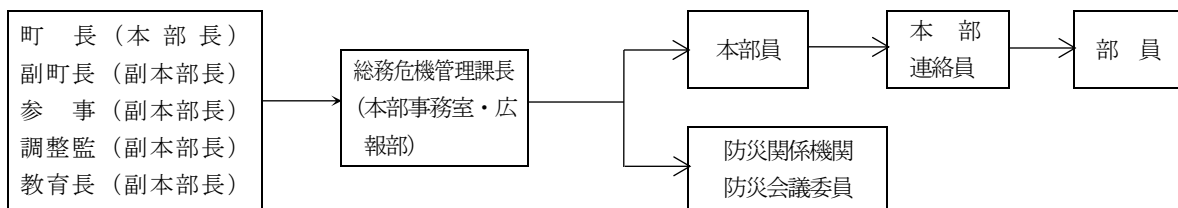
災害対策本部を設置するとともに、直ちに市町村に対して伝達することとしている。そのため、輪之内町域内で大雨特別警報の基準値以上となる格子が出現した場合についても非常体制とし、災害対策本部を設置する。

3 体制等の特例

町長（本部長）は、災害の種類、状況その他により2「体制等」に定める体制により難いと認めるときは、特定の課（部）に対してのみ体制を指示し、又は種類の異なる体制を指示することができる。

4 体制等の伝達

災害対策本部の設置、閉鎖あるいは体制等が決定したときは、次の系統によって関係機関に伝達するものとする。ただし、準備体制については、省略することができる。



（注） 庁内放送可能時における庁内各課への伝達は、放送によって行うものとする。

5 本部員会議

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、町本部長（不在時は、副本部長又は代理者）が、その必要を認めたときは、「本部員会議」を開催し、おおむね次の事項を協議するものとする。なお、本部員会議を開催するいとまがないとき、あるいは災害の規模がその程度に達しないとき等にあつては、災害対策本部の開設その他について関係のある本部員が協議し、その結果に基づき、町本部長が決定するものとする。

- （1） 災害対策本部の体制及び職員の動員、応援に関すること。
- （2） 必要により現地災害対策本部の設置及び現地指揮者の選定に関すること。
- （3） 災害防除（拡大防止）対策に関すること。
- （4） り災者の救助、保護対策に関すること。
- （5） 交通、通信その他総合的に実施を要する対策の調整、推進に関すること。
- （6） その他災害対策に関連した重要な事項

6 職員の配備

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各職員は、町本部の設置又は配備のいかににかかわらずそれぞれの任務につくものとする。各部は、職員別に配備場所を定めておくものとするが、本部員は直ちに本部室に集合できるようそれぞれ所属課において待機（勤務）するものとする。

7 町本部の設置及び廃止

（1） 町本部の設置

町本部は、特別の場合のほかは役場及び輪之内町コミュニティ防災センター内に置き、体制毎に次のとおりとする。（準備体制中は、本部が設置されないので総務危機管理課）

ただし、前記施設が被災し、使用不能のときは、被災を免れた近くの町有施設等を使用し、職員、住民及び防災関係機関に周知する。

また、使用する既存施設がないときは、野外に仮設するものとする。

ア 警戒体制をとったとき — 総務危機管理課

- イ 非常体制をとったとき — 町役場及び輪之内町コミュニティ防災センター
- ウ 救助体制をとったとき — 町役場及び輪之内町コミュニティ防災センター
- エ 特別体制をとったとき — 体制をとることを指示された課

(2) 町本部の廃止

町本部は、おおむね次の基準により町長が廃止する。

- ア 当該災害にかかる災害の予防及び応急対策がおおむね終了したとき。
- イ 予想された災害にかかる危険がなくなったと認めるとき。

8 本部長の職務代理者の決定

本部長（町長）不在時の指揮命令系統の確立のため、命令権者の順位を次のとおり定めておくものとする。

- 第1順位 副 町 長
- 第2順位 参 事
- 第3順位 調 整 監
- 第4順位 教 育 長
- 第5順位 総務危機管理課長

9 現地災害対策本部の設置

- (1) 被災地が限定された災害である場合等災害の規模、程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置し、現地における応急対策を実施する。
- (2) 現地本部には、仁木コミュニティ防災センター、福束コミュニティ防災センター、大藪コミュニティ防災センターの中から被災地に近い施設等に設置する。この場合、できる限り自衛隊等協力機関を同じ施設とする。
- (3) 現地本部長及び現地本部員は、町長（又は代理者）が指名する者をもって充てる。

10 本部職員の証票等

(1) 身分証明書

町本部職員の身分証明書は、「輪之内町職員証」をもって兼ねるものとし、災対法第83条第2項（強制命令の執行に伴う立入検査時の身分証票）による身分を示す証票も本証をもって兼ねるものとする。

(2) ゼッケンベスト

町本部職員のうち災害応急対策の実施又はその事務に従事するものは、「資料編5」のとおりゼッケンベストを着用するものとする。

(3) 標旗

町本部で災害応急対策に使用する自動車には標旗を付するものとする。

第2節 職員動員計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 非常時における各自の役割の周知 2 配備基準に従った各課配備者の決定 3 本部連絡員 ⇒ 各部であらかじめ選定 4 動員の伝達 本節3(2)に掲げる系統図のとおり 5 動員 本節別表のとおり 6 町で人員不足の場合の応援要請 本節4に掲げる系統図のとおり	各部共通

1 計画の方針

災害応急対策活動に必要な災害対策人員を確保し、各部においてその実情に即した職員の動員を図るものとする。

2 動員の方法

町本部が分担する災害応急対策のための人員を動員する必要があるときは、各部においてそれぞれ動員するものとする。

各部は、動員の系統、職員の動員順序又は連絡の方法について具体的に計画しておくものとするが、昼夜の別及び交通機関の有無を問わず、最も短時間に登庁できる方法で登庁しなければならない。なお、職員の徒歩等による参集時間、参集ルート of 事前確認の実施など、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、より迅速な職員参集体制の整備を推進するものとする。

電話、電報等による取扱いについては、本章第4項第3節「災害通信計画」に定めるところによるものとする。

3 動員計画

(1) 職員の出動義務

防災関係の職員は、常に災害気象あるいは消防及び水防信号等に留意し、対策を要する災害の発生（災害の発生が予想される場合を含む。）を知ったときは、直ちに所定の部署につかなければならない。

(2) 動員の方法

職員の動員は、各部において定める配備計画に基づいてそれぞれに行うものとするが、退庁後に突発的な災害が発生した場合等で職員がその発生を承知することが困難なときにあっては、電話、町防災行政無線及び伝令の非常招集連絡網によって動員するものとする。なお、消防部における動員は、消防及び水防信号によるサイレン又は警鐘によるものとする。

ア 本部連絡員の任命及び責務

(ア) あらかじめ各部において本部連絡員を定める。本部連絡員は、町本部設置後は本部に勤務する。

(イ) 本部連絡員の連絡上の責務は、災害情報、被害状況の調査、把握及び各種災害関係情報、指示等の発受に関する連絡等とする。

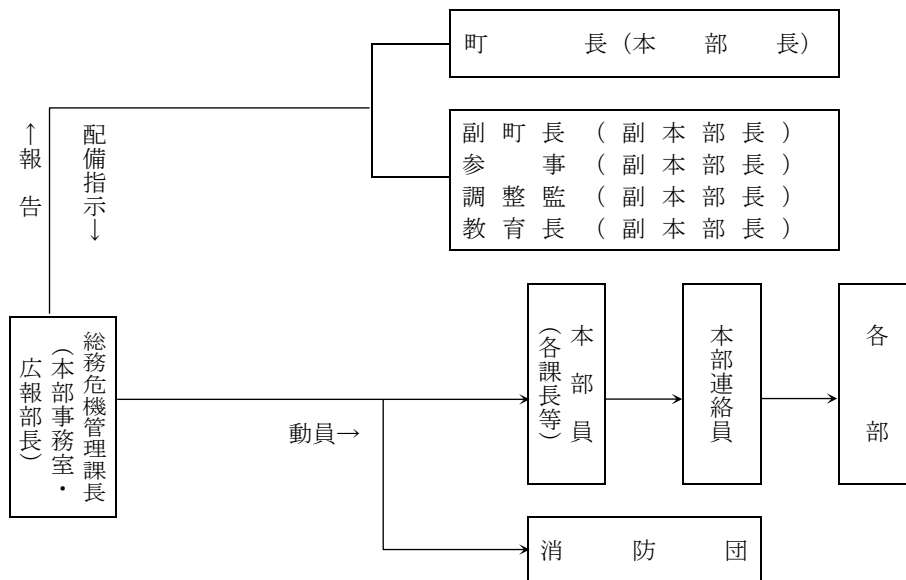
イ 動員の伝達

非常配備の職員等への伝達は、次により行う。

(ア) 勤務時間内における伝達

- a 気象情報の通知を受け、災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合、本部事務室・広報部長（総務危機管理課長）は、本部長（町長）の指示により非常配備を決定し、本部員（各課長等）を通じて本部連絡員にこれを伝達するとともに庁内放送によりこれを徹底する。
- b 本部連絡員は、直ちに関係職員に連絡し、関係職員をして所定の配備による事務又は業務に従事させるものとする。
- c 本部事務室・広報部長（総務危機管理課長）は、消防部長（消防団長）に非常配備を伝達する。

勤務時間内における伝達系統

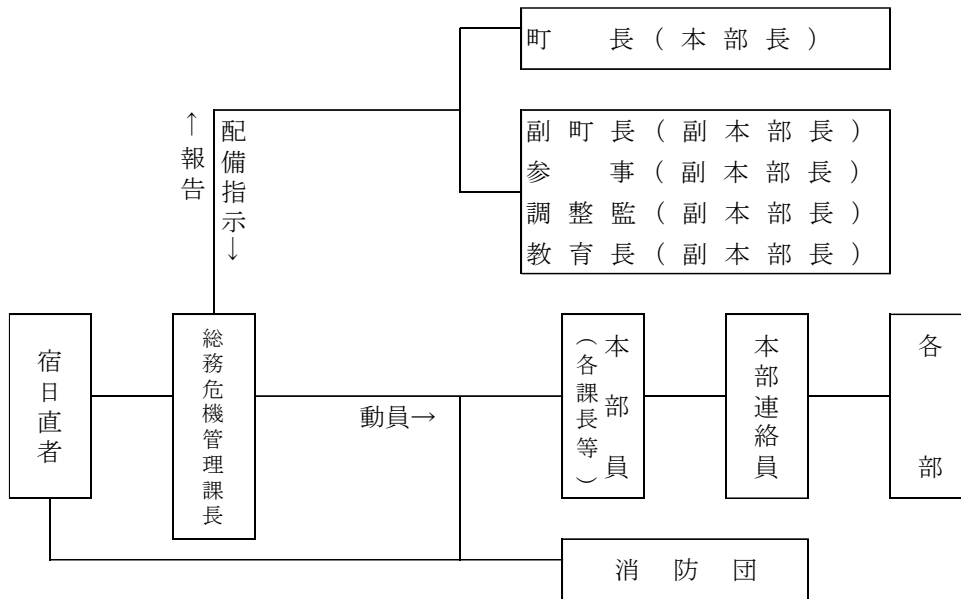


(イ) 勤務時間外、休日における伝達及び配備

- a 宿日直者は、非常配備に該当する気象情報が防災関係機関から通知され、又は災害発生が予想されるときは、直ちに本部事務室・広報部長（総務危機管理課長）に連絡するものとする。本部事務室・広報部長（総務危機管理課長）は、宿日直者から連絡を受けた場合は、本部長（町長）、副本部長（副町長・参事・調整監・教育長）に報告をし、配備体制の指示を受け、本部員に伝達する。
- b 本部事務室・広報部長（総務危機管理課長）は、消防部長（消防団長）に非常配備を伝達する。
- c 連絡を受けた職員は、以後の状況の推移に注意し、必要のある場合は登庁する。
- d 職員の自主参集

職員は、常に気象情報等に注意し、その状況に応じ本部連絡員からの連絡を待たず、積極的に登庁するよう心掛けるものとする。

勤務時間外、休日における伝達系統



(3) 動員計画

町本部の各配備における動員者数は、別表のとおりである。

4 職員の応援

各部における災害応急対策等実施に当たって、職員が不足するときは、次の方法により応援するものとする。

(1) 各部は、他の部の応援を受けようとするときは、本部事務室・広報部に次の応援条件を示して要請するものとする。

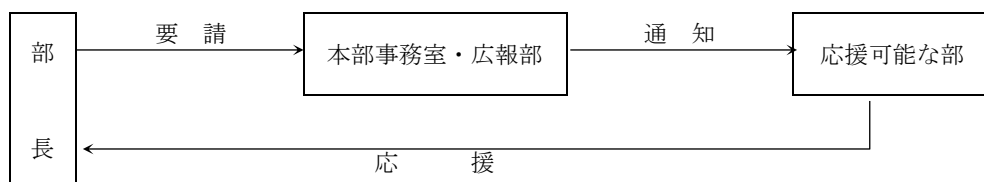
- ア 作業の内容
- イ 就労（勤務）場所及び就労（勤務）期間
- ウ 応援の職種及び男女の別（特に必要があれば機関名又は部員の氏名）
- エ 携帯品その他必要な事項

(2) 応援は、次の順序により動員して派遣するものとする。

- ア 余裕のある部の部員
- イ 前号の措置をもってもなお不足するとき、又は技術員が不足するときは、本章第2項第1節「災害応援要請計画」、第2節「技術者等の強制従事に関する計画」及び第4節「広域応援要請計画」に定める事項により要員の確保を図る。

(3) 応援のための動員は、本部事務室・広報部の指示に基づき行うものとする。

ア 町内における応援要請系統



イ 町内で不足する場合の県への応援要請



別表

部 名 (本 部 員)	動 員 可 能 者 数 (所 属 課 名 等)	備 考
本 部 事 務 室 ・ 広 報 部 (総 務 危 機 管 理 課 長)	総務危機管理課、企画財政商工課 職員	
情 報 収 集 部 (企 画 財 政 商 工 課 長)	総務危機管理課、企画財政商工課、 建設課、教育課職員	
ラ イ フ ラ イ ン 部 (建 設 課 長)	建設課、企画財政商工課職員	
医 療 ・ 救 護 部 (健 康 こ ど も 課 長)	保健センター職員	
避 難 所 部 (税 務 課 長 兼 会 計 室 長) (議 会 事 務 局 長)	税務課、会計室、地域包括支援セ ンター、健康こども課、発達支援 教室そら、各こども園職員	
資 材 部 (農 業 振 興 課 長)	住民環境課、農業振興課職員	
炊 き 出 し 部 (教 育 課 長)	教育課、給食センター職員	
ボ ラ ン テ ィ ア 部 (福 祉 介 護 課 長)	福祉介護課、地域包括支援センタ ー職員	
衛 生 部 (住 民 環 境 課 長)	住民環境課職員	
消 防 部 (消 防 団 長)	消防団員	

なお、輪之内町役場職員における動員可能者数は、輪之内町職員定数条例に定める数とする。

第2項 災害動員計画

第1節 災害応援要請計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 動員の順序（動員の担当） 職員（本部事務室・広報部）の動員 ⇒ 奉仕団員の動員 ⇒ 労務者の雇上げ（関係事業主管部） 町内奉仕団—本部事務室・広報部 自治会奉仕—本部事務室・広報部 団 女性団体奉—炊き出し部 仕団 赤十字奉仕—ボランティア部 団 農事改良組—資材部 合奉仕団 2 県への応援要請（町内奉仕団で不足のとき） (1) 要請者の種類及び要請先 本節6の(1)に定める県支部各班 (2) 要請時の明示事項 本節6の(2)に定める事項	各部共通

1 計画の方針

災害応急対策実施のため必要な人員（労力）の動員は、次によるものとする。

2 動員の順序

- (1) 災害対策本部職員の動員
- (2) (1)以外の職員の動員
- (3) 奉仕団員の動員
- (4) 労務者等の雇上げ

応急対策の内容によっては、この順序を異にすることができる。

3 動員等の担当者

災害対策要員の動員等は、災害対策要員を必要とする各部の要請に基づき本部事務室・広報部が調整して、次の区分により行うものとする。

- (1) 本部職員以外の職員については本部事務室・広報部
- (2) 自治会奉仕団（自主防災組織）は本部事務室・広報部、女性団体奉仕団は炊き出し部、赤十字奉仕団はボランティア部、農事改良組合奉仕団は資材部
- (3) 技術者、労務者の雇上げについては、その作業の関係事業主管部

4 奉仕団の編成

(1) 自治会奉仕団（自主防災組織）

自治会奉仕団（自主防災組織）は、各区の区長が団長となり、各副区長を副団長とし、各区の組長が班長となるものとする。

(2) 女性団体奉仕団

女性団体奉仕団は、輪之内町女性会議においては会長を団長とし、副会長を副団長とし、各地区の支部長を班長とする。

5 奉仕団活動要領

自治会奉仕団（自主防災組織）の動員及び活動は、おおむね次によるものとする。

(1) 動員

各団員の動員は、奉仕団長がその地域に災害が発生し、団員の動員が必要と認めたとき、又は町本部長（本部事務室・広報部）からの動員の要請があったとき、必要な人員を動員する。

(2) 連絡及び状況の通報

ア 奉仕団は、常に町本部、消防、警察等と連絡を保つとともに、それらの機関から要請があったときは、積極的に協力し、その対策の実施に奉仕するものとする。

イ 奉仕団役職者は、町本部職員不在時にあつては、状況を速やかに、町本部に通報するものとする。

(3) 従事作業

奉仕団が実施する作業は、おおむね次のとおりとする。

炊き出し、給水、り災者の救助・保護対策、物資の輸送及び配分、防疫・清掃等の被害地の衛生対策、被害地の整理その他災害応急対策

6 県への応援要請

町内で動員した奉仕団のみでは必要数を確保できないときは、次の区分により県支部の担当班に応援の要請をするものとする。なお、緊急を要する場合にあつては、直接隣接市町に応援の要請をする。

(1) 要請者の種類及び要請先

- 医療関係者 ⇒ 県支部保健班
- 家畜医療関係者 ⇒ 県支部家畜保健衛生班
- 土木建築関係者 ⇒ 県支部土木班・建築班
- 水道工事関係者 ⇒ 県支部総務班
- その他奉仕団
 - ・県支部所属奉仕団 ⇒ 県支部総務班
 - ・赤十字奉仕団及び
町内隣保互助等奉仕団 ⇒ 県支部保健班
 - ・女性団体奉仕団及

び中学校生徒奉仕 ⇒ 県支部教育班
団

(2) 要請時の明示事項

動員、応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- ア 従事すべき作業の内容（労務の種別）
- イ 所要人員
- ウ 就業期間（○月○日～○月○日）
- エ 集合場所（要員移送の方法）
- オ その他必要な条件

7 技術者の雇上げ

災害応急対策の実施に当たって特殊な作業のため、技術者あるいは特別な労力を必要とするときは、その作業の関係事業主管部が行うものとする。

8 労務者従事記録

労務者を雇上げたときは、次の記録を作成し、整備保管しておくものとする。

- (1) 労務者出役表 様式1号
- (2) 賃金台帳 様式2号

9 国、県及び他市町村に対する職員の応援要請

町本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、国（指定地方行政機関）及び指定公共機関の職員、県及び他市町村の職員の派遣をその長に対し要請し、又は知事に対し派遣の斡旋を要請するものとする。

要請方法は、本項第4節「広域応援要請計画」に掲げるとおりである。

10 指定行政機関等に対する要請

町は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。

町は、上段の要求ができない場合には、その旨及び当該地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、都道府県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

11 災害救助法による基準等

災害救助法による救助実施のための賃金職員等雇上げの範囲その他の基準等は、次によるものとする。

(1) 賃金職員等雇上げの範囲

災害救助法による救助実施のための賃金職員等雇上げは、次の範囲とする。

ア り災者避難のための賃金職員等

原則としては認めないが、町本部の指示による避難で特に誘導賃金職員等を必要とする

とき。

イ 医療及び助産の移送賃金職員等

医療班では処置できない重傷患者若しくは医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者を病院、診療所に運ぶための賃金職員等又は医療班の移動に伴う賃金職員等（被災地や避難所等へ医療班員を輸送する運転手等の賃金職員等）を必要とするとき。

ウ リ災者の救出

リ災者を救出するための賃金職員等を必要とするとき及びリ災者救出に必要な機械器具、資材の操作又は後始末に賃金職員等を必要とするとき。

エ 飲料水の供給

飲料水供給のための機械器具の運搬操作あるいは飲料水を浄水するための医薬品の配布等に賃金職員等を必要とするとき。

オ 救助用物資の支給

被服、寝具その他生活必需品、学用品、医薬品、衛生材料及び炊出用品（食料品、調味料品、燃料）の整理（種類別、地区別の区分、整頓、保管）、輸送（積降し、上乘、運搬）又は配分に賃金職員等を必要とするとき。

カ 遺体の搜索

遺体の搜索に賃金職員等を必要とするとき及び搜索に要する機械器具その他資材を操作し、又は後始末に賃金職員等を必要とするとき。

キ 遺体の処理

遺体の洗浄、消毒等の処置又は遺体を仮安置所まで輸送するため等に賃金職員等を必要とするとき。

上記以外の救助作業のため賃金職員等の必要が生じたときは、町本部は、県支部保健班を経由して県本部防災班に範囲外賃金職員等についての要請をするものとする。県本部防災班は、要請その他により範囲外賃金職員等の必要を認めたときは、内閣総理大臣にその旨申請をし、承認を得て実

施することを原則とする。なお、要請、申請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする

（ア） 賃金職員等の雇上げを要する目的又は救助種目

（イ） 賃金職員等の所要人数

（ウ） 雇上げを要する期間

（エ） 賃金職員等雇上げの理由

（オ） 賃金職員等雇上げを要する地域

ク 賃金職員等雇上げの期間

各救助の実施期間中とする。

ケ 費用の限度

賃金等の給与額は、その時における雇上げ地域の慣行料金以内によることを原則とする。ただし、法令その他により別に基準のあるものは、この限りではない。

コ 報告その他事務手続

町本部は、賃金職員等を雇上げたときは、様式 24 号の「救助日報」により、毎日その状況を県支部保健班を経由して県本部防災班に報告するものとする。なお、賃金職員等雇上げに関する記録は、8「労務者従事記録」によるものとするが、災害救助分については判然と区分し、整理するものとする。

第2節 技術者等の強制従事に関する計画

関係機関
本部事務室・広報部 消防部 情報収集部

1 計画の方針

災害応急対策実施のための要員が一般の動員等の方法によってもなお不足し、他に供給の方法がないときは本計画の定めるところにより、強制命令を発するものとする。

2 強制命令の種類と執行者

従事命令及び協力命令は、次表に掲げるところによる。

対 象 作 業	命令区分	法 律 根 拠	執 行 者
消 防	従事命令	消防法第 29 条第 5 項	消防吏員又は団員
水 防	〃	水防法第 24 条	水防管理者、水防団長、消防機関の長
災害応急対策 (全 般)	〃	災対法第 65 条第 1 項	町 長

3 命令の対象者

強制命令の種別による従事等対象者は、次表に掲げる範囲とする。

命 令 区 分	従 事 対 象 者
消 防 作 業	火災現場付近にある者
水 防 作 業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災対法による町長の従事命令	区域内に居住する者又は当該応急措置を実施すべき現場にある者

4 公用令書の交付

町本部長が、県本部長から委任を受けて行う従事命令又は協力命令（発した命令を変更し、又は取り消したときを含む。）の適用については、次に定める令書を交付するものとする。

- (1) 災害救助法による従事命令 様式 3 号の 1
- (2) 同上命令の取消命令 様式 3 号の 2
- (3) 災対法による従事、協力命令 様式 3 号の 3
- (4) 同上命令の変更命令 様式 3 号の 4
- (5) 同上命令の取消命令 様式 3 号の 5

上記命令書を発したときは、従事者から令書の受領書を徴するものとする。

5 損害補償

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者でそのことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の遺族に対しては、次により損害補償又は扶助金を支給するものとする。

区 分	災 害 救 助 (知事命令)	災 対 法 (知事命令)	町長の命令
基 準 根 拠	災害救助法施行令(昭和 22 年政令第 225 号)	災害に伴う応急措置の業務に従事 した者に対する損害補償に関する 条例(昭和 37 年条例第 31 号)	輪之内町消防団員等公 務災害補償条例(昭和 42 年条例第 12 号)
補 償 等 の 種 類	療養扶助金 休業扶助金 障害扶助金 遺族扶助金 葬祭扶助金 打切扶助金	療養扶助金 休業扶助金 障害扶助金 遺族扶助金 葬祭扶助金 打切扶助金	療養扶助金 休業扶助金 障害扶助金 遺族扶助金 葬祭扶助金
支 給 額	施行令に定める額	条例に定める額	条例に定める額
請 求 様 式	様式 3 号の 7	様式 3 号の 8	町条例で定める様式

6 その他

(1) 従事者台帳の作成

従事命令又は協力命令を発したときは、様式 3 号の 9 により、従事者台帳を作成整備するものとする。

(2) 従事できない場合の届出

公用令書の交付を受けた者がやむを得ない事故により作業に従事することができない場合には、次に掲げる書類を添付して執行者に届け出るものとする。

ア 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書

イ 前号以外の事故により従事することができない場合においては、町長、警察官その他適当な公務員の証明書

第3節 自衛隊災害派遣要請計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 災害派遣要請手続 (1) 県に連絡可能の場合 <pre> graph LR A[町本部長 (町長)] -- "要請 文書(電話・口頭)" --> B[県支部 (総務班)] B --> C[県本部長 (防災班長)] C --> D[自衛隊 (本節2参照)] </pre> (2) 県に連絡不能の場合 <pre> graph LR E[町本部長 (町長)] -- "通知" --> F[防衛大臣 又は部隊等の長] </pre> 2 受入れ体制の整備 (1) 連絡場所の設置 ⇒ 県、自衛隊に報告 (2) 連絡窓口を本部事務室・広報部に設置し、責任者を定める。 (3) 作業地区毎に連絡員を定める。 (4) 作業資機材の準備 (5) 宿泊施設、野営施設その他の準備 3 災害対策用ヘリポート ⇒ 輪之内中学校	本部事務室・広報部

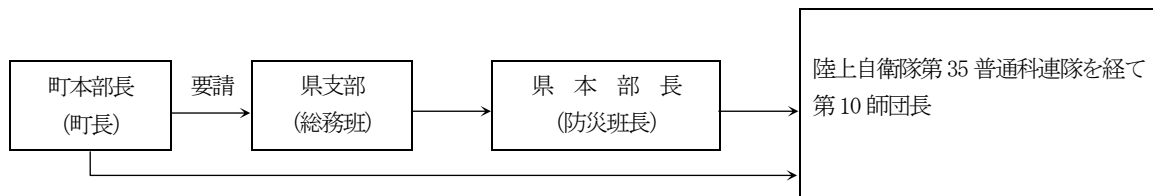
1 計画の方針

災害時に住民の人命、財産を保護するため、町長は災害応急対策上、自衛隊の支援を必要とする場合は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第1項の規定に基づき、次により自衛隊の災害派遣要請を知事に依頼する。

2 派遣要請の方法

(1) 知事への要請

町長は自衛隊の派遣要請を行う必要があると認めたときには、県支部を通じ県知事に対して「要請に際し明確にすべき事項」を記載した文書（様式4号）をもって要請の依頼を行うものとする。ただし、急を要するときは、口頭又は電話で行い事後速やかに文書を提出するものとする。



(2) 知事と連絡不能又は緊急の場合

町長は、知事に対し、(1)に定める要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者（部隊等の長）に通知し、部隊の派遣を促すものとする。

また、その際は、速やかに知事にその旨通知する。



(3) 自衛隊の自主派遣

災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自衛隊は、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

《自主派遣の判断基準》

- 1 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 2 災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- 3 海難事故、航空機の異常を察知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

(4) 要請の窓口

・陸上自衛隊 第35普通科連隊（守山）第3科

N T T電 話 052-791-2191（昼 内線4821、夜 内線4509）

F A X 052-791-2191（内線4821）

防災行政無線 8-651-711（事務室）

7-651-711（当直室）

8-651-710（F A X）

3 自衛隊の活動

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 遭難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

り災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(9) 炊飯及び給水

り災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

(10) 救援物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

(11) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(12) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

4 災害派遣部隊の受入れ体制

派遣された自衛隊の部隊（以下「派遣部隊」という。）に関する町本部における担当は、本部事務室・広報部とし、直接的な活動及び関連事項については、依頼をした部（以下「事業主管部」という。）とする。

(1) 留意事項

ア 自衛隊の作業が、他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう効率的な作業分担への配慮を行う。

イ 諸作業に関係ある管理者の了解を得ることへの配慮を行う。

(2) 具体的措置

●連絡場所の設置 ⇒ 速やかに連絡場所を設け、自衛隊及び県本部に通知する。

●窓口の統一 ⇒ 本部事務室・広報部に連絡責任者を定め、自衛隊と連絡窓口を統一し、直接的な活動及び関連事項については、各部の分担とする。

●協議体制の確立 ⇒ 作業の実施について現地指揮官と協議を行い、必要に応じ地図、略図等を準備し、作業地区毎に連絡員を定める。

●作業計画及び資機材の準備 ⇒ 派遣部隊の行う作業の作業計画をたて、必要な資機材を準備し、作業に関係ある管理者等にも連絡しておくものとする。

●宿泊施設等の準備 ⇒ 派遣部隊の宿泊施設を小中学校等の公共施設に確保し、あるいは野営施設を準備する。また、派遣部隊と関係所在自衛隊との情報連絡を確保するため、必要に応じて臨時電話を架設すること。

●知事への報告 ⇒ 町長は、自衛隊の活動状況等について随時知事に報告するものとする。

その他、活動拠点候補地とそれに関する業務については、「岐阜県災害時受援計画」（平成17年度制定）により実施するものとする。

5 県警の協力

町本部本部事務室・広報部は、自衛隊の派遣を円滑に行うため、必要があると認めたときは、県本部防災班に連絡し、県本部警察部（総括班担当）と協議して、白バイ、パトロールカー等をもって派遣部隊を先導するよう要請するものとする。

6 経費の負担区分

(1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、下記を基準とする。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地建物等の使用料及び借上料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備品以外の資材、機材等の調達、借上げ、運搬及びその修理費

エ 県、市町村が管理する有料道路の通行料

(2) 負担区分に疑義が生じた場合、あるいはその他必要経費が生じた場合は、町本部が県本部に照会し、その都度決定する。

7 派遣部隊撤収時の手続

- (1) 自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに県本部に対し、自衛隊の撤収要請（様式5号）を依頼するものとする。
- (2) 派遣部隊が派遣期間の活動を終了したときは、県本部危機管理統括監が、派遣部隊の指揮官と協議して帰隊措置を講ずるものとする。

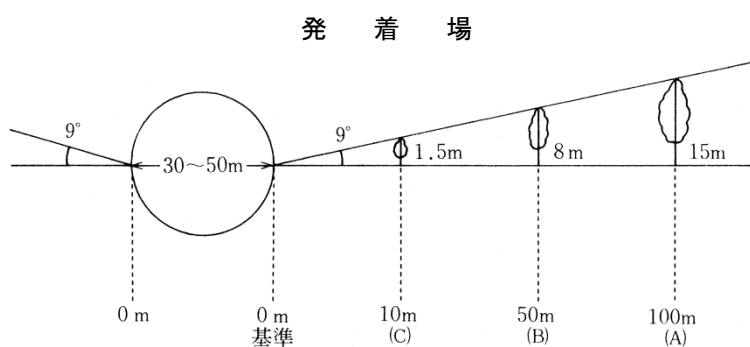
8 自衛隊ヘリコプター派遣要請に関する留意事項

(1) 派遣要請

- ア 派遣要請は、様式4号の事項を明示し、事前又は早期に行うこと。
- イ 派遣要請は、事実を確認し、他に方法がないときのみ行うこと。

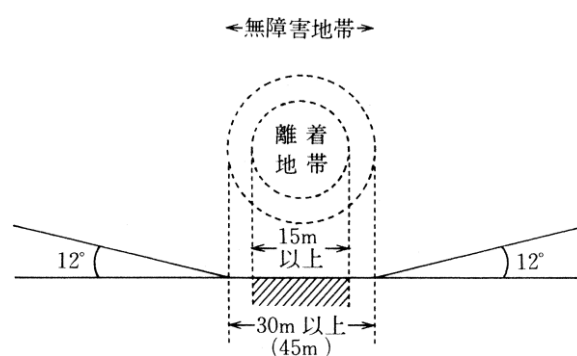
(2) 発着場の選定基準

- ア 地面は、堅固で傾斜6度以内であること。
- イ 四囲にあまり障害物がないこと。少なくとも2方向に障害物のないことが望ましい。ただし、東西南北100m×100mの面積があれば下図のごとく障害物があっても離着陸は可能である。

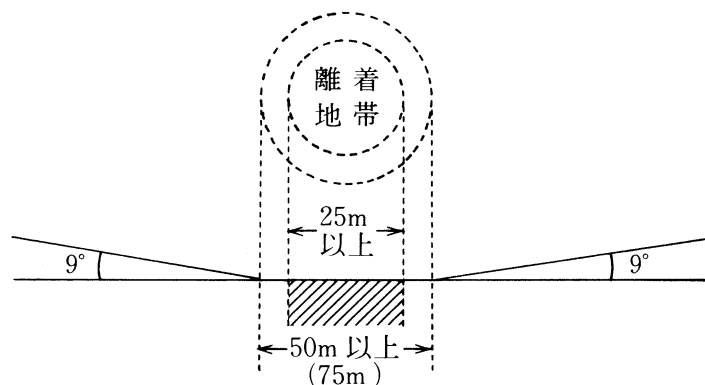


ウ 機種別基準

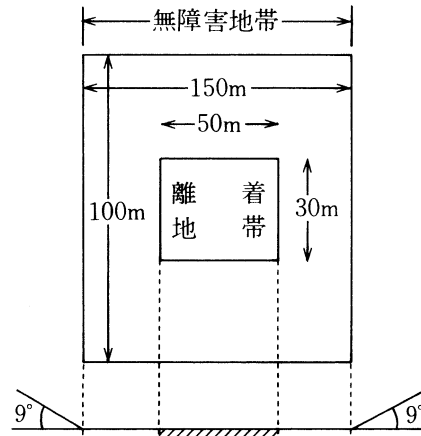
(ア) 小型機（OH-6）の場合（カッコ内は夜間）



(イ) 中型機（HU-1）の場合（カッコ内は夜間）

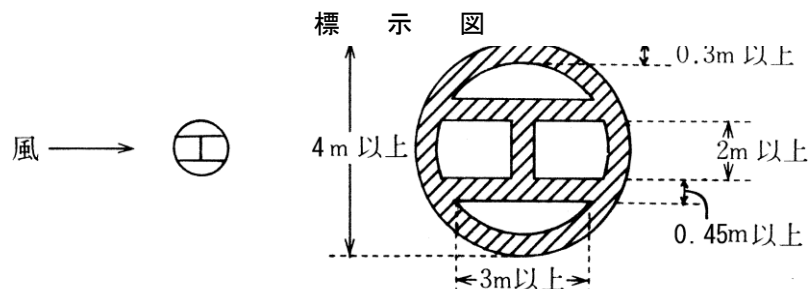


(ウ) 大型機（CH-47J）の場合



(3) 離着陸場の標示

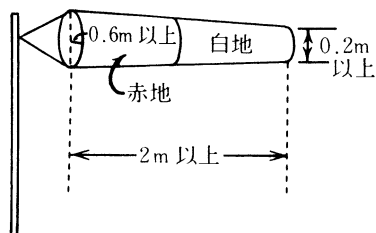
ア 風向きに対して、石灰等で㊦を書くこと。



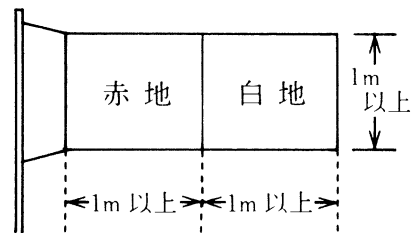
(注) 斜線内は白色、積雪時は赤色とする。

イ ヘリポートの近くには、上空から風向、風速等の判定が確認できるよう吹き流し又は旗をたてるとともに、できれば発煙筒（積雪時は赤色又は着色したもの）を併用すること。

吹き流し



旗



(4) 離着陸における安全

ア 離着陸場は、平面にして必要に応じ散水し、積雪時には踏み固めること。

イ 離着陸場の半径25メートル以内には、人が立ち入らないようにすること。

(5) ヘリコプターによる物資等を輸送する場合は、搭載量を超過させないため計量器を準備すること。

9 ヘリポートの確保等

町は、緊急時におけるヘリコプター発着可能なヘリポートの確保に努め、ヘリコプター発着場周辺における建柱、架線その他工作物の建設に際しては、ヘリコプターの発着の障害とならないようにすること。

ヘリコプター発着可能地点一覧表

名 称	所在地	地 積	電 話	座 標
輪之内中学校	四郷 2457	105×120	0584-69-3115	E 136° 38' 20" N 35° 16' 52"

第4節 広域応援要請計画

活 動 の ポ イ ン ト			関 係 機 関
1 県及び他の市町村に対する応援要請			本部事務室・広報部
(1)	町 長 (本部長)	派遣要請 ⇒ 他市町村長	
(2)	町 長 (本部長)	派遣要請 ⇒ 県 支 部 総 務 班 (教職員は教育班)	
2 指定地方行政機関等に対する応援要請			
(1)	町 長 (本部長)	派遣要請 ⇒ 指定地方行政機関の長 又は 指 定 公 共 機 関	
(2)	町 長 (本部長)	幹旋要請 ⇒ 県 支 部 総 務 班 (教職員は教育班)	

1 計画の方針

大規模災害時には、その被害が大きくなることが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に支障を来すため、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。応援の派遣及び受け入れにあたっては、感染症対策に留意する。

災害応急対策及び災害復旧のため技術を有する職員等を必要とする場合の職員の派遣要請又は派遣の幹旋について定めるほか、消防等が行う応援については、次のとおりである。

2 広域的な応援体制の整備

県及び町は、県又は町域を越えた広域の災害時における応援協定等の締結に努めるとともに、県内市町村の災害時相互応援体制の充実を図る。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。また、災害時、周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとし、相互応援協定等に基づき、県内に派遣される応援部隊の受入れ態勢及び活動基盤となる施設等の整備を進めるものとする。

県及び町は、自ら派遣する応援職員が被災地において円滑に活動できるよう、必要な資機材や装備品等の整備に努めるものとする。

3 職員の派遣要請

(1) 県及び他の市町村に対する応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のための必要がある場合において他の市町村等の応援を受けようとするときは、災対法第67条に基づき、他の市町村長に対して応援を要請することができる。また、災対法第68条により県支部総務班（教職員は教育班）を通じ知事に対して応援を要請することができる。その際、次の事項を明らかにし、とりあえず無線又は電話をもって行い、後に文書を送付する。

ア 災害の状況

- イ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ウ 応援を必要とする職員の職種別人員数
- エ 応援を必要とする場所及び期間
- オ その他職員の応援について必要な事項

(2) 指定地方行政機関等に対する応援要請

町長は、災対法第29条に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関及び指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

また、町長は、県支部総務班（教職員は教育班）を通じ知事に対し、指定地方行政機関及び指定公共機関の職員の派遣について斡旋を求めることができる。

ア 町長が直接派遣を要請する場合は、下記の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第15条）

- （ア） 派遣を要請する理由
- （イ） 派遣を要請する職員の職種別人員数
- （ウ） 派遣を必要とする期間
- （エ） 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- （オ） その他職員の派遣について必要な事項

イ 町長が、知事に対し職員の派遣について斡旋を求める場合は、下記の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令第16条）

- （ア） 派遣の斡旋を求める理由
- （イ） 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
- （ウ） 派遣を必要とする期間
- （エ） 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- （オ） その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

4 応急対策職員派遣制度の活用

県及び町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

5 消防相互応援協定締結市町村及び機関への応援要請

災害が発生し、必要と認めた場合、町長は、消防相互応援協定締結市町村及び機関に消防業務の応援要請を行うものとする。

(1) 大垣消防組合の締結しているもの

協定名	協定締結消防機関等名		締結年月日
	県内	県外	
消防相互応援協定	養老町消防本部		昭和54年 7 月 24 日
	揖斐郡消防組合		昭和61年12月10日
	不破消防組合		昭和54年 7 月 24 日
	岐阜市		平成20年 4 月 1 日
	海津市消防組合		平成21年12月25日
	羽島市消防本部		昭和63年 8 月 1 日

西濃ブロック消防組合等特殊災害消防相互応援協定	不破消防組合、揖斐郡消防組合、養老町消防本部、海津市消防本部		昭和63年4月1日
岐阜県内の高速道路における消防相互応援協定	名神高速道路 (関ヶ原町、養老町、大垣市、安八町、羽島市、不破消防組合) 中央自動車道 (多治見市、土岐市、瑞浪市、恵那市、中津川市) 東海北陸自動車道 (白川村、飛騨市、高山市、郡上市、美濃市、関市、岐阜市、岐南町、笠松町、各務原市、中濃消防組合、羽島郡広域連合) 東海環状自動車道 (美濃市、関市、富加町、美濃加茂市、川辺町、八百津町、可児市、御嵩町、土岐市、多治見市、中濃消防組合、可茂消防事務組合)		平成21年3月2日
名神高速道路消防応援協定	養老町、養老町消防本部、関ヶ原町、不破消防組合	湖北地域消防組合、彦根市、愛知郡広域行政組合、東近江行政組合、甲賀広域行政組合、湖南広域行政組合、大津市	昭和56年8月27日
高速道路における応援協定	羽島市	小牧市、岩倉市、一宮市、稲沢市	平成19年1月19日
岐阜県広域消防相互応援協定	岐阜県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合		平成10年4月1日
岐阜県防災ヘリコプター応援協定	岐阜県、岐阜市、多治見市、中津川市、瑞浪市、羽島市、恵那市、土岐市、各務原市、山県市、養老町、飛騨市、不破消防組合、羽島郡広域連合、本巣消防事務組合、揖斐郡消防組合、加茂消防事務組合、中濃消防組合、飛騨消防組合、郡上市、海津市消防本部、下呂市、恵南消防組合、恵北消防組合		平成6年10月24日

(2) 輪之内町の締結しているもの

「資料編12」のとおりである。

6 緊急消防援助隊等の要請

災害が発生し、県内の消防力をもってしても被災地の災害防御に対処できない場合には、知事は、緊急消防援助隊又は「大規模特種災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を総務省消防庁長官に要請する。(消防組織法第24条の3)

7 受援体制の整備

県及び町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、応援職員等の執務スペースの確保、応援職員の効率的な配置や役割の明確化を図り、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、宿泊施設の確保に向けた民間施設等との協定の締結を進めるものとする。加えて、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や宿泊に供する車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努め

るものとする。

県は、町における受援計画の作成及びその実効性の確保に向けて、必要に応じて適切な助言や情報提供等の支援を行うよう努めるものとする。

8 応援職員の派遣及び受入に際しての感染症対策

町は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

第3項 交通計画

第1節 道路交通対策

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 情報収集部を中心に道路、橋梁等の被害調査 2 被害状況を警察等防災関係機関へ連絡 3 交通規制情報入手のため警察との連絡手段を確保 4 必要により情報収集部において通行禁止措置を実施 5 緊急通行車両の確認申請 [申請先] ⇒ 県本部（警察部交通対策班）又は大垣警察署	本部事務室・広報部 情 報 収 集 部

1 計画の方針

災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあるときの通行の禁止及び制限（以下「規制」という。）並びにこれに関連した応急対策は、次によるものとする。

2 規制実施者

町地域内の道路施設にかかる規制は、次の区分によって行うものとするが、災害の状況によっては実施者（下記区分）による規制が遅れ時期を失することも予想されるので、町本部（情報収集部）は、県支部土木班、県支部警察班（輪之内交番）等と緊密な連絡をとり、適切な規制がなされるよう配慮するものとする。

区 分	実 施 者	範 囲
道 路 管 理 者	県（県支部土木班）	町地域内県道
	町本部（情報収集部）	町地域内町道
警 察 機 関	公安委員会（県本部警察部）	隣県に影響を及ぼす規制、規制区域が2警察署以上にわたるもの、又は期間が1箇月を超えるもの
	大垣警察署長（県支部警察班）	自署の管轄区域内であり、かつ、適用期間の短い（1箇月以内）規制
	警 察 官	緊急を要する一時的な規制
自 衛 隊	自 衛 官	緊急を要する一時的な規制（警察官がその場にはいない場合）

3 道路の巡視

災害のため道路、橋梁等の交通施設に被害あるいは危険が予想されるとき、町本部情報収集部は、部員を現地に派遣巡視させ、その早期発見に努めるものとし、派遣した際には、特に災害危険箇所・区域等に重点をおいて実施する。

4 発見者の通報

災害時において道路施設の被害その他の事由により通行が危険であり、又は交通が極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官又は町本部にその旨通報しなければならない。

5 町本部における措置

道路施設の被害及び交通の混乱を発見し、あるいは通報を受けて承知したとき、情報収集部は速やか

に次により配置するものとする。

(1) 交通情報の収集

交通情報の収集に努め、道路交通の被害状況を速やかに調査把握し、その状況を町本部長に報告する。

(2) 大垣警察署との連携

近隣市町に通じる幹線道路については、大垣警察署と連絡を密にし、一般車両のう回等混雑緩和の措置を講じて交通秩序の維持に努める。

(3) 関係機関への通知

規制の必要を認めたときは、規制実施者のいかににかかわらず、岐阜国道事務所、県支部土木班及び県支部警察班にその旨を通知するものとする。なお、町において規制を行ったときは、関係機関への通知に当たっては、次の事項を明示する。

ア 禁止、制限の種別と対象

イ 規制する区間又は区域

ウ 規制する期間

エ 規制する理由

オ う回道路、幅員、橋梁の状況等

(4) 規制の実施

情報収集部は、町道が被害を受け、若しくは道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要があると認めたときは、道路法（昭和27年法律第180号）第46条により通行を禁止し、又は制限（重量制限を含む。）をするものとする。なお、国土交通省直轄管理道路又は県管理の道路についても、岐阜国道事務所又は県支部土木班に通知して制限するいとまがないときは、直ちに警察官に通報し、道路交通法（昭和35年法律第105号）による制限を行うものとする。警察官が居合わせないときにあっては、現場にいる消防団員等が災対法第60条により、その場にある者に避難を指示し、又は同法第63条及び消防法第28条の規定により警戒区域を設定して立入りを制限し、又は退去を命ずる等の方法によって応急的規制を行うものとする。この場合は、できる限り速やかに道路管理者又は県支部警察班に連絡し、正規の規制を実施するものとする。

ア 規制の種類

(ア) 道路法（昭和27年法律第180号）第46条第1項に基づく規制

道路管理者は、道路施設の破損、欠壊等によりその保全又は交通の危険を防止するため必要があると認められる場合、道路の通行を禁止し、又は制限する。

(イ) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条から6条に基づく規制

県警察は、災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限する。

(ウ) 災対法第76条に基づく規制

県公安委員会は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

また、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときには、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(5) う回路の指定

交通禁止等の規制に当たっては、できるだけう回路線の指定を行うものとする。

(6) 規制の標識

町本部において道路法及び道路交通法に基づく規制を行ったときは、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年総理府、建設省令第3号）及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第1条の2の規定、又は災対法によって規制したときは、災害対策基本法施行規則様式2に定めるところによって規制標識を設置するものとする。なお、緊急のため規制の標識を設置することが困難又は不可能なときは、道路標識に次の事項を明示して必要な場所に標示するものとする。

ア 禁止、制限の対象

イ 規制する区間又は区域

ウ 規制する期間

エ 規制する理由

オ う回路の表示

規制を行ったときは、災害発生箇所、内容、通行規制状況、う回路等について、迅速かつ的確な情報を道路情報板、路側放送等で道路利用者に提供し、一般交通にできる限り支障のないよう努めるものとする。

(7) 応急措置（応急復旧）

町及び町長が管理する道路施設が被害を受け、あるいは危険になったときは、できる限り速やかに被害の拡大を防止しあるいは応急的な復旧を行うものとする。

(8) 広報の実施

緊急車両以外の車両の町内への運行については、広報の徹底を期するとともに、交通規制の内容について周知を図る。

6 措置命令等

(1) 警察官

ア 運転者等に対する措置命令

警察官は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行うものとする。

イ 放置車両の撤去等

警察官は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行うものとする。

(2) 自衛官又は消防吏員

警察官がいない場合、自衛官又は消防吏員は、(1)と同様の措置命令、強制措置を行うことができる。

なお、措置命令をし、又は強制措置をとったときは、直ちに管轄の警察署長に通知するものとする。

(3) 道路管理者

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国に報告するほか、道路啓開を行い緊急車両の通行の確保に努めるものとする。

また、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者が

いない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。（道路啓開等）

道路管理者及び地方整備局、地方運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や解放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の解放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

7 緊急通行車両の確認申請手続

(1) 使用者の申し出

災害応急対策を実施するための車両が、災対法第76条に基づく規制の区域または区間を通行する場合は、知事又は県公安委員会に標章及び緊急通行車両確認証明書（様式6号の1、以下「証明書」という。）の交付を申し出るものとする。

(2) 標章及び証明書の交付

知事及び県公安委員会は、当該車両が緊急通行車両であることを確認した場合は、標章（様式6号の2）及び証明書（様式6号の1）を交付するものとする。

(3) 標章の掲示

標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとし、証明書は、当該車両に備え付けるものとする。

(4) 申請先

県本部（警察部交通対策班）、大垣警察署又は県支部防災班（防災課）及び県支部総務班（西濃県事務所）

8 交通マネジメント

国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所は、応急復旧時に、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、渋滞緩和や交通量抑制などの交通システムマネジメント及び交通需要マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「岐阜県災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を組織する。

県は、町の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所に検討会の開催を要請することができる。

※交通システムマネジメント

道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組

※交通需要マネジメント

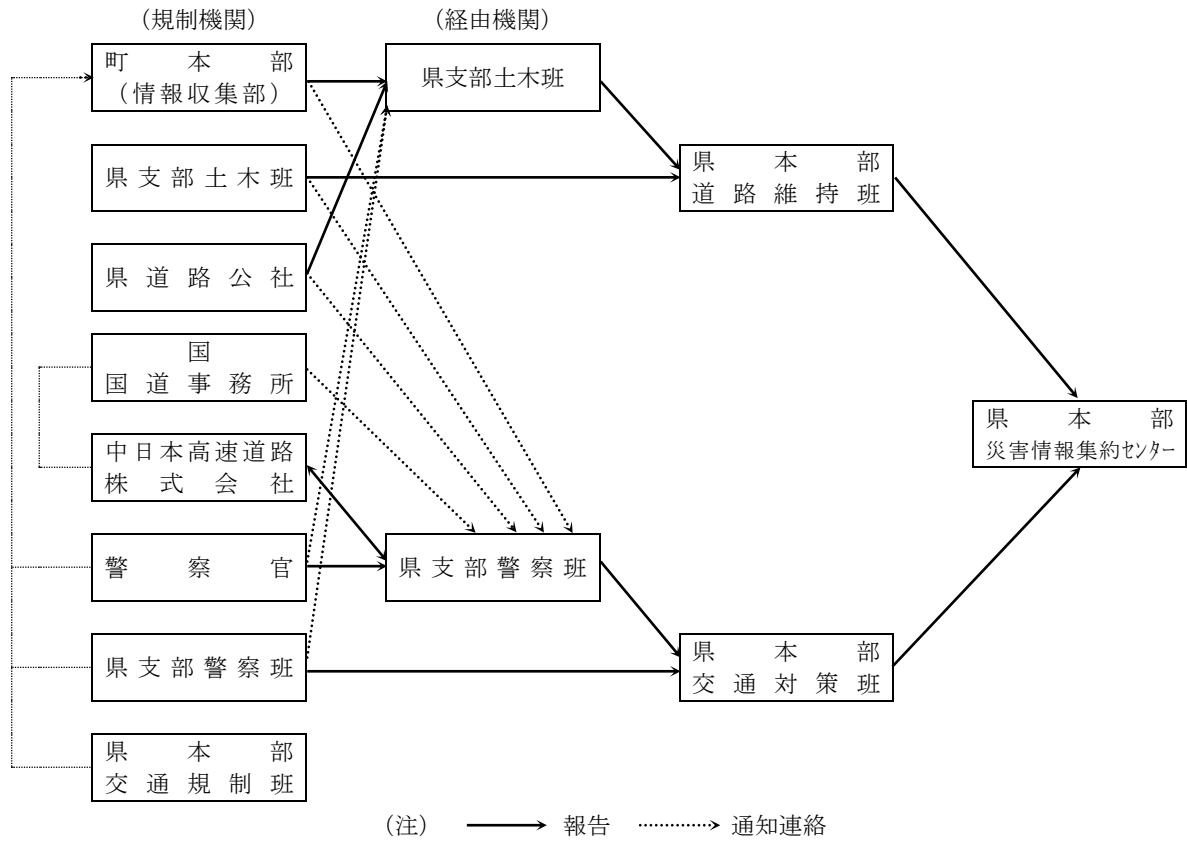
自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練等を行うものとする。

検討会において協議・調整を図った交通マネジメント等施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

9 報告等の系統

報告及び連絡の系統は、次によるものとする。



第2節 輸 送 計 画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 輸送方法 情報収集部が確保する車両 □ (不足のとき) ➡ { (1) 舟艇、人力 (2) ヘリコプター等空中輸送 (自衛隊、県防災ヘリ)} 2 車両の要請 ・本部内 □各部 ⇒ □情報収集部 ・県への応援要請 □本部事務室・広報部 情報収集部 ⇒ □県支部土木班 (建設用) □県支部保健班 (衛生用) □県支部総務班 (その他)	各 部 共 通
・空中輸送 □情報収集部 ⇒ □県支部総務班 3 要請時の明示事項 ・町内 ⇒ 本節4の(1)に定める事項 ・県 ⇒ 本節9の(1)イに定める事項	

1 計画の方針

災害時における避難者及び応急対策従事者の移送あるいは救助、復旧用物資等の輸送（以下「災害輸送」という。）は、次による。

2 実施機関

災害輸送は、情報収集部において行うものとする。ただし、町本部における災害輸送のための自動車、舟艇の確保及びその使用等に当たって、調整を行う必要があるときは、一括して情報収集部が担当する。

3 災害輸送の種別

町本部が行う災害輸送は、道路交通が可能な限り自動車輸送によるものとするが、道路の遮断等で舟艇、人力等によることが適当なときはその方法によるものとする。なお、交通途絶時において長距離輸送を必要とし、他に適当な方法がない場合にあっては、県支部総務班に自衛隊（ヘリコプター等）及び県防災ヘリコプターの派遣を要請し、空中輸送による等他機関の応援を得て行うものとする。

4 輸送の確保

災害輸送のため必要な車両、舟艇等の確保及びその使用に当たっての調整は、次によるものとする。

(1) 自動車等確保の要請

町本部各部は、災害輸送のため、車両、舟艇等借上げを要するときは、情報収集部に車両等確保の要請をするものとする。要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

ア 輸送区間又は借上期間

イ 輸送量又は車両（舟艇）の台数等

ウ 車両等集合の場所及びその日時

エ その他の条件

(注) 各部の所属車両をその目的業務に使用する場合は、要請は、必要としない。

(2) 輸送の調整等

車両確保等の要請を受けた情報収集部は、本部事務室・広報部と緊密な連絡のもとに輸送の緊急度、輸送条件、町本部保有車両の活動状況等を総合的に掌握し、輸送の優先順位その他について調整を行うものとする。

(3) 輸送の確保

災害輸送確保のための自動車の借上げ等は、次の方法により行うものとする。

ア 自動車輸送

自動車の借上げ（確保）は、情報収集部がおおむね次の順位で行うものとする。

なお、車両の借上げに当たっては、当該車両の運転手付で借上げるものとする。

(ア) 町本部保有車両

(イ) 農業協同組合等公共的団体所有の車両

(ウ) 民間会社等の保有車両（大型車両は県と競合しないこと。）

(エ) 個人所有等その他の車両

イ 舟艇の確保

舟艇の借上げは、情報収集部が舟艇所有者から借上げするものとする。借上げに当たっては、できる限り船頭もあわせて雇い上げるようにするものとする。

なお、町地域内の舟艇等の保有状況はあらかじめ調査し、掌握しておくものとする。

ウ 空中輸送

町本部各部は、一般交通途絶等に伴い緊急に空中輸送が必要なときは、本部事務室・広報部に輸送条件を示して空中輸送の要求をするものとし、本部事務室・広報部の指示に基づき情報収集部が県支部総務班に対して自衛隊のヘリコプター又は県防災ヘリコプターによる空中輸送について要請するものとする。ヘリコプター離着陸可能な場所は、次のとおりである。

● 輪之内中学校

本町のヘリコプター離着陸可能場所の輪之内中学校の体育館は避難所に指定されているが、原則としてグラウンドでは避難者の車両等の乗り入れを禁止するものとする。

エ 人力輸送

車両等による輸送が不可能なとき等にあつては、町本部職員（消防団員を含む。）、奉仕団員及び雇上げ賃金職員等の直接人力によって輸送するものとするが、輸送要員の動員等は、それぞれの計画の定めるところによる。

5 物資の引継ぎ等

災害輸送に当たって、情報収集部長は輸送責任者を定め、車両等に同乗させ、あるいは同行させる等の確な輸送に努め、その引継ぎに当たっては、物資等の授受を明らかにしなければならない。なお、物資授受の記録は、「救助用物資引継書」（様式25号の3）によるものとする。

6 応援の要請

町本部情報収集部は、自動車、舟艇等が確保できず、あるいは空中輸送を必要とするときは、輸送条件を明示して次により県支部に応援を要請するものとする。

●建設事業用車両 県支部土木班

●衛生事業用車両 県支部保健班

●自衛隊ヘリコプター又は県防災ヘリコプターその他輸送 県支部総務班

(注) 緊急を要する空中輸送については、直接県本部（防災班）に要請するものとする。

7 輸送の記録

災害輸送を行ったとき輸送責任者は、次の記録を作成し整備保管しておくものとする。なお、災害救助法が適用されたときは、同法による対策の実施に要した輸送は判然と区分整理しておくものとする。

(1) 車両を使用した者（輸送責任者）は、「車両使用書」（様式7号の1）を作成し、情報収集部長に提出する。

(2) 輸送記録簿

情報収集部は、「輸送記録簿」（様式7号の2）を備え付け、車両の使用状況を記録し、整備保管するものとする。

(3) 救助実施記録日計票

情報収集部は、「救助実施記録日計票」（様式25号の1）を作成し、整備保管する。

(4) 自動車等の燃料及び修繕料等

自動車燃料、消耗品、修繕料その他は「救助の種目別物資受払状況」（様式25号の2）を備え付け、その出納状況を明らかにしておくものとする。

8 費用の基準及び支払

輸送業者による輸送あるいは車両等の借上げは、地域における慣行料金（国土交通省の認可を受けている料金以内）によるものとする。なお、自家用車等の借上げについては、借上謝金（運転手付等）とし、運送業者に支払う料金の範囲内（おおむね8割程度以内）で各実施機関が所有者と協議して定めるものとする。ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費負担（運転手雇上げのときは賃金）程度の費用とする。輸送費あるいは借上料の請求に当たっては、債権者は「輸送明細書」（様式7号の3）を請求書に添付して提出するものとする。

9 災害救助法による輸送及び移送の基準

災害輸送のうち、災害救助法による救助実施のための輸送及び移送の基準は、次によるものとする。

(1) 輸送及び移送の範囲

ア 災害救助法による救助実施のための輸送は、次の範囲とする。

(ア) り災者を避難させるための移送

町長、警察官等避難指示者の指示に基づき長距離避難のための移送

(イ) 医療及び助産のための移送

重傷患者で医療班で処理できないもの等の移送及び医療班の仮設する診療所への患者移送あるいは医療班関係者の移送等

(ウ) り災者救出のための輸送等

救出のため必要な人員、資材等の輸送及び救出したり災者の移送

(エ) 飲料水供給のための輸送

飲料水の直接輸送及び飲料水確保のため必要な人員、ろ水器その他機械器具、資材の輸送

(オ) 救助用物資の輸送

り災者に支給する被服、寝具その他生活必需品、炊き出し用食料、学用品及び救助に必要な医療衛生材料、医療品等の輸送

(カ) 遺体搜索のための輸送

遺体搜索のため必要な人員、資材等の輸送

(キ) 遺体処理のための輸送

遺体処理のための医療班員あるいは衛生材料等の輸送及び遺体を移動させるための必要な人員、遺体の移送

イ ア以外について輸送あるいは移送の必要が生じたときは、町本部は、県支部総務班を経由して県本部防災班に範囲外輸送についての要請をするものとする。県本部防災班は、要請その他により範囲外輸送の必要を認めたときは、内閣総理大臣にその旨申請をし、承認を得て実施することを原則とする。

なお、要請及び申請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- (ア) 輸送の種類及び輸送物資の内容等
- (イ) 輸送区間又は距離
- (ウ) 輸送を要する物資等の数量、積載台数等
- (エ) 輸送を実施しようとする期間
- (オ) 輸送のために必要とする経費の内容及び金額
- (カ) 輸送を要する理由
- (キ) その他

(2) 輸送の期間

各救助の実施期間中とする。

(3) 費用の限度

8「費用の基準及び支払」に定める費用の基準によるものとする。

(4) 報告その他事務手続

町本部は、輸送及び移送を実施したときは、「救助日報」（様式24号）により毎日その状況を県支部総務班を経由して県本部防災班に報告するものとする。なお、輸送に関する記録は7「輸送の記録」によるものとするが、災害救助分については判然と区分整理するものとする。

第4項 災害情報計画

第1節 気象予警報伝達等の計画

関 係 機 関	
本部事務室・広報部 情報収集部	資 材 部 消 防 部

1 計画の方針

気象及び水防並びに火災に関する警報、注意報、情報及び災害に関する異常現象の通報、伝達等の取扱いは、次によるものとする。

2 気象警報等の種別

気象警報等は、岐阜地方気象台が発表する気象特別警報・危険警報・警報・注意報・情報及び氾濫警報・注意報等をいうが、町地域の防災に関係ある種別、内容の概要は、おおむね次のとおりである。

(1) 気象警報等の発表基準

種 類		発 表 基 準
1	気 象 情 報	(ア) 防災活動が効果的に行うことができるよう防災機関や一般住民への支援が必要と認める場合 (イ) 岐阜県記録的短時間大雨情報 1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測・解析した場合 (ウ) 岐阜県竜巻注意情報 雷注意報の発表中に、竜巻等による激しい突風のおそれが高まった場合
2	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が12m/s以上と予想される場合
	風雪注意報	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が12m/s以上と予想され、雪を伴う場合
	レベル2大雨注意報	①表面雨量指数、②流域雨量指数、③複合雨量指数 のいずれかがレベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル2土砂災害注意報	60分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせがレベル2土砂災害注意報の基準値に到達することが予想される場合
	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが20cm以上と予想される場合
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合である。 濃霧によって視程が100m以下になると予想される場合
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想され、具体的には次の条件に該当する場合である。 気象官署の実効湿度が60%以下で、最小湿度が25%以下になると予想される場合
	着氷（雪）注意報	着氷（雪）が著しく、通信線や送電線等に被害が起こるおそれがあると予想される場合
	融雪注意報	融雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
意 報	霜注意報	早霜、晩霜等によって農作物に著しい被害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が3℃以下になると予想される場合
	低温注意報	低温によって農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合

3	レベル2 氾濫注意報	輪之内町に關係する基準観測所（下表）において氾濫注意水位に到達し、さらに上昇が見込まれるとき、避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
6 気 象 警 報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が 17m/s 以上と予想される場合
	暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が 17m/s 以上と予想され、雪を伴う場合
	レベル3 大雨警報	①表面雨量指数、②流域雨量指数、③複合雨量指数 のいずれかがレベル3 大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル3 土砂災害警報	60 分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせがレベル3 土砂災害警報の基準値に到達することが予想される場合
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合である。 24 時間の降雪の深さが 40cm 以上と予想される場合
7	レベル3 氾濫警報	輪之内町に關係する基準観測所（下表）において一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき。又は避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
8 気 象 危 険 警 報	レベル4 大雨危険警報	①表面雨量指数がレベル4 大雨危険警報の対象となる 1km 格子において、レベル4 大雨危険警報の基準値に到達すること。 ②流域雨量指数がレベル4 大雨危険警報の対象となる河川の 1km 格子において、レベル4 大雨危険警報の基準値に到達すること。 のいずれかが予想される場合
	レベル4 土砂災害危険警報	60 分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせがレベル3 土砂災害警報の基準値に到達することが予想される場合
9	レベル4 氾濫危険警報	輪之内町に關係する基準観測所（下表）において水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。又は氾濫危険水位に到達したとき。

注 発表基準欄に記載した数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

【参考】各基準観測所の基準水位一覧

区分	観測所	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
揖斐川中流	岡島	1.30	3.40	4.10
	万石	4.00	5.80	6.40
	山口	2.20	3.50	3.90
揖斐川下流	今尾	6.00	8.10	8.70
長良川中流	忠節	2.00	5.30	5.50
	墨俣	4.00	7.20	7.70
長良川下流	長良成戸	4.50	6.70	7.00

(2) 特別警報の発表基準

(令和8年5月29日運用開始)

発表名称	特別警報の発表基準
レベル5 大雨特別警報	台風や集中豪雨等により浸水害の起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する大雨が予想される場合
レベル5 土砂災害特別警報	台風や集中豪雨等により土砂崩れの起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する大雨が予想される場合※
レベル5 氾濫特別警報	台風や集中豪雨等により河川の氾濫の起こるおそれが著しく大きくなることが予想される場合
暴風特別警報	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪特別警報	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪特別警報	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度続くと予想される場合
津波特別警報	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合
地震動特別警報	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合
火山現象特別警報	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合

(3) 水防活動用警報等

水防活動に資するため水防関係機関に対し発表する警報及び注意報であって、種別、内容は次のとおりである。

区 分	警 報 等 の 内 容
1 水防活動用気象注意報	気象注意報のうち、レベル2大雨注意報の発表があったとき、本注意報があったものとし、水防活動用の語を付けない。
2 水防活動用気象警報	気象警報のうち、レベル3大雨警報の発表があったとき、本警報があったものとし、水防活動用の語を付けない。
3 水防活動用 洪水注意報	一般河川 一般河川についての洪水注意報の発表でこれに代え、水防活動用の語は付けない。
	協議河川 協議河川についての洪水注意報の発表でこれに代え、水防活動用の語は付けない。
4 水防活動用 洪水警報	一般河川 一般河川についての洪水警報の発表でこれに代え、水防活動用の語は付けない。
	協議河川 協議河川についての洪水警報の発表でこれに代え、水防活動用の語は付けない。

(4) 水防警報等

洪水予報に関連して、水防活動に必要な事項について、水防関係機関が水防管理団体に対して発する警報、情報をいう。その種別と内容は、次表のとおりである。

区 分	警 報 等 の 内 容
1 水 防 情 報	水位の昇降、滞水時間及び最高水位とその時刻等水防活動上の情報の関係機関に徹底する必要があるとき。
2 水 防 警 報	水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達するか、又ははん濫注意水位（警戒水位）を超えて危険が予想されるとき。

(5) 火災警報

ア 空気が乾燥し、かつ風の強いとき等で、火災発生のおそれがあるときに消防長が発する。

イ 火災警報発表の気象条件は、おおむね次のとおりである。

(ア) 実効湿度60パーセント以下、最少湿度40パーセント以下、最大風速7メートル以上のとき。

(イ) 平均風速10メートル以上の風が1時間以上にわたって吹くと予想されるとき。

3 気象警報等の把握

本部事務室・広報部（退庁時にあっては宿日直者）、情報収集部（水防に関する気象）及び消防部（火災に関する気象）は、気象注意報等の発表されているときは、岐阜地方気象台、県支部土木班（水防に関する気象等）と連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ放送等に留意して町地域の的確な気象状況の把握に努めるものとする。なお、関係機関からの情報等の授受に当たっては、次の点に留意するものとする。

(1) 伝達される警報等の区分

警報等の区分は、おおむね次のとおりである。

ア 県本部（防災課）

気象警報等の情報及びそれらの対策にかかる指示事項（県防災行政無線による。）

イ NTT西日本

気象警報のうちNTT西日本より伝達される警報は、次の略号によるものとする。

警報の種類	略 号	解 除 略 号
暴 風 警 報	ボウフウ	ボウフウカイジョ
暴 風 雪 警 報	ボウフウセツ	ボウフウセツカイジョ
大 雨 警 報	オオアメ	オオアメカイジョ
大 雪 警 報	オオユキ	オオユキカイジョ
洪 水 警 報	コウズイ	コウズイカイジョ

（注） この伝達は、更新の場合は伝達されない。

(2) 受信記録

警報等の全文が伝達される場合の受信に当たっては、県防災行政無線のファクシミリを用い記録を保管する。

4 気象警報等の徹底

気象警報等を承知し、その伝達あるいは周知徹底の必要があるときは、おおむね次の区分により伝達徹底を図るものとする。

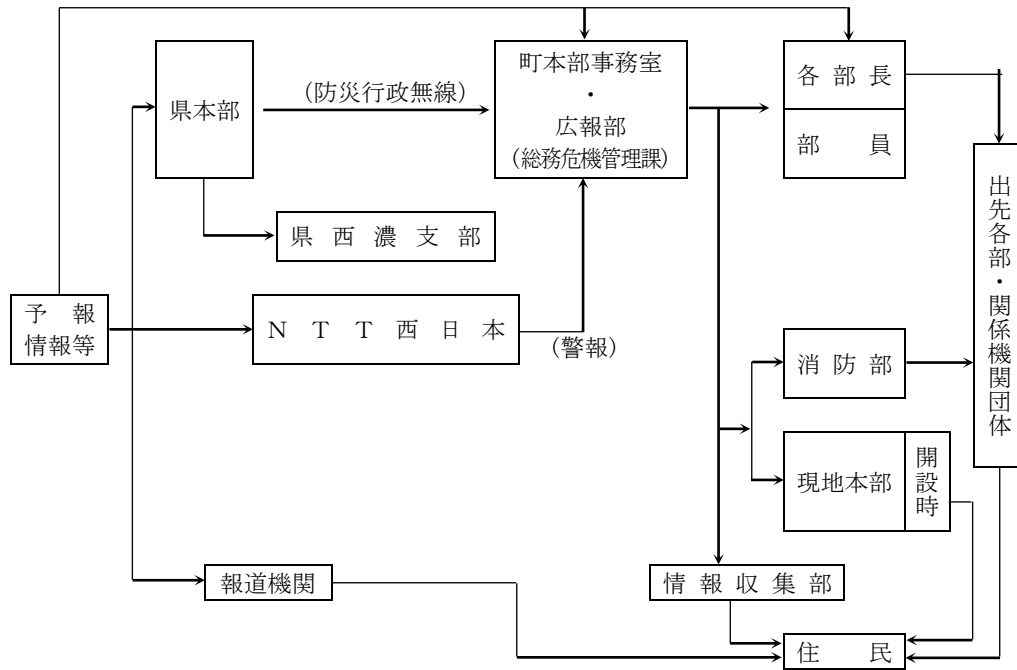
(1) 伝達の責任者

気象警報等の町本部及び関係機関に対する伝達は、勤務時間中においては本部事務室・広報部（総務危機管理課）が担当するものとする。ただし、気象警報等の発表に伴い各部門別の災害対策に関し、対策等の指示及び伝達等を必要とする関係各部は、それぞれ各部の計画に基づき、気象警報等及び対策指示等をあわせて伝達するものとする。また、勤務時間外（休日又は退庁時）における伝達は、宿日直者が担当するものとするが、宿日直者は、気象警報等の種類、内容等に応じて必要な関係各部までの伝達を担当するものであり、伝達を受けた関係各部は、それぞれ各部の計画に基づき、職員の動員、関係機関への指示、伝達及び住民への周知徹底等を図るものとする。

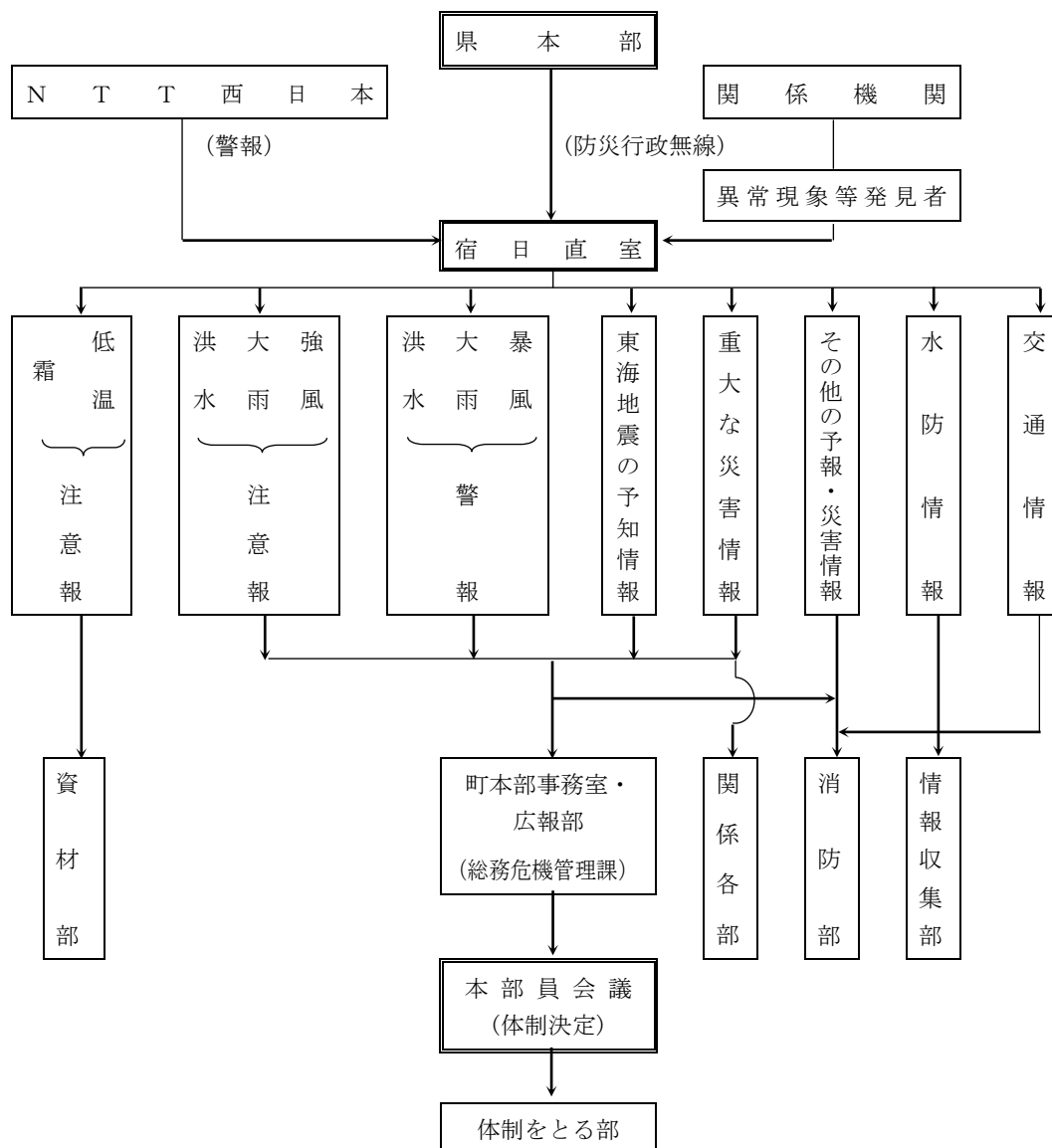
(2) 伝達の系統

気象警報等の伝達及び周知徹底は、次の系統によるものとする。

ア 勤務時間中



イ 勤務時間外



ウ 霜及び異常低温に関する注意報

総務危機管理課

農業振興課

農事改良組合

(3) 住民等に対する徹底

町本部で掌握した気象警報のうち、町内の住民にその内容を徹底する必要があるときは、町防災行政無線により、その徹底を図るものとする。

町は、大雨、暴風、大雪等の特別警報及び大雨特別警報の基準値以上となる格子の出現の伝達を受けた場合は、避難情報の発令も含め、これを直ちに住民等に周知・伝達するものとする。

5 異常現象発見時の対策

災害が発生するおそれがある異常現象を発見し、あるいは承知したときの措置は、次によるものとする。

(1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、次の区分により関係の機関（職員）に通報しなければならない。

- 火災に関する現象 ⇒ 消防機関（消防団員）
- 水防に関する現象 ⇒ 消防団員、情報収集部（職員）、警察官
- その他に関する現象 ⇒ 町本部事務室・広報部（総務危機管理課）又は警察署

(2) 受報者の措置

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた関係職員は、速やかにその対策又は措置をとるとともに、町本部事務室・広報部（総務危機管理課）に通報するものとする。

(3) 関係機関への通報

町本部事務室・広報部（総務危機管理課）は、通報のあった異常現象のうち次の現象については、関係機関に通報するものとする。

ア 岐阜地方気象台

気象及び地震に関する現象

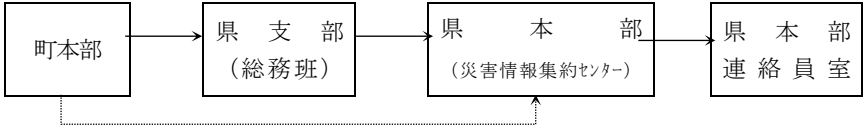
イ 県支部関係機関

異常現象によって予想される災害と関係のある機関

ウ 隣接市町

異常現象によって予想される災害と関係のある隣接市町

第2節 災害情報の収集・伝達計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 各部・班により情報収集し、様式により県支部（又は県本部）に報告 2 即時報告（発生の都度即時に報告）  3 概況調査報告（発生後毎日定時） 4 中間調査報告（被害の状況がおおむね確定したとき。） 5 確定（詳細）調査報告（確定後3日以内） 6 変動（訂正）調査報告（発見後3日以内） 7 終了報告（終了後1日以内） 8 応急対策の報告（発生後毎日定時）	各部共通

1 計画の方針

被害状況及び災害応急対策等の情報の調査、報告（速報）又は収集は、本計画の定めるところによるものとする。ただし、災害が発生してから一定期間経過後等に行う詳細な調査については、それぞれの対策に関連する計画の定めるところによる。

2 被害状況等の調査、報告事項

被害状況の調査及び報告を要する事項は、即時報告（災害即報）のほか、次のとおりである。

ただし、応急対策実施上必要な情報等については、それぞれの被害状況報告時にあわせて行うものとする。

- | | |
|-----------------------|------------------|
| (1) 即時速報（災害即報） | 様式8号 |
| (2) 住家等の一般被害状況の調査報告 | 様式9号の1、様式9号の2 |
| (3) 社会福祉施設等被害状況の調査報告 | 様式10号の1、様式10号の2 |
| (4) 医療、衛生施設被害状況の調査報告 | 様式11号の1～様式11号の3 |
| (5) 商工業関係被害状況の調査報告 | 様式12号 |
| (6) 観光施設被害状況の調査報告 | 様式13号 |
| (7) 農業関係被害状況の調査報告 | 様式14号の1～様式14号の12 |
| (8) 土木施設被害状況の調査報告 | 様式15号 |
| (9) 都市施設被害状況の調査報告 | 様式16号 |
| (10) 教育・文化関係被害状況の調査報告 | 様式17号 |
| (11) 町有財産被害状況の調査報告 | 様式18号 |
| (12) 総合被害状況調査報告 | 様式19号の1～様式19号の3 |
| (13) 消防関係の即報 | 様式20号 |

3 被害状況の調査責任者

被害状況の調査は、次に掲げる部において関係の機関及び団体と協力し、又は応援を得て実施するものとする。

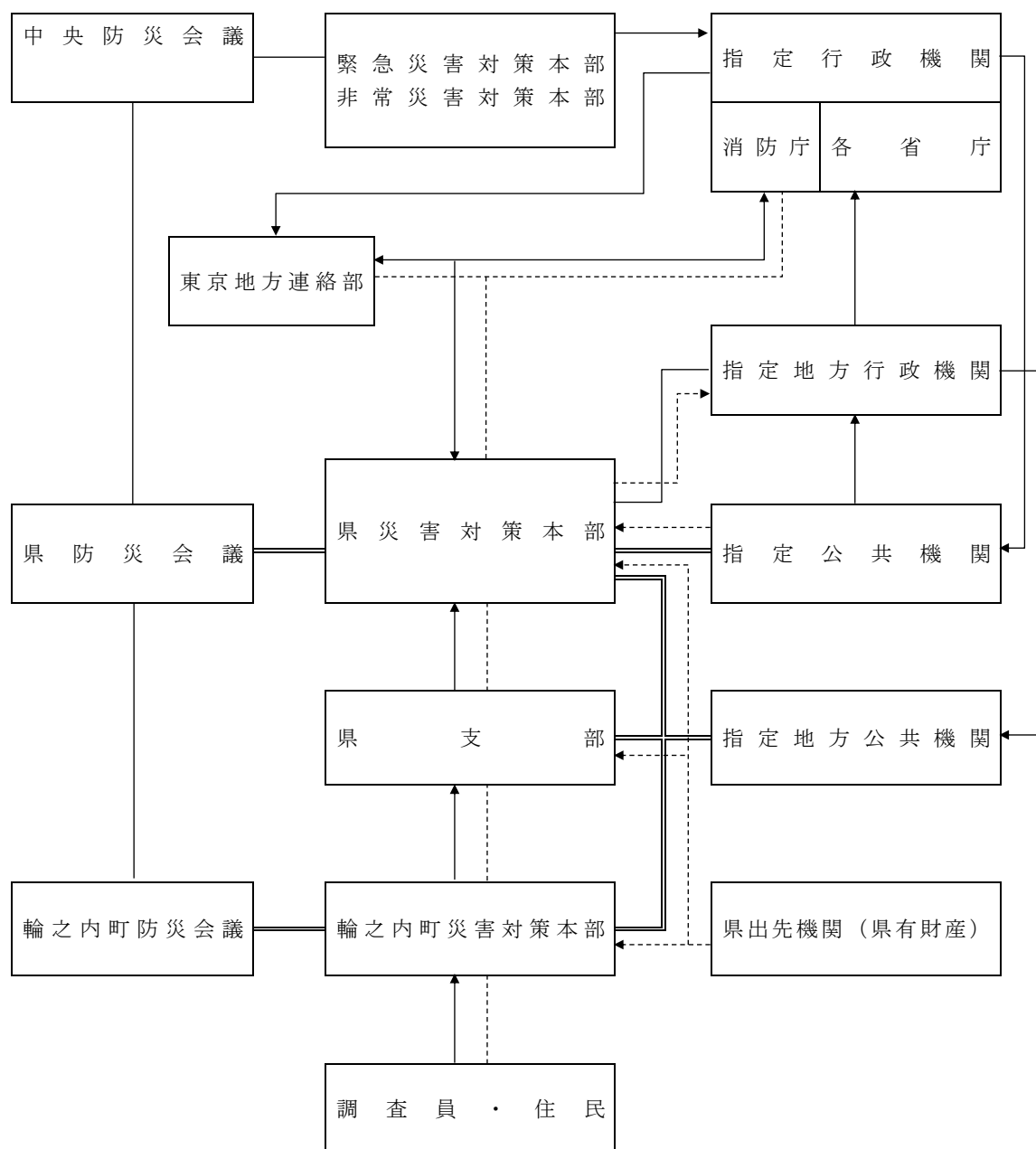
ただし、被害の調査に技術を要する場合又は被害が甚大で調査の不可能なときは、県本部に連絡し、関係機関等の応援を求めて行うものとする。

被害区分	調査実施部	協力応援機関等
総合被害状況	本部事務室・広報部	集計業務は情報収集部が担当
住宅等一般状況	情報収集部	区長
社会福祉関係施設	情報収集部	民生委員
医療、衛生関係施設	医療・救護部	医師会
商業、観光関係施設	資材部	商工会
工業関係施設	資材部	商工会
農業関係被害	資材部	農業委員会 農業共済組合 農事改良組合 農業協同組合
農業土木関係施設	資材部	
土木関係施設	情報収集部	建設業組合
都市関係施設	情報収集部	
教育関係施設	情報収集部	
上下水道関係施設	ライフライン部	
火災情報	消防部	自主防災組織
水防情報	情報収集部	

4 被害状況等の報告系統

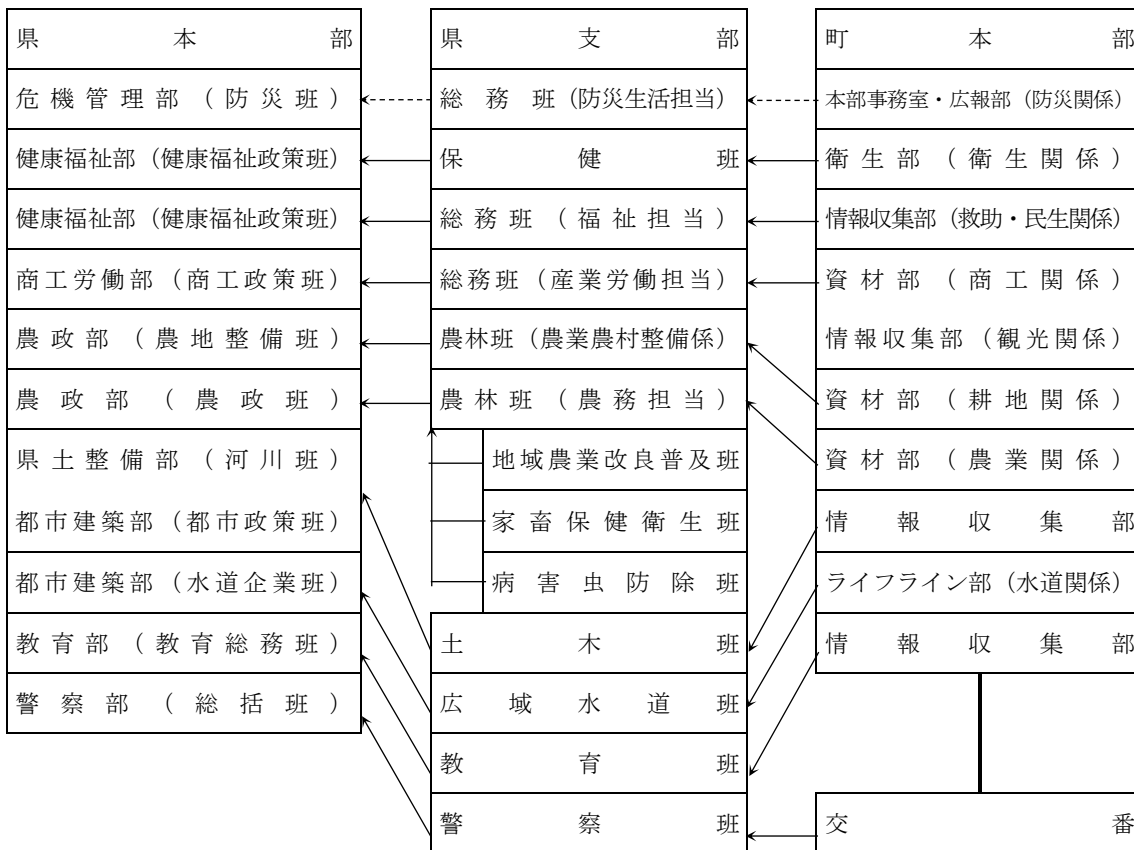
被害状況等の一般的な報告系統は、次のとおりとする。ただし、各報告事項別の詳細は、それぞれに定める系統によるものとする。

(1) 総括的系統図



(2) 部門別系統図

警戒体制・非常体制・救助体制をとった場合（県が災害対策本部を設置したとき）



(注) 1 () の班・担当が窓口となって報告事務を一本化する。

2 ←—— 被害報告・業務連絡を示す。 ←----- 即時報告を示す。 ——— 災害情報交換を示す。

5 調査及び報告等

報告状況等の調査及び報告は、災害の種別、その他の災害条件によって一定できないが、おおむね次表の区分によって調査報告をするものとする。必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を官邸及び政府本部を含む防災関係に共有するとともに、収集した被害情報を新総合防災情報システム（SOBO-WE B）を活用して関係省庁に連絡するものとする。

町は、災害時の迅速な把握のため、安否不明者、行方不明者、死者についても、関係機関の協力を経て、積極的に情報収集を行うものとする。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡するものとする。

種 別 区 分	調 査 報 告 事 項	報 告 時 限
即 時 報 告 (災害即報)	災害が発生し、又は発生しようとしている場合、発生状況、被害概況、防護応急活動状況等を即時に報告する。	発 生 の 都 度 即 時
概 況 調 査 報 告	災害により被害が発生したとき、直ちにその概況を調	発 生 後 毎 日 定 時

	査し、報告する。	
中間調査報告	概況調査後被害が増大し、あるいは減少したとき、及び概況調査で省略した事項を調査し、報告する。	被害の状況がおおむね確定したとき。
確定（詳細）調査報告	災害が終了し、その被害が確定したときに全調査事項を詳細に調査し、報告する。	確定後 3 日以内
変動（訂正）調査報告	各調査が誤っていたことを発見したときに再調査し、報告する。	発見後 3 日以内
終了報告	長期間にわたった災害（例 たん水）が終了したときに報告する。	終了後 1 日以内
応急対策の報告	被災地域における状況及び実施し、又は実施しようとする応急対策の概況について、できる限りその都度必要な事項を報告する。	発生後毎日定時

（注） 1 毎日定時に報告を必要とする場合は、本部事務室・広報部においてその時刻、回数、期間を検討のうえ指示する。

2 調査及び報告は、その必要が認められない事項については省略し、また、2 以上の調査報告をまとめて行って差し支えない。

6 被害の調査報告の優先順位

調査報告の順序、時期は、災害の種別、規模等によって一定できないが、町本部においては、人的被害と直接つながる被害、すなわち住家等一般被害状況の調査、報告を他の被害に優先して行うものとする。

7 調査報告を要する災害の規模

本計画に基づく調査報告は、おおむね次の基準のいずれかに該当したときに被害にあった事項について行うものとする。

- (1) 準備体制、警戒体制をとったとき。
- (2) 町が災害対策本部を設置したとき。
- (3) 町地域において自然災害により住家の被害が発生したとき。
- (4) 災害の発生が県下広域及び県地域に相当の被害が発生したと認められるとき。
- (5) 災害復旧費が国庫補助又は県費補助等の対象となる災害が発生したとき。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるとき。

8 情報の収集、報告

町本部は、次の方法により情報を収集し報告するものとする。また、収集した情報については、画像情報に関係機関間に迅速に共有する防災 I o T システム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努めるものとする。

なお、被害状況等の各部門のとりまとめ及び県本部又は県支部各班に対する報告は、それぞれの部門を担当する部において行うものとする。

- (1) 各部は、校下別単位等に被害の状況及び災害応急対策実施状況を調査し、とりまとめる。
- (2) 各部は、とりまとめた情報を県本部又は県支部各班に報告した後、情報収集部に報告し情報収集部はこれを集計し、本部事務室・広報部に提出する。ただし、とりまとめるまでもない少量の情報の場合は、情報収集部の集計業務は省略するものとする。
- (3) 情報収集部は、上記報告の内容のうち関係機関に連絡を要する事項については、当該関係機関に連絡するものとする。
- (4) 町本部は、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付消防災第267号）の即報基準に該当する火災・

災害等のうち、下記のことを覚知した場合、第一報について、県に報告するとともに直接消防庁にも、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を県本部に報告するものとする。

ア 「火災・災害等即報要領」第3直接即報基準に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対応を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

- (5) 町本部は、各部から取りまとめた報告内容を県被害情報集約システム（平成22年4月から運用）により県災害情報集約センターに報告するものとする。

9 町本部内における連絡等

町本部における被害状況のとりまとめ、災害情報の連絡等は、次の方法によるものとする。

(1) 緊急事項

各部において、収集した被害状況その他の情報のうち重要で緊急を要する事項は、その都度本部事務室・広報部を通じて町本部長に報告するものとする。

(2) 連絡

町本部（本部事務室・広報部）において承知し、収集した情報のうち、各部において必要な事項については、その事項を所管する部の本部連絡員が担当部長に報告するものとする。

(3) 伝達

本部員会議の決定事項及び本部長の指示、命令等は、その部を所管する本部連絡員が各部員に伝達するものとする。

10 調査報告の留意事項

被害状況の調査報告は、全般にわたって次の事項に留意を要する。

(1) 即時報告（災害即報）

本報告は、概況調査報告の前段情報として、災害予防応急対策の基礎となるものであるから、直ちにその概況を的確に行う必要がある。

(2) 概況調査報告

本調査報告は、災害に伴う応急対策の計画及び実施の基礎となるものであるから、特に速やかにその概況を的確に調査報告する必要がある。

(3) 中間（変動）調査報告

この調査報告は、被害の変動に伴う応急対策の計画変更等の基礎となるものであるから、変動又は判明の都度速やかに調査報告する必要がある。

(4) 確定（詳細）調査報告

本調査報告は、災害応急対策、災害復旧の基礎となるものであり、かつ、各種経費の費用負担を決定する場合もあるので、正確な調査報告を要する。

なお、本調査に当たっては、各応急対策の計画で定める調査報告事項と併せて行う等、できる限り正確を期すものとする。

(5) 電話電報報告と文書報告との関係

本計画による報告は、通常、電話電報報告することになるが、確定報告及び特に県本部が指示する事項については、文書によって重ねて報告するものとする。

(6) 報告用紙の印刷

電話の発受あるいは文書報告のため、所要様式を事前に印刷保管及び外部記憶装置に記録保存しておくものとする。

(7) 情報発受記録の整備

情報の発受に当たっては、発受両機関とも記録を整備保管するものとする。なお、電話、口頭等による発受は、様式によって記録するものとする。

11 部門別被害状況の調査報告

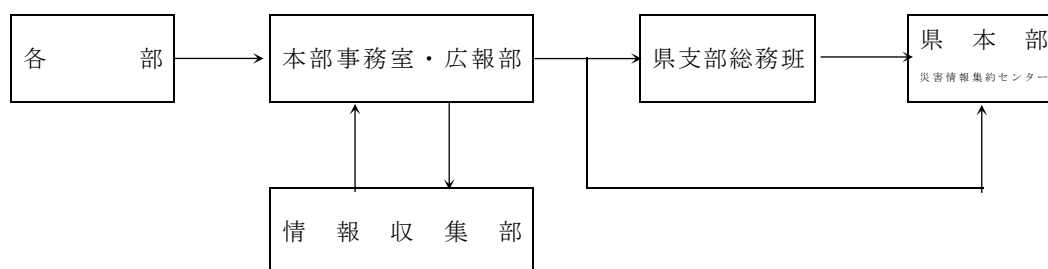
各部門別の被害その他の状況の調査、また実施し、あるいは実施しようとしている各種応急対策等の情報は、次の区分に従って行うものとする。

(1) 即時報告（災害即報）

本報告は、災害による被害状況、災害防護応急活動の状況等を速やかに把握し、災害応急対策の基礎資料にするものとする。

○ 報告の系統

各部は、住民又は関係機関からの情報、自らとった災害防護応急措置等について次の系統で報告するものとする。なお、町本部は、直接県本部（防災班）に報告したときは、遅滞なくその内容を県支部総務班に通報するものとする。



○ 報告事項等

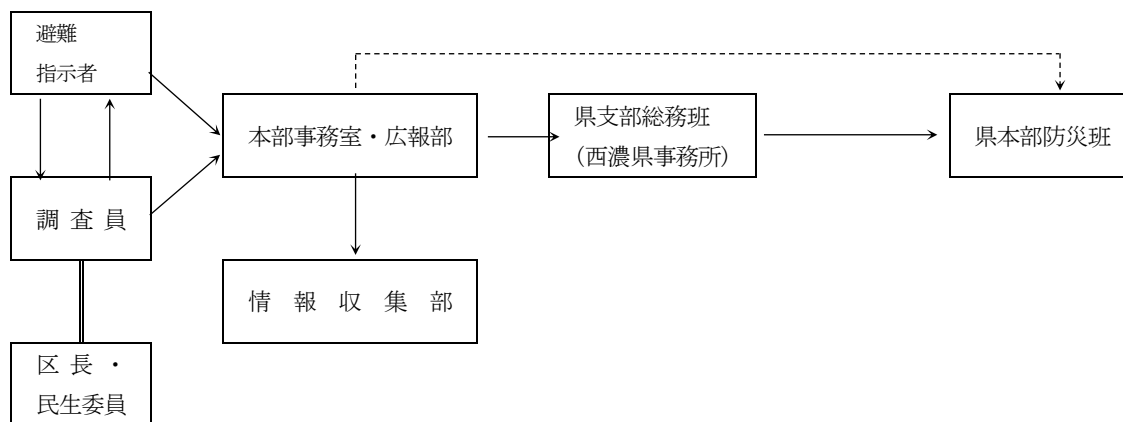
「即時速報（災害即報：様式8号）」に定める事項のほか、死傷者の発生した原因、救護応急活動状況、大規模な公共建造物の被害、自衛隊の災害派遣の要否等について、有線電話、無線電話及び電報のいずれかにより報告するものとする。

(2) 住家等の一般被害状況の調査報告

この調査報告は、人的被害及びこれにつながる被害状況を把握し、災害救助法その他による応急救助等実施の基礎資料とするため、必要な事項を調査報告する。

○ 調査報告の系統

町本部が各調査員の調査結果及び避難の指示者からの通知等を取りまとめて、次の系統により報告するものとする。



(注) 報告中、緊急を要する場合は、町本部は、直接県本部防災班に報告し、同時に県支部にも報告する。

○ 調査報告事項

「住家等一般被害状況等報告書」（様式9号の1）に定める事項について調査報告するものとする。

○ 被害状況判定の基準等

災害により被害を受けた人及び建物の程度区分等は、おおむね次の基準によるものとする。

被 害 等 区 分	判 定 基 準
死 者	死体を確認した者又は死亡したことが確実な者
行 方 不 明	1 所在不明となり、死亡した疑いのある者 2 家屋倒壊のため生き埋め、下敷きとなった者等生死不明の者
重 傷	1 カ月以上の治療を要する見込みの者
軽 傷	1 カ月未満で治療できる見込みの者又は治療材料の支給を要すると認められる者
全 失 (全壊、全焼、全流失)	1 損失部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のもの 2 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの 3 被害住家の残存部分に補修を加えても再びその目的に使用できないもの
半 失 (半壊、半焼)	1 損失部分の床面積がその住家の延面積の20%以上70%未満のもの 2 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの 3 被害住家の残存部分を補修すれば元どおりに再使用できる程度のもの
床 上 浸 水	床上に浸水した建物又は土石竹木等のたい積等により一時的に居住することができない建物
床 下 浸 水	住家の浸水が床上に達しない建物
一 部 破 損	建物の被害が半失には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた建物(窓硝子が数枚破損した程度の軽微な被害は含めない。)
住 家	現実にその建物を直接居住の用に供している建物
非 住 家	非住家とは、本調査で住家として扱う以外の建物をいい、被害建物としての計上は、一部破損以上の被害を受けた全建物を計上する。
1 棟	「棟」とは、1つの独立した建物をいう。なお、主屋に付属している風呂、便所等は主屋に含めて1棟とするが、2つ以上の棟が渡り廊下等で接続している場合は2棟とする。
1 戸	住家として居住するに必要な炊事場、便所、浴場あるいは離れ座敷等を含めた一群の建物単位
世 帯	生計を一にしている実際の生活単位(寄宿舎、下宿等で共同生活を営んでいるものについては、その寄宿舎等を1世帯とする。)

(注) 1 同一建物の被害が重複する場合にあっては、次の順序の上位被害として扱う。

①全失 ②半失 ③床上浸水 ④床下浸水 ⑤一部破損

2 破壊消防等による全壊、半壊は、それぞれ本表の区分に従って災害による被害として扱う。

3 住家の附属建物(便所、浴場等)の被害のみであるときは、その附属建物の被害が全失であっても総延面積の比率によって判定する。(比率が小さければ住宅の一部破損とする。)

4 遺体の調査計上は、り災市町村において行う。ただし、遺体が漂着した場合で、り災地が明確でない場合にあっては、その者のり災地が確定するまでの間は、遺体の保存(処置)市町村の被害として計上する。

5 非住家被害を計上する場合には、官公署庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣等と、土蔵、倉庫、車庫、納屋等とに区別して計上するものとする。なお、非住家として扱う建物の中には、本計画の各部門別の被害状況調において調査計上される公共的施設及びその他の建物等の被害も含めて重複計上するものである。

○ 調査の方法

被害状況の調査に当たっては、次の事項に留意し、又は参考として行うものとする。

ア 概況調査のうち水害による浸水の調査等は、時間、交通等の関係から個々についての調査が不可能な場合が少なくないため、浸水地域（地区等）の世帯数、面積、水深の状態等を考慮の上、その地域の事情に詳しい関係者が被害を認定する等の方法により、また、り災人員についてもその地域（地区）の平均世帯人員によって計上する等の方法もやむを得ない。

イ 詳細（確定）調査に当たっては、「住家一般被害調査表」（様式9号の2）によって各校下別に調査員を派遣し、世帯別に調査し、これを情報収集部においてとりまとめて確定被害とする。なお、調査に当たっては現地調査のみによることなく、住民基本台帳等の諸記録とも照合し、的確を期するものとする。

ウ 人的被害のある場合には、死者、行方不明者、負傷者の住所、氏名、人数の確認に当たるものとする。

エ 町有建物の被害については、情報収集部が行い、これを情報収集部がとりまとめるものとする。

オ 「住家等一般被害状況等報告書」に定める調査報告事項については、災害救助法の適用の決定及び同法に基づく救助の実施を迅速、的確に行うため、特に人的被害並びに住家被害の世帯数及び人員の把握に努めるものとする。

○ 報告の方法等

被害状況その他の報告に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

ア 本報告は、町本部の責任において実施を要する。報告の遅延は、災害救助法適用の決定及び同法に基づく救助の遅延となるので、速やかに行うものとする。

イ 中間報告をする災害にあつては、少なくとも毎日午前10時までに県本部に報告しなければならない。

ウ 災害により危険が急迫し、人命保護のその他災害の拡大防止等のため、危険地域の住居者等に対し、避難の指示等を行った旨の通知が、知事、町長、水防管理者、警察官及び自衛官等からあった場合は、この情報をとりまとめ併せて報告するものとする。

エ 本報告の責任者は本部事務室・広報部、副責任者は情報収集部とし、毎年度4月30日までに、次の事項を県本部防災班に報告するものとする。なお、報告事項に移動が生じた場合には、その都度報告するものとする。

（ア）町の救助実施機関名及び所在地並びに電話番号

（イ）報告責任者の所属、職名、氏名

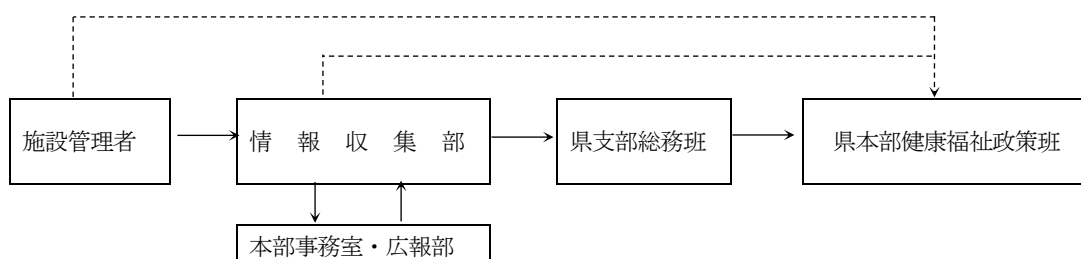
（ウ）報告副責任者の所属、職名、氏名

(3) 社会福祉施設被害状況の調査報告

この調査報告は、社会福祉施設の被害に伴う収容者の保護と施設応急復旧等の基礎資料とするため、必要な事項を調査し報告するものとする。

○ 調査報告の系統

施設責任者が被害状況を調査し、次により報告するものとする。



(注) 1 本報告中緊急を要する場合、施設管理者及び町本部は、直接県本部健康福祉政策班に報告し、同時に町本部及び県支部にも報告するものとする。

2 各施設の被害の詳細については、各所管課が随時情報収集する。

○ 調査報告事項

「社会福祉施設等被害状況報告書」（様式10号の1）に定まる事項について調査報告する。

○ 社会福祉施設の範囲

本調査報告は、社会福祉事業法にいう第1種、第2種施設、介護保険の諸施設（指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設。ただし、社会福祉施設及び医療施設を除く。）並びに国民健康保険の諸施設について行うものとする。

○ 被害程度判定の基準

建物の全失、半失、浸水等の被害区は、「被害状況判定の基準等」の例によるものとする。

○ 調査報告の方法

ア 建物及び人的被害は、ともに「住家等一般被害状況等報告書」（様式9号の1）と重複計上されるものであるから、調査報告、集計に当たっては留意して使うものとする。

イ 確定報告を文書によって行うときは、「社会福祉施設被害調査表」（様式10号の2）を添えて提出するものとする。

ウ 電報、電話による報告に当たっての略記号は、次の方法による。

① ア、イ、ウ……

② ア、イ、ウ……

○ 報告書記載作成の方法

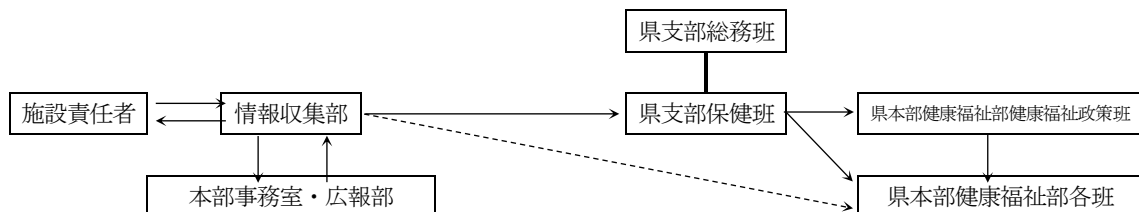
ア 各施設責任者は、報告書を作成し、情報収集部は、その集計をして本報告書を作成するものとする。（文書による提出に当たっては、各施設別報告書を添える。）

イ 報告に当たっては、施設名称、被害室名（便所、収容室等）及び入所者の措置並びに将来の見通し等を備考欄に記載して行う。

(4) 医療、衛生施設被害状況の調査報告

この調査報告は、医療、衛生施設の災害による被害の状況を掌握し、医療、衛生対策等の基礎資料とするため、必要な事項を調査し報告するものとする。

○ 調査報告の系統



(注) 町本部は、緊急を要する内容の事項については、直接県本部に報告に報告するものとする。

○ 調査報告事項

「医療衛生施設被害状況等報告書」（様式11号の1）に定める事項について調査報告するものとする。

○ 医療、衛生施設の範囲

本調査は、公営、民間全てについて計上するが、国民健康保険施設については、様式10号の1により社会福祉施設に計上するので本報告は参考までに（ ）書し、累計に当たっては計上しないものとする。

○ 調査報告の方法

被害状況のうち、建物については「住家等一般被害状況等報告書」（様式 9 号の 1）と重複計上されるものである。ただし、建物が住宅と併用されているものは、棟数は本施設に計上せず、施設数と被害数のみ計上する。

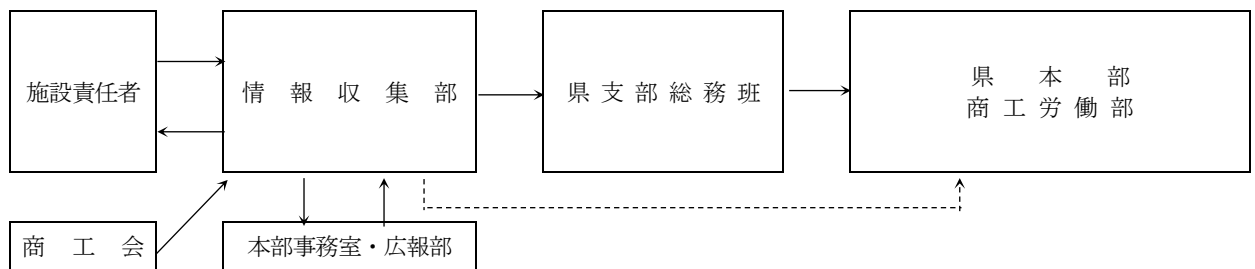
○ 報告書記載作成の方法

応急対策その他の状況の記載に当たっては、国保施設、県営病院も含めたその地域における総合的な状況によるものとする。

(5) 商工業及び観光施設の被害状況の調査報告

この調査報告は、町内の商工業及び観光施設の被害状況を掌握するとともに、応急対策等を実施するための基礎資料として必要な事項を収集するものとする。

○ 調査報告の系統



(注) 報告の内容が緊急を要するときは、町本部は直接県本部に報告をし、同時に県支部に報告しておくものとする。

○ 商工業関係の被害等

ア 調査施設の範囲

商工業関係の全般について調査する。

イ 調査報告事項

「商工業関係被害状況等報告書」（様式 12 号）に定める各事項について調査報告する。なお、浸水による被害については、その浸水の程度を床上、床下に区分して調査するものとする。

ウ 調査の基準

被害状況の調査、計上に当たっては、次の基準による。

- (ア) 建物の被害棟数は、一部破損以上の被害建物を計上する。なお、店舗、工場等の建物が住宅と併用されているいわゆる併用住宅については、本調査では棟数は計上せず件数と被害額のみを計上する。
- (イ) 建物施設と製品、商品、仕掛品、原材料の双方に被害が生じた場合の製品、商品、仕掛品、原材料の被害件数は、（ ）外書として計上する。
- (ウ) 建物、施設の全失欄には、全壊、全流失、全埋没、全焼失その他これに類するものを計上する。
- (エ) 共同施設欄には、事業共同組合又は協同組合の共同施設のうち、倉庫、生産施設、加工施設、検査施設、共同作業場及び原材料置場についての物的被害を計上する。
- (オ) 間接被害額の「その他災害の発生により生じた損害額」欄には、季節的商品の出荷遅延による評価価値の減少額等を計上する。

エ 調査報告の方法

調査報告に当たっては、次の点に留意して扱うものとする。

- (ア) 本被害のうち建物被害については、「住家等一般被害状況等報告書」（様式 9 号の 1）の非住家と重複計上されるものである。

- (イ) 被害調査に当たっては、商工会の役員（職員）の協力を得て調査するものとする。
- (ウ) 被害計上に当たっては、農林被害との関係に留意し、重複、脱漏の防止に努めるものとする。
- (エ) 電報、電話に当たっての略記号の使用順位は、次による。

① ア、イ、ウ……

② ア、イ、ウ……

○ 観光施設の被害等

ア 調査施設の範囲

観光関係の全般について調査する。

イ 調査報告事項

「観光施設被害状況等報告書」（様式13号）に定める各事項について調査報告する。

ウ 調査の基準

被害状況の調査、計上に当たっては、次の基準による。

- (ア) 区分欄のうち、その他観光施設には、休憩舎、売店、公衆便所、駐車場、遊舟、栈橋、観光バス等観光に関する施設及び施設に類するすべてについて記入する。
- (イ) 建物、施設欄のうち、建物の被害は、一部破損以上の被害建物を計上する。
- (ウ) 全失欄には、全壊、全流失、全埋没、全焼失その他これに類するものを計上する。
- (エ) 浸水による被害については、その浸水の程度を床上、床下に区分して調査するものとする。

エ 調査報告の方法

調査に当たっては、次の点に留意して扱うものとする。

- (ア) 本被害のうち建物被害については、「住家等一般被害状況等報告書」（様式9号の1）の非住家と重複計上されるものである。
- (イ) 電報、電話に当たっての略記号の使用順位は、次による。

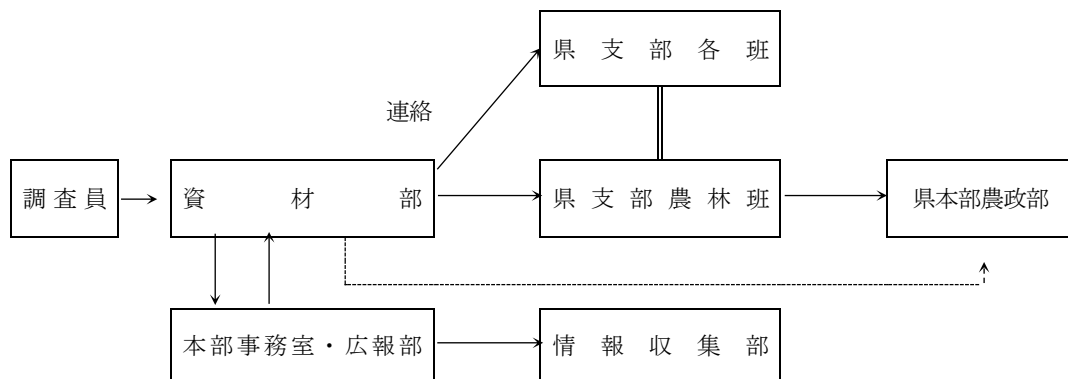
① ア、イ、ウ……

② ア、イ、ウ……

(6) 農業関係被害状況の調査報告

この調査報告は、農業関係（水産業を含む。以下同じ。）の被害状況を掌握するとともに、その応急対策を実施するための基礎資料として必要な事項を調査し、収集するものとする。

○ 調査報告の系統



(注) 報告の内容が、緊急を要する時は、町本部は直接県本部に報告をし、同時に県支部に報告しておくものとする。

○ 調査報告事項

様式14号の1から様式14号の12までに定める事項について調査報告する。

○ 報告期限

県支部への文書による報告書の提出期限は、県本部農政部長が指示した場合を除き、次によるものとする。なお、災害の程度等により期限前に報告を必要とするものは、その都度電話によって行うものとする。

報 告 種 別	概況調査報告	中間調査報告	確定（詳細）調査報告
提 出 期 限	災害発生3日以内	災害発生9日以内	災害終息後15日以内

○ 調査の基準等

被害状況調査に当たっての判定の基準は、おおむね次による。

ア 農地等の被害区分

(ア) 流失……その筆における耕地の厚さ1割以上が流失した状態のものをいう。

(イ) 埋没……土砂が耕地を被覆し、耕地として利用できなくなった状態のものをいう。

(ウ) 冠水……作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものをいう。

イ 農作物等作物被害は、その災害により収穫量の減収相当分を予想（推定）して計上するものとする。

○ 調査の方法

被害状況の調査報告は、おおむね次の方法による。

ア 農業関係

農業関係の被害は、資材部が各地区別に調査員を派遣し、調査する。調査に当たっては、農業協同組合職員、農業共済組合職員並びに農業関係団体の役員等の協力を得るとともに、県支部農業関係職員の立会いを求めて調査するものとする。

イ 耕地関係

農地及び農業用施設の被害については、資材部が各地区別に調査員を派遣し、農事改良組合長等の協力を得て、あるいは必要に応じて県支部農林（農業農村整備）班員の立会いを求めて調査するものとする。

○ 電話等による報告

電話、電報によって報告するときの略記号は、次の要領によるものとする。

① ア、イ、ウ……

② ア、イ、ウ……

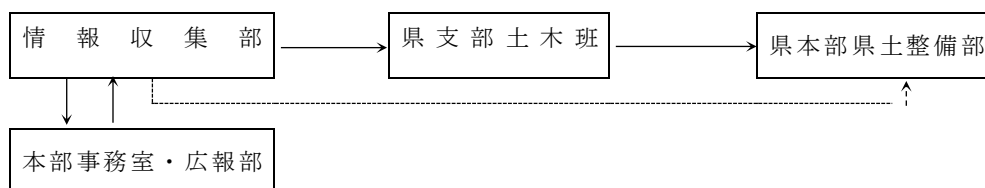
③ ア、イ、ウ……

(7) 土木施設関係被害状況の調査報告

この調査報告は、土木施設の被害状況を掌握するとともに、応急復旧等を実施するための基礎資料として必要な事項を収集するものとする。

○ 調査報告の系統

調査は、町本部が県支部土木班の協力を得て行い、報告は、次の系統によって行うものとする。



(注) 報告の内容が、緊急を要するときは、町本部は直接県本部に報告をし、同時に県支部に報告しておくものとする。

○ 調査施設の範囲

土木施設の全般について行う。

○ 調査報告事項

「土木施設被害状況報告書」（様式 15 号）に定める各事項について調査報告する。

○ 調査報告の方法

ア 調査は、情報収集部が被害区域に調査員を派遣し、また県支部土木班と共同して町道のほか県維持管理の土木施設についても調査するものとする。

イ 地域内の国直轄施設についての被害は、参考的に調査し、報告に当たっては該当欄に（ ）外書して行うものとする。

ウ 電話、電報に当たっての略記号は、次の要領による。

① ア、イ、ウ……

② ア、イ、ウ……

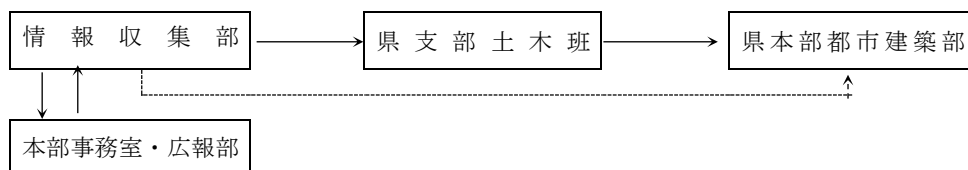
エ 雨量及び主な河川の水位の状況は、別に定める様式によって通報するものとする。

(8) 都市施設関係被害状況の調査報告

この調査報告は、都市施設の被害状況を掌握するとともに、応急復旧等を実施するための基礎資料として必要な事項を収集するものとする。

○ 調査報告の系統

調査は、町本部が県支部土木班の協力を得て行い、次の系統により報告するものとする。



(注) 報告の内容が、緊急を要する時は、町本部は直接県本部に報告をし、同時に県支部に報告しておくものとする。

○ 調査の範囲

都市施設の全般について行う。

○ 調査報告事項

「都市施設被害状況報告書」（様式 16 号）にある各事項について、調査報告する。

○ 調査報告の方法

電話、電報に当たっての略記号は、次による。

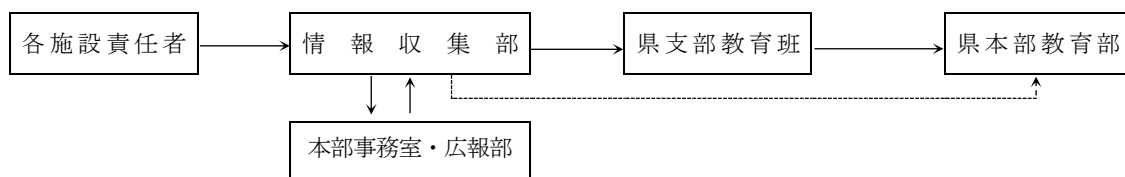
① ア、イ、ウ……

② ア、イ、ウ……

(9) 教育・文化関係の被害状況の調査報告

この調査報告は、教育・文化関係の被害状況を掌握するとともに、施設の応急対策を実施するための基礎資料として必要な事項を収集するものとする。

○ 調査報告の系統



(注) 町本部は、緊急を要する内容の事項については、直接県本部に報告し、その旨を県支部に報告しておくものとする。

○ 調査報告事項

「教育・文化関係被害状況等報告書」（様式１７号）に定める各事項について調査し、報告する。

○ 被害程度判定の基準等

被害程度の区分の判定は、おおむね次の基準による。

ア 全壊、全焼、流失

建物が滅失した状態又は建物の垂直材の全部又は一部が水平状態となり、かつ、屋根の全部又は一部が地上に落ちた建物の状態をいう。

イ 半壊、半焼

建物の構造部分が被害を受け、全壊に至らないが傾斜若しくはゆがみを直し、又は補強を行う程度では復旧できない建物の状態をいう。

なお、当該建物が復旧してもその安全保持上長時間の使用ができないと認められる場合には、当該建物は復旧できない状態にあるものとみなす。

ウ 一部破損

建物の構造部分が被害を受け、傾斜若しくはゆがみを直し、又は補強を行う程度で復旧できる建物の状態及び建物の構造部分以外の部分のみが被害を受けた建物の状態をいう。

エ 建物

当該学校の使用に供されている建物（建設に付属する電灯、電力、火災予知、火災報知、ガス、給排水等の付帯設備を含む。）をいう。

オ 建物以外の工作物

土地に固着している建物以外の工作物。例えば、自転車置場、吹き抜けの渡り廊下等をいう。

カ 土地

建物敷地、屋外運動場、実習地等の校地及び校地造成施設（校地造成施設とは、崖地の土留擁壁、排水溝、排水路、側溝、法面、芝、テニスコート等のコート類、トラック、フィールド、砂場、造園工作物（樹木は除く。）等）をいう。

キ 設備

生徒用及び教師用の机、椅子、書棚、楽器、図書、視聴覚教育器具、各教科の授業に用いる諸機械、車両、用具、給食調理機械器具、食器等をいう。

○ 調査報告の方法

ア 教育関係施設の管理者又は調査責任者は、それぞれ各施設に被害があったときは、その概況を次により直ちに情報収集部に報告する。なお、被害が確定したときは、「教育・文化関係被害状況等報告書」（様式１７号）を作成し、提出する。

イ 文化財に被害があったときは、その管理責任者が文化財の名称又は件数、被害額を調査し、情報収集部に通報するものとする。

ウ 報告書の区分欄は、次のように区分する。

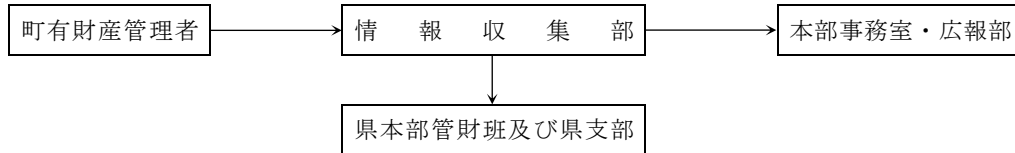
小学校、中学校、公民館、体育施設、学校給食センター等

エ 建物の浸水は、被害の有無にかかわらず計上すること。したがって、要補修以上の被害がある建物は重複して計上されるものである。

(10) 町有財産被害状況の調査報告

この調査報告は、町有財産等の被害状況を掌握するとともに、応急復旧等実施のための基礎資料として必要な事項を収集するものとする。

○ 調査報告の系統



(注) 財産管理者とは、実質上財産を管理し、使用している者をいう。

○ 調査の範囲

次の被害について、それぞれの財産管理者において調査するものとする。

ア 町役場庁舎

イ その他の町有財産、物品

○ 調査報告事項

「町有財産被害状況等報告書」(様式18号)に定める各事項について調査報告する。

○ 調査報告の基準

被害状況の調査計上に当たっての基準は、次による。

ア 建物の被害区分は、「住家等一般被害状況等報告書」(様式9号の1)の判定基準によるものとする。

イ その他欄と被害件数は、次の例示にならって計上する。

(ア) 給食施設と給水施設の被害があったときは、2件

(イ) 自転車2台と更紙2,000枚の被害は、3件(備品については1点1件とし、消耗品については1品種1件とする。)

○ 調査報告の方法

ア 財産管理者は、管理する施設等に被害があったときは、直ちにその概況を調査し、情報収集部に報告する。

イ 調査に当たっては、「町有財産被害調査表」(様式10号の2に準じて作成)を施設別に作成し、これを集計して報告する。なお、調査表は、被害が確定したときに提出する。

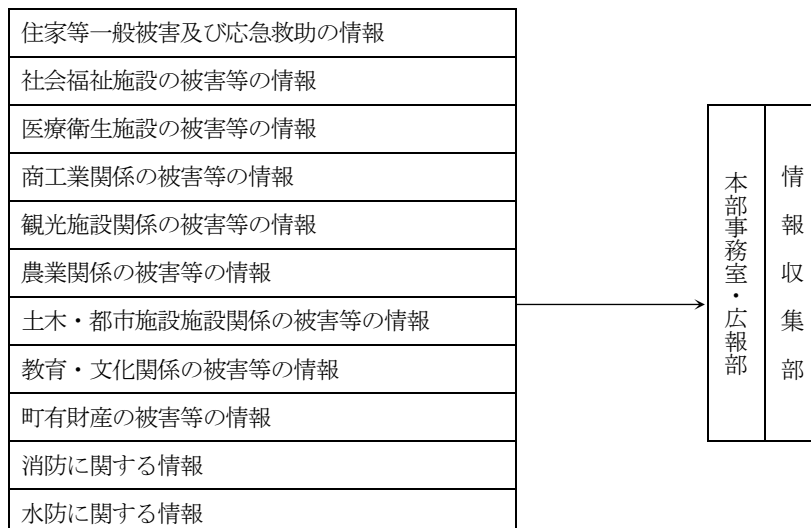
ウ 本被害のうち、建物については(2)「住家等一般被害状況の調査報告」の住家(公舎等)及び非住家その他と重複計上されるものである。

(11) 総合被害状況の調査報告

総合被害の状況は、次の方法によってとりまとめ、町本部における災害応急対策の資料とするほか、関係の各機関に対して通報するものとする。

○ 収集の系統

災害状況等の収集(集計)は、次の系統によって行う。



○ 被害の集計

町本部における被害の集計は、本部事務室・広報部において「総合被害状況調」（様式１９号の１）に定める事項に分類して集計を行うものとする。

○ 被害の通報

総合被害をとりまとめたとき、本部事務室・広報部は、次の各機関に通報するものとする。なお、住民等に対する広報は、本項第４節「災害広報計画」の定めるところによるものとする。

ア 防災会議構成委員の所属機関

イ 町本部各部

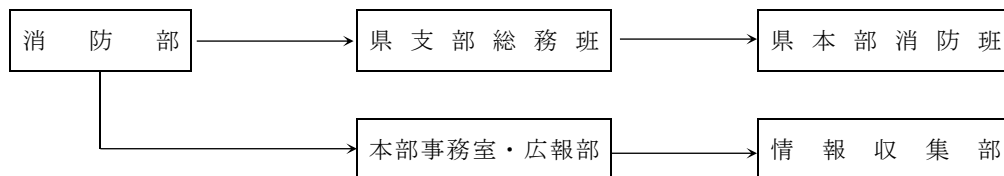
ウ 報道機関

(12) 消防関係の即報

この調査報告は、火災による被害及び災害時における消防機関の活動状況等を掌握し、応急対策の基礎資料として必要な事項を収集し、即報するものとする。

○ 調査、報告の系統

調査は、消防部が行い、次の系統により報告する。



○ 火災報告

火災が発生したときの被害状況及び調査報告は、次によるものとする。

ア 火災詳細を要する火災

火災詳細は、火災による損害額が相当な規模にのぼる火災、特殊な出火原因による火災又は特殊な態様による火災で、知事が必要に応じて報告を求めたものについて提出するものとする。

イ 火災即報を要する火災

火災即報は、「火災・災害等即報要領」の定める火災等即報の一般基準、個別基準に該当する火災について報告するものとする。

ウ 調査報告事項

火災の即報は、「消防関係即報」（様式２０号）及び「火災・災害等即報要領」によって災害発生後、直ちに電話等により行うものとする。

なお、火災詳細及び火災報告並びに被害程度の基準等については、「火災報告取扱要領」の定めるところによるものとする。

(13) 水防の情報

本情報は、洪水に当たって堤防等の危険な状態を掌握するとともに、水防活動その他応急対策実施上の資料として必要な事項を調査報告するものとする。

○ 雨量の通報

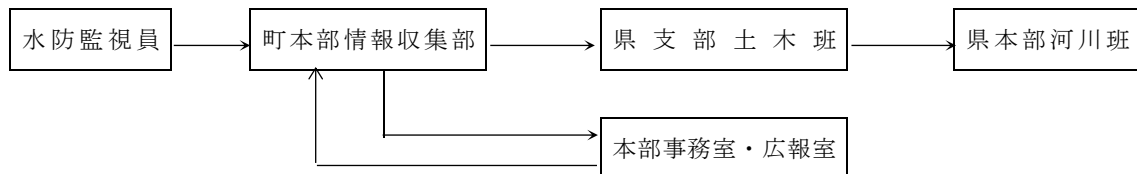
相当降雨量があったと認められるときは、情報収集部は、雨量の通報を行う。

○ 水位の通報

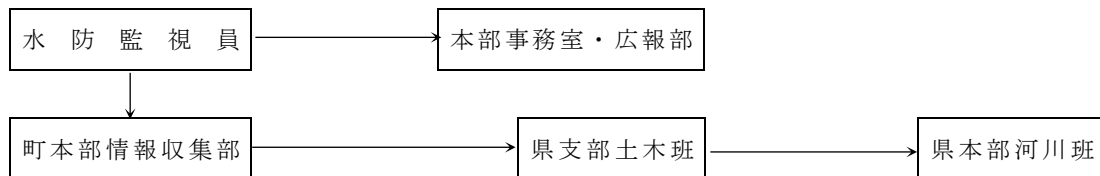
情報収集部は、洪水のおそれがあることを察知し、又は洪水予報の通知を受けたときは、水位の変動についてその状況を通報する。

なお、通報事項は、次のとおりである。

- ア 観測場所
- イ 観測日時
- ウ 水位
- エ 増減の傾向及び見込み
- 雨量及び水位の通報系統
通報は、次の系統により行う。



- 決壊等の通報
堤防が決壊し、又は決壊しそうになったとき、若しくは住民の避難指示等を要する状態になったときは、次の系統によりその状況を通報する。



- その他の通報
 - ア 情報収集部は、消防機関等が出動して河川の巡視警戒又は水防作業等を行ったときは、出動人員等の状況を県支部土木班を経て県本部河川班に報告するものとする。
 - イ 情報収集部は、他の機関の応援を求めるとき、又は自衛隊の出動を要請しようとするときは、県支部土木班を経て県本部河川班に通報又は要請するものとする。

(14) 応急対策活動情報の連絡

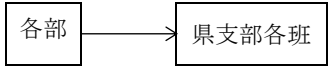
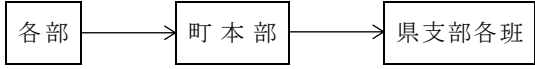
町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町に連絡する。

県及び公共機関は、必要に応じ、指定行政機関を通じ、官邸〔内閣官房〕及び内閣府に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡し、政府本部の設置後はこれを政府本部に連絡する。

(15) 情報の共有化

県及び町は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

第3節 災害通信計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 町で利用可能な通信施設 本節2に定めるとおり 2 県との通信系統  3 有線通信途絶時の報告系統 	本部事務室・広報部 情報収集部 消防部

1 計画の方針

災害時には、各関係防災機関が緊密な連携のもとに被害状況の把握、応急対策等を実施するため、被災地における適切な広報活動を展開し、パニック等の二次的災害を防止することが必要である。

このため、各機関の通信連絡窓口を統一し、通信連絡系統を整備するとともに、非常の際における通信連絡を確保するため公衆通信設備の有線利用、非常無線の利用、放送の要請等を行う。

なお、災害時には、使用可能な通信連絡手段を利用することとするが、とりわけ大災害時の有線の途絶等を考慮し、無線を積極的に活用することとする。

2 利用可能な通信施設及び方法

本編第2章第15節「情報体制の確立」に定めるとおり、次の施設が利用可能である。

(1) 利用可能な通信施設

- ア 岐阜県防災行政無線
- イ 輪之内町防災行政無線

(2) 関係機関との連絡方法

町 ↔ 大垣消防組合消防本部	電話、県防災行政無線、消防無線（受令機）、町防災行政無線（同報系）
町 ↔ 中 消 防 署 南 分 署	電話、県防災行政無線、町防災行政無線（移動系）、徒歩（伝令）
町 ↔ 大 垣 警 察 署	電話
町 ↔ 輪 之 内 町 消 防 団	電話、町防災行政無線（同報系、移動系）
町 ↔ 住民（自主防災組織）	電話、町防災行政無線（同報系、戸別）

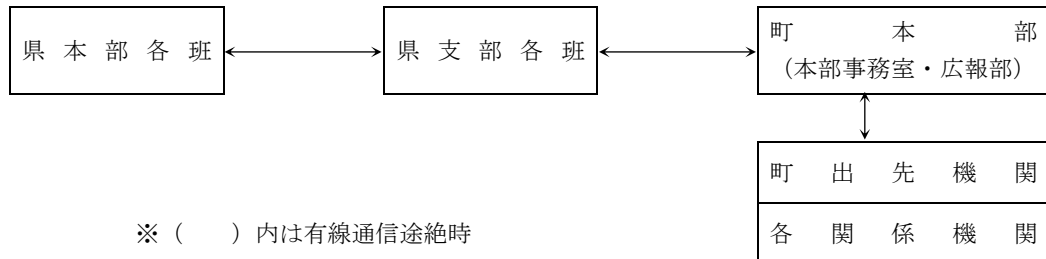
なお、町は、上記にあげた方法以外にも、電子メール、インターネット等多様な通信手段の確保に努める。

(3) 無線以外の方法

- ア 電報による方法
- イ 信号による方法
- ウ 広報車による方法
- エ 急使による方法
- オ 文書による方法

3 情報（通信）の系統

情報、命令の伝達あるいは被害状況の収集、報告等町本部内及び県機関等に対する通信の系統は、通信施設等の被害の状況により特定できないが、普通電話可能時にあっては、平時各課又は係において行政上連絡する県機関及び町内機関の部門別に基づいて行うことを原則とする。なお、有線通信途絶時における県機関等町外機関への通信に当たっては、できるかぎり本部事務室・広報部においてまとめ一括して行うこと。



※（ ）内は有線通信途絶時

4 通信の調整

災害のため平常の方法で通信の確保ができず、他機関の通信施設を利用し、あるいは急使を派遣するような場合にあっては、本部事務室・広報部は優先順位その他について確認を行うものとする。

調整に当たっては、次の点に留意を要する。

- (1) 本部事務室・広報部は、多数の通信を必要とする施設が不足し、通信の確保ができないときは、災害防除、災害救助にかかる通信を優先させ、特に他機関の専用施設を利用する場合にあっては、必要に応じ、災害に防除と救助の通信に限定するものとする。
- (2) 報告等の統制実施

有線通信途絶時の被害報告あるいは現地連絡に対する指示連絡等にあっては、各部門別の通信を避け、できる限りまとめて一括して行うようにするものとする。特に、急使（伝令）派遣時等にあっては、本部事務室・広報部は町本部各部のほか警察機関等にも連絡し、一括通報するものとする。

5 専用施設利用の要請

- (1) 他機関の専用施設を利用して通信を行うときは、緊急必要な事項を限定してできるだけ簡略に要点を明示して施設機関に要請するものとする。
- (2) 要請に当たっては、様式21号により、又は同様式に明示した書類によるものとする。なお、無線による通信を要する場合にあっては、電文の長さは原則として200字以内としなければならない。
- (3) 通信の要請は、通信を行おうとする部が本部事務室・広報部に協議し、その結果に基づき、その部が直接又は本部事務室・広報部がまとめて一括要請するものとする。

6 施設別通信方法等

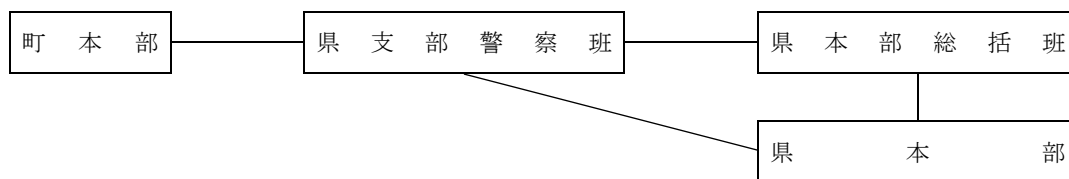
災害時における各施設別の通信方法は、次によるものとする。

- (1) 有線通信施設による通話

災害時優先電話の利用により通話を行う。災害時の救護、復旧や公共の秩序を維持するために必要な重要通話を確保できるよう、あらかじめ災害優先電話に指定されている電話は、災害時においても優先的に使用することができる。

- (2) 警察電話利用による通信

有線通信途絶時で警察電話による通信を必要とするときは、最寄りの警察機関に通信の要請をするものとする。要請に当たっては、町本部の通信事項と警察機関の通信事項は、重複することが少ないので、警察機関にその内容を示し重複を避けるようにするものとする。

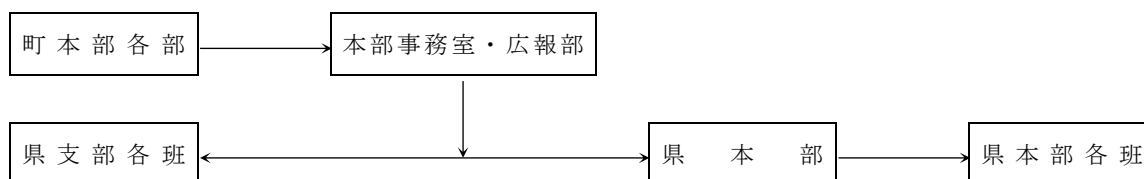


(3) 岐阜県防災行政無線及び町防災行政無線による通信

ア 県防災行政無線

災害時において、有線通信途絶時で緊急を要するときは、県防災行政無線により県本部及び県支部と連絡を行う。

県の防災行政無線による通信の系統は、次のとおりである。



イ 町防災行政無線

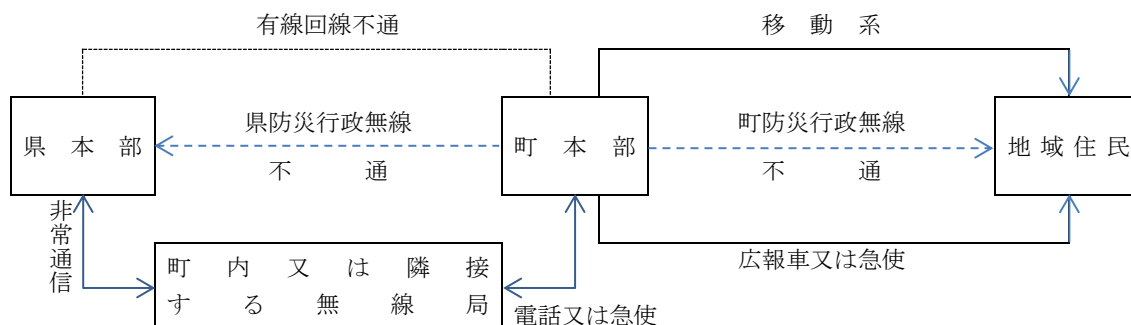
被災現地と町本部及び各施設との通信、通報は、町防災行政無線により行うものとする。なお、町防災行政無線の状況は、本編第2章第12節「情報体制の確立」によるものとする。

(ア) 同報系固定局による通報

(イ) 陸上移動局による通信

ウ ア及びイの不通時

町防災行政無線及び県防災行政無線並びに有線通信回線の全部又は一部が不通となった場合の非常時の伝達は、次の区分系統によって行う。



(4) 電報による方法

災害時の通信をNTTの非常電報によるときは、依頼に当たって発信紙の余白欄に「非常」と朱書して申し込むものとする。

(5) 信号による方法

消防、水防あるいは避難に関する指示等の信号は、それぞれの計画で定めるサイレン、半鐘等の信号によるものとする。

(6) 広報車による方法

多数の者に対する徹底事項があるときは、町広報車によって広報するものとする。

(7) 急使による方法

あらゆる通信施設が利用できないときは、伝令等急使を派遣して行うものとする。町本部からの急

使は、情報収集部の伝令が当たるものとするが、各地域における急使（伝令）は、消防団員等が当たるものとする。

(8) 文書による方法

郵便局あるいは伝令が持参する等により書面によって通信を行うことが適当なときは、文書によって行うものとする。なお、電話等によって通報した事項についても、文書で提出を要する事項は、重ねて文書によって提出するものとする。

(9) 通信の記録

電話、口頭等で通信を行った者は、その状況を様式 2 2 号に記録し保管するものとする。

第4節 災害広報計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 部内の役割分担の決定 2 問い合わせ電話への対応 3 被害状況調査結果及び応急対策状況の把握 4 広報事項の整理（緊急広報事項の決定） 5 広報車両、掲示板等の確保 6 防災関係機関との連絡（情報の入手）	本部事務室・広報部 情 報 収 集 部

1 計画の方針

災害時における町地域内の各機関、住民及び県機関並びに報道機関に対する被害状況その他災害に関する各種情報の広報は、次の方法による。なお、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮して行う。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した広報を行うものとする。

2 情報の収集及び広報機関

町本部における被害状況その他の災害情報の広報は、本部事務室・広報部において担当し、本項第2節「災害情報の収集・伝達計画」に定める事項以外の災害情報の収集は、次の要領により収集するものとする。

- (1) 情報収集部の部員を現場に派遣して災害現場写真を撮影するものとする。
- (2) 県本部広報班の要望があれば、これらの写真を提供するものとする。
- (3) 情報収集部の部員以外の部員が撮影した写真の収集に努めるものとする。
- (4) その他現場における資料の収集を図るものとする。

3 広報の手段

被災者のおかれている生活環境、住居環境等が多様であることにかんがみ、防災行政無線（戸別受信機を含む）、広報車、電話等を通じて迅速に報道するとともに、被害の概要、応急対策の実施状況等については、広報紙やチラシの配布、コミュニティチャンネルでの放送、掲示板への掲示を通じて周知するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

対 象 機 関	方 法
報 道 機 関	口頭、文書、電話
各 防 災 関 係 機 関	電話、広報車、連絡員の派遣、県及び町防災行政無線
一 般 住 民 、 り 災 者	広報車、町防災行政無線、広報紙、町ホームページ、 輪之内町文字放送、電子メール、コミュニティチャンネル
庁 内 各 課	庁内放送、庁内電話、口頭
そ の 他 必 要 と す る も の	掲示板、チラシ（新聞折込み）

4 広報の内容

り災者等への広報内容の主なものは、次のとおりとする。

《広報事項》

- (1) 事前情報の広報
 - ・ 気象に関する情報
 - ・ 河川の水位の情報
 - ・ 公共交通機関の情報
 - ・ その他の情報
- (2) 災害発生直後の広報
 - ・ 災害の発生状況
 - ・ 地域住民のとるべき措置
 - ・ 避難に関する情報（避難場所、避難情報等）
 - ・ 医療・救護所の開設状況
 - ・ 道路情報
 - ・ その他必要情報
- (3) 応急復旧時の広報
 - ・ 公共交通機関の状況
 - ・ ライフライン施設の状況
 - ・ 食料、水、その他生活必需品等の供給状況
 - ・ 公共土木施設等の状況
 - ・ ボランティアに関する状況
 - ・ 義援金、救援物資の受入れに関する情報
 - ・ 被災者相談窓口の開設状況
 - ・ その他必要事項

5 報道機関への情報の発表

報道機関は、極めて広範囲に、かつ迅速に伝達できるため、本部事務室・広報部は、災害、復旧に関する情報を迅速に報道機関に対して発表する。また、報道機関が独自に行う取材活動についても積極的に協力するものとする。

- (1) 災害の種別（名称）及び発生年月日
- (2) 災害発生の場所又は被害激甚地域
- (3) 被害調査及び発表の時限
- (4) 被害状況（様式19号の2）
- (5) 災害救助法適用の有無
- (6) 町本部等における応急対策の状況

なお、この情報は、発表時判明している事項についてのみ行うものとする。

6 住民に対する広報

人心の安定を図るため、被害の状況（停電、断水及び交通機関の運行等の状況）とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的にわかりやすくまとめ広報する。

また、広報車を利用する際は、各地区毎に分担を定め、効果的な広報を行うとともに、地区毎の被害状況や電気、水道等の復旧状況に応じた広報に留意するものとする。

7 コミュニティチャンネルの活用

コミュニティチャンネルは、利用環境さえ整っていれば、自宅で待機している住民への重要な情報伝達手段となる。住民が自主避難等の退避行動を検討する上での判断材料として活用できるよう、データ放送により、河川監視カメラで撮影した各河川の画像を配信する。

また、災害時は、L字放送に切り替え、常時災害情報を放送することとする。

8 災害広聴

災害時には、より災者又は関係者から相談を受けることにより、生活必需品、住居の確保や融資等についての相談、要望、苦情に応じるため、広聴 3-4-4 災害広報計画 による。

- (1) 本部事務室・広報部は、災害が終息したときは、広報車等により、被災地を巡回して移動相談を実施し、救援措置の推進に当たる。
- (2) 被災地及び避難場所等に臨時り災者相談所を設け、相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに関係部課に連絡して早期解決に努力する。
- (3) 相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況等を検討して決める。
- (4) 避難場所等に臨時り災者相談所が設置されないときは、各避難場所の責任者が相談等に応じるものとする。

第5項 災害防除計画

第1節 事前措置に関する計画

活 動 の ポ イ ン ト		関 係 機 関
1 事前措置の範囲 (1) 風害のおそれのある広告物、煙突等 (2) その他危険物等 2 実施者 町長 ➡ (町長が行うのが困難) { (1) 消防長（消防職員） (2) 警察署長（警察官） (3) 本部職員 }		各 部 共 通

1 計画の方針

災対法第59条第1項に基づく災害時における被害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去、保安その他事前措置は、次によるものとする。

2 事前措置の範囲

災害が発生するおそれのある場合に、その災害を拡大させるおそれがあると認められる施設又は物件について被害の拡大を防止するため必要な範囲において、次のような物件の除去、保安等の措置を指示するものとする。

- (1) 風害のおそれのある広告物、煙突等
- (2) その他危険物等

3 実施（代行）者

事前措置の実施は、原則として町本部長（町長）が行うものとするが、町長が行うことが困難なときは、次によるものとする。

(1) 消防長への要請

町本部において措置することが困難で消防機関における措置が適当なときは、大垣消防組合消防本部消防長（消防職員）に要請するものとする。

(2) 警察署長への要請

町本部において措置することが困難で、警察機関における措置が適当（効果的）なときは、大垣警察署長（警察官）に事前措置の要請をするものとする。

(3) 本部職員の代行

現地に居合わせる消防部員又は町本部部員が緊急に事前措置を要すると認めたときで、これを町本部長に報告して実施する余裕がないときは、おおむね次の範囲の措置については、その消防部員又は町本部部員がその権限を代行するものとする。

ア 事前措置のため、直接的経費を必要としない場合の指示

イ 原形のまま簡単に持ち運びができ、元どおりに容易に復帰することができる場合の指示

ウ その他設備の場合は、補修、補強、移転、除去、使用の停止等、物件の場合は、処理、整理、移転、撤去等の措置に多額の費用や期間があまりかからず容易に行えると認められる指示

4 指示の方法

事前措置の指示は、文書によって行うことを原則とするが、緊急を要する場合はとりあえず口頭をもって行うものとする。

5 措置期間

平時における事前の通知は、本編第2章第2節「災害危険地域調査等の計画」の定めるところによるが、直接の指示は、おおむね気象警報発令時等災害の発生が具体的に予想される場合又は被害が拡大しつつある場合等に行うものとする。

第2節 水 防 計 画

関係機関

各部共通

1 計画の方針

洪水その他による大規模な水害の発生又は発生するおそれがある場合において、洪水等を警戒し、防御し、これによる被害を軽減する目的をもって、河川等に対する監視、警戒その他水防上必要な事項については、別に定める「輪之内町水防計画」に定めるものとする。また、水害対策の緊急性に照らして、河川流域の都市化の著しい進展あるいは集中豪雨による洪水等に対処するため、流域のあらゆる関係者が協働して流域治水を促進するものとする。

本節においては、組織、警戒等内容を抜粋し掲載する。

2 水防の責任

水防管理団体（輪之内町）は、町内の水防を十分に果たすべき責任があり、水防管理者（町長）、消防団長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、区域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。また、住民についても出動を命ぜられた場合は、直ちに協力し、水防に従事する義務が課せられている。

3 水防組織

本町に水防本部を置き、水防全般の統括を図る。

輪之内町水防本部体制及び分担任務表

職 名	担 当 職	係	分 担 任 務
本部長	町長		○水防業務並びに水防隊の統括、及び隊員の指揮監督
副本部長	副町長、参事、調整監 教育長		○本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、これを代理する。
本部員	教育参事 会計管理者 総務危機管理課長 企画財政商工課長 税務課長 住民環境課長 健康こども課長 福祉介護課長 建設課長 農業振興課長 議会事務局長 教育課長 会計室長 給食センター所長 消防団長	課長以上及び 消防団長	○水害対策本部に係る災害応急対策の基本的な事項及び各組織において実施する対策の方針を定める。 ○各組織における実施事項の総合的な調整、推進に関すること。

本部事務 室・広報部 長	総務危機管理課長	総務課危機管理課 職員 企画財政商工課職 員	○準備体制、警戒体制、非常体制の指示伝達に関する事。 ○災害関係職員の動員、派遣に関する事。 ○県本部、県支部及び関係防災機関との連絡に関する事。 ○防災行政無線の管理に関する事。 ○水防現地との連絡調整に関する事。 ○各種団体の協力要請及び連絡調整に関する事。 ○水防活動に協力する自治会との連絡調整に関する事。 ○自衛隊に関する事。 ○水防従事職員の公務災害に関する事。 ○水防関係文書、物品の受理、発送、印刷物等に関する事。 ○水防関係の広報に関する事。 ○報道機関に関する事。 ○水防資料の収集、統計業務に関する事。 ○水害時における交通安全に関する事。 ○水害予算等町財政に関する事。 ○水害関係費の出納に関する事。
情報収集部 長	企画財政商工課長	総務危機管理課職 員 企画財政商工課職 員 建設課職員 教育課職員	○町有財産(避難所施設及びライフライン部が所管する施設は除く。)の 水害等に関する事。 ○土木関係施設の被害調査及び応急復旧対策に関する事。 ○教育関係施設の被害調査及び災害対策に関する事。 ○水防全般の応急復旧対策に関する事。 ○交通の確保及び応急復旧対策に関する事。 ○非常用車両の確保に関する事。 ○舟艇の確保に関する事。 ○建設業者との災害対策のための連絡調整に関する事。 ○水防状況の記録撮影及び情報の提供に関する事。 ○被害調査の統計に関する事。 ○被害住宅等の調査に関する事。 ○内水排除対策に関する事。 ○水害輸送に関する事。 ○被災児童・生徒の被害調査及び学用品、教科書等の支給計画に関 する事。 ○水害時における児童・生徒の水害活動の指導及び協力計画に関 する事。 ○各学校との連絡調整に関する事。 ○文化財の被害調査及び災害対策に関する事。 ○児童・生徒の健康管理と学校その他の教育施設の衛生防疫に関 する事。 ○他部の応援に関する事。
ライフライン 部長	建設課長	建設課職員 企画財政商工課職 員	○上下水道施設の被害調査及び応急復旧対策に関する事。 ○水害時における飲料水の供給に関する事。 ○水道業者との災害対策のための連絡調整に関する事。 ○他部の応援に関する事。

医療・救護 部長	健康こども課長	保健センター職員	○救助の全般的な実施計画に関すること。 ○り災者に対する救護に関すること。 ○こども園における避難等安全確保に関すること。 ○水害時における防疫に関すること。 ○水害時における医療、助産の実施に関すること。 ○水害対策用薬品に関すること。 ○水害時における医師会等の応援要請に関すること。 ○水害時における保健衛生対策に関すること。 ○他部の応援に関すること。
避難所部長	税務課長兼会計室長 議会事務局長	税務課職員 会計室職員 健康こども課職員 地域包括支援センター職員 発達支援教室そら職員 各こども園職員	○避難所施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 ○避難所に関する総合対策に関すること。 ○他部の応援に関すること。
資材部長	農業振興課長	住民環境課職員 農業振興課職員	○応急復旧、救助用資機材等の確保に関すること。 ○応急仮設住宅に関すること。 ○農林、畜産関係の被害調査及び災害対策に関すること。 ○農業用共同施設、農作物等の災害調査に関すること。 ○種苗、生産資材、肥料等の対策に関すること。 ○農業関係団体との連絡調整に関すること。 ○商工業関係の被害調査及び災害対策に関すること。 ○水害時における食料確保及び輸送に関すること。 ○生活必需物資の確保及び配給に関すること。 ○農業土木関係の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 ○他部の応援に関すること。
炊き出し部 長	教育課長	給食センター職員 教育課職員 安八郡広域連合	○給食施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 ○炊き出し及び食料の配給に関すること。 ○他部の応援に関すること。
ボランティア 部長	福祉介護課長	福祉介護課職員 地域包括支援センター職員	○災害活動に協力する青年団体、女性団体等の連絡調整に関すること。 ○水害時における義援金等の受付保管に関すること。 ○教育関係義援金物品の受付に関すること。 ○被害住宅の総合対策の協力に関すること。 ○応急仮設住宅対策の協力に関すること。 ○他部の応援に関すること。
衛生部長	住民環境課長	住民環境課職員	○水害時における清掃等の実施に関すること。 ○水害時における遺体の捜索及び保護対策に関すること。 ○遺体処理及び火葬に関すること。 ○他部の応援に関すること。

消防部長	消防団長	消防団員	○町本部との連絡調整に関すること。 ○消防部内の連絡調整に関すること。 ○災害通信の確保に関すること。 ○消防施設の被害調査及び災害対策に関すること。 ○水害の警戒、防御、救助救出に関すること。 ○水害に対する広報に関すること。 ○避難誘導に関すること。 ○傷病者の救護、搬送に関すること。 ○水害現地での全般的な水防活動に関すること。
------	------	------	--

4 水害リスクの開示

町は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。また、国及び県から提供される、県管理河川において水害の危険性が高い地区の情報（洪水浸水想定区域図等）や、県の設置した危機管理型水位計や河川監視カメラ等の情報を活用し、水害の発生に備えたタイムライン及び想定される最大規模の降雨を対象としたハザードマップを策定するものとする。

なお、タイムラインの策定に当たっては、避難所開設における感染症対策に要する時間を考慮するものとする。

5 防災知識の普及

町及び防災関係機関等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

町及び県は、地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響も踏まえつつ、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実及び避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

各地区において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を、5段階の警報レベルにより提供すること等を通じて、受け手側が情報の意味やとるべき行動を直感的に理解できるような取組を推進する。

町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

県及び町は治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水等に対するリスクの評価について検討するものとし、この評価に関しては浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。さらに町は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害等のリスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに風水害の発生危険箇所等について調査するなど被害想定調査を行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形でとりまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域、家具の倒壊等が想定される区域については「早期の立退き避難が必要な

区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

ハザードマップ等の配布または回覧に際しては、居住する地域の災害リスクを正しく理解し、住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要が無いこと、避難先として自宅の安全な場所や親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努めるものとする。

6 体制整備

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

7 水防警報

- (1) 長良川、揖斐川、牧田川について洪水のおそれがあると認められるときは、国土交通大臣（木曽川上流、下流河川事務所長）は水防警報を発し、直ちにその警報事項を知事、水防管理者を経て町内水防機関に通知する。
- (2) 水防警報発令の段階、時期及び措置は、次のとおりである。

段階	種類	時 期	措 置
第1段階	準備	対象水位観測所の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、出水判断の参考となる機関における状況等から、なお水位上昇のおそれがあるとき。	水防資材整備、点検、水門等開閉の準備、幹部の出動等を通知する。
第2段階	出動	水位状況等から水防活動の必要が予想され、出動を要すると認めたとき。	消防団員等の出動を通知する。
第3段階	解除	水位が警戒水位以下となり、水防活動の必要がなくなったとき。	水防活動の終了を通知する。
適 宜	情報	適宜	水防活動上、必要とする水位、その他河川の状況を通知する。

8 水位の通報

- (1) 水防観測を行っている量水標管理者（水防監視員）は、気象等の状況により洪水のおそれがあることを自ら察知したとき、又は洪水予報の通知を受けたときは、その後の水位の変動を監視し、その状況を下記により水防本部長に報告し、水防本部長は大垣支隊長（大垣土木事務所長）へ報告する。
- (2) 水位の報告は、観測場所、日時、水位、増減の傾向見込を電話、特使等最も敏速なる方法で通報する。なお、注意報等が解除になっても、水防団待機水位を超える河川については、水防団待機水位以下になるまで毎時通報すること。

9 水防活動（本部員の非常配備）

水防活動の予報、警報が発せられたときは、常時勤務から水防態勢への切替えを確実迅速に行うとともに、勤務員をして適当に交代・休養させて長時間にわたる非常勤務活動の完遂を期するため、次の要領による非常配備を行う。

区 分	配 備 人 員 及 び 体 制	配 備 時 期
第1配備	・2～5名の人員をもって当たり、情報連絡活動を主とする。 ・事態の推移によっては、直ちに招集その他の活動ができる体制とする。	・大雨注意報・洪水注意報が発せられたとき。 ・その他、本部長がこの体制を命じたとき。
第2配備	・4～20名の人員をもって当たり、水防活動の必要な事態が発生すれば、そのままで遅滞なく水防活動ができる体制とする。	・大雨警報・洪水警報が発せられたとき。 ・その他、本部長がこの体制を命じたとき。
第3配備	・町職員全員をもって当たる完全な水防体制とする。	・事態が切迫し、約6時間後には水防活動が予想されるとき。 ・又は事態の規模が大きくなって、第2配備では処理できないと考え、本部長がこの体制を命じたとき。

10 水防隊の非常配備

(1) 水防本部長は、次の場合消防団、水防監視員又は自衛水防隊に対し出動準備させる。

ア 河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予測されるとき。

イ 気象予報・洪水予報・水防警報等による洪水の危険が予想されるとき。なお、各個人はあらかじめラジオ・テレビ等の気象予報に注意し、自発的に準備する。

(2) 出動

水防本部長は、次の場合直ちに消防団、水防監視員又は自衛水防隊をしてあらかじめ定められた計画に従い出動せしめ、警戒配置につかせる。この場合は、直ちに水防本部長に報告することとする。

ア 河川水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したとき。

イ 気象予報・洪水警報・水防警報等により、消防団、水防監視員又は自衛水防隊の出動を要すると認めるとき。

11 監視と警戒

(1) 常時監視

水防法（以下、本節では「法」という。）第9条に基づき、水防管理者は水防区域内に河川堤防等の延長1～2km毎に監視員を設け、随時区域内を巡視せしめ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、所轄情報収集部に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(2) 非常監視

水防管理者は、出動命令を発したときから水防区域の監視及び警戒を厳にし、既往の被害箇所、水衝部その他特に重要な箇所を中心として堤防の表側と天端と裏側の班に分かれて巡視し、特に次の状態に注意し異常を発見した場合は、直ちに関係管理者に報告するとともに水防作業を開始する。

(ア) 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ

(イ) 裏法で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ

(ウ) 天端の亀裂又は沈下

(エ) 堤防の溢水状況

(オ) 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締り具合

(カ) 橋梁その他構造物と堤防との取付部分の異常

(3) 警戒区域の設定

ア 法第21条及び第24条により、水防活動上必要ある場合は警戒区域を設定し、無用の者の立入りを禁止し、

若しくは制限し、あるいはその区域内の居住者又は水防現場にいる者をして水防に従事させるものとする。

イ 法第22条に基づき、水防のため必要があると認めるときは、警察官の出動を求めることができる。

12 重要水防箇所及び評価基準

資料編3「本町における重要水防箇所」に掲げるとおりとする。

13 水防信号

水防信号は、次表の方法によって表すものとする。

方法 区分	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
第 1 信 号	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第 2 信 号	○—○—○— ○—○—○— ○—○—○—	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第 3 信 号	○—○—○—○— ○—○—○—○—	10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第 4 信 号	乱 打	1分 5秒 1分 5秒 1分 ○— 休止 ○— 休止 ○—
備 考	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。こと。 4 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。	

14 決壊の通報と決壊後の処置

- (1) 法第25条に基づき、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、消防団長は、直ちにその旨を所轄土木事務所、県事務所及び氾濫する方向の隣接水防管理団体等に通報しなければならない。
- (2) 法第26条に基づき、決壊後といえども、でき得る限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

15 費用負担と公用負担

(1) 費用負担

水防に関する費用は、法第41条の規定による当該区域を管轄する水防管理団体（輪之内町）が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と、応援した水防管理団体との間の協議によって定める。

また、水防管理団体の水防によって当該区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、その水防に要した費用の一部は当該水防に著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。この場合、その費用の額及び負担の方法は、両者の協議によって定める。（法第42条）

(2) 公用負担

ア 法第28条の規定により水防のため必要あるときは、水防管理者、消防団長は次の権限を行使することができる。

- (ア) 必要な土地の一時使用
- (イ) 土地、土石、竹木その他の資材の収用
- (ウ) 車馬、その他の運搬具又は器具の使用
- (エ) 工作物、その他の障害物の処分

イ 公用負担権限証明書

法第28条の規定により公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、消防団長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の命を受けた者にあつては、証明書を携行し、必要な場合はこれを提出しなければならない。

ウ 公用負担の証票

法第28条の規定により公用負担の権限を行使したときは、証票を2通作成してその1通を目的物所有者管理者又はこれに準すべき者に、手渡さなければならない。

エ 損失補償

上記の権限行使によって損失を受けた者に対しては、水防管理団体は時価により、その損失を補償するものとする。

16 避難のための立退き

- (1) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、法第29条に基づき知事（又はその命を受けた水防隊員）若しくは水防管理者は、必要と認める区域に対し、無線通信、ラジオ、信号あるいは広報網その他の方法により立退き又はその準備を指示する。
- (2) 水防管理者は、警察署長と協議のうえ事前に立退計画を作成し、予定立退先経路、誘導者、信号等必要な措置を講じ、この計画を水防本部長に報告するものとする。

17 水防報告と水防記録

町長は、水防が終了したときは、所定の様式による水防活動実施報告書を大垣土木事務所長を経由して知事に報告するとともに、水防記録を作成してこれを保管しなければならない。

第3節 消防計画

関係機関

本部事務室・広報部
消防部 情報収集部

1 計画の方針

火災その他の災害に際しての消防機関の災害応急対策は、県計画第3章第11節「消防・救急・救助活動」に定めるもののほか、本計画によるものとする。

2 火災気象等の取扱い

(1) 火災警報発令基準

消防法第22条第3項の火災に関する警報は、岐阜地方気象台発表の気象通報を勘案し、火災予防上管理者が危険であると認め、かつ、気象の状況が次のいずれかであるときに発令する。

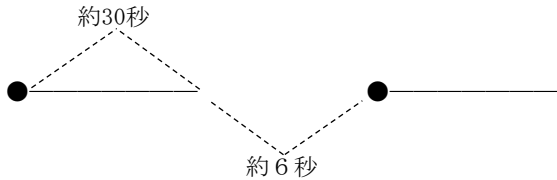
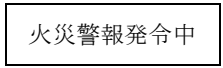
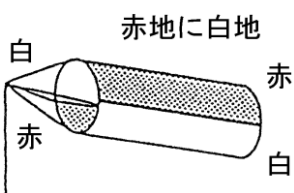
ア 実効湿度60パーセント以下、最小湿度40パーセントを下り、かつ、最大風速7メートル以上のとき。

イ 平均風速10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

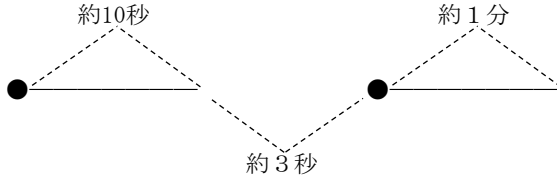
ウ 発令した火災に関する警報は、火災予防上管理者がその必要がないと認めたときに解除する。

(2) 火災警報発令及び解除信号

ア 火災警報発令信号

種 類	火 災 警 報 発 令 信 号
打 鐘 信 号	(1点と4点との斑打) 
余 韻 防 止 付 き サイレン信号	
そ の 他 の 信 号	掲 示 板  吹 流 し 

イ 火災警報解除信号

種 類	火 災 警 報 解 除 信 号
打 鐘 信 号	(1点と2個と2点との斑打) 
余 韻 防 止 付 き サイレン信号	
そ の 他 の 信 号	口頭伝達

	掲示板の撤去 吹き流し及び旗の降下
--	----------------------

(3) 火災警報の伝達及び住民に対する周知徹底は、次の方法で行うものとする。

- ア 火災警報発令のサイレン吹鳴（大垣消防組合、町）
- イ 関係機関に対する電話通報
- ウ 消防車等による広報
- エ 同報無線による広報

3 出動計画

火災その他の非常災害の発生した場合は、大垣消防組合にあっては、別に定める規定によるものとし、消防団にあっては、中消防署南分署と緊密な連絡をとりつつ次のとおり行うものとする。

- (1) 火災出動は、全分団が出動するものとする。ただし、消防団長（本部）は状況により、発生地区の分団及び近隣の分団のみを出動させる場合がある。
- (2) 火災以外の災害における出動は、消防団長の命令により出動するものとする。
- (3) 現地本部を設置したときは、各出動分団ごとに伝令員を差し出すものとする。
- (4) 鎮火後の警備は、その都度消防団長が指示するものとする。
- (5) 消防活動終了後、出動分団長は、活動内容、人員機械器具の異常の有無等を速やかに現地本部に報告するものとする。

4 招集計画

火災その他非常災害の発生又は発生のおそれがある場合は、次により招集するものとする。

- (1) 消防職員にあっては、別に定める規定による。
- (2) 消防団員にあっては、次により招集するものとする。
 - ア 招集は、サイレンの吹鳴、電話、防災行政無線又は伝令員により行うものとする。
 - イ 集合場所は、特に指定するもののほか、各所属の詰所とする。
 - ウ 参集した団員は、所属班長に申告し、班長は分団長に報告するものとする。分団長は、集合完了の旨を消防団長に報告し指揮を受けるものとする。
 - エ サイレンによる招集信号は、次による。

5 秒 5 秒 5 秒
 ○———— 6 秒休止 ○———— 6 秒休止 ○————

5 消防（防御）計画

各種防御に関する計画は、おおむね次の事項に基づいて逐次整備するものとする。

- (1) 特殊建築物消防計画
 - ア 木造建築物
 - イ 耐火、防火建築物
 - ウ 重要建築物
- (2) 特殊地域防災計画
 - ア 傾斜地域
 - イ 危険地域
 - ウ 危険物件密集地域
- (3) 異常時消防計画
 - ア 烈風時火災

- イ 異常乾燥時火災
- ウ 多発、続発火災
- エ 地震火災

(4) 特殊火災消防計画

- ア 地下建築物及び無窓建築物火災
- イ 油火災
- ウ LPガス充てん所及び運搬車両火災
- エ RI施設火災（ラジオアイソトープ）

(5) その他火災消防計画

- ア 山林火災
- イ 車両火災

6 警戒計画

災害以外の警戒出動は、次のとおり行うものとする。

- (1) 大垣消防組合にあっては、別に定める規定によるものとする。
- (2) 消防団にあっては、特に計画するもののほか、次のとおり行うものとする。

ア 火災警報下の警戒

- (ア) 出動態勢の強化
- (イ) 火災の早期発見、警報発令下の措置

イ 特別警戒

- (ア) 年末特別警戒（12月28日～12月30日）
本部及び11ケ班
- (イ) その他異常気象下の特別警戒

7 断減水時の計画

水道の断減水、自然水利の減水時の計画は、次によるものとする。

- (1) 自然水利等を巡回点検し、水利確保に努めるとともに、中継等による防御又は水利の統制を行うものとする。
- (2) 消防車等により火災予防広報を実施する。
- (3) 防御計画を協議して対策を講ずる。

8 相互応援計画

町及び大垣消防組合は、本章第2項第4節3「消防相互応援協定締結市町村及び機関への応援要請」に定めるとおり、それぞれ消防相互応援協定を締結し、別に定める出動計画に基づき実施するものとする。

また、派遣区域及び指揮並びに経費等については、別に定める消防相互応援協定書によるものとする。

9 応援部隊誘導計画

相互応援協定に基づく応援部隊を要請したときは、消防（職）団員のうちから誘導員を定め、応援部隊の誘導にあたらせ、消防活動の円滑を期すものとする。

10 県防災ヘリコプター応援要請計画

(1) 要請の方針

町本部は、住民の生命、身体、財産を保護するため、緊急を要し、ヘリコプター以外に適切な手段

がないときには、必要に応じ、防災ヘリコプターの応援を要請するものとする。

(2) 要請方法

ア 消防組織法上の活動に係る応援要請

消防組織法上の災害に係る活動について、町長から知事に対する応援要請は、「岐阜県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところによる。

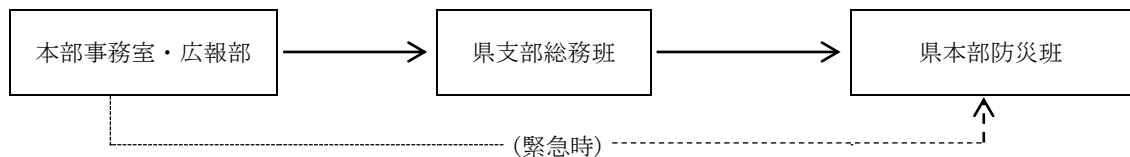
要請は、大垣消防組合消防本部消防長から岐阜県防災航空隊に電話及びファクシミリで行う。

[岐阜県防災航空センター第1事務所 電話 058-385-3772 FAX 058-385-3774]

[第2事務所 電話 058-371-5192 FAX 058-371-5194]

イ 災対法第68条に基づく応援要請

物資及び負傷者等の輸送、災害情報収集等のため防災ヘリコプターの応援が必要な場合には、次の系統で出動要請を行う。



11 住民（自主防災組織）及び事業所等（自衛消防組織）の責務

町は、出火等を防止するため居住者、施設、事業者等に対し、広報、巡回指導等を行い、出火等の防止措置の徹底を図るが、住民の自主防災組織及び事業所、危険物施設等の自衛消防組織等は、これに協力し出火等の防止に万全を期するものとする。

(1) 広報事項

特に地震発生の際には、次の広報を行う。

ア 火気の使用を中止する。

イ ガス器具等火気使用器具へのガス等の供給遮断を確認し、保安点検するとともに、引火物の漏出、流出を防止する。

ウ 危険物施設の保安点検をするとともに、危険物等の漏出、流出等を防止する。

エ ガス漏れ、漏電等を警戒するとともに、異常が発生した場合、町等へ通報する。

オ 電気製品の点検をし、避難の際には、電源プラグをコンセントから抜くとともに、ブレーカーを遮断しておく。

(2) 初期消火

道路の寸断等により消防隊の活動が阻害される場合に備え、自主防災組織等は、初期消火に努め、消防機関の消火活動に協力する。

ア 消火器、バケツ、可搬式小型動力ポンプを使用した初期消火を実施する。

イ 消防隊（消防署、消防団）が到達したときは、消防隊の長の指揮に従う。

(3) 初期救出

救出活動が迅速に行われるかどうかが要救助者の救命のポイントとなるため、町は住民（自主防災組織）への積極的な救出活動の実施を要請し、事業所等においても、救助資器材の放出を行う。

12 その他の計画

(1) 火災通報計画

ア 消防部は、火災専用電話119番の活用、PRに努める。

イ 大垣警察署、中部電力、その他必要な官公署へ通報連絡する。

ウ 県危機管理部に対する火災速報

(2) 災害広報計画

町防災行政無線により広報周知に努める。

第6項 り災者救助保護計画

第1節 応急救助の手続等

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 り災台帳の作成 各世帯別の被害状況判明 ⇒ り災台帳の作成 2 り災証明書の発行 ・り災者台帳と照合し契印を行っただけ、発行 ↓ 混乱により発行不可能 ↓ 仮り災証明書を作成交付し、後日り災証明書と取り替える。	本部事務室・広報部 情 報 収 集 部

1 計画の方針

災害時におけるり災者の救助及び健康の保持又は救助実施上の関連手続及び災害救助法による救助の基本等は、次によるものとする。

2 り災者台帳の作成

町本部（本部事務室・広報部）は、被害状況の把握につき情報収集部との連絡を密にし、かつ関係各部の協力を得て、各世帯別の被害状況が判明したときは、速やかにり災者台帳（様式23号の1）を作成するものとする。作成に当たっては、次の点に留意する。

- (1) り災者台帳は、できるだけ速やかに作成するが、災害時の混乱等により作成が遅れるときは、「住家等一般被害調査表」（様式9号の2）又は「救助用物資割当台帳」（様式25号の4）を一時的に利用するものとするが、この場合にはできるだけ早い時期にり災者台帳を作成するものとする。
- (2) り災者台帳の作成に当たっては、住家等一般被害調査表に基づくことはもちろんであるが、戸籍（住民登録）等の係と連絡し、正確を期するものとする。
- (3) り災者台帳は、救助その他の基本となるものであり、また世帯別救助等の実施記録となるものであるから、救助実施状況等をできるだけ具体的に記載し、整備保管しておくものとする。

3 被災に関する証明書の発行

(1) り災証明書

本部事務室・広報部は、り災世帯に対して、り災証明書（様式23号の2）を交付するものとする。ただし、災害時の混乱等により前記様式による証明書の交付ができないときは、とりあえず仮り災証明書（様式23号の3）を作成交付し、後日速やかにり災証明書と取り替えるものとする。

証明書の発行に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア り災証明書は、災害救助はもちろんであるが、後日諸対策の基礎となるものであるから特に慎重に扱うこと。

イ り災証明書は、り災者台帳（仮証明書のときは、住家等一般被害調査表又は救助用物資割当台帳）と照合し、発行に当たっては、契印を行う等発行の事実を判然とし、重複発行（仮証明書と本証明書の重複を含む。）を避けるように留意するものとする。

ウ 本証明書は、おそくとも救助用物資支給前に交付又は切り替えを終わり、物資支給時には、証明

書の提示を求め得られるようにするものとする。

(2) り災者旅行証明書

町本部・本部事務室・広報部は、住家に被害を受けたため、現在地に居住することができず、一時縁故先等に避難（旅行）する者から要請があったときには、様式23号の4による「り災者旅行証明書」を作成し交付するものとする。

4 災害救助法適用基準

災害救助法による救助の適用は、町本部情報収集部が報告する「住家等一般被害状況等報告書」（様式9号の1）による被害及び応急対策実施状況に基づき県本部長が決定するが、この場合の適用される被害の基準は、おおむね次のとおりである。

(1) 適用被害基準

町地域内の被害が、次の各号に該当する災害時で、県本部長が災害救助法による救助実施の必要があると認めるとき。

ア 住家の全失世帯が40世帯以上に達したとき。

イ 県地域の全失住宅被害の集計が2,000世帯以上に達し、かつ、町地域内の被害が20世帯以上に達したとき。

ウ 県地域の全失住宅被害の集計が9,000世帯以上に達し、かつ、町地域内で救助を要する被害が発生したとき。

エ 多数の者が災害により生命若しくは身体に被害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

（注） 上記被害に達しないときでも災害が隔絶した地域に発生し、災害にかかった者の救助が著しく困難とする特別の事由がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき等にも適用される。

(2) 被害計算の方法

適用基準である全失世帯の換算等の方法は、次によるものとする。

ア 住家の半失（半壊、半焼）世帯は、全失世帯の1/2、床上浸水又は土砂たい積等により、一時的に居住することができない状態になった世帯は1/3として計算する。

イ 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なくあくまで世帯数で計算する。したがって、例えば被害家屋は1戸であっても、3世帯が居住していれば、3世帯として計算する。

ウ 飯場、下宿等の一時的寄留世帯等については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して、実情に即して決定する。

エ 災害の種別については、限定はしない。したがって、洪水、震災等の自然災害であっても、火災等人災的なものであっても差し支えない。

5 災害救助法による救助の種類と実施者

災害救助法による救助の種類とその実施者は、次のとおりである。

救 助 の 種 類	実 施 期 間	実 施 者 の 区 分
避 難 所 の 開 設 及 び 収 容	7 日 以 内	町 本 部
炊 き 出 し 及 び 食 品 の 給 与	7 日 以 内	町 本 部
飲 料 水 の 供 給	7 日 以 内	町 本 部
被服、寝具及び生活必需品の給貸与	10 日 以 内	確保、輸送＝県本部 調査、報告、割当て、配分＝町本部
医 療	14 日 以 内	医療班派遣＝県本部、日赤支部、町本部

助産救助	分べんした日から 7 日 以 内	その他＝町本部
学用品の給与	教科書 1 箇月以内 文房具及び通学用品 15 日 以 内	確保、輸送＝県本部 調査、報告、割当て、配分＝町本部
災害にかかった者の救出	3 日 以 内	町本部
埋葬救助	10 日 以 内	町本部
仮設住宅の建設	着工 20 日 以 内	町本部
住宅応急修理	3 箇月 以 内 (国の災害対策本部が設置された災害においては 6 箇月以内)	町本部
遺体の捜索	10 日 以 内	町本部
遺体の処理	10 日 以 内	町本部
障害物の除去	10 日 以 内	町本部

- (注) 1 本実施区分は、計画上の基本実施者を示したもので、実際の実施に当たっては、県本部実施分を町本部が、町本部実施分を県支部等が実施することが適当と認められるときは、県本部と協議して実施するものとする。
- 2 救助の実施は、知事である県本部長が法的責任者であるが、町本部が救助を実施する場合は、災害救助法第30条第1項の規定による知事その権限に属する事務を町長が行うこととする通知をした場合による。
- 3 町本部は、救助を実施し又は実施しようとするときは、県本部及び県支部に報告又は連絡するものとする。ただし、実施に当たって連絡しその指示を得るいとまのないときは、町本部で実施した結果を報告するものとする。
- 4 実施期間は、災害発生の日から期限（仮設住宅の建設については着工期限）を示す。したがって、この期間内に救助を終了（着工）するようにしなければならない。

6 町本部実施の応急救助と災害救助法との関係

災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、町本部は、地域防災計画の定めるところにより、り災者の救出、避難所の開設及び炊き出しあるいは医療、助産の応急救助を実施するとともに、その状況を速やかに県本部防災班（県支部総務班経由）に報告するものとする。実施した応急救助については、災害救助法が適用されたときは、災害救助法に基づく救助として取扱い、災害救助法が適用されない災害にあたっては、町本部単独の救助として処理するものとする。

7 救助実施状況の報告

町本部本部事務室・広報部は、災害救助法に基づく救助を実施しようとし、又は実施したときには様式24号により毎日その状況を県支部総務班を経由して県本部防災班に報告するものとする。

なお、救助別の報告を要する事項及び内訳は、次表のとおりとする。

報告事項		報告様式		その都度 報 告	日 報	期 間
		様式No.	様式名称			指定報告
被害	概況報告	9 号 の 1	住家等一般被害状況等報告書	○		
	中間報告			○		
	確定報告					○ 2 日以内
避難所設置	開設報告	—	—	○		
	収容状況報告	24 号	救助日報		○	
	閉鎖報告	—	—	○		
仮設住宅設置	住宅対策報告	30 号	住宅総合災害対策報告書			○ 5 日以内
	入居該当世帯報告	31 号 の 1	応急仮設住宅入居該当世帯調			○ 5 日以内
	着工報告（町委託分）	24 号	救助日報		○	
	竣工報告（町委託分）	24 号	救助日報		○	
	入居報告	—	—	○		
炊出状況報告		24 号	救助日報		○	
飲料水供給状況報告		24 号	救助日報		○	
被服寝具生活 必需品給与	世帯構成員別被害報告	29 号	世帯構成員 別被害状況			2 日以内
	支給状況報告	24 号	救助日報		○	
	支給完了報告	—	—	○		
医療・助産	医療班出動要請	—	—	○		
	医療班出動報告	35 号 の 2	医療班出動編成表	○		
	医療助産実施状況報告	24 号	救助日報		○	
り災者救出状況報告		24 号	救助日報		○	
住宅応急修理	住宅対策報告	30 号	（住宅総合災害 対策報告書）			○ 5 日以内
	住宅応急修理 該当世帯報告	32 号 の 1	住宅応急修理 該当世帯調			○ 5 日以内
	着工報告（町委託分）	24 号	救助日報		○	
	竣工報告（町委託分）	24 号	救助日報		○	
	被災教科書報告	37 号 の 2	被災教科書報告書			○ 5 日以内
学用品 支給	学用品支給状況報告	24 号	救助日報		○	
	学用品支給完了報告	—	—	○		
埋葬救助状況報告		24 号	救助日報		○	

遺体搜索状況報告		24 号	救助日報		○	
障害物除去	住宅対策報告	30 号	(住宅総合災害 対策報告書)			○5 日以内
	障害物除去	33 号 の 1	障害物除去			○5 日以内
	該当世帯報告		該当世帯調			
	障害物除去状況報告	24 号	救助日報		○	
	障害物除去完了報告		—	○		
輸送、人夫雇上状況報告		24 号	救助日報		○	
救助期間、程度、方法、 特例申請		—		(程度、 方法) ○		(期間特例) 各救助実施 期間中

(注) 詳細内容は、各救助計画の定めるところによるものとする。

8 救助関係の様式

救助に関する様式は、各節に定めるもののほか、各節に共通する様式は、次によるものとする。

- (1) 救助実施記録日計票 (様式 2 5 号の 1)
- (2) 救助の種目別物資受払状況 (様式 2 5 号の 2)

9 被災者生活の再建支援

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。また、町は、県が努める支援活動を受けるものとする。

第2節 避難計画

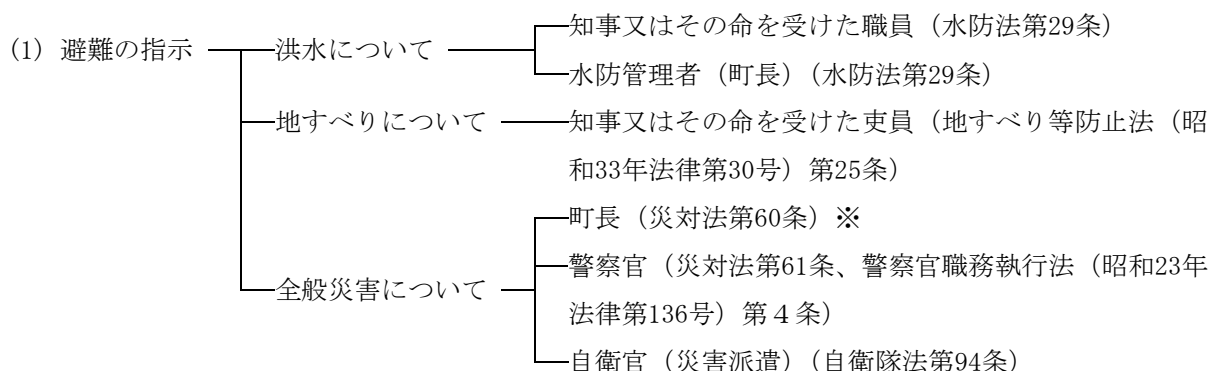
活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 災害の状況により避難の指示等を実施 ⇒ 県に報告 [指示等の内容] → 避難対象地域、避難時間、避難場所、避難経路、誘導者、避難理由等注意事項 2 避難の周知徹底 町防災行政無線、広報車、信号、口頭等のうち最も適切な方法 3 避難所の開設 ⇒ 県に報告（開設の日時、場所、収容人員、開設期間の見込等） (1) 避難施設への移送、(2) 職員の派遣、(3) 世話人の設置とボランティアの協力依頼、 (4) 資器材の確保、(5) 水、食料等物資の確保 4 避難行動要支援者の保護 避難誘導にあたっては避難行動要支援者を優先し、必要に応じ専用避難所を開設 5 県、他市町村への応援要請 [明示事項] → 応援要請の内容及び理由、対象人員、移送方法等	各 部 共 通

1 計画の方針

災害による避難のための立退きの指示等及び誘導並びに避難所の開設、収容は、次によるものとする。
 なお、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

2 実施責任者

避難のための立退きの指示及び避難所の開設並びに避難所への収容保護は、次の者が行う。



※ 町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、知事が行うことができる。

(2) 避難所の開設、収容——町長

避難の指示等（立退き準備を含む。以下同じ。）から避難所への誘導までは、それぞれ避難の指示者（以下「避難指示者」という。）が行い、誘導に際してり災者等の移送で救出作業の必要により実施する作業及び避難所の開設、収容保護は、災害救助法を適用する災害にあつては、同法に基づき町長が実施し、災害救助法の適用を受けない災害にあつては町独自の応急対策として町長が実施するものとする。

3 避難の実施

避難に関する対策の実施は、次の区分によるそれぞれの機関が行う。

(1) 避難の指示者

ア 町本部長（輪之内町長）

（ア）洪水に伴う避難（情報収集部担当）

(イ) 火災に伴う避難（消防部担当）

(ウ) その他の災害に伴う避難（関係各部担当）。ただし、緊急を要する場合等で現地において直接指示等を行う必要があるときは、その場所で活動中の消防部員（消防団員）等が直接行うものとする。

イ 県本部及び県支部（県知事又はその命を受けた土木関係職員）

水害に伴う避難

ウ 警察官

全災害についての避難

エ 災害派遣中の自衛官

全災害についての避難（その場に警察官がいない場合）

(2) 関係機関への通知

町長、警察官及び自衛官が避難に関する措置を実施した場合は、それぞれ関係機関に通知するものとする。

ア 町長の措置

町長 → 県知事（防災課）

イ 警察官又は自衛官の措置

(ア) 災対法に基づく措置

警察官 → 警察署長 → 町長 → 知事（防災課）

(イ) 職権に基づく措置

警察官 → 警察署長 → 警察本部長 → 知事（防災課） → 町長

(ウ) 自衛官の措置

自衛官 → 町長 → 知事（防災課）

(3) 避難の周知徹底者

町本部における避難の周知徹底は、本部事務室・広報部が各避難の指示者の通知に基づいて行う。ただし、現地において指示等を行ったときは、緊急必要な範囲に対する徹底は、避難指示者が直接行うものとする。

(4) 避難者の誘導

避難者の誘導は、消防部（消防団）が警察官と協力して行う。ただし、消防部員が防除活動等のため誘導できないときは、町本部職員等のうちから町本部長が命じた者が当たるものとする。

(5) 避難所の開設及び収容

避難所の開設及び収容は、避難所部が使用する施設の管理者その他関係者の協力を得て行うものとする。

(6) 特定施設（個人）の行う避難

特定の施設あるいは個人が単独で行う避難については、その施設の管理者あるいは各個人がそれぞれの判断によって行うものとするが、多人数を収容する施設等にあつては、平時からその対策を樹立しておくものとする。

4 避難情報の発表

災害により危険が急迫し、人命保護その他災害の拡大防止等のため、特に避難の必要が認められるとき、避難指示者は、高齢者等避難、避難指示等について、国、県、水防管理者等の協力を得つつ、関係法令の規定、あらかじめ定めた計画、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等

に基づき、住民への周知徹底に努めるものとする。さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。また、マニュアル等に基づき、高齢者等避難の発令による高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するものとする。

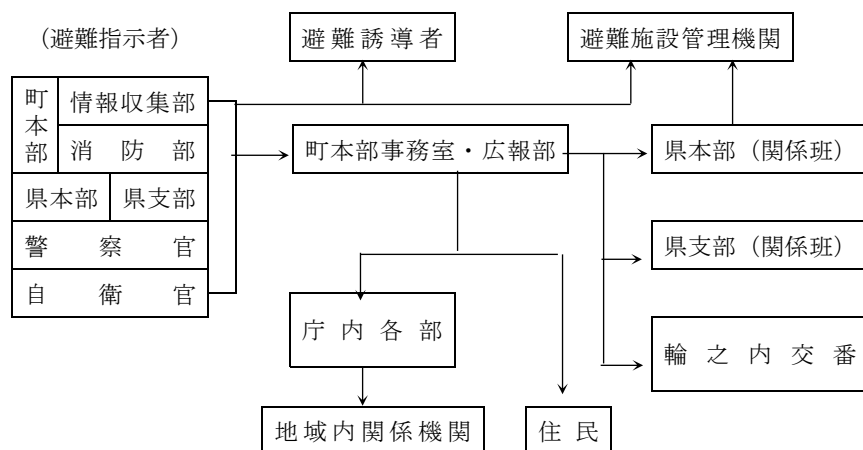
また、気象警報、避難情報を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくとともに、町長不在時における避難情報の発令について、その判断に遅れを生じることがないように代理規定等を整備するように努めるものとする。

町は、洪水等に対する住民の警戒避難態勢として、洪水予報河川及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、レベル3氾濫警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住地や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、水位情報、レベル3氾濫警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。躊躇なく、避難情報を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。なお、指示等に当たっては、次の事項（以下本節において「指示条件」という。）を明示するものとする。

- (1) 指示等を行う地域、対象
- (2) 避難すべき時間等
- (3) 指定避難場所及び避難経路
- (4) 誘導者名
- (5) 指示等を行う理由
- (6) 避難に当たっての必要事項又は参考事項

5 機関相互の連絡

避難指示者は、指示等を行ったときは、直ちに町本部本部事務室・広報部に通知するものとする。なお、関係機関に対する通知（連絡）は、次の系統によって行うが、通知に当たっては、できる限り指示条件あるいは災害の状況等を明示するように努めるものとする。



6 避難の周知徹底

本部事務室・広報部は、避難の指示等を承知したときは、次の要領によって避難する地域の住民、その他関係機関に指示等の徹底を図るものとする。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違ふこと、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

また、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、安全確保措置を指示することができるものとする。

なお、現地で直接避難の指示等をしたときは、避難指示者は、関係者の協力を得て、次の要領に準じてその地域内の住民等にその徹底を図るものとする。

(1) 周知徹底事項

避難の周知徹底に当たっては、できる限り必要な事項を具体的に示すこととし、避難までに時間的余裕があるとき等にあつては、おおむね次の事項のうち特に必要な事項について徹底できる範囲の事項を行うものとする。

ア 避難指示者及び避難誘導者（機関）

イ 避難場所及び経路

ウ 予想される災害の概要と見通し

エ 避難に当たっての留意事項

(2) 周知徹底の方法

地域内住民等に対する避難の指示等は、次の方法のうちから最も適切な方法で行うものとするが、特に短時間にその徹底を図るため、必要に応じて下記の方法を併用する等その万全を期するものとする。

ア 町防災行政無線による徹底

町防災行政無線によりその地域の徹底に当たるものとする。

イ 広報車による徹底

町有広報車を当該地域に派遣し、拡声機によりその徹底に当たるものとする。

ウ 信号による徹底

消防（水防）機関に連絡し、信号により徹底するものとする。災害により危険区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせる信号は、次によるものとする。

警 鐘 信 号	乱 打			
サイレン信号	60秒	60秒	60秒	60秒
	○——	○——	○——	○——
	5秒休止	5秒休止	5秒休止	

信号に当たっては、適当な時間継続するものとし、必要に応じて警鐘信号とサイレン信号を併用するものとする。

エ 口頭による徹底

電話又は伝令により各区長（自主防災組織の長）の協力を得て、地域内の各世帯まで大声で呼びかける等その徹底に当たるものとする。

オ 放送による徹底

対象地域が広域で他市町村にも及ぶような場合で、その徹底が困難な場合は、消防部は直ちに県本部（防災班）及び県支部（総務班）にラジオ、テレビ放送による徹底の要請をする。

カ 関係機関への伝達

避難情報が発令された地域の次の機関に対しては、一般の伝達徹底のほか直接電話又は伝令をもって徹底するものとする。

- (ア) 各こども園 情報収集部
- (イ) 各小中学校 情報収集部
- (ウ) 危険区域内各区長 本部事務室・広報部

7 避難の誘導

避難誘導者は、避難指示者から通知を受け、あるいは本部長から命ぜられたときは、住民が迅速かつ安全に避難できるよう、直ちに避難者の誘導に当たるものとするが、誘導に当たっては8「避難に当たっての留意事項」に定める事項に留意するものとする。また、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

また、避難指導者は、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報ごとに対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

○警戒レベルと避難行動の関係

警戒レベル	住民が取るべき避難行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保（必ず発令される情報ではない）
警戒レベル4	危険な場所から全員避難（立退き避難または屋内安全確保）する。	避難指示
警戒レベル3	高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難所準備をしたり、自主的な避難を行う。	高齢者等避難
警戒レベル2	災害に備え自らの避難行動を確認する。	レベル2 氾濫注意報、レベル2 大雨注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性）

8 避難に当たっての留意事項

(1) 着衣等

避難に当たっては、次のものを着用し、又は携行すること。

- ア 頭にヘルメット等（保安帽）をつけること。
- イ 夏季等でも身体の裸出を避け、できるだけ厚着をすること。
- ウ 夜間は、懐中電灯を携行すること。
- エ ロープ、紐等を携行すること。

(2) 携帯品（所持品）

携帯品は、できるだけ最小限度に止め、自力で所持でき、避難に際して障害にならない程度とすること。

○ 携帯（所持）すべき主なものは、おおむね次のとおりである。

- ア 主食（にぎり飯、パン等）2～3食分程度
- イ 副食（かん詰、漬物等携帯可能なもの）若干
- ウ 飲料水（水筒、携帯ポット等による。）
- エ 貴重品（現金、印鑑等）
- オ 肌着等衣類（雨具のほか気温を考慮し、寒冷期には毛布等も携帯する。）
- カ その他（タオル、チリ紙、携帯ラジオ等）

(3) 避難後の戸締り等

避難の際に戸締りを行うことや、余裕がある場合は家屋に補強を施す等の指示を行う。

(4) 避難の方法

避難者あるいはその誘導者は、避難に当たっての行動に際しては、次の点に留意すること。

ア 避難の順序

避難を時期的に段階に分けて行うときは、傷病者、障がい者、高齢者、幼児等を先にし、一般青壮年男子は後にすること。

イ 集団避難

避難は集団で行い、できるだけ単独行動は避けること。

ウ 誘導者の補助

誘導補助者が不足し、あるいはいないときにあつては、避難者等の内から壮健なものが誘導補助者あるいは直接誘導者となって統制をとり、安全を期すこと。

エ 集団の脱落防止

集団避難する場合にあつては、誘導者は人員の掌握に努めるとともに、脱落等を防ぐため、ロープ等によって集団の確保に努めること。なお、集団の配列に当たっては、高齢者やこどもは中央の安全な場所に位置させ、あるいは必要に応じて各人をロープにつなぐ等集団の確保と安全を図ること。

オ 誘導者の配置

集団避難時にあつては、誘導者が先頭と後尾につくこと。ただし、集団の規模あるいは危険度の高いときは、誘導者あるいはその補助者を増員して適宜に配置し、避難の安全を期すこと。

カ 病人等の避難

避難は、各人が自力で行動することが原則であるが、病人、乳幼児等自力で行動のできないがあるときは、誘導者あるいはその補助者が、その家族に助力し、必要に応じ担架、車両等によって移

送すること。

キ その他事故防止

その他避難に当たっての事故防止に努めるため、次の点に留意すること。

(ア) 台風時にあっては風をよけるため、家屋の下を通るようなことは避け、建物が倒れても下敷にならないようにすること。

(イ) 避難中に電線が垂れ下がっているような場合は、絶対に触れないこと。なお、避難誘導者はその旨を町本部に通報するものとする。

(ウ) 自動車交通の頻繁な道路を避難するときは、交通事故の防止に努め、必要に応じ警察機関と連絡し安全を期すこと。

(エ) 避難のために家屋等を空けるとき等にあつては、盗難予防あるいは財産保全のために戸締り施錠を厳重にし、危険のある災害に応じた家財等の処置（浸水時にあっては家財を高い所に移す等）をする。なお、予想される災害の程度を考慮して、必要に応じ家族のうち青壮年者が居残る等万全を期すこと。

(5) 自主防災組織による避難活動

自主防災組織は、自ら又は町等の指示、指導により、次のとおり避難活動を実施する。

ア 避難情報の地域内居住者等への伝達の徹底

イ 避難時の携行品（食料、飲料水、貴重品等）の周知

ウ 高齢者、傷病者、障がい者等の保護を要する者の介護及び搬送

エ 防火、防犯措置の徹底

オ 組織的な避難誘導、指定緊急避難場所又は指定避難所への収容

カ 地域内居住者の避難者の把握

9 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

災害時の避難に当たっては、避難指示者が、おおむね指定緊急避難場所又は指定避難所のうちから適当な場所を指定する。指定緊急避難場所へ避難した者は、長時間滞在する必要が生じた場合等、状況に応じて避難所が開設される指定避難所へと避難する。なお、指示等によらず自主的に避難する者にあつては、できるだけ縁故者宅等に避難するものとするが、適当な避難先のないものにあつては、町指定避難所に避難し、施設管理者にその旨を申し出てその指示に従うものとする。申し出を受けた施設の管理者は、直ちにその旨を本部事務室・広報部に通報し、その後の処置については、本部事務室・広報部の指示に従うものとする。

10 避難所の開設及び収容保護

避難所の開設及び収容保護は、災害救助法が適用された場合は同法により、災害救助法が適用されない災害又は適用されるまでの間は、町本部独自の応急対策として実施するものとする。また、避難所を開設する場合には、災害の規模に鑑み、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努め、あらかじめ施設の安全性を確認するものとするほか、要配慮者への多様なニーズへの配慮や、感染防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、町外にあるものも含め賃貸住宅や町外のホテル・旅館等を避難所として借り上げるなど多様な避難所を確保するよう努めるものとする。

(1) 収容者

避難所へは、次の者を収容する。

- ア 避難指示者の指示に基づき、又は緊急避難の必要に迫られ住家を立退き避難した者
 - イ 住宅が災害により全焼、全壊、流失し、又は半焼、半壊し、若しくは床上浸水の被害を受け、日常起居する場所を失った者
- 上記の者であっても被災を免れた建物に居住し、又は縁故者に避難する者はこの限りでない。

(2) 避難施設への移送

指定の避難場所が野外のため収容保護することが困難なとき等にあつては、集团的に収容保護できる適当な施設へ避難者を移送して保護するものとする。

(3) 職員の配置

避難所を開設したときは、本部長が指定した職員（避難所責任者）を派遣駐在させるものとする。避難所責任者は、避難所部の指示に従い、避難所の管理と収容者の保護等に当たり、次の事務を処理するものとする。

- ア 避難所設置及び収容状況（様式26号の1）並びに収容者名簿の記録整備
- イ 救助実施記録日計票（様式25号の1）を記録整備し、避難所部に報告すること、並びに避難所用施設及び器物借用整理簿（様式26号の2）を記録整備すること。
- ウ 飲料水、食品、生活必需品等の配分
- エ 避難所の防疫清掃等衛生管理に関すること。
- オ その他状況に応じた応援・救援措置

(4) 避難所開設状況の報告

避難所部は、避難所を開設したときは、速やかに県支部総務班を経由して県本部防災班に報告するとともに、その後の収容状況を毎日、「救助日報」（様式24号）により報告するものとする。なお、報告は、次の事項について電話等によって行うものとする。

ア 開設状況の報告

- (ア) 開設日時
- (イ) 開設場所及び施設名
- (ウ) 収容状況（うち、避難指示等による者）（施設別に）
- (エ) 開設期間の見込

イ 収容状況の報告

- (ア) 収容人員（施設別に）
- (イ) 開設期間の見込等

ウ 閉鎖報告

閉鎖日時（施設別に）

(5) 世話人の設置

- ア 避難所を開設したときは、避難所責任者を補佐するため避難者のうちから世話人若干名を置くとともに、ボランティアの協力を得るものとする。
- イ 世話人及びボランティアは、避難所責任者の指示に従って避難所の運営に協力する。

(6) 資器材の確保等

避難施設の状況に応じ、収容保護に必要なローソク、燃料等の確保、あるいは便所の仮設等は、避難所部の要請により関係各部が協力して確保し、あるいは仮設するものとする。

(7) 避難所開設の労力

避難所の開設その他収容保護に必要な労力は、世話人等

収容者の奉仕によるが、不足するときにあつては奉仕団員及びボランティア等の奉仕によるものとする。

(8) 収容期間

災害救助法による避難所の開設、収容、保護の期間は災害発生の日から7日間とするが、それ以前に必要ななくなった者は逐次退所させ、期間内に完了するものとする。ただし、開設期間中に、り災者が住居あるいは仮住居を見い出すことができずそのまま継続するときは、その数が少数であればそれ以降の収容は災害救助法によらず町本部独自の収容として行うものとし、また8日目以降においても多数の収容者を続けて収容する必要があるときは、災害発生後5日目以内に県支部保健班を通じて県本部に開設期間の延長を申請するものとする。

なお、申請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- ア 延長を要する期間
- イ 延長を要する地域
- ウ 延長を要する理由
- エ 延長を要する避難所名及び収容人員
- オ 延長を要する期間内の収容見込
- カ その他

(9) 費用の基準

1人1日当たりの費用は、岐阜県災害救助法施行細則（資料編に掲載）に定める額の範囲内とする。

(10) 所要物資の確保

避難所開設及び収容保護のための所要物資は、原則として町本部において確保するものとする。ただし、町本部において確保できないときは、県支部（総務班）に避難所用物資の確保について連絡し、県本部（健康福祉政策班の連絡により産業政策班等）又は県支部（総務班）に物資の確保及び輸送を要請するものとする。

(11) 施設使用の強制

避難所の設置に当たり、その施設の所有者又は占有者の反対により、当該施設を使用することができず、かつ、他に適当な施設がないときは、県支部（総務班）を通じ県本部（防災班）に強制命令の執行を要請するものとし、県本部はこれにより調査・検討をし、その必要を認めたときは公用令書による強制命令を執行するものとする。

(12) 応援の要請

広範かつ大規模な災害のため、輪之内町の地域内において収容保護ができないときは、県支部（保健班）に応援の要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接県本部（防災班）又は隣接市町、県支部（警察班）に応援の要請をするものとする。応援の要請に当たっては、次の事項を明示するものとする。

- ア 応援を求める内容及び理由
- イ 対象人員
- ウ 移送の方法
- エ その他必要な事項

(13) 指定避難所の運営・管理

町は、指定避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、事前に避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等の普

及に努めるとともに改善を図るものとし、災害時には避難所運営マニュアルに従って各避難所の適切な運営管理を行うものとする。

町及び各避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家との定期的な情報交換に努めるものとする。

この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるものとする。

また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。加えて、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトラック等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。また、避難の長期化等必要に応じて、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、主に次の点に留意し、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

ア プライバシーの確保状況

イ 段ボールベッド、パーティション等の活用状況

ウ 入浴施設設置の有無及び利用頻度

エ 洗濯等の頻度

オ 医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、助産師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度

カ 暑さ・寒さ対策の必要性

キ 食糧の確保、配食等の状況

ク し尿及びごみの処理状況

また、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者から必要な支援が受かれるよう、連携に努めるものとする。

町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や指定避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

県及び町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、指定避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

町は、指定避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性

専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置等、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。また、外国人への対応について十分配慮するものとする。

町は、指定避難所等における女性やこども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性やこども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、県警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

町は、それぞれの指定避難所に収容されている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報を「分散避難システム」等を活用し早期把握に努めるものとする。また、民生委員児童委員、介護保険事業者、福祉サービス提供者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供するものとする。

町は、自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外への避難者者、在宅避難者及び車中泊避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。また、支援拠点や車中泊避難スペースが設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を提供することとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

(14) 広域避難

ア 町の役割

町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

イ 県の役割

県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

県は、町から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。

ウ 国の役割

国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。

エ 関係機関の連携

国、県、町、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

国、指定行政機関、公共機関、県、町及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相

互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

(15) 広域一時滞在

ア 町の役割

町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

また、町は指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

町は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

イ 県の役割

県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、町からの要求を待ついとまがないときは、町の要求を待たないで、広域一時滞在のための要求を町に代わって行うものとする。

また、県は、町から求めがあった場合には、受入先の候補となる市町村における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言するものとする。

ウ 国の役割

国は、町及び県が被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を町に代わって行うものとする。また、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、町からの要求を待ついとまがないときは、町の要求を待たないで、町に代わって行うものとなる県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行うものとする。

11 帰宅困難者対策

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で、多くの人々が長距離間を移動しており、大規模災害が発生した場合、自力で帰宅することが極めて困難となる人々が多数発生することが想定される。

このため、災害発生時の安否確認の支援、被害情報の伝達、避難所の提供、帰宅のための支援等帰宅困難者に対する支援体制を速やかに構築する。

(1) 町民、事業所等の啓発

県及び町は、都市圏において、公共機関が運行を停止し、帰宅困難者が大量に発生する場合は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。また、各種手段により、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な啓発に努めるものとする。

(2) 避難所対策、救援対策

町は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への収容が必要になった人への救助対策、避難所対策を図るものとする。

(3) 徒歩帰宅困難者への情報提供

町は、企業、放送事業者、防災関係機関等との情報収集により、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。

第3節 食料供給計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 災害時の調達 (1) 米穀取扱業者等に供給依頼 (2) 災害救助法適用災害にかかる食料の確保 2 炊き出しの実施 (1) 予定施設等 ― 給食施設等既存施設等及び米飯業者への委託 (2) 配分 ― 避難所責任者、自治会、自主防災組織等ボランティアの協力を得て実施 3 災害救助法による基準（本節 12、13 参照）	本部事務室・広報部 情報収集部 資材部 炊き出し部

1 計画の方針

災害時におけるり災者及び災害応急対策従事者に対する炊き出し等食料品の供給は、次によるものとする。

2 実施担当者

炊き出し等食料の供給の実施は、町本部炊き出し部が行うものとする。ただし、災害応急対策従事者等については関係部が実施する。なお、小規模災害時において地区単位に実施する炊き出しにあつては、その程度に応じ各自主防災組織単位においてそれぞれに実施するものとする。

3 供給活動における配慮

町は被災者へ食料等を供給する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努めるものとする。

4 供給品目

原則として米穀とするが、実情に応じて配慮するものとし、具体的には次のものとする。

- (1) 弁当、握り飯等
- (2) 乾パン、生パン、缶詰、インスタント食品等
- (3) 乳幼児については粉ミルク
- (4) 副食品

副食は、災害発生直後の混乱時あるいは給食者が分散しているとき等、副食の配分が困難なときにあつては、缶詰、ビン詰、梅干、漬物等の輸送配分に便利なものによるものとする。なお、給食が長期にわたるような場合にあっては、栄養価を考慮して実施しなければならないが、食器を必要とするような副食は、事態が平穏化し、食器が支給され、あるいは確保できたのち行うものとする。

(5) 湯茶

ア 防疫上、生水の飲用を避けるため、炊き出しにあわせ必ず湯茶の併給を行うものとする。

イ 湯茶は、り災者の所持する水筒等の容器に供給するほか集団的に食事をし、あるいは収容する場所には、湯茶及び容器を備え付け供給する。

5 主食料の一般的確保

り災者及び災害応急対策従事者に対する炊き出し及び食品給与のために必要な米穀等は、町本部資材部が米穀販売業者等から購入する。

6 災害救助法適用災害にかかる主食料の確保

災害救助法が適用された場合で、前記4の一般的な確保が困難な状態における主食料の確保は、県計

画第3章第19節「食料供給活動」の定めるところによるものとする。

7 副食の確保

副食及び副食の原材料並びに炊き出しのため必要な燃料等の確保は、町本部において行うものとする。ただし、災害の規模その他により町内において確保することができないときは、県本部又は県支部あるいは隣接市町に要請するものとする。

8 炊き出しの実施

炊き出しの方法等は、おおむね次の要領で炊き出し部が施設の管理者と協議して定めるものとする。

(1) 炊き出しの方法

炊き出しは、町本部が奉仕団及びボランティア等の労力により輪之内町コミュニティ防災センターの備品並びに給食施設等既存の施設を利用して行うものとする。実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア 町本部において直接実施することが困難なときで、米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準等を明示して業者から購入し配給するものとする。

イ 献立は、被災状況に留意し、できるだけ栄養価等を考慮するものとする。

ウ 炊き出し場所には、町本部の職員等責任者が立会い、その実施に関して指揮するとともに、関係事項を記録するものとする。なお、炊き出しを避難所施設において行うようなときは、避難所に派遣の職員が兼ねて当たるものとする。

(2) 臨時仮設

以上の方法によれない場合、あるいは適宜の場所に仮設して炊き出しを行うことが適当な場合にあっては、炊き出しを行う適当な場所に炊飯具を仮設して行うものとする。この場合は、できるだけ既存建物を利用することとするが、それができない場合にあっては、野外に天幕等を張って仮設するものとする。

9 給食責任者の配置

(1) 各炊き出し場所には、町本部職員のうちから連絡責任者を派遣駐在させ、炊き出しの円滑を期するものとする。ただし、避難所施設において炊き出しを実施する場合にあっては、避難所責任者に炊き出しの連絡責任者を兼ねさせるものとする。

(2) 連絡責任者は、炊き出し部の指示に従って、次の事項を処理する。

ア 炊き出しの実施及び配分割当てを行い、又は指揮すること。

イ 炊き出し品を食事場所（配分場所）まで輸送すること。（輸送に当たっては、資材部に連絡し、自動車等を確保して行うものとする。）

ウ 炊き出し施設を管理し、給食原材料等物品の出納管理を行うこと。

エ 炊き出し日誌（様式適宜）を備え付け、炊き出しに関する記録をすること。

10 配分

炊き出し品その他食品の給与は、次によるものとする。

(1) 引継ぎ

連絡責任者は、炊き出し品の配分条件を示して、次の者に引き継ぐものとする。

ア 避難所施設にあっては、避難所責任者、避難者による自治組織役員及びボランティア

イ 災害応急対策従事者にあっては、その部隊（団体）の指揮者

ウ 分散収容されているり災者にあっては、その地区の奉仕団及び自主防災組織役員（区長、民生委員又はボランティア団体役員等）

(2) 配分

引継ぎを受けた者は、配分条件に基づき各対象者に配分するものとするが、災害救助法に基づく炊き出し品の配分は、次によるものとする。

ア 避難所における配分は、避難所責任者が世話人及びボランティアの協力を得て各世帯別に配分するものとする。

イ この場合は、その状況を収容者名簿に記録しておくものとする。

ウ 分散収容者に対する配分に当たっては、配分責任者は、名簿（収容者名簿に準ずる。）を作成し、これに配分の状況を記録しておくものとする。

エ 上記の記録は救助終了後、炊き出し部に引き継ぐものとする。

11 食品衛生

炊き出し連絡責任者は、常に食品の衛生に心掛け、特に次の点に留意するものとする。

- (1) 炊き出し施設には飲料適水を十分供給すること。
- (2) 供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し備え付けること。
- (3) 炊き出し場所には、手洗い設備及び器具類の消毒ができる設備を設けること。
- (4) 供給食品は、防ハエ、その他衛生害虫駆除等について十分留意すること。
- (5) 使用原材料は、衛生管理が十分行われている業者から仕入を行い、保管にも注意すること。
- (6) 炊き出し施設は、学校等の給食施設又は公民館、社寺等の既存施設を利用するほか、これらが得がたい場合は、湿地、排水の悪い場所、じんあい汚物処理場等から遠ざかった場所を選定して設けること。
- (7) 炊き出しに携わる者は、皮膚、手指に化膿創のある者、下痢をしている者等は避け、できるだけ要員を固定化すること。また、炊き出しに携わった者を明確にしておくこと。
- (8) 腹痛、下痢、嘔吐、発熱等の発症者があった場合には、直ちに県支部保健班に連絡するとともに、医師の手配を行うこと。
- (9) 食料品の救援物資を受けた場合は、その出所、日時を明確に把握するとともに、食品の品質低下を避ける措置をとること。

12 応援の要請

輪之内町地域内において炊き出し等食品の供給ができないときは、炊き出し部は、本部事務室・広報部と協議し、県支部保健班に対し次の事項を明示して応援の要請をするものとする。なお、緊急を要する場合にあっては、直接隣接市町に応援の要請をするものとする。

(1) 炊き出しの実施

所要食数（人数）、炊き出し期間、炊き出し品送付先、その他必要な事項

(2) 物資の確保

所要物資の種別・数量、物資の送付先及び期日、その他必要な事項

13 災害救助法による基準

炊き出し食品の給与のうち災害救助法に基づく実施基準その他は、次のとおりである。

(1) 対象者

ア 炊き出し

炊き出しは、次の者に対して行う。

(ア) 避難所に収容された者

(イ) 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできる方途の

ない者

(注) 1 床下浸水の場合は、炊き出しの対象とはならない。ただし、避難の指示に基づき避難所に収容した者は対象とする。

2 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等は、被災した町において対象とする。

イ 食料品その他の食品の給与

床上浸水以上の被害を住家に受けたため、現在地に居住することができず、一時縁故先等に避難する者で、食料品を喪失し、持ち合わせのない者（避難の指示による避難は対象とならない。）に対して行う。

(2) 実施期間

ア 炊き出し

災害発生の日から7日以内とする。ただし、期限前に必要がなくなったときは、その日までとし、また期限を経過しても多数の者に対して継続実施の必要があるときは、町本部は期間内に県支部総務班を経由して、県本部防災班に期間延長の要請をするものとする。県本部防災班はその必要を認めたときは、内閣総理大臣（社会・援護局災害救助・救援対策室）へ協議の上、最小限度の期間を延長するものとする。期間延長の申請、要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

(ア) 延長の期間

(イ) 延長を要する地域及び対象人員

(ウ) 延長を要する理由

(エ) その他

イ 食品の給与

災害発生の日から7日以内とする。ただし、炊き出しと重複して支給することはできない。

(注) 「り災者旅行証明書」を発行した者に支給されるものである。

(3) 費用の基準

1人1日当たりの費用は、岐阜県災害救助法施行細則（資料編に掲載）に定める額の範囲内とする。

(注) 1 費用の内容は、主食、副食、燃料、雑費等の合計をいう。ただし、炊き出しに要する労力は、奉仕団により経費中には含められない。

2 費用の基準は、1人1日分であって、1食分については、1日の費用の3分の1としなければならない。

3 食品の給与は、主食、副食及び燃料費等の支給が基準額以内で現物により給付するものである。

4 り災者が一時縁故地等へ避難する場合における食品の給与は、3日分以内とする。

(4) 費用の範囲種別

支出できる費用は、おおむね次の範囲とする。

ア 主食費

(ア) 販売業者からの購入した主食代（小売価格）

(イ) 知事が農林水産省農産局長から一括売却を受け配分した主食代（売却価格）

(ウ) 配給食料のほか一般食料品店等から購入したパン、うどん、押麦、甘藷、乳児用ミルク等（購入価格）

イ 副食費

調味料を含み、その内容、品目、数量等については制限はない。

ウ 燃料費

品目、数量については制限はない。

エ 雑費

器物（釜、鍋、やかん、しゃくし、バケツ）等の借上料、謝金その他茶、はし、荷札等の購入費であって、備品類の購入は認められない。なお、市町村等公共団体からの借用した物品の借上料及び謝金は認められない。

オ その他

賃金職員等雇上費、輸送費は、特別の場合を除き原則として認められない。

(5) その他事務手続

町本部は、各炊き出し場所に責任者を配し、次の諸記録を作成し、整備保管するとともに炊き出しの状況を報告するものとする。

ア 作成記録

- (ア) 救助実施記録日計票（様式 2 5 号の 1）
- (イ) 炊き出し給与状況（様式 2 7 号の 1）
- (ウ) 救助の種目別物資受払状況（様式 2 5 号の 2）
- (エ) 炊き出し協力者、奉仕者名簿（様式 2 7 号の 2）

イ 炊き出し状況報告

炊き出しの実施状況は、毎日県支部総務班を経由して県本部防災班に炊き出し場所数及び炊き出し場所別給与人員を（朝、昼、夕に区分して）報告するものとする。報告は電話等によるものとし、様式 2 4 号「救助日報」によるものとする。

14 その他

- (1) 災害救助法によるり災者の炊き出しは、特別の場合を除いて 7 日間以内とされるので、8 日以降は、自力で炊事ができるように物資の配分その他について配慮するものとする。
- (2) 災害救助法による以外の炊き出し等に当たっては、災害救助の基準等を参考にして町本部において計画し実施するものとする。なお、防護活動者に対する米の炊き出し量は、1 食 300 グラムとして実施するものとする。

第4節 給水計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 水道施設の被害調査と応急復旧の実施 2 給水箇所 ⇒ 避難所、炊き出し場所、病院、社会福祉施設、断水地域 3 給水方法 ・ポリ容器・給水タンクによる運搬給水（応援要請） ・臨時給水栓の設置 ・県、他市町村等に応援要請 4 給水量 1人1日3リットルを目安とする。 5 災害救助法による基準（本節8参照）	ライフライン部

1 計画の方針

災害のため飲料水が枯渇し、あるいは汚染して飲料に適する水を得ることができない者に対する災害救助法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）その他による飲料水の供給は、本計画の定めるところによるものとする。

2 実施担当者

飲料水の供給は、ライフライン部が担当し、奉仕団及びボランティア等の協力を得て行うものとする。ただし、町本部において実施できないときは、岐阜県水道災害相互応援協定その他の規程に基づき、県本部又は県支部若しくは各市町村本部が応援又は協力して実施するものとする。

なお、災害救助法による給水については、県本部防災班が担当し、県支部保健班、県本部生活衛生班及び水道企業班・薬務水道班の協力を得て実施するものとする。

3 給水活動における配慮

町は被災者へ食料等を供給する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努めるものとする。

4 給水の目安

- ・給水量：おおむね1人1日3リットル
- ・給水期間：飲料水の取得手段が平常状態に回復するまでの期間（震災時においては7～15日程度）

5 給水の方法

- (1) 飲料水の供給は、被災地に近い水源地、耐震性貯水槽又は地上消火栓等適当な水源から給水車（タンク車を含む。）に積載し、又は容器により運搬供給するものとする。
- (2) 水道水源が冠水等で汚染したと認められるときは、十分な清掃及び消毒を行い、水質検査（通常の

理化学検査)を実施し、飲用に適することを確認の上供給する。

- (3) 家庭用井戸等を使用し、確保するようときにあつては、防疫その他衛生上浄化剤を投入し、あるいは交付して行う。
- (4) 給水可能な配水管がある場合は、仮設配管を行い、臨時給水栓を設けて給水する。
- (5) 給水用機械器具保有の状況は、次のとおりである。

器 具 名	容 量	数 量	保 管 場 所	備 考
給 水 タ ン ク	1,000 リットル	4 基	消 防 部	自 動 車 に 搭 載
〃	500 リットル	1 基	町コミュニティセンター	〃
ろ 水 器		2 基	仁木コミュニティセンター	〃

6 給水順序

飲料水の供給に当たって、順位を設けて配分する必要があるときは、おおむね次の順序で行うものとする。

- (1) 避難所及び炊き出し場所
- (2) 病院（手術、入院施設のあるものを優先する。）
- (3) 社会福祉施設
- (4) 断水地域の住民、施設

7 応援要請

町本部において飲料水の供給ができないときは、町本部が県支部総務班に応援の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、隣接市町のうち被災を免れた市町に応援の要請をするものとする。応援に当たっては、次の事項を明示して行う。

- (1) 供給水量（何人分又は1日何リットル等）
- (2) 供給の方法（輸送方法等）
- (3) 供給期間
- (4) 水源地及び供給地
- (5) その他給水に関連した必要な事項

8 水道の対策

ライフライン部は、災害による水道事故に対処するため、災害の発生が予想されるときは、水道技術管理者及び各要員を待機させるとともに資材の整備に努め、事故が発生したときは、次の方法でその対策を講ずるものとする。

- (1) 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。
- (2) 水源地のほかに水源を調査しておき、非常の場合その水源より取水できるよう計画を樹立するものとする。
- (3) 施設の損壊、漏水等を発見したときは、応急措置を講ずる。また、状況により、輪之内町水道公認業者（資料編10）及び岐阜県水道災害相互応援協定等に基づく市町村の応援を要請し、復旧作業の

円滑を図る。

- (4) 塩素滅菌による遊離残留塩素を１リットル当たり0.2ミリグラム以上に保持する。
- (5) 水道施設に被害があったときは、本章第４項第２節「災害情報の収集・伝達計画」の「医療衛生施設被害状況等報告書」（様式１１号の１及び様式１１号の３）により県支部総務班を経由して、県本部健康福祉班に報告するものとする。

9 災害救助法による基準

飲料水の供給のうち災害救助法に基づく実施の基準その他は、次のとおりとする。

(1) 対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができない地区に居住している者に対して行う。

- (注) 本救助は、他の一般救助と異なり、住家とか家財の被害がなくてもその地区において自力で飲料水を得ることができない者であれば対象とする。また、反対に住家に被害があっても、自力で近隣において確保できるときは本救助の対象とはしない。

(2) 実施期間

災害発生の日から７日以内とする。ただし、期限内に必要ななくなったときはその日までとし、また、期限を経過しても多数の者に対して継続して実施する必要があるときは、町本部ライフライン部は、期限内に県支部保健班を経由して県本部防災班に次の事項を明示して期間延長の申請をするものとする。

ア 延長を要する期間

イ 延長を要する地域及び対象人員

ウ 延長を要する理由

(3) 費用の範囲

支出できる費用は、おおむね次の範囲とする。

ア ろ水器その他給水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費

(ア) 機械とは、自動車、給水車、ポンプ等をいう。

(イ) 器具とは、バケツ、樽、瓶、水のう等をいう。

イ 浄水用薬品及び資材費

(ア) 薬品とは、カルキ等をいう。

(イ) 資材とは、ろ水に必要なネル、布、ガーゼ等をいう。

ウ 飲料水の輸送費及び供給のための賃金職員等雇上費

エ 費用の限度は、おおむね１人１日当たり３リットルを供給するのに必要な範囲の額とする。

(4) その他事務手続

町本部は、各給水場所に責任者を配し、次の諸記録を作成し、整備保管するとともに、飲料水の供給状況を報告するものとする。

ア 作成記録

(ア) 救助実施記録日計票（様式２５号の１）

(イ) 飲料水の供給簿（様式２８号）

(ウ) 救助の種目別物資受払状況（様式２５号の２）

イ 給水状況報告

飲料水の供給状況を毎日県支部総務班経由県本部防災班に給水地区、対象人員、供給水量、供給

方法等を報告するものとする。報告は、電話等によるものとし、様式２４号「救助日報」によって行うものとする。

第5節 生活必需物資供給計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 物資の確保 小売業者、商工会等に供給を依頼 2 生活必需物資の供給 (1) 物資集積及び配分場所 ⇒ 輪之内中学校体育館 (2) 物資配分の流れの周知（本節5参照） 3 災害救助法による基準（本節8参照）	情 報 収 集 部 資 材 部

1 計画の方針

災害により燃料、被服、寝具その他の生活必需品を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対する燃料、被服、寝具等の給与又は貸与を行う。快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、常備薬、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資等、災害発生後直ちに必要な物資の確保は各地域の防災責任主体である市町村があたるものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとし、例えば、ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳幼児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。

町は、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って災害発生後緊急に必要な物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努めるとともに、備蓄に当たっては、指定された避難場所等の位置を勘案した分散備蓄の実施や物資拠点の設置など、地域の実情に応じた体制の構築に努めるものとする。

なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

2 実施担当者

燃料、衣料、生活必需品、その他の物資の給与又は貸与については、資材部が担当するものとするが、物資を確保する場合にあつては、関係各部が協力し、また配分に当たっては他部から職員の応援を得て実施するものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、物資の確保及び輸送は、原則として県本部が行い、各世帯に対する割当及び支給は、町本部において行うものとする。さらに、県本部長が現地において直接確保することを適当と認めたときは、県支部又は町本部において確保し、また町本部において配分、支給することができないときは、県支部その他の機関が協力して実施するものとする。

3 給付対象者への配慮

町は被災者へ生活必需品等を供給する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努めるものとする。

4 給付品目

被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- (1) 寝具（毛布、布団等）
- (2) 衣料品（作業衣、婦人服、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、ズボン下等）
- (4) 身の回り品（タオル、手拭、地下足袋、靴下、サンダル等）
- (5) 炊事器具（鍋、炊飯器、包丁等）
- (6) 食器（茶わん、皿、はし等）
- (7) 日用雑貨（石けん、歯ブラシ、歯ミガキ粉等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ローソク、固型燃料、木炭等）

5 物資の確保

- (1) 町内業者等からの調達

資材部は、町内の小売業者、商工会等に協力を依頼し、生活必需品等の供給を行うものとする。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。

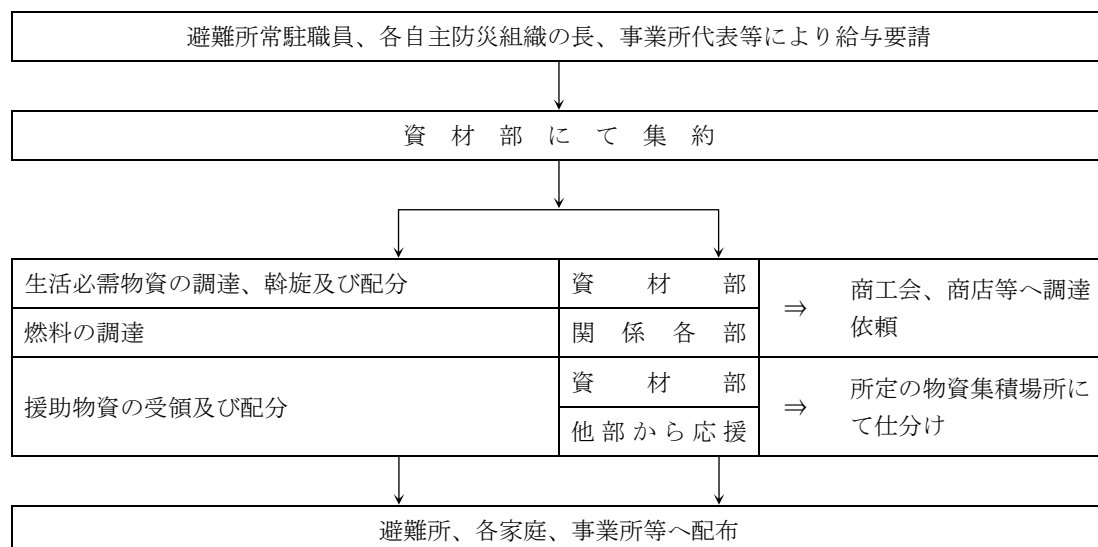
- (2) 災害救助法適用時

原則として県本部が行うが、県本部又は県支部から物資確保の指示があったときは、町本部資材部が行い、指示条件に従って町地域内あるいは隣接市町において購入確保するものとする。

6 調達及び配分の要領

物資の給与又は貸与については、次のとおり行うが、職員が不足する場合は関係部以外の部の応援を行うほか、自主防災組織、ボランティア等の協力を求めて迅速かつ的確に実施する。

また、災害救助法が適用された場合は県本部が行うが、県本部長から現地において確保するよう指示があったときは、次により行うものとする。



7 物資の配分場所

県本部から物資の送付を受け、又は町本部において確保したときは、所定の手続を完了し、輪之内中学校体育館を拠点として、配分を行うものとする。なお、物資の配分に当たっては、各物資係は町本部職員が当たるものとし、資材部では労力が不足する場合にあっては、他の部から応援を受けて実施するものとする。

8 物資の輸送

物資の輸送は、情報収集部の応援を得て行うものとする。輸送に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 物資の荷造りは、各地区単位に行い、授受を円滑に行うこと。
- (2) 輸送の方法については、原則として自動車輸送とすること。
- (3) 自動車輸送に当たっては、物資供給担当責任者が同乗し輸送の的確を期すること。

9 緊急輸送拠点の整備

県及び町は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

10 物資支援の事前準備

県及び町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

県は、水害・土砂災害や大規模地震等により被災した施設を迅速に復旧することができるようにするため、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の強化や、道路啓開等を目的とした道の駅等への備蓄コンテナの整備に努めるものとする。

11 支援物資の輸送体制の準備

県及び町は、国や民間物流事業者などと連携し、調達から指定避難所までの輸送システムの構築を図るとともに、関係機関との訓練を実施するものとする。

また、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

県及び町は、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。

12 災害救助法による基準

(1) 対象者

ア 住家が全失（全焼、全壊、流失をいう。）及び半失並びに床上浸水した世帯

イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財をそう失した世帯

ウ 物資販売機構の混乱等により資力の有無にかかわらず、家財を直ちに入手することができない状態にある世帯

(2) 世帯構成の調査報告

町本部は、様式9号の2「住家等一般被害調査表」による調査を終了したときは、速やかに様式29号「世帯構成員別被害状況報告書」を作成し、県支部総務班を経由して県本部防災班に報告するものとする。なお、本報告に当たっては緊急を要するので、文書の提出に先立って電話によって行うものとする。

(3) 物資支給の期間

災害発生の日から10日以内に各世帯に対して支給を完了するものとする。ただし、期限内に支給することができないと認めたときは、町本部は、期間内に速やかに県支部救助班を経由し、県本部防災班に期間延長の要請をするものとする。県本部防災班は、要請を受け、あるいは県本部における確保輸送が不可能なときは、速やかに内閣総理大臣に期間延長の申請をし、その同意を待って最小必要限度の期間を延長することができる。

(4) 物資の輸送

物資の輸送は、県本部防災班が、直接町本部まで行うものとする。ただし、県本部長が確保場所まで引取りを指示したときは、町本部が、その場所で引継ぎを受け輸送するものとする。

(5) その他事務手続

町本部は、物資支給についての責任者を定め、さらに直接の支給場所には各物資別に職員を配し、的確な配分を期するとともに、物資の保管及び配分の状況を様式24号「救助日報」により毎日県支部総務班を経由して県本部に報告し、次の諸記録を作成、整備保管しておくものとする。

- ア 救助用物資引継書（様式25号の3）
- イ 救助用物資割当台帳（様式25号の4）
- ウ 救助実施記録日計票（様式25号の1）
- エ 物資の給与状況（様式25号の5）
- オ 救助の種目別物資受払状況（様式25号の2）

第6節 応急住宅対策

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 用地の選定 (1) 公共用地を優先、(2) 飲料水等の入手、衛生環境、交通の便、学校との距離等を考慮 2 建設資機材及び業者の確保 3 避難行動要支援者の優先入居等に配慮 4 災害救助法が適用された場合又は町のみでは行うことが困難な場合は、県支部救助班に応援を要請	本部事務室・広報部 情報収集部 資材部 医療・救護部

1 計画の方針

災害により住家が滅失又は破損し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない者を対象に応急仮設住宅を設置し、又は住宅の応急修理を実施するものとする。

2 実施担当者

町本部における住宅の対策は、次の区分で分担するものとする。

(1) 住宅総合対策

資材部が情報収集部その他の関係部班と協議して行う。

(2) 仮設住宅の建設

資材部が行う。ただし、町本部において仮設住宅を建設する場合にあっては本部事務室・広報部の要請により資材部が協力する。

(3) 住宅の応急修理

資材部が行う。ただし、町本部において修理を行う場合にあっては、本部事務室・広報部の要請により情報収集部が協力する。

(4) 障害物の除去

資材部が行う。ただし、対策の実施を防疫、清掃等と併せて一括実施の必要があるときは、医療・救護部その他関係各部と連絡を密にして実施する。

(5) 独立行政法人住宅金融支援機構融資対策

情報収集部が協力し実施する。

(6) その他の住宅対策

特殊収容施設への収容又は特殊な住宅融資等は、それぞれの対策担当部が実施する。

3 住宅確保等の種別

住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなったり災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種類及び順位によるものとする。

対 策 種 別			内 容
住宅の確保	1 自 力 確 保	(1) 自 費 建 設	り災世帯が自力（自費）で建設する。
		(2) 既 存 建 物 の 改 造	被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3) 借 用	親せきその他一般の借家、貸間、アパート等を借りる。
	2 既 存 公 営 施 設 収 容	(1) 公 営 住 宅 入 居	既存公営住宅への特定入居又は目的外使用
		(2) 社会福祉施設への入所	老人ホーム、児童福祉施設等、県、町又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所
	3 融 資 国 庫 資 金	災害復興住宅融資	自費で建設するには資金が不足する者に対して独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
		地すべり等関連住宅融資	
	4 災害救助法による仮設住宅供与		自らの資力では、住宅を得ることができない者に対して町が仮設の住宅を供与する。
	5 公 宅 建 設 公 営 住	(1) 災 害 公 営 住 宅 の 建 設	大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。
		(2) 一 般 公 営 住 宅 の 建 設	一般の公営住宅を建設する。
住宅の修繕	1 自 費 修 繕		り災者が自力（自費）で修繕をする。
	2 資 金 融 資	(1) 国 庫 資 金 融 資	自費で修繕するには資金が不足する者に住宅金融支援機構が融資（災害復興住宅融資）して補修する。
		(2) そ の 他 の 公 費 融 資	生活困窮世帯に対して社会福祉協議会及び県が融資して改築あるいは補修する。
	3 災害救助法による応急修理		自らの資力では、住宅を修繕することができない者に対して町が応急的に修繕する。
	4 生活保護法による家屋修理		保護世帯に対し、生活保護法で修理する。
障害物の除去等	1 自 費 除 去		り災者が自力（自費）で除去する。
	2 除 去 費 等 の 融 資		自力で整備するには資金が不足する者に対し、住宅修繕同様融資して除去する。
	3 災害救助法による除去		生活能力の低い世帯のために町が除去する。
	4 生活保護法による除去		保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪下ろしを生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）で行う。

- (注) 1 対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので適宜実情に即して順位を変更する必要がある。
- 2 「住宅の確保」のうち3の融資、4及び5の建設は、住家の全焼、全流失及び全壊した世帯を対象としたものである。
- 3 「住宅の修繕」のうち2の(1)の融資及び3による修理は、住家の半焼、半壊若しくはこれらに準ずる程度の損害を受けた世帯を対象としたものである。
- 4 「障害物の除去等」とは、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいうものである。

4 体制整備等

(1) 供給対策の整備

県及び町は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、必要戸数分の建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。また、用地ごとの災害リスク等の情報把握に努めるとともに、災害時応援協定締結団体による供給能力等の把握に努めるものとする。県及び町は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(2) 応急仮設住宅の施工経験やノウハウの共有

県は、応急仮設住宅建設の迅速化を図るため、被災地での施工経験やノウハウの共有に努めるものとする。

(3) 民間賃貸住宅の借上げ体制の確立

県及び市町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。また、災害時に円滑に提供できるようにするため、市町村や協定締結団体への災害救助法に基づく供与制度の周知と供給体制の強化を図るものとする。

5 住宅対策等の調査報告

資材部及び情報収集部は、その他関係各部と協力して、次の方法により総合及び各種対策を樹立するものとする。

(1) 住宅復興方針の決定

住宅復興及び住宅に関する応急対策の基本方針は、総合的な災害復興計画の中で審議する必要があるため、町の本部員会議に諮って決定するものとする。

(2) 希望調査

り災害に対し住宅に関する諸制度及びその内容を徹底するため、資材部は情報収集部と協力して説明会を開催し、あるいは必要に応じて相談所を開設するとともに各制度別の希望世帯をとりまとめるものとする。

(3) 仮設住宅建設予定世帯等の選定

資材部は、仮設住宅の建設及び住宅の応急修理並びに障害物の除去を希望する世帯をとりまとめ、該当地域の民生委員及び区長の意見を参考にして、その予定者を選定し順位を決めるものとする。

(4) 対策の決定

住宅対策のうち特に次の対策は、本部員会議に諮って決定するものとするが、災害復興住宅建設補修資金の債務保証については、町議会の議決を得るものとする。

ア 総合住宅対策の樹立

イ 応急仮設住宅建設予定世帯の選定

ウ 住宅応急修理予定世帯の選定

エ 障害物除去予定世帯の選定

オ 仮設住宅建設予定地の選定

カ 災害復興住宅建設補修資金の債務保証の可否

(5) 報告

資材部は、住宅対策が決定したときは、「住宅総合災害対策報告書」（様式30号）により県支部総務班を経由して、県本部防災班に報告するものとする。報告は、災害発生後5日以内に行うものとする。

6 仮設住宅の建設及び入所

仮設住宅の建設は、町本部（資材部）が直接又は建設業者に請負わせて実施するものとする。

また、災害救助法が適用されない場合にあっては、災害救助法に準じて行うものとする。

(1) 建設用地の選定

ア 用地の選定に当たっては、できる限り集団的に建築できる場所として公共用地等から優先して選定し確保するものであるが、適当な建設予定地が付近にない場合は、資材部が借上げ等を行い仮設住宅の建設をするものとする。

イ り災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適切な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議のうえ選定する。

ウ 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、り災者の生業の見通し等についても考慮する。

(2) 建設資機材及び業者の確保

町本部（資材部）は、建設業者及び関係組合等と協定して、仮設住宅の建設を行うものとする。

(3) 避難行動要支援者対策

公営住宅への優先入居のほか、仮設住宅の入居者選定の際には、避難行動要支援者への配慮を行うとともに、円滑な入居の促進に努める。

(4) 県への応援要請

町本部（資材部）は、町のみでは仮設住宅の建設を実施できないときは、県支部総務班に応援を要請する。

要請の際は、仮設住宅建設の予定場所を選定し、「応急仮設住宅入居該当世帯調」（様式31号の1）に略図（適宜No等を付し、入居該当者調と対照できるようにする。）を添えて県支部保健班に提出するものとする。

7 入居台帳の作成

資材部は、入居予定者が仮設住宅に入居したときは様式31号の2による「応急仮設住宅入居者台帳」を作成し、入居誓約書とともに整備保管しておくものとする。なお、入居者台帳を作成したときは、その写しを県支部保健班を経由して県本部防災班に提出するものとする。

8 貸与期間その他

資材部は、り災者を仮設住宅へ入居させるに当たっては、仮設住宅の趣旨をよく説明し、貸与期間が2年間であること等も指示し、様式31号の3による入居誓約書を徴するものとする。

9 備付帳簿等

仮設住宅建設に関し、次の諸記録を作成し、整備保管しておくものとする。

- (1) 応急仮設住宅入居者台帳（様式31号の2）及び入居誓約書（様式31号の3）
- (2) 応急仮設住宅入居該当世帯調（様式31号の1）及び入居該当者選考関係書類
- (3) 建設請負契約関係書類及び敷地貸借契約関係書類
- (4) 救助実施記録日計票（様式25号の1）
- (5) 救助の種目別物資受払状況（様式25号の2）

10 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、原則として資材部が建設業者に請負わせて実施するものとする。また、災害救助法が適用されない場合にあっては、災害救助法に準じて行うものとする。

11 その他の計画

災害救助法適用時における応急住宅に関する次の対策は、県計画第3章第24節「応急住宅対策」の定めるところによるものとする。

(1) 応急仮設住宅

- ア 実施者
- イ 建設戸数
- ウ 入居対象者
- エ 建設基準
- オ 建設期間
- カ 資材及び用地の確保
- キ 仮設住宅の管理（管理者、家賃等）

(2) 住宅の応急修理

- ア 実施者
- イ 修理対象者
- ウ 修理対象世帯の選定
- エ 修理箇所及び費用の基準
- オ 修理期間
- カ 資材の確保
- キ 備付帳簿等

(3) 障害物の除去

- ア 実施者
- イ 除去する対象数
- ウ 除去対象世帯の選定
- エ 除去する基準及び期間
- オ 報告様式類

(4) 低所得世帯に対する住宅融資

(5) 生活保護法による家屋修理

(6) 社会福祉施設への入所

第7節 医療、助産計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 医療・助産の実施 (1) 現地救護所の開設 ⇒ 医療救護班の現地派遣 (2) 医療機関による実施 ⇒ 医療券の交付による診療 2 移送・収容 (1) 自動車 ⇒ 本部事務室へ要請 (2) ヘリコプター ⇒ 県、自衛隊へ出動要請 3 医療関係機関への要請 (1) 災害派遣医療チーム（DMAT）等の要請 ⇒ 県支部保健班又は県本部医療救護チーム (2) 後方医療活動の要請 ⇒ 広域後方医療関係機関 4 他市町村への応援要請（明示事項） (1) 医療救護班の派遣要請 ⇒ 救助実施場所、救助対象者及び医療機関の状況、実施方法及び程度等 (2) 医薬品、衛生材料 ⇒ 品名及び数量、送付場所、送付期限等 (3) 重傷病患者の移送救助要請 ⇒ 患者数及び傷病程度、希望施設名、移送の時期及び方法等 5 災害救助法による基準（本節10参照）	情 報 収 集 部 医 療 ・ 救 護 部

1 計画の方針

災害により医療の機能が不足し、又は医療機関が混乱した場合には、り災者に対し応急的に医療、助産を施し、もって人身の保全を図るものとする。

2 実施責任者

災害時において平時の医療が不可能又は困難となったときの医療及び助産は、災害救助法を適用された場合の直接の実施は、同法に基づき町長（知事の補助執行者としての町長をいう。以下本節において同じ。）が、また同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間等は、町独自の応急対策として町長が実施するものとする。ただし、町本部限りで実施が不可能又は困難と認めたときは、県支部、県本部あるいは日本赤十字社及び岐阜県医師会その他がそれぞれの医療救護班を派遣する等の方法によって実施するものとする。

町においては、具体的には医療・救護部が担当する。

（注）災害時であっても平常の医療が可能なとき、又は一部が可能なときは、可能な範囲の医療、助産は本計画によらず平時の医療、助産の制度、方法によるものとする。

3 医療救護班の編成等

（1）被災現地等において応急医療を実施するため、地域内の医療関係者をもって医療救護班を編成し、

必要に応じて現地に出動し救助の実施に当たるものとする。なお、災害の程度により必要と認めたときは、県に応援を要請するものとする。

医療救護班の構成は、次によるものとし、災害の種類、規模、状況等に応じて適宜増員するものとする。

(2) 医療救護班の構成

ア 医師	1 名
イ 看護師、助産師又は保健師	2 名
ウ その他必要な職員	1 名

(3) 医療救護班の携行品

医療救護班は、出動にあたっては薬品等を携行するものとする。

4 医療機関の状況

町地域内の医療機関の状況は、「資料編 1」のとおりである。

5 県等における医療救護班の編成

県及び日本赤十字社等においては、次のとおり医療救護班を編成し、出動する。

県 本 部	(県立病院又は強制従事医療関係者で編成)
県 支 部	(保健班において編成)
日本赤十字社	(日本赤十字社救護班要員(医師、看護師、薬剤師等)で編成)
奉仕医療機関	(公的及び民間の医療関係者で編成)

6 救助対象者

医療及び助産の救助は、次の者に対して実施するものとする。

(1) 医療救助

- ア 医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにかかわらず、災害のために医療の途を失った者
- イ 災害時における異常な状況でストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者については、医学的配慮の上から、これを医療救護の対象とする。

(2) 助産の救助

災害発生時(災害発生前後7日以内)に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者(死産、流産も含む。)

7 実施の方法

医療の実施は、災害の条件によって一定できないが、おおむね次の方法によるものとする。

(1) 医療班の派遣による方法

被災現地において医療の必要があるときは、医療・救護部は、医療救護班を現地に派遣して実施す

るものとする。

医療救護班は、現地（避難所又は災害現地）の近くの適当な施設を利用して診療に当たるものとするが、適当な施設がない場合にあっては天幕等により野外に現地救護所を開設するものとする。なお、医療救護班の活動は、原則として災害発生後1日～2日間とし、長期間に及ぶときは、県支部保健班に派遣を要請するものとする。

(2) 医療機関による方法

ア 被災地又は隣接地域の医療機関（医療施設）によって医療を実施することが適当なときは、医療・救護部は、医療機関の代表者と協議して平時の取扱いに準じて実施するものとする。この場合、医療・救護部は患者に医療券を交付し、患者は医療機関に医療券を提示して診療を受けるものとする。

イ 医療券は、生活保護法による医療券用紙に「災害」と朱書して発行するものとする。なお、医療券を発行するいとまがないときは医療・救護部は、医療機関と連絡をとり、とりあえず診療を受けさせ事後に医療券を発行するものとする。

(注) 1 医療機関中には、はり、あんま、きゅう師を含む。

2 医療券を発行するいとまのないときは、連絡票（診察依頼書）を直接救助対象者に交付するものとする。

3 この計画は、災害時の混乱により一般の方法によれない場合の対策であるので、通常の方法で対処できる場合は、行わないのが原則である。

(3) 移送、収容

ア 医療を要するものの状態が重症病で、施設（病院）へ収容する必要があるときは、医療救護班、医療機関又は発見者は医療・救護部に通知、協議し、救助に適当な医療収容施設（病院）へ移送し、救助するものとする。

イ 患者の移送に当たって自動車等を必要とするときは、移送をしようとする者は、直ちに情報収集部に対して車両等の確保を要請するものとする。

ウ 早急に医療を施さなければならない場合で、空中輸送を必要とするときは、県支部総務班に県防災ヘリコプター及び自衛隊等のヘリコプターの出動を要請する。

(4) 応援等

町は、医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、県支部保健班にその旨を連絡する。ただし、緊急を要する場合でそれが困難なときは、隣接市町本部又は医療機関に対して応援の要請をする。

(5) 災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請

県及び町は、必要に応じて医療関係機関又は政府本部に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請するものとする。その際、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

県は、その区域内又は近隣県からの災害派遣医療チーム（DMAT）等やドクターヘリ等の派遣に係る調整を行うものとする。その際、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。また、活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）及び必要に応じた参集拠点など）の確保を図るものとする。

国、県、町及び医療機関は、医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。その際、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターは、地方公共団体に対して適宜助言を行うものとする。

(6) 後方医療活動の要請

ア 広域後方医療活動の要請

町は、必要に応じて県と連携し、広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構）に区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。

イ 広域搬送拠点の確保、運用

町は、県と連携し予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保、運営するとともに、被災町内の医療機関から広域搬送拠点までの重症者等の輸送を実施する。

なお、非被災地方公共団体は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保、運営するとともに、広域搬送拠点から、非被災地方公共団体内の医療機関までの重症者等の輸送を実施する。

8 医薬品、衛生材料等の確保

医療救護班が行う医療及び助産救助のために必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、輪之内町コミュニティ防災センターに備蓄されている救急用医療品を優先して使用し、その他は、医療に従事する関係者（医療機関）の手持品を繰替え使用するものとする。ただし、手持品がなく、又は不足した場合は薬店より調達し、なお、確保不可能又は困難なときは、医療・救護部は県支部保健班に報告し確保するものとする。

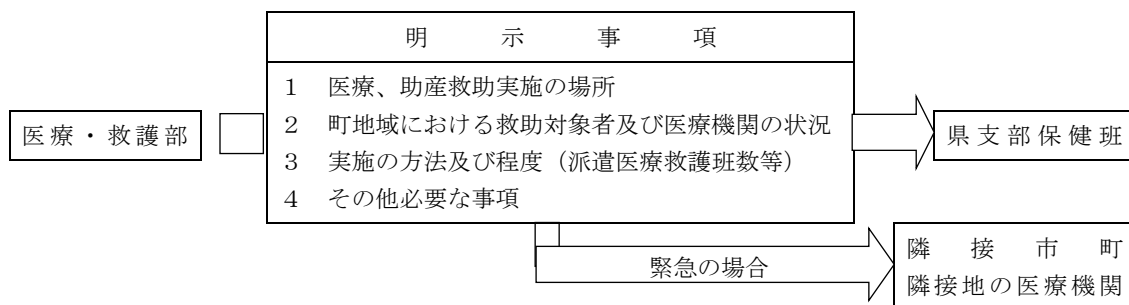
(注) 1 確保要請等の手続きは、9「応援の要請」に定める手続きに準ずる。

2 医療機関における救助等に当たって医薬品等の確保ができない場合も手続に準ずる。

9 応援の要請

医療・救護部は町本部において医療、助産等救助の実施が不可能又は困難なとき、あるいは医薬品等の確保ができないときは、次の方法によって応援斡旋等の要請をするものとする。

(1) 医療・救護部は、県支部保健班に要請する。ただし、緊急を要する場合でそれが困難なときは、隣接市町の市町本部又は医療機関に対して応援の要請をするものとする。



(2) 医薬品、衛生材料の確保斡旋の要請は、次の事項を明示して行う。

ア 品名（規格）数量

イ 送付場所

ウ 送付期限

エ その他必要な事項

(3) 重傷病患者の他地区病院等へ移送救助を要請する場合は、次の事項を明示して行う。

ア 患者数及び傷病程度の概要

- イ 希望施設名
- ウ 移送の時期、方法
- エ その他必要な事項

10 災害救助法による基準

災害救助法による医療及び助産救助の実施の範囲と程度は、おおむね次の基準によるものとする。

(1) 医療の範囲

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

(2) 助産の範囲

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前及び分べん後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(3) 程度

医療、助産救助の程度は、生活保護法による医療、助産保護に定める程度のものとする。

(4) 期間

- ア 医療救助の実施は、災害発生の日から14日以内
- イ 助産救助の実施は、分べんの日から7日以内（災害の発生前後7日以内に分べんしたもの）
- ウ 上記ア、イの期間で救助を打ち切ることができないときは、町本部は県支部保健班、県本部医療整備班経由県本部防災班に実施期間延長の要請、連絡をするものとする。
- エ 県本部防災班は、救助期間を打ち切ることが困難と認めたときは内閣総理大臣（社会・援護局保健課）に対して期間の延長を要請し、その同意を待って延長するものとする。

(5) 費用の基準

ア 医療救護班の費用

（ア） 救助費 使用した薬剤、治療材料及び医療器具消耗破損の実施（医療班が使用し、あるいは患者の移送に要した借上料、燃料等は輸送費として別途に扱う。）

（イ） 事務費 医療救護班員の派遣旅費

イ 日本赤十字社医療班の費用

要した経費の実費（災害救助法第34条に基づく。）

ウ 医療機関による費用

国民健康保険の診療報酬の例による額以内（生活保護法医療扶助の基準）

エ 助産の費用

産院その他の医療機関による場合は、使用した衛生材料及び処置費等の実費、また助産師による場合は、当該地域における慣行料金の8割以内の額

(6) 費用の請求

医療救護班費用の請求は様式35号の1により関係機関を経由して県本部防災班に提出する。また、医療機関費用の請求（含助産）は、医療・救護部が医療機関から提出された患者の診療報酬明細書を

様式３５号の５（助産については様式３５号の６）にとりまとめ、県本部防災班に提出する。

11 医療機関における対策

医療機関においては、次の対策をたてるとともに災害時の応急措置を実施するものとする。

(1) 患者の避難及び誘導移送

患者の条件（重軽傷の別、精神患者）等を考慮した避難順序及び予定場所等を決定する。移送に当たっては、できる限り看護師が付添うものとし、特に自動車を使用する場合は堅固な覆、毛布等を準備し、看護師が応急カバンを携帯して同乗する。

(2) 応急治療

避難場所において応急治療を実施する。施設その他の被害により治療できないときは、町本部等に連絡し、適宜の処置を行うものとする。適当な施設がないときは、町本部その他関係機関にその斡旋等を要請するものとする。

(3) 転送

施設の被害が甚大なため等により継続診療が長期間見込みがないときは、他の適当な施設に転送するようにするものとする。適当な施設がないときは、町本部その他機関に斡旋等を要請するものとする。

(4) 給食

患者給食は、できる限り収容機関において実施するものとするが、施設の被害その他により不可能なときは、町本部に連絡し、被災者の炊き出し給付を受ける等応急的な給食を実施するものとする。

(5) 災害救助法患者の切替

災害救助法により医療給付されている患者については、法定期間経過後は打ち切りとなるので、保険制度等への切替指導を行うものとする。

12 診療記録

医療救護班が出動し、救助に従事したときは、次の記録を作成し、医療・救護部に提出するものとする。

(1) 医療救護班出動編成表（様式３５号の２）

(2) 医療救護活動報告書（様式３５号の３）

(3) 医療救護班医薬品衛生材料使用記録（様式３５号の４）

(4) 病院、診療所医療実施状況（様式３５号の５）

(5) 助産台帳（様式３５号の６）

(6) 救助実施記録日計票（様式２５号の１）及び救助の種目別物資受払状況（様式２５号の２）

第8節 り災者救出計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 住民による初期救出	本部事務室・広報部
2 救出作業は消防部が実施	医 療 ・ 救 護 部
3 救出に必要な資機材 → 現地等において確保（借上げ）	消 防 部
4 県、自衛隊等への応援要請	大 垣 警 察 署

1 計画の方針

災害時において、生命、身体が危険な状態にある者の救出又は生死不明の状態にある者に対する必要な救助、捜索、保護を図る。

2 実施担当者

町本部におけるり災者の救出は、医療・救護部が行い、消防部、県支部警察班その他関係機関と連絡をとって実施するものとするが、直接の実施は町本部部員、消防部員及び奉仕団員等の労力等によって行うものとする。

3 救出の対象者

り災者の救出は、次の状態にある者に対して行う。なお、本救出は、災害にかかった原因の種別あるいは住家の被害とは関係なく必要に応じて実施するものとする。

(1) 災害のため、おおむね次のような生命身体が危険な状態にある者

ア 火災の際に火中に取り残されたような場合

イ 地震の際に倒壊家屋の下敷きになったような場合

ウ 水害の際に流出家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合

エ がけ崩れ等により生き埋めになったような場合

(2) 災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定され、又は生命があるかどうか明らかでない者

4 発見者の通報

救出を要する状態にある者を発見した者は、直ちに救出に当たるとともに独自で救出できない場合にあっては、町本部（医療・救護部、消防部）又は警察官に通報しなければならない。

5 救出の方法

(1) 町本部における救出作業は、医療・救護部と消防部が協議してその対策をたて、作業は消防部長（消防団長）又はその代理者が指揮するものとする。

(2) 救出の具体的な方法は、災害条件によってそれぞれ異なるが、救出に必要な労力（活動組織）あるいは機械器具等の確保は、次によるものとする。

ア 活動組織等

救出作業は消防部員（消防団員）を動員して行うものとするが、不足するときはその場合に居合わせる活動可能な者の協力を得るものとする。なお、さらに不足し、あるいは特殊技術を必要とす

る作業のため技術者を要する場合は、救出指揮者は町本部医療・救護部にその旨連絡し応援を得るものとする。連絡を受けた医療・救護部は、町本部部員の動員派遣をし、まだなお不足する場合は、奉仕団員の動員派遣又は技術者を動員（雇上げ）するものとする。

イ 救出用資器材等

救出に必要な機械器具及び資材は、現地等において確保（借上げ）するものとするが、確保できないときは、現地指揮者は町本部医療・救護部に連絡し関係各部と協議して確保するものとする。

ウ 県防災ヘリコプターの要請

ヘリコプターによる空中輸送が必要な場合は、「岐阜県防災ヘリコプター応援協定」に基づき、県防災ヘリコプターを要請する等実情に即した方法により速やかに行う。

6 応援の要請

本部事務室・広報部は、町本部において救出作業ができないとき、又は機械器具等の借入れができないときは、県支部総務班に内容を明示して応援等の要請をするものとする。

7 機関相互の連絡

救出指揮者は、救出活動に当たって出動警察官と緊密に連絡を保って相互に協力し、一体の救出作業に努めるとともに、救出後医療を要する場合にあっては、医療・救護部及び医療機関とも連絡を取り、その待機を要請する等機関相互の連絡調整に努めるものとする。

なお、救出作業の状況は、逐次町本部医療・救護部に連絡するとともに、救助終了後救出指揮者は、使用資器材の使用状況を医療・救護部に連絡するものとする。

8 災害対応職員の健康・メンタルケア対策

県及び町は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。また、救出活動を実施する各機関は、実施担当者等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

9 災害救助法による基準

災害救助法に基づき災者救出の実施基準その他は、次のとおりである。

(1) 費用の範囲

救出のため支出する費用は、おおむね次の範囲とする。

ア 借上費

舟艇その他救出に必要な機械器具の実際に使用した期間分の借上費

イ 修繕費

救出のため使用した機械器具の修繕代

ウ 燃料費 機械器具の使用に必要なガソリン代、石油代あるいは救助実施のため必要な照明用の灯油代金等

(2) 救出期間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、災害発生の日から4日以上経過してもまだ救出を要するものが生じ、災害救助法による救出の必要があるときは、町本部は、法定の救出期間内に県支部保健班を経由して県本部防災班に期間延長の要請をするものとする。県本部は、町本部からの要請等により延長の必要を認めたときは、内閣総理大臣に申請して必要最小限度の期間を延長するものとする。

なお、延長の要請申請に当たっては、次の事項を明示するものとする。

- ア 延長を要する予定期間
- イ 延長を要する地域
- ウ 延長を要する理由又はその状況
- エ 救出を要する人数

(3) 事務手続

町本部は、救出に関し、次の諸記録を作成し、整備保管しておくものとする。なお、町本部は救出期間中は、その状況を毎日「救助日報」(様式24号)により、県支部保健班経由県本部防災班に電話等によって報告するものとする。

- ア 救助実施記録日計票(様式25号の1)
- イ り災者救出状況記録簿(様式36号)
- ウ 救助の種目別物資受払状況(様式25号の2)

第9節 学用品等支給計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 実施担当者 (1) り災児童生徒等の調査報告 → 各学校 (2) 教科書等の確保 → 教育課 (3) 学用品等の割当 → 教育課 (4) 物品の直接支給 → 各学校 2 災害救助法による → (1) 教科書：災害発生の日から1箇月以内 学用品の支給期間 (2) 文房具・通学用品等：災害発生の日から15日以内 3 教科書及び文房具 → 県本部からの指示条件、各学校の意見により調達の調達、輸送	情 報 収 集 部

1 計画の方針

災害により住家の被害を受け、学用品を滅失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒に対し、被害の実情に応じ、教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給し、教育活動の確保に努めるものとする。

2 実施担当者

町本部における教材、学用品の調達、支給は、災害救助法適用時にあつては町本部の指示に基づいて次の区分で分担して実施するものとする。なお、災害救助法が適用されない災害時の教科書の斡旋は、情報収集部が実施するものとする。

区 分	担 当 班	摘 要
り 災 児 童 生 徒 等 の 調 査 報 告	各 学 校	取りまとめ及び県支部への報告は情報収集部
教 科 書 等 の 確 保	情 報 収 集 部	
学 用 品 等 の 割 当	〃	
物 品 の 直 接 支 給	各 学 校	情報収集部で各学校別に配分

3 支給の種別

学用品等の支給又は斡旋は、災害の程度によって次の種別に区分して扱うものとする。

(1) 災害救助法による学用品支給条件

災害救助法による教科書、文房具等学用品の費用の基準等の条件は、次によるものとする。

ア 支給対象者

住家が焼失、流失、倒壊又は半焼、半壊、床上浸水による被害を受けた小・中学校及び高等学校等に在籍する児童・生徒で、学用品を滅失又はき損した者に対して行う。

(注) 1 支給対象者は、町本部におけるり災者台帳に登載されている児童、生徒であること。

2 災害救助法が適用されなかったとき、及び住家の被害が対象基準に達しなかった者には、教科書についてのみ斡旋される。

イ 費用の基準

(ア) 教科書代

教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、情報収集部に届出又はその承認を受けて使用している教材を支給するための実費

(イ) 文房具及び通学用品等

小学校児童
中学校生徒
高等学校等生徒 } 岐阜県災害救助法施行細則（資料編に掲載）に定める額の範囲内とする。

ウ 支給期間

(ア) 教科書は災害発生の日から1箇月以内

(イ) 文房具及び通学用品等は、災害発生の日から15日以内。ただし、期間内に支給することが困難なときは、町本部は、県支部総務班を経由して県本部防災班に期間の延長を要請するものとする。県本部防災班は、延長の必要を認めたときは内閣総理大臣に期間延長の申請をし、その同意を待って延長するものとする。要請、申請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- ・ 延長の見込期間
- ・ 期間延長を要する地域
- ・ 期間延長を要する理由
- ・ 延長を要する地域ごとの児童、生徒数
- ・ その他

(2) 災害救助法適用災害時で住家が規定被害に達しなかった場合の斡旋

災害救助法は適用されたが、教科書等を失った児童・生徒の属する世帯の被害が床上浸水又は半壊に達しない場合の経費は、本人の負担とする。調達については災害救助法適用分と併せて調達する。

(3) 近隣市町に災害救助法が適用された場合の斡旋

同一時の災害において近隣市町に災害救助法が適用されたが、町においては適用を受けなかった場合で、教科書をその災害のため失ったものがあり、支給の必要があるときは、(2)と同様に一括斡旋するものとする。

(4) り災児童生徒及び教科書等被災状況の調査、報告

情報収集部は、災害が発生し、学用品等の支給の必要があると認めたときは、学校に調査、報告を要請するものとする。調査、報告の方法等は、次のとおりである。

区 分	調査、報告の方法	各学校における期限	各学校から情報収集部への提出期限	情報収集部から県支部への提出期限
り災児童生徒等の調査	災害終了後速やかに児童、生徒（又は父兄）について被災児童生徒名簿（様式37号の1）を作成する。 なお、本名簿には、住家の被害がなくても教科書を失った者については、調査作成する。	2日以内	—	—

被災教科書等調査集計	被災児童生徒名簿により被災教科書等を調査集計し、被災教科書一覧表を作成する。	3日以内	—	—
被災教科書等の報告	被災教科書報告書（様式37号の2）を作成し、提出する。	—	3日以内	5日以内

- (注) 1 災害救助法が適用されない災害時にあつては、各学校において適宜に実施する。
 2 県支部に対する報告に当たっては、情報収集部は本部事務室・広報部と合議する。

(5) 教科書及び文房具の調達、輸送

教科書、文房具等学用品の調達及び輸送は、情報収集部と資材部（災害救助法を適用しない災害の教科書の調達幹旋は情報収集部単独）が協議して行うものとする。なお、確保する物資はおおむね次のとおりとするが、各学校の意見を聞き、できるだけ必要なものを調達するものとする。

ア 教科書

被災教科書の報告数に基づき調達する。

イ 文房具（ノート、鉛筆、用紙、定規、消ゴム、クレヨン、絵具、画筆、下敷等（町教育委員会で承認した学用品を含む。））

災害救助法適用時のみ調達する。

ウ 通学用品（雨具、カバン、履物等）

災害救助法適用時にのみ調達する。

なお、物資輸送に当たっての授受は、様式37号の3の「学用品引継書」によって記録を残すものとする。

- (注) 教科書の輸送は、販売取扱店から直接町本部へ送付することがある。この場合は、納品書を県本部防災班に提出するものとする。

(6) 学用品の割当及び配分

県本部の指示により、情報収集部において学用品の調達輸送を承知したときは、次の方法により児童・生徒別に割当てをし、支給するものとする。

ア 割当て

情報収集部及び各学校は、県本部（県支部経由）からの学用品支給基準（1人当たりの量）の通知を受けたときは、速やかに各児童・生徒別に様式34号の4の「学用品の給与状況」により割当てをするものとする。

イ 支給

情報収集部及び各学校は、受領書と引換えに学用品を各児童、生徒に支給するものとする。なお、り災児童・生徒が縁故地に避難していて支給できないときは、情報収集部又は各学校において保管し、本人の登校を待って支給するものとする。

ウ 剰余物資の保管

学用品等を指示基準に従って配分した場合に剰余物資があったときは、県本部に対してその旨を報告するとともに、県本部からの指示があるまで厳重に保管しておくものとする。

(7) その他の事務手続

情報収集部及び各学校は、次の諸記録を作成し、整備保管するとともに、学用品の保管、配給の状況を毎日救助日報（様式24号）により各学校は情報収集部へ、情報収集部は県支部総務班を経由し

て県本部防災班に報告するものとする。

- ア 被災児童生徒名簿（様式 37 号の 1）
- イ 被災教科書報告書（様式 37 号の 2）
- ウ 学用品引継書（様式 37 号の 3）
- エ 学用品の給与状況（様式 37 号の 4）
- オ 救助実施記録日計票（様式 25 号の 1）
- カ 救助の種目別物資受払状況（様式 25 号の 2）

第 10 節 災害援護資金等貸与計画

1 計画の方針

り災者のうち生活困窮者等に対する事業資金その他少額融資は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年条例第 11 号）によるほか、本計画の定めるところによるものとする。

2 実施担当者

町本部における災害援護資金等の融資希望世帯の調査（選考）とりまとめは、ボランティア部が民生委員等の協力を得て行うものとする。

3 資金の種別

災害により被害を受けた生活困窮世帯等に対する資金の種別は、次のとおりである。

- (1) 災害援護資金
- (2) 生活福祉資金の災害援護資金
- (3) 母子福祉資金
- (4) 父子福祉資金
- (5) 寡婦福祉資金
- (6) その他の一般資金

4 貸付条件等の概要

各資金別の貸付その他の条件等の概要は、次のとおりである。ただし、その他一般資金については、恩給担保貸付金等一般資金の条件による。

区 分	災 害 援 護 資 金	生 活 福 祉 資 金 (災害援護資金)	母 子 福 祉 資 金 父 子 福 祉 資 金 寡 婦 福 祉 資 金
対 象 者	県内において災害救助法が適用された自然災害により法律で定める被害を受けた世帯で、世帯員の所得が一定額未満の世帯主	り 災 低 所 得 世 帯	り 災 母 子 世 帯 り 災 父 子 世 帯 り 災 寡 婦 世 帯
貸 付 世 帯 数	特 別 制 限 な し	特 別 制 限 な し	特 別 制 限 な し
資 金 種 別	特 に な し	事 業 住 宅 等 資 金	住 宅 資 金
貸 付 限 度 額	住宅損害有 350 万円 住宅損害無 250 万円	150 万円 ただし、住宅資金との重複貸付は 350 万円	住 宅 200 万円
償 還 期 間	10 年	7 年	住 宅 7 年
償 還 方 法	年 賦 等	月 賦	月 賦
貸 付 利 率	年 3 %	保証人あり 無利子 保証人なし 年 1.0 %	保証人あり 無利子 保証人なし 年 1.0 %

（注） 各資金別の貸付条件等の詳細は、それぞれの資金別条件等の定めるところによるものとする。

5 災害援護資金の貸付

町は、条例の定めるところにより、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

(1) 貸付機関

町本部とする

(2) 貸付対象世帯

町の区域内において、災害救助法による救助が行われる災害その他政令で定める災害により、災害援護資金の貸付け事由たる被害を受けた世帯で、その世帯に属する者の所得の合計額が政令で定める額に満たないものの世帯主

(3) 貸付の内容

別途に資金種別の制限はなく、生活の立て直しに必要な経費として貸付ける。

(4) 貸付条件

本資金の貸付条件は、4「貸付条件等の概要」に示すほか、次のとおりである。

ア 保証人 1人

イ 違約金 延滞元利金額につき支払遅延防止法第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率

(5) 提出書類 災害援護資金借入申込書（用紙は町備付）

6 生活福祉資金の貸付

り災者に対して県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の災害援護資金の貸付は、次のとおりである。

(1) 貸付機関

生活福祉資金（災害援護資金）の貸付は、県社会福祉協議会が行う。なお、次の各機関は、本貸付に当たってはそれぞれ協力をする。

ア 民生委員

イ 町社会福祉協議会

(2) 貸付対象世帯

災害により住家が被害を受けた世帯で、次の各条件に適合する世帯に対して貸し付けられる。

ア 低所得の世帯であること。

イ 融資によって独立自活できると認められる世帯であること。

ウ 蓄積資本がなく、他から借り入れることができない世帯であること。

(注) 1 世帯の被災の程度については、特別の制限はないが、少なくとも融資額以上の被害のあった世帯であること。

2 貸付世帯数については特別制限はないが、資金保有高の範囲内において実施される。

3 対象となる災害については、その種類、程度等に特別の指定はないが、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は除く。

(3) 資金の内容

生活福祉資金は、特別に資金種別の制限はなく、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費として貸し付けられる。

(4) 貸付条件

本資金の貸付条件は、4「貸付条件等の概要」に示すほかは、次の条件のとおりである。

ア 連帯保証人 1人以上

連帯保証人は、原則として本県に居住しその世帯の更生に熱意があり、かつ返済資力のある者

イ 延滞利子 延滞元利金につき支払遅延防止法第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率

(5) 提出書類

借入希望者は、次の書類を作成して、借入の希望者の居住地を担当区域とする民生委員に提出する。

ア 借入申込書（用紙は、町社会福祉協議会備付）

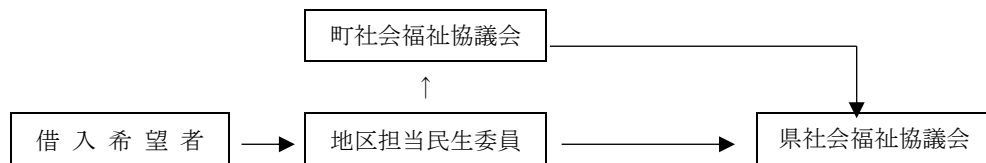
イ 借入希望者及び連帯保証人の所得証明書（町長証明）

ウ り災証明書（町長の証明書）

エ 必要経費の見積書

(6) 申込書等の提出経路機関

申込書等は、原則として次の系統で提出する。



7 母子父子寡婦福祉資金の貸付

り災母子世帯、父子世帯又は寡婦世帯に対する福祉資金の融資は、次の方法によるものとする。

(1) 貸付機関

県本部子ども家庭班が県貸付委員会の審査に基づいて貸し付けるものとする。なお、申込その他に当たっては、町本部及び県支部総務班（母子自立支援員）及び民生児童委員が協力するものとする。

(2) 貸付対象世帯

災害により住家又は事業場若しくは家財、商品等が被害を受けた配偶者のいない女子又は男子であって、現に児童（20歳未満）を扶養している者及び寡婦等に対して融資する。

(3) 資金の種別

本資金の融資は、次のものとする。

住宅資金

(4) 貸付条件

本資金の貸付は、4「貸付条件等の概要」に示すほかは、次の条件のとおりである。

ア 連帯保証人 1名以上

イ 違約金 延滞元利金につき支払遅延防止法第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率

(5) 提出書類

借入希望者は、次の書類を作成して、借入希望者の居住地域を担当とする福祉事務所に提出する。

なお、申請書等は、県支部総務班において備え付けられている。

ア 貸付申請書

イ 戸籍謄本

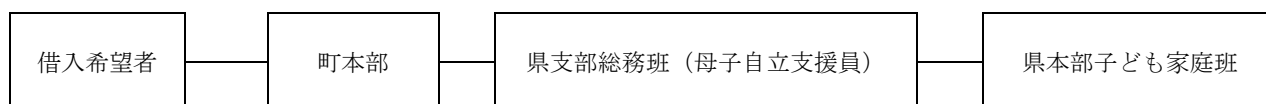
ウ り災証明書

エ 税額及び資産等証明書

オ 補修計画書

(6) 申込書等の提出経路機関等

申込書等は、次の系統で提出するものとする。



8 融資希望世帯の調査

ボランティア部は、民生委員等の協力を得て各制度の条件を被災者に説明し、その徹底を図るとともに、融資希望者の相談に応じ適当な資金の選択について指導を行い、災害発生後5日以内に資金別融資希望のとりまとめを行うものとする。ただし、災害救助法による援護資金は、他の援助と異なり、県支部総務班から指示があったときに限りその希望をとりまとめるものとする。

9 対象者の選考

災害救助法による援護資金の希望をとりまとめたとき、ボランティア部は、災害発生後7日以内に選考順位を決定する。なお、決定に当たっては、社会福祉協議会及び区長の意見を聞く等慎重を期するものとする。

10 融資希望世帯の報告

ボランティア部は、融資希望のとりまとめ及び援護資金についての選考順位を決定したときは、県支部保健班に災害発生後10日以内に報告するものとする。

第 1 1 節 遺体保護計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 行方不明者の搜索 (1) 搜索の届出の受理（必要事項－住所、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、所持品等） (2) 消防団、奉仕団の他県支部救助班に応援を要請 2 遺体の収容・処理 (1) 消防機関、警察に協力を要請 (2) 衛生部が処理場所を確保 3 埋火葬の手配 遺族等により火葬を行うことが不可能な場合は、町において実施	衛 生 部 消 防 部

1 計画の方針

災害に際し、行方不明又は死亡者が発生したときは、搜索、遺体の処理、埋葬の各段階において、警察等関係機関との連絡を密にし、遅滞なく処理し、人心の安定を図るものとする。

2 遺体の搜索

行方不明の状態にある者で、周囲の状況からすでに死亡していると推定される者があるときの遺体搜索は、次によるものとする。

(1) 搜索の方法

ア 衛生部は、遺体搜索の必要があるときは、消防部、警察官と協議してその対策をたて、その実施を消防部又は奉仕団に要請するものとする。

イ 搜索作業は、消防部長又はその代理者の指揮により実施する。なお、搜索作業の具体的な方法は災害条件等によってそれぞれ異なるが、おおむね本項第 8 節「り災者救出計画」に定める方法によって行うものとする。

(2) 応援の要請

ア 衛生部は、災害条件あるいは遺体が他市町村へ流失したこと等により町本部においてその実施ができないときは、県支部総務班に応援の要請をするものとする。ただし、急を要する場合等で下流の市町村に応援を求めることが適当なときは、直接市町村に応援を要請するものとする。

イ 応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- (ア) 遺体が埋没しあるいは漂着していると思われる場所
- (イ) 遺体数及び死亡者の氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、所持品等
- (ウ) 応援を求めたい人数、舟艇、器具等
- (エ) その他必要な事項

(3) 災害救助法による場合の基準等

災害救助法適用時の遺体搜索の実施基準は、次によるものとする。

ア 搜索する場合

行方不明の状態にある者で、周囲の事情からすでに死亡していると推定される者に対して行う。

なお、本救助は、死亡した者の居住地、住家、死亡の原因とは関係なく、その者のり災場所に災害救助法が適用されていれば救助の対象とする。

イ 搜索期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期間内において搜索を打切ることができないときは、

衛生部は、県支部総務班を経由して県本部防災班に期間延長の申請をするものとする。

ウ 費用の範囲

遺体捜索に要する費用として認められる範囲は、次のとおりである。

(ア) 借上費

舟艇その他遺体捜索のため必要な機械器具の借上費

(イ) 修繕費

捜索のため使用した機械、器具の修繕費

(ウ) 燃料費

機械、器具の使用に必要なガソリン代、石油代又は捜索作業実施のため必要な照明用の灯油代等

エ 報告及び事務手続

衛生部は、本救助を実施したときは、次の諸記録を整備保管するとともに、その状況を毎日県支部総務班を経由して県本部防災班に次の事項を様式２４号「救助日報」により報告するものとする。

(ア) 記録

- ・ 遺体捜索状況記録等（様式３８号の１）
- ・ 救助実施記録日計表（様式２５号の１）
- ・ 救助の種目別物資受払状況（様式２５号の２）
- ・ 遺体捜索用機械器具修繕簿（様式３８号の２）

(イ) 報告事項

- ・ 実施月日
- ・ 実施の地域
- ・ 実施の状況及び方法
- ・ 捜索対象遺体数
- ・ その他

３ 遺体の見分、処理

(1) 衛生部は、災害時に事故死亡したと認められる遺体を発見し、あるいは承知したときは、速やかに県支部警察班（警察官）に連絡し、その見分を待って必要に応じ遺体の処理をするものとする。

(2) 遺体の処理は、衛生部において医療班又は奉仕団等の労力奉仕により、寺院、公共建物、公園等に遺体収容所を開設し、遺体の洗浄縫合、消毒等の処置をするものとするが、町本部において実施できないときは、県支部総務班に応援出動を求める等によって実施するものとする。

(3) 町は、棺、骨つば、ドライアイス等の確保に努めるものとする。

(4) 災害救助法による場合の基準等

災害救助法適用時の遺体処理の実施基準等は、次によるものとする。

ア 遺体処理を行う場合

遺体の処理は、災害により社会混乱を来し、その処置を要するときに行うものとし、埋葬救助の実施と一致することを原則とする。

イ 遺体処理の内容

遺体の処理は、その条件によってそれぞれ異なるが、おおむね次の内容について実施するものとする。

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

遺体の識別のための処置として行う。

(イ) 遺体の一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋葬できない場合等において、遺体を特定の場所（寺院等の施設の利用又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集めて埋葬等の処置をするまで保存する。

(ウ) 検視

遺体についての死因その他について医学的検査をする。

ウ 遺体処理期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期限内において遺体の処理を打ち切ることができないときは、衛生部は、県支部総務班を経由して県本部防災班に期間延長の申請をするものとする。

エ 費用の範囲及び限度

遺体の処理に要する費用として認められる範囲及び限度は、次のとおりである。

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

(イ) 遺体の一時保存のための費用

- ・ 既存建物利用の場合は、当該施設の借上実費
- ・ 仮設の場合は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

(ウ) 検案料

医療の実施した場合は支出しないが、その他によった場合で費用を必要とするときは、当該地域の慣行料金の額以内とする。

オ 報告及び事務手続

衛生部は、本救助を実施したときは、救助実施記録日計票（様式25号の1）、救助の種目別物資受払状況（様式25号の2）及び様式38号の3により遺体の処理台帳を作成し、整備保管するとともに、その状況を毎日県支部総務班を経由して県本部防災班に「救助日報」（様式24号）により報告するものとする。

なお、遺体の処理を医療班が実施したときは、「医療救護活動報告書」（様式35号の3）によりその実施状況を報告するものとする。

4 遺体の埋葬

(1) 実施方法

災害の際死亡したもので、町本部において埋葬等（棺の支給等を含む。）を行う必要があるときは、衛生部は応急的な埋葬等（以下、埋葬とは原則として火葬することをいう。）を次のとおり行うものとする。

ア 町本部は、遺体を遺族へ引き渡し、又は火葬に付し、骨つぼ若しくは骨箱を遺族に引き渡す。

イ 身元の判明しない遺体については、警察その他関係機関に連絡しその調査に当たる。状況によっては火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋収蔵する等必要な措置をとる。

ウ 火葬場の被災等により、火葬が困難な場合、県に他市町村等の応援を要請する。

(2) 埋葬時の留意事項

埋葬等の実施に当たっては、次の点に留意を要する。

ア 事故死の疑いのある遺体については、必ず警察機関から引継ぎを受けた後、埋葬等に付すること。

イ 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡しその調査に当たる。

ウ 他市町村の被災遺体が漂着（本町に災害救助法が適用されていない場合）し、その身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡人としての取扱によるものとする。

(3) 災害救助法による場合の基準等

災害救助法適用時における遺体埋葬の実施基準等は、次によるものとする。

ア 埋葬は、次の場合に行うものとする。

(ア) 災害の混乱時に死亡した者であること。（災害の発生前に死亡した者で、葬祭の終わっていないものを含む。）

(イ) 災害のため次のような理由で埋葬を行うことが困難な場合であること。

- ・ 緊急に避難を要するため時間的、労力的に埋葬を行うことが困難な場合
- ・ 墓地又は火葬場等が浸水又は流出し、個人の力では埋葬を行うことが困難な場合
- ・ 経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず棺、骨つば等の入手困難な場合
- ・ 埋葬すべき遺族がないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難な場合

(ウ) 法適用地域の遺体が他市町村に漂着したような場合で漂着市町村が実施する場合にも行う。

ただし、このような場合は、原則として遺族、縁故者又は被災地の市町村本部が引取るべきであるが、被災地域が社会的混乱のため引取りが困難なときに限って漂着地の市町村本部が実施する。なお、この場合の経費は、実施市町村本部が県本部に求償するものとする。

イ 埋葬期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期間内において埋葬救助を打ち切ることができないときは、衛生部は、県支部総務班を経由して県本部防災班に期間延長の要請をするものとする。

ウ 費用の範囲及び限度

埋葬に要する費用の範囲及び限度は、次のとおりである。

(ア) 費用の範囲

棺、骨つば、火葬又は土葬に要する経費で、埋葬の際の賃金職員等及び輸送に要する経費を含むものとするが、埋葬に当たっての供花代、酒代等は含まないものとする。

(イ) 費用の限度

埋葬費用の限度は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲以内とする。

なお、大人、小人の別は、満12歳に達したもののから大人として扱うものとする。

エ 報告及び事務手続

衛生部は、埋葬救助を実施したときは、救助実施記録日計票（様式25号の1）、救助の種目別物資受払状況（様式25号の2）及びによる「埋葬台帳」（様式38号の4）を作成し、整備保管するとともに、その状況を毎日県支部総務班を経由して県本部防災班「救助日報」（様式24号）により報告するものとする。

第12節 防疫計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 知事の指示に従い感染症予防委員を選任 2 防疫班の編成 班 長（町本部の医療・救護部担当者） 1名 班 員（町本部部員） 1名 作業員（奉仕団の男子団員） 3名 3 防疫上の留意事項 （1）避難所等を優先的に実施 （2）家屋の周辺は、原則として各個人が行う。 （3）食中毒症状を示す者 ⇒ 医師の診察と保健所への通報 4 応援要請 医療・救護部 ⇒ 本部事務室・広報部 ⇒ 県支部保健班	医療・救護部

1 計画の方針

被災地においては、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等の疾病が発生しやすく、また蔓延する危険性も高いため、的確かつ迅速な防疫活動を行うものとする。

2 実施担当者

災害時における防疫の実施は、県本部、県支部が実施するもののほか、町本部医療・救護部が、県支部総務班の指導、指示に基づき地域住民、関係団体（組合）等の協力を得て行うものとする。ただし、被害が甚大で町本部のみでは実施が不可能又は困難な場合は、県支部総務班及び他市町村に応援の要請をする。

3 防疫の実施組織

各種作業実施の組織として次の班等を編成しておくものとする。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第35条第1項（第35条第4項準用）の規定による当該職員の選任

知事の指示に従って、上記職員（以下「感染症予防委員」という。）を選任し、防疫活動に従事させる。

- (2) 防疫班の編成

医療・救護部は、防疫実施のため、防疫班を編成する。

防疫班の編成は、防疫実施の範囲、程度、規模等に応じて編成するが、班の規模は、おおむね次のとおりとする。

班 長 1名
 班 員 1名
 作業員 3名

（注） 班長は、医療・救護部担当者とし、班員は町本部部員、作業員は奉仕団員等とする。

4 防疫措置の指示命令等

感染症予防上必要がある場合は、県本部長に災害の規模、態様などに応じその範囲と実施方法などを

報告し、指導を受けるものとする。

5 防疫の種別及び方法

防疫作業の直接的な実施又は協力は、次の区分によってそれぞれの機関が協力して行うものとする。

作 業 区 分			県 機 関	実 施 内 容 （ 町 機 関 ）	備 考
検 病 調 査			検 病 調 査 (県支部総務班)	情報提供等協力 (医療・救護部及び感染症予防 委員)	患者発生の届出 (医師)
健 康 診 断			健 康 診 断 (県支部総務班)	対象人員把握等協力 (医療・救護部及び感染症予防 委員)	
臨 時 予 防 接 種			予防接種の指示 (県本部感染症対策班)	予防接種の実施 (医療・救護部、感染症予防委 員及び嘱託医)	
清 潔 方 法			清潔方法の指示 (県本部感染症対策班) 清潔方法の指導 (県支部総務班)	1 公共施設の清掃 2 ごみ、し尿等収集、処分 (衛生部)	許可業者の協力
消 毒 方 法			消毒方法の指示 (県本部感染症対策班) 消毒方法の指導 (県支部総務班)	内 容 下 記	
内 訳	飲 料 水 の 消 毒	井 戸 水		井戸の消毒 (医療・救護部（防疫班）、感染 症予防委員)	
		水 道 水		水道水の消毒 (ライフライン部、感染症予防 委員)	
		町本部供給水		供給水の消毒 (ライフライン部)	
	家 屋 の 消 毒			家屋内の消毒 (医療・救護部（防疫班）、感染 症予防委員)	自主防災組織等の 協力
	便 所 の 消 毒			便所の消毒 (医療・救護部（防疫班）、感染 症予防委員)	自主防災組織等の 協力
	芥 溜 、 溝 渠 等 の 消 毒			芥溜、溝渠、その他周辺の消毒 (医療・救護部（防疫班）、感染 症予防委員)	自主防災組織等の 協力
	患者運搬用器具等 の 消 毒			患者運搬用器具等の消毒 (医療・救護部（防疫班))	
ねずみ族昆虫等の駆除			ねずみ族昆虫等の駆除指定 (県本部感染症対策班) ねずみ族昆虫等駆除の指導 (県支部総務班)	ねずみ族、昆虫駆除等の実施 (医療・救護部（防疫班）、感染 症予防委員)	

生活用水の供給	生活用水供給の指示 (県本部薬務水道班) 生活用水供給の指導 (県支部総務班)	生活用水の供給 (ライフライン部)	
感染症患者の措置	入院、移送、医療 (県本部感染症対策班、県支部総務班、感染症指定医療機関)	移送、医療等の協力 (医療・救護部、医療機関等)	

また、県及び町は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。

6 防疫業務実施の基準

消毒方法の基準等は、県計画第3章第28節「防疫・食品衛生活動」に定めるとおりとする。

7 防疫活動上の留意事項

- (1) 多数の人々が利用する場所（避難所等）を優先して実施する。
- (2) 災害に伴う家屋並びにその周辺の清掃は、各個人が行うのを原則とし、災害の状況に応じ、医療・救護部は県支部保健班と連携して、的確な指導及び指示を行う。
- (3) 食中毒症状を示す者が発生した場合、直ちに医師による診察を受けさせるとともに、保健所へ連絡する。

8 報告

災害時における防疫に関する報告は、次によるものとする。

(1) 被害状況の報告

医療・救護部は、防疫を必要とする災害が発生したときは、医療衛生施設被害状況等報告書（様式11号の1）により、防疫に関する情報を県支部総務班を経由して、県本部健康福祉部に毎日電話及び文書をもって報告するものとする。

(2) 災害防疫所要見込額の報告

医療・救護部は、災害防疫に関する所要見込額を災害防疫経費所要額調〔市町村支弁分〕（様式39号の3）により作成し、県支部総務班を経由して県本部感染症対策推進班に提出するものとする。
なお、その概要については、できる限り事前に電話をもって報告するものとする。

9 応援等の要請

医療・救護部は、防疫を要する地域の規模等により、町本部のみでは実施不可能なときは、本部事務室・広報部と協議し、県支部総務班に次の事項を明示して、応援、斡旋等の要請を行うものとする。

- (1) 要請する作業内容
- (2) 要請する防疫班数、物資名、数量
- (3) 日時、場所等
- (4) その他必要な事項

10 記録の整備

町本部において、防疫に関し整備、保管すべき書類は、おおむね次のとおりである。

- (1) 災害状況及び災害防疫活動状況報告書（日報）
- (2) 防疫経費所要額調及び関係書類
- (3) 清潔方法及び消毒方法に関する書類
- (4) ねずみ族昆虫等の駆除に関する書類

- (5) 生活用水の供給に関する書類
- (6) 患者台帳
- (7) 防疫作業日誌

11 経費の清算

災害防疫に要した経費は、他の経費とは明確に区分し、災害防疫活動を終了した後できる限り速やかに清算するものとする。

12 保健衛生活動に関する体制整備

町は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、平時から被災者支援における公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の役割を明確にするとともに、災害時の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援・派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時の保健衛生活動マニュアルの整備及び研修・訓練の実施等体制整備に努めるものとする。

第13節 清掃計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 清掃班の編成 西濃環境整備組合、西南濃粗大廃棄物処理組合及び大垣衛生施設組合と協力の上、ごみ処理班とし尿処理班に区分して、次のとおり編成する。 班長（衛生担当者） 運転手 作業員 2 ごみ処理 (1) 原則として、可燃物は西濃環境整備組合、不燃物は西南濃粗大廃棄物処理組合において処理する。 (2) 災害廃棄物の分別収集を住民に徹底する。 (3) 本節4のフローによりシミュレーションを行う。（平時） 3 し尿処理 (1) 原則として、し尿処理は大垣衛生施設組合で行うが、処理しきれない場合は、県支部総務班の指示に従う。 (2) 仮設トイレは避難者 200 人に対して、大小便器 2 個ずつ以上を設置する。 4 がれき等の災害廃棄物の処理	衛 生 部 資 材 部

1 計画の方針

災害時における被災地の清掃その他公衆衛生に関する対策は、衛生部が大垣衛生施設組合、西濃環境整備組合及び西南濃粗大廃棄物処理組合と綿密な協議を行い、本計画に定めるところにより実施するものとする。

2 実施担当者

災害時における被災地の道路、溝渠、公共施設の清掃と、し尿、ごみ等の収集処分は衛生部が行うものとする。ただし、被害が甚大で町本部のみで実施できないときは、県支部総務班に応援の要請をするものとする。

3 清掃班の編成

衛生部は、西濃環境整備組合、西南濃粗大廃棄物処理組合及び大垣衛生施設組合と協力のうえ清掃班を編成し、災害時におけるごみ又はし尿を収集・運搬する。

清掃班は、ごみ処理班とし尿処理班に区分して編成し、清掃班を構成する人員、資器材等は次のとおりとするが、災害の程度、規模、状況等に応じて、班員及び装備の増減を図る。

	班 員	作 業 機 具	車 両
清 掃 班	・班長 ・運転手 ・作業員	・スコップ ・クサミ ・トラクターショベル等	・町有車両 ・業者保有車両

4 清掃方法

清掃の実施については、次の方法によって行う。

(1) ごみの処理

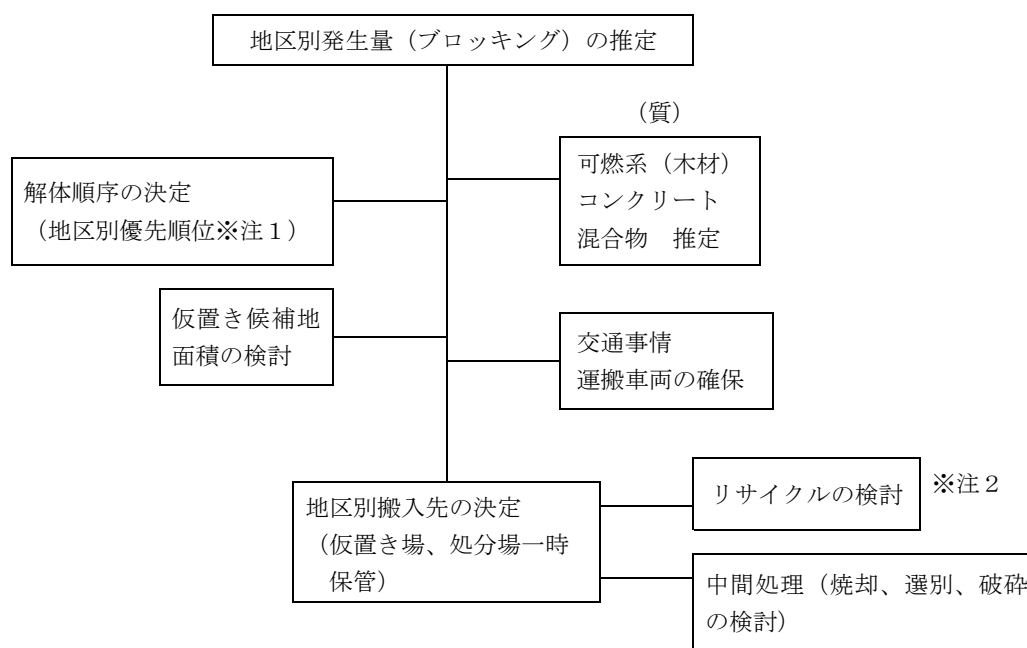
ア ごみの収集順序は、衛生部が被災地の状況（水位減水状況）及び被災地帯における屋内清掃状況等を考慮して決めるものとする。ただし、当初は、災害廃棄物を重点とした対応を行い、道路の確保に努め、感染症発生のおそれがある地帯については、これを優先する。

イ 収集に当たっては、各班の収集担当地域を明確にし、災害廃棄物の分別収集の徹底を被災住民に広報し、ごみ処理班に浸透させる。

ウ 必要に応じて設定する災害廃棄物の仮置き場、処分方法、処分場所等については、下図「災害廃棄物の処理計画フロー」により、あらかじめシミュレーションしておく。特に、仮置き場は、各地区毎の指定を検討しておくものとする。

収容したごみのうち、リサイクルできない廃棄物は、西濃環境整備組合による焼却処分を原則とし、不燃物又は焼却できないごみは、西南濃粗大廃棄物処理組合が処分する。

災害廃棄物の処理計画フロー



※注1 優先順位は、公共性、緊急性を考慮する。

注2 リサイクルの検討

（例） 木くず：チップ化による利用
コンクリート：路盤材、建設資材等による利用
金属：製鋼原料等による再生利用
畳：コンポスト化し、肥料化

(2) し尿の収集、処分

し尿のくみ取りは、ごみ収集に準じその順序を決定し、収集したし尿の処理は原則として大垣衛生施設組合で処分するものとするが、処理できないときは、県支部総務班に報告し、その指示によるものとする。

5 災害廃棄物の処理

町は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に定めるとともに、定期的に災害廃棄物に関する研修・訓練を実施したうえで必要に応じて計画の見直しを行い、災害廃棄物処理体制の強化及び計画の実行性の向上に努めるものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分地場の確保に努めるほか、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。

町は、国及び県と連携し、大量の廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努める。

国、県及び町は、発生した災害廃棄物の種類、性状等（土砂、ヘドロ、汚染物等）を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づいて、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて処理実行計画の策定や広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

また、災害発生時に河川に流出したごみは、適切に撤去・処分を行い、河川環境の保全を図るものとする。

なお、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

また、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じて事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するなど、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. W a s t e e - N e t）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等周知に努めるものとする。

6 応援等の要請

大規模災害のため、あるいは清掃施設被災のため町本部において清掃の実施ができないときは、衛生部は本部事務室・広報部と協議して、県支部、総務班に応援の要請をするものとする。

7 清掃の事務

衛生部は、災害時における清掃等の応急対策を完了した場合、次の報告をできる限り速やかに県支部総務班を経由し、県本部環境生活部廃棄物対策班に4部提出するものとする。

(1) 廃棄物処理施設等被害状況報告（様式40号の1）。ただし、1施設の復旧事業経費が80万円未満のときは、報告を要しない。

- (2) 災害廃棄物処理事業報告書（様式40号の2）。ただし、事業経費が40万円未満のときは、報告を要しない。

8 その他関連対策

清掃に関連した公衆衛生対策は、次によるものとする。

(1) 野外便所の仮設

ア 避難所施設等に伴う野外仮設便所の設置は、原則として、し尿貯留槽が装備された便所を配置する。

イ やむを得ない場合には、立地条件を考慮し、漏洩等により、地下水が汚染しないような場所を選定し、避難人員200人に対して、大小便器をそれぞれ2個ずつ設置する。なお、閉鎖に当たっては、消毒後速やかに撤去し、適正に処理する。

(2) 死亡獣畜の処理

犬、ねこの死体処理については、衛生部において焼却処分するが、牛、馬、豚等の死体処理については、資材部が町本部の指定場所で行うものとする。

(3) 埋葬遺体の処理

墓地の流出等により漂流した埋葬遺体については、本項第11節「遺体保護計画」に定める方法により処理する。

第 1 4 節 災害義えん金品募集配分計画

関係機関
本部事務室・広報部 ボランティア部

1 計画の方針

り災者にあて寄託された義えん金品を、確実かつ迅速に災者に配分するため、物資の保管場所、輸送方法、事務分担等について、総合的な計画を樹立する。

2 災害義えん金品の募集、配分計画

災害義えん金品の募集及び配分は、次によるものとする。

(1) 募集、配分機関

町地域における義えん金品の募集及び配分は、ボランティア部が中心になり、次の各機関が共同し、あるいは協力して行うものとする。

- ・ 輪之内町区長会
- ・ 輪之内町社会福祉協議会
- ・ 輪之内町女性会議
- ・ 輪之内町民生委員協議会

(2) 募集、配分会議

義えん金品を募集し、配分しようとするときは、ボランティア部は、募集配分に参加する機関の代表者を集め「義えん金品募集、配分会議」を開催し、次の事項を決定するものとする。ただし、会議を開催するいとまがないときは、関係機関と協議して定めるものとする。

ア 募集に関する事項

次のとおりだが、町本部は、関係機関等の協力を得ながら、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容リスト及び送り先を報道機関を通じて一般に公開する。また、リストは逐次改定するよう努めるものとする。

(ア) 参加団体

(イ) 募集対象（一般世帯募集、学校募集等）

(ウ) 募集の種別（金銭募集、物品募集の別）

(エ) 集積、輸送の場所、方法、期間等

(オ) その他必要な事項

イ 配分に関する事項

(ア) 配分基本方針

(イ) 配分、輸送の時期、方法

(ウ) 特殊な金品（条件付金品等）の配分

(エ) その他必要な事項

3 募集

義えん金品の募集は、県内又は他の都道府県において大災害が発生した場合、県単位機関からの通知を受けた場合、又は町単位機関において協議し、募集することに決定したときは、募集の細部について更に協議し、それぞれの組織を通じて、義えん金品の拠出を呼びかけるものとする。

4 集積

- (1) 各家庭から募集するときは、区長会、輪之内町女性会議又は民生委員協議会等の組織で各家庭を訪問して集積し、又は集積所を指定して、各家庭から持参してもらい、集積するものとする。
- (2) 小・中学校児童・生徒会又は工場等における職場募集等によって集積されたものは、それぞれの単位機関において、一括引き継ぎを受けるものとする。
- (3) 個人等で申し出のあったものについては、それぞれ申し出を受けた機関で受け付け、指定した場所に集積するものとする。

5 引き継ぎ

- (1) 募集機関で受け付け、集積単位機関において荷造りし、県機関の指定する場所に集積し引き継ぐものとする。
- (2) 義えん金品の引き継ぎに当たっては、義えん金品引継書（様式41号の2）を作成し、その授受を明らかにしておくものとする。

6 配分

県機関から配分を受け、又は受け付けた義えん金品は、次の配分基準に示すところにより、民生委員その他関係者の意見を聞き、実情に即して配分するものとする。配分は、できる限り受け付け、又は引き継ぎを受けた都度行うようにし、腐敗変質のおそれのある物資については、速やかに適宜の処置をするように配意するものとする。

(1) 配分の基準

ア 一般家庭用物資

全 失 世 帯	1
半 失 世 帯	1／2
床上浸水世帯	1／3

イ 無指定金銭

死 者（含行方不明で死亡と認められる者）	1
重 傷 者	1／2
全 失 世 帯	1
半 失 世 帯	1／2
床上浸水世帯	1／3

（注） 1 床上浸水10日以上在世帯にあつては、物資、金銭とも半失の基準によるものとする。

2 必要に応じ、金銭で物資を購入して配分することがあるものとする。

- (2) ボランティア部が、災害義えん物資をり災者に配分する場合、前記(1)ア「一般家庭用物資」に定める基準を参考にして行うものとするが、民生委員その他関係者の意見を聞き、実情に即した配分をするものとする。

7 義えん金品の管理

募集あるいは任意拠出される義えん金品の募集、配分、集積は、次の記録を作成し、あるいは発行してそれぞれ整備保管するものとし、預金に伴う利子収入は義えん金に含めるものとする。

- (1) 義えん金品拋出者名簿（様式４１号の１）
- (2) 義えん金品引継書（様式４１号の２）
- (3) 義えん金品受領書（様式４１号の３）
- (4) 現金出納簿（様式４１号の４）
- (5) 義えん金品受払簿（様式４１号の５）

8 費用

義えん金品の募集及び配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕によるものとし、輸送等の費用は、実施機関の負担とする。ただし、実施機関の負担が不可能な場合は、義えん金の一部を充当して差し支えないが、経費の証拠書類は整理保管しておくものとする。

9 町本部における分掌

町あての見舞金等については、本部事務室・広報部において現金領収をし、保管管理するものとする。

第 15 節 その他り災者の保護計画

関係機関
ボランティア部

1 計画の方針

前節までに定める以外の災害時におけるり災者の救助保護については、この計画によるものとする。

2 生活保護法の適用

災害により生活に困窮し、生活保護法による保護の必要を生じたときは、県支部総務班は、ボランティア部及び民生委員と連絡を密にし、速やかに保護の要否を決定し、困窮者の保護に当たるものとする。

3 要保護児童の措置

ボランティア部は、災害により保護者を失った児童があるときは、親族による養育を検討するとともに、子ども相談センターに連絡し連携し、児童養護施設等に保護するものとする。

4 り災者に対する国民健康保険等の給付

災害救助法による医療救助は、国民健康保険その他各種制度に優先して給付されるが、同救助は医療機構の平常化を待って平常医療制度に移行されるので、被保険者証を紛失し、又は使用不能となった者に対して、ボランティア部その他関係機関は、とりあえず医療機関と連絡をとり、保険証のないまま給付できるように努めるとともに、速やかに被保険者証の再交付をするものとする。

5 知事見舞金の支給

災害により多数のものが被害を受けたときは、次により知事見舞金をり災者に支給するものとする。

(1) 適用する災害

町管内の被害が同一災害により次の各号の一に該当するときで、知事が必要を認めたときに支給するものとする。

ア 被害が甚大で、災害救助法を適用したとき。

イ 災害救助法適用基準（災害救助法施行令第1条第1項第1号による被害で、本章第6項第1節4「災害救助法適用基準」）の3分の1以上の被害があったとき。

ウ 住家の被害のあった世帯のうち生活保護法による被保護世帯又はこれに準ずる生活困窮世帯が5世帯以上（全失換算）の被害があったとき。

エ 前各号の被害には達しないが、特に知事が見舞いの必要を認めたとき。

（注） 被害世帯数の計算は、住家の全焼、全壊、流失は1世帯を1世帯に、半焼、半壊は2世帯をもって1世帯に、床上浸水は3世帯をもって1世帯として計算する。

(2) 適用する世帯等

見舞いは、次の世帯等に対して行うものとする。ただし、知事が必要を認めないときはこの限りでない。

ア 災害の規模が(1)のア又はイに該当するときは、り災した全世帯

イ 災害の規模が(1)のウに該当するときは、り災した世帯のうち現に生活保護法による被保護世帯又はこれに準ずる生活困窮世帯

ウ 前各号のほか、知事が見舞いの実施を適当と認めた世帯

エ 災害の規模が(1)のア、イ又はエの場合に死亡し、又は重傷を負った者については、死亡した者1人について100,000円、重傷を負った者1人について50,000円

オ (1)のア、イ又はエの災害復旧に従事中死亡し、又は重傷を負った者について、死亡した者1人について100,000円、重傷を負った者1人について50,000円

6 被災者生活再建支援金の支給

自然災害により被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）による被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給の必要が生じたときは、町は、直ちに住宅被害の認定を行い、被災者への支援金の支給申請に必要な災証明書等必要書類の発行、制度の説明、被災者からの申請書等の受付、県への書類送付等、支援金支給のための事務を迅速に行うものとする。

7 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するよう積極的に検討するものとする。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

8 災害ケースマネジメントによる被災者支援

県及び町は、災害ケースマネジメントによる被災者支援を円滑かつ迅速に実施するため、関係団体と連携構築に努めるものとする。また、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行い、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第 16 節 家庭動物の救援

関係機関

衛生部

1 計画の方針

災害時には、飼い主不明又は負傷した家庭動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、猫等の動物）が多数生じると同時に、多くの被災者が家庭動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。

2 被災地域における動物の保護

町は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した家庭動物の保護、収容、救護等を行う。

3 動物の適正な飼養体制の確保

町は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

また、県及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した家庭動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。

第7項 産業応急対策計画

第1節 商工業の応急対策

関係機関

資材部

1 計画の方針

災害の発生に伴い、経済活動に混乱をきたすことが予想される。このため、町本部は、県と連絡を密にして、町地域内の経済活動が平常に行えるよう計画を定めるものとする。

2 物価安定の計画

資材部は、災害発生に伴い、物価が高騰し又は高騰が予想されるときは、速やかに商工会等関係団体と協力して、物価安定を図るものとする。

3 災害融資計画

被災商工業者の早期復興を図るため、資材部は、政府関係金融機関及び民間金融機関に対し、災害融資についての連絡を行う。また、県計画に定める一般金融、県費預託、保証助成の方法により、斡旋を行うものとする。

なお、関係のある金融機関は、次のとおりである。

- (1) 大垣西濃信用金庫輪之内支店
- (2) 西美濃農業協同組合
- (3) 株式会社大垣共立銀行海津支店
- (4) 岐阜信用金庫大垣支店
- (5) 株式会社十六銀行安八支店
- (6) 株式会社三菱UFJ銀行大垣支店

4 復旧資材等の調達計画

資材部は、救助及び復旧用の物資、資材の確保又は斡旋の要請があったとき、又は災害の状況から緊急に調達を必要と認めた場合には、町内で物資、資材の確保に適当な業者に協力を依頼し、救助及び復旧用の物資、資材の確保又は斡旋に努めるものとする。

なお、町内において確保することが困難又は不可能なときは、県支部総務班に確保、斡旋の要請をするものとする。

第2節 観光客等の応急対策

関係機関
本部事務室・広報部 情報収集部

1 計画の方針

町地域の観光施設、郊外型大型店舗や輪之内町プラネットプラザなどには、不特定多数が集まるため、災害発生の際にはパニック等の混乱が予想される。このため、本部事務室・広報部は、施設経営者又は管理者に対し、避難誘導等の施設利用者の安全確保に努めるよう指導するものとする。

2 応急対策

施設経営者又は管理者は、気象の状況その他災害条件を常に把握し、施設利用者に徹底し、緊急時における避難先、経路、避難方法等についても徹底するものとする。

3 発生時の対策

災害が発生した場合は、施設利用者の安全を図るよう対策を実施するものとする。なお、施設経営者又は管理者では応急対策ができないときは、速やかに本部事務室・広報部又は消防部若しくは警察官に応援又は実施の要請をするものとする。

この場合に要する経費は、観光施設経営者の負担とする。

4 報告

観光施設に被害があったときは、情報収集部に報告するものとする。

第3節 農作物の応急対策

関係機関
資材部

1 計画の方針

災害時における農作物の被害は、農業経営者だけではなく、流通機構や食料供給の方面にも大きな影響を与える。このため町本部は、農作物の被害を防止又は軽減するため計画を定めるものとする。

2 代作用種子の確保

災害時における代作用種子は、各農業経営者が平時から備蓄しておくものとするが、その時期ごとに資材部において、農業協同組合及び種苗業者と連絡し必要数量を確保するよう努めるものとする。資材部において代作用種子の確保が困難又は不可能なときは、町本部は県支部総務班へ確保、斡旋の要請をするものとする。

3 病虫害防除対策

災害時における病虫害の防除対策は、次によるものとする。

(1) 病虫害防除指導の徹底

浸冠水等災害により病虫害の発生が予想され又は発生したときは、資材部は病虫害の発生予察情報に基づき、各地区農事改良組合、農業協同組合、農業共済組合等と協力して病虫害防除の指導徹底に当たるものとする。なお、病虫害発生予察情報は、県本部農政部において発し、町本部に伝達される。

(2) 農薬の確保

農業協同組合、農業経営者は、災害用農薬を確保しておくものとするが、災害時に農薬が不足し確保できないときは、町本部は、県支部農林班を経由し、県本部農産園芸班に確保、斡旋の要請をするものとする。

(3) 防除器具対策

防除器具は、各地区農事改良組合及び農業協同組合に保管されているものも必要に応じこれを使用するよう措置するものとする。なお、町のみでは防除器具が不足する場合は、県支部農林班を経由し、県本部農産園芸班に応援の要請をするものとする。

4 肥料等の確保

災害時における肥料等の確保は、農業協同組合で行うものとするが、町地域内で確保できないときは、町本部は、県支部農林班を経由し、県本部農産園芸班に要請し、その確保、斡旋に努めるものとする。

第4節 畜産の応急対策

関係機関

資材部

1 計画の方針

災害時における家畜その他畜産に係る応急的な対策は、本計画の定めるところによるものとする。

2 応急対策

資材部は、畜舎の消毒、緊急予防注射等家畜の伝染病予防に当たるため家畜防疫班を編成するものとする。家畜防疫班の編成は、災害の規模等により必要があるときは、新たに町内の関係者をもって第2、第3の家畜防疫班を編成するものとする。

3 家畜の診療

災害時における家畜の診療は、災害のため平時の方法により家畜の診療を受けることができないときは、資材部が町内外の獣医師の協力を得て診療するものとする。なお、町本部において実施ができないときは、県支部保健班又は家畜保健衛生班に対して家畜の診療について要請するものとする。

応急診療に要する費用については、岐阜県農林関係手数料徴収条例第4条の規定によるものとする。

4 家畜の防疫

災害時における家畜の防疫は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき次の方法によって実施するものとする。

(1) 畜舎等の消毒

畜舎等の消毒は、家畜伝染病予防法第9条の規定に基づき県家畜保健衛生班が実施するものとする。消毒の実施に必要な薬剤、噴霧器、運搬器具等については、当該県家畜保健衛生班の持ち品を充当するものとする。

(2) 緊急予防注射の実施

家畜伝染病予防上緊急予防注射の必要があるときは、県家畜保健衛生班が家畜伝染病予防法第6条の規定に基づき実施するものとする。

(3) その他の防疫措置

その他家畜の死亡、家畜伝染病の蔓延の防止等の措置を必要と認めたときは、家畜伝染病予防法の定めるところにより実施するものとする。

5 家畜の避難

水害による浸水等災害の発生が予想され又は発生したときは、町本部は、県支部その他関係協力機関と連絡を密にし、避難場所その他について指導するものとする。町本部は、県支部農林班から連絡を受け、あるいはその他により家畜を避難させる必要を認めたときは、家畜飼育者に家畜を避難させるよう指導するものとする。

6 飼料等の確保

避難家畜に対する飼料、藁等が現地において確保できないときは、町本部は、県支部農林班に確保、斡旋について要請をするものとする。要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- (1) 要請する飼料の種類及び数量
- (2) 納品及び引き継ぐ場所及び時期

7 青刈飼料等の対策

飼料作物、牧草等が風水害により、被害を受けたときは、次の応急措置を実施する。

- (1) 全滅又は回復の見込みが少ない場合は、速やかに再播措置について指導するものとする。
- (2) 一部分の被害で回復の見込みのあるのは、速効性の肥料を施用し、生育の促進をするよう指導するものとする。

なお、災害時において飼料作物、牧草等の種子及び肥料を確保することができないときは、町本部は、県支部農林班に対して確保、斡旋の要請をするものとする。

第5節 危険物施設等の応急対策

関	係	機	関
本部事務室・広報部	消防部	情報収集部	大垣消防組合

1 計画の方針

危険物施設、高圧ガス施設、放射性物質保管施設、火薬類保管施設及び毒物劇物保管施設の設置者又は管理者は、火災、爆発、漏えい等による災害（以下「危険物災害」という。）が発生した場合又は発生のおそれのある場合は、自ら定める計画によるもののほか、この計画の定めるところにより、災害応急対策にあたるものとする。

2 災害の拡大防止

危険物災害が発生した場合には、次の事項に重点をおいてその拡大防止に努めるものとする。

- (1) 危険物の流失等により災害の発生するおそれがある場合は、速やかに拡散防止等の応急措置を講ずること。
- (2) 混触発火等による火災の発生防止と初期消火に努めること。
- (3) 危険物災害の拡大又は近隣火災の拡大による誘爆等の阻止活動を実施すること。
- (4) 施設の破壊等による放射性物質の露出、流失等による汚染の拡大防止措置を講ずること。
- (5) 毒劇物の飛散、漏洩、浸透、火災等による有毒ガスの発生防止又は除毒措置を講ずること。

3 通報及び避難

危険物災害及び二次的災害により人命に危険を及ぼすおそれがある場合には、次の事項に留意して対処するものとする。

- (1) 危険物災害の発生又は発生するおそれがある場合は、大垣消防組合（消防部）及び警察官に通報すること。
- (2) 施設の周辺住民の避難誘導、警戒区域等の設定と併せて危険表示を行うこと。
- (3) 避難の周知徹底を図るため、災害広報活動を積極的に行うこと。

4 緊急措置等

町本部長又は消防部長並びに警察官は、危険物災害の発生及び拡大の防止を図るため、被災施設の設置者又は管理者に対し法令又は条例に基づき、危険物の製造、貯蔵又は移動の制限等の緊急措置命令を発するものとする。

第8項 応急教育対策計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 被災時の措置（校舎の確保） （1）応急修理により使用できる場合 ⇒ 応急修理 （2）一部校舎が使用不能 ⇒ 特別教室、屋体施設のほか、二部授業の実施 （3）全部又は大部分の校舎が使用不能 ⇒ 公民館等公共施設又は近隣学校の校舎 （4）特定の地区が被災した場合 ⇒ 被災を免れた公民館等公共施設の利用又は仮校舎の建設 2 施設利用及び教職員確保の応援要請 ⇒ 県支部教育班に要請する。 3 児童・生徒の保護 ⇒ 町本部との連絡により登下校の決定 4 文化財所有者等への保存管理の指導	情報収集部

1 計画の方針

災害時における児童・生徒の生命の安全を確保するとともに、平時と同様に教育活動が行えるよう努めるものとする。

2 施設等の被害調査計画

（1）学校その他文教関係施設の被害状況の調査及び報告は、この計画による。なお、文教関係の報告事項は、次のとおりである。

- ア 学校施設の被害状況報告書（様式37号の5）
- イ 被災児童生徒数調（様式37号の6）
- ウ 学校給食用物資被害状況報告書（様式37号の7）
- エ 児童生徒被災状況報告書（様式37号の8）

（2）調査報告の種別

ア 概況調査報告

各学校長及びその他教育施設の長は、被害の状況を速やかに情報収集部長若しくは副本部長（教育長）に報告するものとする。洪水、道路決壊等により交通を遮断された場合は、電話連絡等により概況を報告し、その他緊急を要する場合は別にその旨報告するものとする。

イ 中間調査報告

概況報告後、被害が増大し、又は減少したとき、及び概況調査報告で省略した事項を調査し報告する。

ウ 確定調査報告

災害が終了し、被害が確定したときに全部の調査報告事項を詳細に調査し、報告するものとする。

3 施設等の応急対策計画

(1) 被害の防止対策

被害が発生したときは、被害の拡大を防止するための確な判断に基づいて、直ちに補修、補強その他の対策をとるものとする。

(2) 応急復旧等の処置

施設等に被害を受け業務の運営に支障を生じ、又はそのまま放置することが他に影響を及ぼし、拡大するような場合は、関係機関と連絡協議のうえ、本格的復旧に先立って必要限度の応急復旧を行うものとする。

(3) 清掃等の実施

学校その他文教施設の管理者は、その施設が浸水した場合等にあつては、衛生部に協力し清掃を行い、おおむね次の方法により衛生管理と施設の保全を期するものとする。

ア 浸水した校舎等はなるべく建具、床等を取りはずし、日光の射入、空気の流通を図り、床下汚物、泥土を除去し、床下には湿度に応じて所要の石灰などの散布をする。

イ 汚染された建具、床板、校具等は、よく清浄した後クレゾール水等の消毒薬を用いて拭浄する。

ウ 浸水した便所は、よく清浄した後石炭酸水（石炭酸3：水7の割合）、クレゾール水若しくはフォルマリンをもって拭浄し、又はこれを散布する。便池には、煨製石灰末、石灰乳又はクロール石灰水を注ぐ。

4 学校施設の確保

授業実施のための校舎等施設の確保は、おおむね次の方法によるものとする。

(1) 被害程度別応急教育予定場所

災害の規模及び被害の程度によって、次の施設を利用するものとする。

ア 応急的な修理で利用できる程度の場合

当該施設の応急処置をして使用する。

イ 学校の一部校舎が使用できない程度の場合

特別教室、屋体施設等を利用し、なお不足するときは二部授業等の方法による。

ウ 校舎の全部又は大部分が使用できない程度の場合

公民館等公共施設あるいは隣接学校の校舎等を利用する。

エ 特定の地区が全体的に被害を受けた場合

住民避難先の最寄りの学校、被災を免れた公民館等公共的施設を利用する。なお、利用すべき施設がないときはプレハブによる応急仮校舎の建設をする。

上記施設の決定に当たっては、関係の機関が協議し、その決定事項を教職員及び住民に徹底するものとする。

(2) 施設の応急復旧

町本部（情報収集部）は、災害終了後できる限り速やかに被災校舎等を維持保全のため、又は授業実施のため必要な範囲において応急処置を行うものとする。ただし、処置（応急復旧）をする場合にあっては、被害の状況をできる限り詳細に記録しておくため、写真の撮影保存に留意するものとする。

(3) 施設利用の応援要請

隣接学校等他市町村の公共的施設を利用して授業を行う場合には、県支部教育班に対して施設利用の応援を要請するものとする。

応援に当たっては、次の事項を明示して行う。

- ア 応援を求める学校名
- イ 予定施設名又は施設種別
- ウ 授業予定人員及び室数
- エ 予定期間
- オ その他の条件

なお、応援の要請に当たっては、副本部長（教育長）は、本部長（町長）と協議して決定するものとする。

5 教育職員の対策

災害に伴い教育職員に欠員が生じたときは、次の方法によって補うものとする。

(1) 学校内操作

欠員が少数の場合には、学校内において操作するものとする。

(2) 町内操作

学校内で解決できないときは、学校長は、町本部（情報収集部）に派遣の要請をするものとする。
情報収集部は、町内の学校間において操作するものとする。

(3) 応援要請

町において解決できないときは、町本部（情報収集部）は県支部（教育班）に教職員派遣の応援要請をするものとする。要請を受けた県支部は、管内の適当な市町村本部に対して教職員派遣の斡旋をするものとする。

教育職員派遣の応援要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- ア 応援を求める学校名
- イ 授業予定場所
- ウ 派遣要請をする人員（必要に応じその内訳）
- エ 派遣予定期間
- オ 派遣職員の宿舎その他の条件

なお、応援の要請に当たっては、副本部長（教育長）は、本部長（町長）と協議して決定するものとする。

6 応急教育実施上の留意事項

- (1) 災害時の授業に当たっては、教科書、学用品等の損失状況を考慮し、損失児童・生徒が負担にならないように留意する。
- (2) 教育の場が公民館等学校以外の施設によるときは、授業の方法、児童・生徒の保健等に留意する。
- (3) 通学道路その他の被害状況に応じ、通学等に当たっての危険防止を指導し徹底する。

- (4) 学校が避難所に利用される場合には、収容者あるいは児童・生徒に対し、それぞれに支障とならないように充分徹底する。
- (5) 授業が不可能な事態が予想されるときは、勉学の方法、量等を周知徹底する。
- (6) 授業の不可能が長期にわたるときは、学校と児童・生徒との連絡の方法、組織（子供会等）の整備工夫をしておく。

7 教材、学用品の調達及び配給

災害により教科書、文房具等の教材、学用品を失った児童・生徒に対する支給及び斡旋は、本章第6項第9節「学用品等支給計画」の定めるところによるものとする。

8 学校保健対策計画

災害時における学校給食及び児童・生徒の保健対策は、この計画によるものとする。

(1) 被害状況等の調査報告

給食関係の被害状況の掌握と災害に伴う準要保護児童・生徒給食補助の国庫負担のため、次の事項を調査し、報告するものとする。

ア 学校給食用物資の被害状況調

各小・中学校は、学校給食用物資の被害を情報収集部に報告し、情報収集部はこれを集計して県支部教育班へ報告するものとする。

イ 児童・生徒被災状況調

各小・中学校部は、児童・生徒の属する世帯の被害状況を調査し、情報収集部に報告し、情報収集部はこれを集計して県支部教育班へ報告するものとする。

(2) 給食の実施

ア 災害により被害があっても、できる限り継続して実施するものとする。

イ 施設、原材料等の被害のため実施ができないときは、速やかに応急措置を考慮して実施するよう努めること。

ウ 学校が避難所として使用されるときは、給食施設はり災者用炊き出し施設に利用されることが多いが、学校給食とり災者炊き出しとの調整に留意するものとする。

エ 従事者の保健

調理及び配分等給食従事者に対しては、健康診断を実施し、下痢状態にある者は従業を禁止し、検便を行うものとする。なお、従事者の身体、衣服の清潔保持に努めるとともに、特に調理者の手洗いを励行させるものとする。

オ 飲料水の確保

災害時における学校の飲料水は、水道、井戸水いずれについても当分の間、煮沸したものを用いること。浸水した井戸については井戸ざらいを行い、消毒薬を用いて十分消毒を行うこと。

カ 食品衛生

災害時における給食は、感染症、食中毒等の発生防止のため調理の方法、材料等に十分注意するとともに、食事前は必ず手洗いを励行させるものとする。

(3) 児童・生徒の保護

各学校長は、洪水等の災害時にあっては児童・生徒の保健指導を強化し、感染症の発生のおそれのあるときは、臨時に児童・生徒又は幼児の健康診断を行い、患者の早期発見と早期処置に努めるものとする。なお、感染症が集団発生したとき等の防疫の実施は、本章第6項第12節「防疫計画」によるものとするが、特に次の点に留意するものとする。

ア 町本部、県支部保健班又は学校医の意見を聞き、健康診断、臨時休校、消毒その他の事後措置について計画をたてるものとする。

イ 保護者その他の関係方面に対して患者の発生状況を周知させ、協力を求める。

ウ 児童・生徒等の食生活について十分な注意と指導を行う。

エ 感染症の発生原因について関係機関の協力を求め、これを明らかにするとともにその原因の除去に努める。

9 児童・生徒の安全措置

各小・中学校長は、平素の避難訓練に基づき、迅速に児童・生徒を避難させ、その掌握を確実にする等、それぞれの災害の種類及び規模に応じた救急処置及び安全措置を講ずるものとする。

(1) 登下校

地域やその時の状況判断により町本部等との連絡を密にして登下校の可否を決めるものとする。

緊急下校の際は、通学路の安全を確認し、できるだけ家庭との連絡をとりながら、小集団で下校するなどの指示をし、児童・生徒の安全を確保するものとする。

(2) 救急処置

災害が発生した場合には、速やかに適切な救急処置を行うものとする。

(3) 死傷者等の報告

災害による児童・生徒の死者、行方不明者又は負傷者のある場合には、町本部、情報収集部へ速やかに報告するものとする。

10 学校支援チーム等の受援・派遣

県教育委員会及び町教育委員会は、児童生徒の学びの継続を確保するため、国及び県外の地方公共団体と連携し、必要に応じて「被災地学び支援派遣等枠組み（D－E S T）」を活用し、国の職員や地方公共団体等の学校支援チーム、応援教職員、スクールカウンセラー等の派遣を受けるものとする。

また、国や他の地方公共団体からの要請に応じ、必要に応じて、教職員、スクールカウンセラー等を派遣し、被災地の教育活動の早期再開を支援するものとする。

11 その他文教関係の対策計画

(1) 被災教育職員の調査報告

情報収集部は、災害の発生に伴い被害を受けた教職員を調査し、県支部を経由して県本部へ報告するものとする。

(2) 公民館、その他社会教育施設の対策

公民館、その他社会教育施設等に災害が発生したときは、下記(3)「被害報告」により被害状況を報告するとともに、被災施設の応急対策等を行うものとする。なお、被災時においては、公民館等の施設は、災害応急対策のため避難所等に利用される場合が考えられるので、その受入れ等について積極的に協力するものとする。

(3) 被害報告

文化財、公民館その他の社会教育施設等に被害が発生したとき、被害の状況を県支部教育班へ報告するものとする。

(4) 文化財の対策

被災文化財については、県文化財保護審議会委員等専門家の意見を参考にして、文化財的価値を維持するよう被害文化財個々についてその対策を所有者又は管理者に指示し、指導するものとする。なお、町地域の文化財の現況は、「資料編 1 1」のとおりである。

第9項 公共施設の応急対策

関係機関

各部共通

1 計画の方針

公共施設は、災害発生後において、医療、給食、防疫等住民の生命の安全を守り、災害復旧の際の中枢として、重大な役割をもっている。すなわち、公共施設への被害が災害時における避難、救急救護活動などに大きな障害となるといえるので、公共施設についての応急対策を速やかに行えるよう努めるものとする。

2 応急対策実施責任者

災害時における公共施設の応急対策は、その施設の平時における実質上の管理者が行うものとする。

3 被害の防止

応急対策実施責任者は、災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生したときは、施設の被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、施設の巡視、補修、補強その他必要な措置をとるものとする。

4 応急復旧（措置）

応急対策実施責任者は、災害により施設が被害を受け、施設設置の目的事業に重大な支障が生じ、又はそのまま放置することが被害を拡大させるおそれがある場合等にあつては、必要に応じて本格的な復旧に先立って必要限度の応急復旧等適宜の措置をとるものとする。

5 対策実施上の留意点

応急対策実施責任者は、応急対策の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 応急対策実施の状況を所管の長に報告するとともに、予算措置を要する対策にあつては、関係各部に連絡協議して行うこと。
- (2) 被災施設の応急復旧又は取除きに当たっては、その被害状況を撮影し、被災の状況記録（写真）として保存しておくこと。

6 施設別実施要領の作成

応急対策実施責任者は、施設の被害防止等のため、施設ごとに応急対策に関する実施の要領を定めておくものとする。

実施要領の作成に当たっては、特に次の点を明示するものとする。

- (1) 実施者又は実施の組織
- (2) 対策実施の方法
- (3) 被害防止上特に重点を置くべき箇所等
- (4) 応急措置用資器材等の整備点検
- (5) その他施設条件に伴う必要な事項

7 町有財産の対策

各施設の応急対策の実施は、前記2から6までに定めるほか次によるものとする。

(1) 応急対策の実施者

災害時における町有財産の管理及び応急対策は、その財産の実質上の管理者が行うものとする。

(2) 災害時における対策

応急対策の実施者は、平時から火災の予防及び財産の善良な維持管理に努めるとともに、台風発生時において、適宜の補強その他の処置をし、関係職員を配置し、被害の予防に努めるものとする。なお、物品についても保管（所属）物品の保全に努め、浸水のおそれがあるときは、高所へ移動させる等その対策に万全を期するものとする。

(3) 応急復旧

応急対策実施者は、災害により財産が被害を受けそのまま放置することは、財産の維持管理上又は業務確保上支障があり、緊急に応急措置を要するものがあるときは、関係各部に連絡のうえ、本格的な復旧に先立って速やかに必要限度の応急復旧を行うものとする。なお、物品についても被災後直ちに修繕、手入れ等の処置を要するものがあるときは、実情に即して適宜の処置をするものとする。

8 社会福祉施設の応急対策

(1) 避難計画の作成

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、社会福祉施設入所者は、すぐに避難できない状態にある者が多いため、施設管理者は、社会福祉施設入所者を保護するための避難等の計画を樹立し、入所者の安全を確保するものとする。

(2) 入所者の安全確保

社会福祉施設の管理者は、入所者の安全を確保するため、次の措置をとるものとする。

ア 集団避難

入所者を避難させる必要が生じた場合又は避難の指示等を受けた場合は、本章第6項第2節「避難計画」に定めるところにより他地域へ集団的に避難させるものとする。

イ 臨時休園等の措置

保育所にあつては、保育を継続することにより乳児・幼児の安全の確保が困難な場合は、臨時休園とし、乳児・幼児を直接保護者へ引き渡す等必要な措置をとるものとする。

ウ 負傷者等の救出、応急手当等

入所者が被災した場合は、負傷者等の救出、応急手当等必要な措置をとるとともに、町本部へ通報し、町本部の行う救出救急活動に協力するものとする。

(3) 入所者の保育・保護

社会福祉施設又は施設職員が被災し、通常の保育、保護が困難な場合は、県本部、町本部、社会福祉施設管理者は、速やかに次の措置をとり、入所者の保育、保護の継続確保に努めるものとする。

ア 施設及び設備の確保

被災した施設及び設備については、速やかに応急復旧を行い、収容可能な場所を応急に確保するものとする。

イ 施設職員の確保

施設職員が被災し、不足する場合は、代替職員等により選定補充するなど必要な措置をとるもの

とする。

ウ 給食の実施

給食継続の確保に努めるものとし、給食が困難な場合は、町本部へ炊き出しを要請する等必要な措置をとり確保するものとする。

エ 生活必需物資の確保

入所施設において、生活物資をそう失した場合、速やかに確保し、入所者の日常生活の確保を図るものとする。

オ 保育料等の減免又は猶予

入所者の保護者が被災し、生活程度が著しく低下した場合は、入所者の保育料等の減免又は猶予のための必要な措置をとる。

(4) 被害状況の調査、報告

被害状況の調査報告は、県計画第3章第9節「災害情報等の収集・伝達」の定めるところによるが、国庫、県補助に関係する事項が多いので、速やかに調査報告するものとする。

(5) 応急復旧

災害により被害が発生した場合、町所管の施設にあっては、施設責任者は、ボランティア部長と協議し、その他にあっては施設の定めによって、速やかに応急復旧の措置を行うものとする。なお、この場合、補助対象となる被害にあっては、被害程度を記録（撮影）し、保存するものとする。

(6) 避難行動要支援者の受入れ

大規模な災害により、長期の避難生活を強いられる要介護者がいる場合は、一時的に施設へ受け入れる等の検討を行うとともに、あらかじめ町本部と施設管理者で協議を行っておくものとする。

第 10 項 公共的施設の応急対策

1 計画の方針

電気、電話、通信などの施設は、日常生活を営むうえで根幹をなすものである。これら公共的施設への被害は、単に経済的な損失であるばかりでなく、正常な社会・経済活動を阻害し、住民生活を混乱させる。したがって、これらの各施設は、それぞれの計画に基づき活動態勢を確立し、相互に連携を保ちながら応急対策及び事故防止のための活動を迅速に処理するものとする。

2 電気通信施設の応急対策

災害時の町地域における通信施設に関する応急対策は、N T T 西日本株式会社の定める防災業務計画によるほか、次の計画によるものとする。

(1) 情報通信手段の機能確保

町及びN T T 西日本株式会社は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障を生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置するほか、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。ただし、設置及び通話に要する費用は、町本部において負担するものとする。

(2) 被害報告

N T T 西日本株式会社は、町地域の公衆電話施設に災害による被害が発生したときは、速やかに被害状況を様式 4 2 号の 1 により本部事務室・広報部及び県本部防災班に報告するものとする。

(3) 応急復旧

被災した通信施設の応急復旧は、N T T 西日本株式会社の定める復旧計画によるものとするが、その復旧に当たっては、防災関連機関の緊急連絡通信の確保を優先して行い、地域の災害対策に努めるものとする。

町本部長は、被災地に孤立地域及び特に通信確保を必要とする施設等があるときは、早期復旧についてその旨をN T T 西日本株式会社に要請するものとする。

3 電力施設の応急対策

災害時の町地域における電力に関する応急対策は、中部電力パワーグリッド株式会社の定める防災業務計画によるほか、次の計画の定めるところによるものとする。

(1) 電力供給機関及び区域

町地域における電力供給会社は、中部電力パワーグリッド株式会社であり、その区域は、町全地域である。

(2) 電気施設異常発見時の通報

漏電による火災等災害防止のため、電線の断線や、電柱倒壊等を発見した者（機関）は、速やかに中部電力パワーグリッド株式会社大垣営業所に連絡するものとする。

(3) 災害時における電気の保全

中部電力パワーグリッド株式会社は、災害時における電気の保全を図るため、次の処置をとるものとする。なお、危険な場所には標旗、標灯を掲げる等人的危害の防止に当たるものとする。

ア 火災時の措置

中部電力パワーグリッド株式会社は、火災の発生を承知したときは直ちに職員を現場に派遣し、

火災又は注水により危険があると認められた場合及び消防吏員、警察官の要請があった場合は、速やかに停電するものとする。

イ 非常災害時

中部電力パワーグリッド株式会社は、暴風雨、水害等非常災害時においては、民心の安定、重要機関への送電確保のため、極力送電を維持するものとする。ただし、冠水等で危険と認めた場合は、当該範囲の送電を停止するものとする。

(4) 被害報告

中部電力パワーグリッド株式会社は、町地域に電力関係の被害が発生したときは、その状況を町本部が開設されたときは本部事務室・広報部及び県本部防災班に報告するものとする。

(5) 応急復旧

中部電力パワーグリッド株式会社は、被災施設の早期復旧に当たるものとするが、復旧に当たっては、民心の安定と社会、経済上の必要度を勘案し、その度合いの高いものから優先して復旧するものとする。優先して復旧する重要施設は、おおむね次のとおりであるが、防災機関において特に早期供給を必要とする施設があるときは、最寄りの事業所にその旨要請するものとする。

主要病院、報道機関、通信関係、上下水道、主要官庁、交通機関、避難所等

(6) 災害時の広報

電力施設の復旧状況及び電気事故防止に関する必要事項は、関係の防災機関に通知するとともに、住民に対しては、新聞、ラジオ、テレビを利用し、あるいはポスター、チラシ類の配布、サービスカーによる巡回放送等によりその徹底に当たるものとする。

(7) 関係機関相互の連絡調整

中部電力パワーグリッド株式会社における復旧活動その他対策の円滑な推進を図るため、必要があるときは関係機関と密接に連絡し、その協力を得て実施するものとする。

また、応急対策の実施上、他機関が電力施設（通信設備、復旧用器具資材）等の利用が必要なときは、最寄りの事業所に要請し、その協力を得るものとする。

第 1 1 項 大規模停電対策

1 方針

大規模かつ長期停電が生じた場合、正確な情報を迅速に提供するなど混乱の防止を図るとともに、電源車や電気自動車等の配備など応急対策を実施する。

2 実施内容

(1) 広報

県、町及び電気事業者は、住民や帰宅困難者などからの問い合わせに対する体制を整えるほか、住民等に役立つ次の情報について、ホームページやSNS等により提供するものとする。

また、情報提供は、多言語で実施するなど、外国人に対しても十分に配慮するものとする。

ア 停電及び停電に伴う災害の状況

イ 関係機関の災害応急対応に関する情報

ウ 停電の復旧の見通し

エ 避難の必要性、地域に与える影響

オ 携帯電話等の充電可能な施設等の情報

カ その他必要な事項

(2) 応急対策

県、町及び防災関係機関は、その状況に応じて活動体制を整え、関係機関と連携をとり、所管にかかる応急対策を実施する。

また、復旧計画等の情報共有を図るものとする。

(3) 電力供給

電気事業者は、県等と協議のうえ、重要施設や避難所等へ電源車や電気自動車等による緊急的な電力供給を行うものとする。

(4) 通信機器等の充電

県、町及び防災対策機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる危機等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の供給や民間事業者等と連携し充電機器等の提供に努めるものとする。

第 1 2 項 その他応急対策

町で定める計画以外の次の災害応急対策は、県計画のそれぞれの計画に基づき又はそれら対策の実施の方法に準じて行うものとする。

- (1) 災害応援要請（県計画第 3 章第 5 節）
- (2) 災害警備活動（県計画第 3 章第 3 7 節）

第4章 災害復旧計画

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

その際、地域住民の意向等を反映するとともに、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。あわせて、障がい者、高齢者等の避難行動要支援者の参画を促進するものとする。

県及び町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。

1 復旧・復興の基本方針の決定

(1) 基本方針の決定

大規模な災害が発生した場合には、復旧・復興に向けた具体的な指針、基本目標等を検討し速やかに復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、地域住民への計画内容の周知、情報提供等を行う。

また、県及び町は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画の策定等、復興事前準備に努めるものとする。

(2) 復旧・復興計画の策定

県及び町は、被災の状況、地域の特性及び関係公共施設管理者等の意向を勘案しつつ、復旧・復興計画を作成する必要があると判断した場合には、住民の意向を尊重しつつ、可及的速やかに計画を作成する。

計画の対象はおおむね次の事業とする。

ア. 公共土木施設災害復旧事業計画

- a. 河川公共土木施設復旧事業計画
- b. 道路公共土木施設復旧事業計画

イ. 農林水産業施設災害復旧事業計画

ウ. 中小企業施設災害復旧事業計画

エ. 都市災害復旧事業計画

オ. 上水道災害復旧事業計画

カ. 住宅災害復旧事業計画

キ. 社会福祉施設災害復旧事業計画

ク. 公共医療施設、病院等、災害復旧事業計画

ケ. 学校教育施設災害復旧事業計画

コ. 社会教育施設災害復旧事業計画

サ. その他の施設災害復旧事業計画

2 人的資源等の確保

災害復旧・復興対策を実施するためには、通常業務に加え、長期間に渡る膨大な業務の執行が必要になることから、県及び町は不足する職員を補うため、必要に応じて、国、他の都道府県、他の市町村に職員の派遣その他協力を求めるものとする。なお、復旧作業に従事する職員等のストレス対策は、従事する業

務の種類も踏まえ、実施するものとする。

3 その他

県及び町は、被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。

また、復旧・復興事業にあたっては、暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。